

規制改革推進に関する答申

令和2年7月2日

目次

I 総論	1
1. はじめに	1
2. 規制改革を巡る情勢と会議の役割	1
3. 審議経過	2
(1) 審議テーマの決定と審議体制	2
(2) 規制改革実施計画のフォローアップ	3
(3) 規制改革ホットラインにおける提案受付	3
4. 本答申の実現に向けて	3
5. 次のステップへ	3
II 各分野における規制改革の推進	4
1. 成長戦略分野	4
(1) デジタル時代の規制・制度のあり方	4
(2) デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検	5
ア 各インフラ施設の維持管理における新技術・データ利用促進のための環境整備	5
イ インフラメンテナンスにおけるドローン利活用に向けた環境整備	9
ウ 遠隔監視技術の活用による大型浄化槽の保守点検頻度緩和	10
(3) データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化	10
ア 交通分野におけるデータ活用の促進	10
イ 不動産関連市場の活性化に向けたデータの整備・連携	12
ウ スマートメーターのデータ活用による新たな付加価値創造	13
エ データ駆動型社会に即した個人情報の利活用	14
(4) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための株主総会の在り方について	15
(5) 書面規制、押印、対面規制の見直し	16
2. 雇用・人づくり分野	19
(1) イノベーション人材育成の環境整備	19
(2) 大学等における多様なリカレント講座の開発促進	20
(3) 雇用類似の働き方(フリーランス等)に関する相談窓口充実等の環境整備	21
ア 相談窓口の充実と周知	21
イ 労働基準関係法令の適用対象となる労働者性の判断基準の周知	22
(4) 企業とのマッチングや留学生の就労支援等による外国人材の受入れ推進	22
ア 受入れ企業と外国人材のマッチング支援や特定技能等に関する試験や申請手続き等の整備	22
イ 我が国で就職する外国人留学生に対する就労支援	24
(5) 高校生の就職支援	24
ア 各地方公共団体における就職あっせんの仕組みの選択状況の把握	24

イ 高校における更なるインターンシップの活用など	25
(6) 保育における待機児童対策協議会の活用等	26
ア 待機児童対策協議会の活用	26
イ ベビーシッターの行政手続合理化、研修機会の拡大等	27
(7) 男性の育児休業取得促進に向けたルール整備等の検討	28
(8) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討	28
(9) 雇用ルール（無期転換ルール）の周知	29
(10) 時間外・休日労働に関する協定等の届出における電子申請の推進	29
(11) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項	30
ア 最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育の実現に向けた工程表取りまとめ	30
イ 学校のICT環境整備に向けた取組状況等	30
ウ 高校生の就職の在り方の検討と支援の強化	31
エ 福祉及び介護施設における看護師の日雇い派遣に関するニーズの実態調査と公表	31
3. 投資等分野	32
(1) フィンテックによる顧客利便性の向上	32
ア 資金移動業の登録を求める収納代行規制の明確化	32
イ 資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いに関する措置	32
ウ 金融サービス仲介業者の取扱商品範囲の柔軟な規制	33
エ 金融サービス仲介業者に供託を求める保証金の水準	34
オ クレジットカード事業者の審査における性能規定とリスクベース・アプローチの導入	34
(2) 自動運転の実装に向けた環境整備	35
ア 自動運転の公道走行試験を促進するための制度等の利活用	35
イ 自動運転技術の進展に対応した新たな運転免許の検討	36
(3) 多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて	36
(4) タクシーの利便性向上	37
(5) 電波・通信制度改革	38
ア 電波制度改革	38
イ 通信制度改革	39
(6) 放送を巡る規制改革	39
ア 放送事業者によるインターネット配信の推進	39
イ ローカル局の経営基盤強化とNHKによる協力の在り方	41
ウ インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備	42
エ 放送コンテンツの製作取引適正化	45
オ 放送のユニバーサルサービスの在り方	45
(7) スタートアップを促す環境整備	46
ア プロ私募の要件	46
イ 株式型クラウドファンディングの金額上限の関連規制の見直し	47
ウ 非上場株式等の流通市場の見直し	47

(8) 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化	48
(9) 水素スタンド関連規制の見直しについて	49
(10) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項	50
ア 電波制度改革	50
イ 放送を巡る規制改革	50
4. 医療・介護分野	51
(1) 医療・介護関係職のタスクシフト	51
ア 看護師の専門性の更なる発揮に向けた取組	51
イ 救急救命士の活用	52
ウ 有料老人ホームにおける医療行為の看護職員による円滑的な実施	53
エ 介護現場における介護職員によるケア行為の円滑的な実施	54
(2) 介護サービスの生産性向上	54
ア 介護事業者の行政対応・間接業務に係る負担軽減	54
イ ICT・ロボット・AI等の導入推進	56
ウ 介護アウトカムを活用した科学的介護の推進	56
エ 介護事業経営の効率化に向けた大規模化・効率化	57
(3) 一般用医薬品（スイッチOTC）選択肢の拡大	57
ア スイッチOTC化の促進に向けた推進体制について	57
イ 一般用医薬品への転用の促進	58
ウ 一般用検査薬への転用の促進	60
(4) 医療等分野におけるデータ利活用の促進	61
(5) 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	62
(6) 重点的にフォローアップに取り組んだ事項	63
ア 医療等分野におけるデータ利活用の促進	64
イ オンライン医療の普及促進	64
ウ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し	64
エ 日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化	64
5. 農林水産分野	66
(1) 若者の農業参入等に関する課題について	66
(2) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化	68
(3) 農業用施設の建設に係る規制の見直しについて	69
(4) スマート農業の普及促進	70
ア 自動走行トラクターの普及促進	70
イ 小型農業ロボットの普及促進	71
ウ 農業データの利活用	72
エ 農作物栽培施設に係る立地規制の見直し	73
(5) 農協改革の着実な推進	74
(6) 農産物検査規格の見直し	75

ア	農産物検査規格の総点検と見直し	75
イ	農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し	78
(7)	畜舎に関する規制の見直し	79
(8)	改正漁業法の制度運用	80
ア	資源管理	80
イ	許可漁業	81
ウ	漁業権制度の運用	82
エ	漁業者による漁獲報告や都道府県による行政手続が電子的に可能となる制度の構築	84
(9)	水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検	90
(10)	漁獲証明制度の創設について	91
(11)	魚病対策の迅速化に向けた取組	93
6	デジタルガバメント分野	95
(1)	行政手続コスト 20%削減等	95
ア	商業登記等	96
イ	行政への入札・契約に関する手続	96
ウ	保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減	97
エ	個人事業主の事業承継時の手続簡素化	97
オ	地方公共団体における書式・様式の改善	98
(2)	新たな取組	100
ア	行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し	101
イ	個別分野のオンライン利用率の大胆な引上げ	102
ウ	オンライン利用率を大胆に引き上げるための環境整備	103
エ	地方公共団体のデジタル化	104
	デジタルガバメント分野 答申別紙 行政手続コスト削減の取組結果取りまとめ	106
	(参考資料 1) 規制改革推進会議委員及び専門委員名簿	135
	(参考資料 2) 規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過	137
	(参考資料 3) デジタル時代の規制・制度について (令和 2 年 6 月 22 日規制改革推進会議決定)	146

I 総論

1. はじめに

規制改革推進会議（以下「会議」という。）は、経済社会の構造改革を進める上で必要な規制の在り方について、総合的に調査審議する内閣総理大臣の諮問機関であり、常設の機関として令和元年10月24日に設置された。

同年10月31日に開催された第1回会議において、安倍内閣総理大臣は、「ビジネス、金融、農業、通信・放送、教育、医療など、あらゆる分野で、過去の発想にとらわれることなく、大きなビジョンを持って、未来を見据えた改革に絶えず挑戦していく必要があります。（中略）規制改革は、これまでも、そして、これからも、安倍政権の成長戦略の中核、いわば一丁目一番地であります。

小林議長、高橋議長代理を始め、委員の皆様には、イノベーションの視点、グローバルの視点、そして何よりも、ユーザーの目線に立って、大胆な改革案を構想していただきたいと思います。」

と規制改革の意義を述べられた。

本答申は、約8か月をかけて取り組んできた規制改革項目について、審議の結果を取りまとめたものである。

2. 規制改革を巡る情勢と会議の役割

経済のグローバル化が急速に進展し、経済・システムのデジタル化は、その流れをさらに加速している。我が国経済の成長力を将来にわたって維持・強化するためには、グローバル化、デジタル化への対応に遅れがあってはならない。規制改革では、経済成長を阻害する規制・制度を見直すだけでなく、イノベーションを促す成長加速型の規制・制度への変革が求められる。他方で、少子高齢化や人手不足への対応、地方創生という日本社会の構造的な課題を踏まえた規制改革についても、迅速な対応が求められている。これまでの規制の在り方についても大きく変革が求められている。

こうした経済環境の変化のなかで、常に規制の必要性を点検し、必要性を失った規制には真正面から挑戦して風穴を開け、新たに生じた課題には規制体系そのものの変革を迫るなど、スピード感を持って改革を進めていくことが会議の役割である。また、個別の規制・制度の見直しの議論の積み上げとともに、今後のデジタル時代の規制・制度のあり方について、どのような時代認識の下でどういった方向性を目指した議論を行っていくべきか、包括的かつ原則論としての考え方の整理をしておくことに意味がある。

令和元年10月31日に開催された第1回会議において、小林議長から、「グローバル、デジタル、オープン」の3つのキーワードをもとに、直ちにアジャイルに進めるべき」との考えを示した。「グローバル」は、全てはグローバルな目線で物事を考えるということ、「デジタル」は、ICT化、データの一層の活用、デジタルガバメント等のデジタル化を進めることは、経済成長のメインエンジンであるということ、「オープン」は、オープンな場所で大いに議論し、既存の心の岩盤を砕く、オープンイノベーション等を推進するため、既存のサイロを砕き、破壊的イノベーションを実現する素地を構築する、すなわち府省横断、業種横断、学際、横串を刺すことがポイントになる。

その後、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、安倍内閣総理大臣から、緊急の対応措置の取りまとめについて二つの検討要請があった。令和2年3月31日の経済財政諮

問会議において、「今回のコロナウイルス感染拡大に伴い、例えば、東京などで不要不急の外出の自粛が要請されているような状況の中で、テレワークや遠隔教育の活用は、国民生活の維持の観点から、喫緊の課題です。また、患者の方々のみならず、コロナウイルスとの闘いの最前線で活躍されている医師・看護師の皆様を、院内感染リスクから守るためにも、オンライン診療を活用していくことが重要です。そのため、現状の危機感を踏まえた緊急の対応措置を、規制改革推進会議で至急取りまとめていただきたい」とのご発言があった。同年4月27日の経済財政諮問会議においても「テレワークの推進に向けて、押印や書面提出等の制度・慣行の見直しについて、緊急の対応措置を規制改革推進会議で早急に方針を取りまとめ、IT総合戦略本部と連携しつつ、着手できるものから順次実行していただきたい」とのご発言があった。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための取組は、国として喫緊の対応を求められる課題であり、規制改革推進会議としても精力的に議論を行った。

これまで会議が取り組んできた規制改革事項についても、必ずしも1回の答申で必要な取組が完結するわけではない。答申後も決定事項が実行されているかどうかを監視し、期待された効果を生むまで粘り強くフォローアップしていく必要がある。これも会議の重要な役割である。

これらに加え、前期までと同様、現場からの要望にしっかりと向き合うため、規制改革ホットラインなどの仕組みを通じて国民からの要望を幅広く受け止め、その声をできる限り多く検討の俎上に乗せた。

3. 審議経過

(1) 審議テーマの決定と審議体制

- 会議は、令和元年10月31日の第1回会議において、
- ・ 成長戦略実現に向けた技術革新に対応した規制の見直し
 - ・ 未来を支える人材の育成
 - ・ 人口減少社会の進展による人手不足経済への対応
 - ・ デジタルガバメントと行政サービスの効率化

の4つの視点から検討を行うこととし、その議論を進めるため、成長戦略、雇用・人づくり（教育、保育）、投資等（金融、電波制度、エネルギー、物流等）、医療・介護、農林水産、デジタルガバメント（民間の行政手続コストの削減）の6つの分野に対応したワーキング・グループを設置した。各ワーキング・グループにおける検討を経て、12月2日の第2回会議において、前述の4つの視点を柱とした、取り組むべき当面の重点事項14項目を決定した。各ワーキング・グループでは、これらの重点事項を中心に、それぞれの分野における規制・制度改革の議論を行った。

また、経済社会のデジタル化が急速に進んでいる中、これまでの規制・制度の在り方を見直し、デジタル技術のイノベーションを促す成長加速型の規制・制度への変革が求められていることを踏まえ、デジタル時代の規制・制度のあり方についての考え方を取りまとめた。

加えて、新型コロナウイルス感染症が拡大している中で、院内感染を含む感染拡大の抑止や在宅での学習支援が大きな課題となったことから、オンライン・電話診療やオンライン・電話服薬指導の活用を図るとともに、遠隔教育を充実するため、「新型コロナウ

イルス感染症対策に関する特命タスクフォース」を4月1日に設置して、必要な規制・制度の見直しの検討を行った。

さらに、新型コロナウイルスの感染防止への対応が求められる中で、テレワークが推進されているが、押印や書面提出を求める制度・慣行がテレワークを困難としている場面が多くみられることから、書面規制、押印、対面規制の見直しについて議論を行い、規制・制度の所管府省に対して、緊急対応及び制度的対応を求めた。

(2)規制改革実施計画のフォローアップ

これまでの規制改革のフォローアップとして、実施計画に書かれた事項の精査と評価を行うとともに、とくに重要性の高い事項については「重点フォローアップ事項」として審議を行った。

(3)規制改革ホットラインにおける提案受付

会議では、旧規制改革推進会議に引き続き「規制改革ホットライン」において、規制改革の提案を常時受け付けており、会議設置前の令和元年10月23日迄に寄せられた152件を含む合計505件（令和2年5月31日現在）の提案が寄せられた。

ホットラインに寄せられた案件は、規制所管府省に検討要請を行い、その回答415件（令和2年5月31日現在）をホームページで公表した。また、規制所管府省から得られた回答を各ワーキング・グループの担当事項毎に整理し、原則月1回程度各ワーキング・グループにおいて、更に精査・検討を要する事項を厳選して議論を行い、その結果を個別具体的な改革事項の取りまとめに活用した。

4．本答申の実現に向けて

本答申を内閣総理大臣に提出した後は、「実行」のステージである。取り上げた規制改革事項すべてについて直ちに改革に着手し、期限を切って着実に実現するためには、改革実現までの工程表、すなわち「規制改革実施計画」を策定し、閣議決定することが必要である。

規制の多くは利害対立の構造を内包しており、これが改革が遅れる主な要因となっている。改革を進めるためには、様々な立場にある関係者と議論・調整し、その構造を突破していくことが求められる。本答申の内容が最大限実現されるよう、政治のリーダーシップに強く期待するものである。

5．次のステップへ

規制改革については、これまで何度となく、答申、閣議決定が行われてきた。しかし、そのフォローアップが的確に行われていないため、当初意図していた改革がそのとおりに進んでいないケースがしばしばみられる。

会議としては、決定事項が骨抜きにならないよう、規制所管府省の検討等において、会議の意見が適切に踏まえているか、改革が逆行していないか等、注意深く見守っていく必要がある。

II 各分野における規制改革の推進

1. 成長戦略分野

我が国の生産性向上や持続的な経済成長のためには、ロボットやAI、ビッグデータといったデジタル技術やデータの戦略的な利活用が不可欠である。一方、こうした第4次産業革命による技術の急激な発展に規制の枠組みが追いついていないという指摘があり、迅速な制度整備が必要である。

また、デジタル時代において、人工知能(AI)、IoTなどの新たな技術の利活用が進むにつれて大量に流通するデータはあらゆるものをつなぎ、各国経済や企業の競争力の源泉となっている。膨大なデータを集積・分析する能力の活用は、シェアリングエコノミーやプラットフォーム戦略など新たなビジネスモデルを創造し、日常のコミュニケーション、消費スタイルなど人々の行動様式に大きな変化をもたらしている。

こうした現状を踏まえ、日本社会がデジタル時代に円滑かつ迅速に対応するためには、データ利活用の環境・インフラが整ったデータ駆動型社会の構築を迅速に進めることが必須となる。具体的には、データの流通及び利活用が円滑に進むエコシステムの構築、データポータビリティの実現、API開放によるデータアクセスの在り方の検討等の公正な競争環境の実現など、各種制度や運用の抜本的見直しが求められている。個人情報やプライバシー保護にも留意しつつ、データが円滑に流通し、誰もが使いやすい形で活用されることを実現することで、経済成長につなげることが期待される。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(1) デジタル時代の規制・制度のあり方

【a：実現できるものから順次措置、

b：令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、

c：令和2年度検討・結論】

< 基本的考え方 >

経済社会のグローバル化が急速に進展し、デジタル技術の進歩が経済社会を大きく変容させている。デジタル技術の活用を阻害する規制・制度を見直すとともに、イノベーションを促す成長加速型の規制・制度への変革が求められている。これまでの規制・制度のあり方全般についても大きく変革が求められる。

このような問題意識の下、規制改革推進会議では、デジタル時代の規制・制度のあり方について、幅広く議論を行い、取りまとめ(「デジタル時代の規制・制度について(令和2年6月22日規制改革推進会議決定)」)を行った。

本取りまとめでは、経済・社会のデジタル化の進展は、企業の事業活動の生産性向上や、消費者の利便向上、公共サービスの利便性向上をもたらすとともに、我が国の直面する諸課題を解決する手段となる。その一方で、デジタル化の進展に伴い新たに生じてくる課題・問題に対する現行の規制・制度での対応には限界があることを示している。

このような中で、現行の規制・制度が新技術の活用を阻害している場合には、そのような規制・制度の見直しが、従来の規制・制度によって法益の保護が不十分な場合には、新たな課題に対応した規制・制度への見直しが必要である。

規制・制度の見直しは、特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制・制

度の見直し、 デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直し、 業規制の見直し、 柔軟な規制体系へ見直しといった基準に基づき、実施する必要がある。

規制改革推進会議では、今後、本とりまとめを踏まえ、具体的な規制・制度の見直しを戦略的に進めていく。

まずは、新型コロナウイルスの感染防止の観点やデジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。業規制の見直しや柔軟な規制体系へ見直しについては、国内外の事業展開の実態や具体的な要望を踏まえて、検討する。これらの改革の議論は、総合的見直しに向けたモデル的な改革として、横展開に繋げていくべきである。また、新たな規制を設ける場合には、その規制がデジタル時代に合致した規制・制度であることを担保する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 新型コロナウイルスの感染防止の観点やデジタルガバメントの実現の観点から、書面規制、押印、対面規制の見直しを引き続き行う。
- b 各規制所管府省は、規制改革推進会議が、国内外の事業展開の実態や具体的な事業者の要望を踏まえ、改革の必要性が高いものとして重点的な見直し事項とした規制・制度について、「デジタル時代の規制・制度について」の「5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準」の基準を踏まえて、規制・制度の見直しの議論を行う。
- c 規制を新設又はその内容を変更する場合において、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているか評価するための上記基準に基づき、その評価基準を満たすための事前評価を行う標準的な手続を整備し、その手続に則り作業することを求めるなど、規制所管府省が規制・制度にデジタル化の視点を入れるための方策を検討する。

(2) デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検

ア 各インフラ施設の維持管理における新技術・データ利用促進のための環境整備

【令和2年検討・結論】

<基本的考え方>

インフラの老朽化が日本の深刻な社会課題となっている。人員や資金の不足も出てきており、必要な点検・修繕が追い付かず緊急に対策が必要な施設が相当数ある切実な現状にある。このような中、要緊急対策施設に対して早期に対策を実施することにより「事後保全」から長寿命化やトータルコストの縮減が期待できる「予防保全」に移行させるとともに、ドローンや水中ドローンを用いた損傷画像の撮影、走行型計測車両を用いたトンネルや路面の変状把握、ビッグデータのAI解析による老朽化予測等、デジタル技術を活用した新たな安全確保の手法が期待されている。こうした新技術・データの利活用により高精度な点検が可能になるとともに、人による点検を適切に補助・代替させることで、労働生産性の向上及びコスト削減が見込まれる。

しかしながら、現在、これらの新技術の利活用を推進する環境が整っていない。まず、所掌省庁が作成している各インフラの点検要領等は、「近接目視」「打音」等、

人の感覚や経験に頼った方法を基本とするものが多く、新技術による代替が可能であることが必ずしも全ての事業者及び地方公共団体等の関係者に十分に理解されていないために点検を受注した民間事業者や地方公共団体等の施設管理者が新技術の活用に二の足を踏んでいるとの声がある。

また、技術活用の判断は点検を行う者にある一方で、人による点検を代替し得る技術が満たすべき性能について、数値等による明確な基準や判断の考え方が国から提示されていない。技術系の専門人材の減少・高齢化等が進む中、事業者や地方公共団体等の施設管理者が技術採用の判断をしやすい、より明確な基準や判断の考え方を提示すべきである。

基準を満たした技術は、点検に採用できる技術として周知することが重要である。例えば平成 31 年 2 月に道路分野において作成された『性能カタログ』は新技術活用の一助となっているとの声があり、他分野へも展開すべきである。一方で、掲載技術数がまだ少ないことから、今後の技術の進展に応じて内容の充実を図り、掲載技術は基本的に点検に採用できるものとして周知していく必要がある。

インフラの効率的な維持管理のためには、データを整備し活用していくことも必須であるが、いまだ申請や管理の多くが紙ベースとなっている。現在、航空分野の「空港施設管理情報システム」や港湾分野の「維持管理情報データベース」等、各施設に係るデータベース等の構築がされ始めているところ、今後のデータ活用を念頭においた登録項目・データ形式の精査、施設管理者や点検受託事業者等の関係者間でデータ共有ができる仕組みの構築、データアクセシビリティの向上、データ利活用の方針策定などさらなる充実を図っていく必要がある。

さらに、健全なインフラ整備は国の責務と考えられ、新技術導入促進に国が積極的に取り組む姿勢を示すことが極めて重要である。まず国自らが先導して新技術を活用すること、インフラの管理主体は地方公共団体が多いことを踏まえ、新技術・データの活用について地方公共団体への周知及び意見交換を徹底すること、加えて、今後の新技術開発を促進する観点から、従来の点検・建設関係事業者はもちろん、新規参入し得るベンチャー企業や、製造・販売・リースの事業者等も含めて周知及び意見交換することが不可欠である。また、地方公共団体を含む各部局間の組織の壁に横串を刺し、全関係者が新技術・データ活用の重要性を共通認識とした上で一丸となって取り組む必要がある。

新技術を用いたインフラメンテナンスは、日本の高い技術水準を生かす好機となるとともに、今後市場規模が拡大する産業分野として日本の経済成長に大きく寄与することが期待される。新技術・データを活用した高精度・効率的な維持管理を推進することで日本の持続的な成長を実現すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

インフラ長寿命化計画（行動計画）を策定し、かつ、インフラ施設を所管する国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省は、所管する各インフラ施設（別表参照）に関し、以下の ~ について、現状を把握の上、事業の特性に応じて実施を検討し、検討結果及び取組スケジュールを公表する。

点検要領等において、新技術の積極的採用姿勢を示すとともに、従来の点検方

法が新技術により代替可能であることを明確に記載する。その際、ドローンや水中ロボット、走行型計測車両、赤外線照射装置、画像解析装置等の利用可能な新技術についてできるだけ具体的に記載する。ただし、利用可能な技術の例示を進めるが、限定は行わないものとする。

目視や打音等の人による点検を代替し得る技術について、活用を判断する考え方の整理を進めるとともに、技術の進展に応じて、検出の精度等について数値等による性能基準の設定を目指す。

基準を満たした技術をカタログ等に掲載し、掲載技術については基本的に点検に採用できるものとして、その旨点検要領等に記載する。

新技術を活用した具体的な点検方法や活用事例、新技術の活用を前提とした発注仕様書の例をガイドラインや事例集として、取りまとめる。特に、航空分野においては、『空港内の施設の維持管理指針』で定める維持管理の方法について、「維持管理・更新計画書 作成基本案」に新技術の具体的な活用事例を示す。

施設の諸元情報・点検結果等に係るデータについて、データベースを構築する。その際、データの有効活用を念頭に置いた上での登録項目やデータ形式の設定、関係者間で円滑にデータ共有可能な仕組みの検討を行う。特に、港湾分野においては、「維持管理情報データベース」において、維持管理に利用している技術に係る情報についても登録を可能とする。

国直轄管理の施設について、新技術を用いた点検を行い、技術の有効性を実証する。

上記 ～ の取組について地方公共団体・事業者への周知及び意見交換を徹底する。また、地方公共団体を含む各インフラ所管部局に横串を刺すような意見交換を行うことのできる場を設ける。

別表（各省庁インフラ長寿命化計画（行動計画）対象施設）

所管	分野	対象施設
国土交通省	道路	道路施設（橋梁、トンネル、大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）等）
	河川・ダム	河川管理施設（ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋、堤防、護岸、樹林帯等）
	砂防	砂防設備
		地すべり防止施設
		急傾斜地崩壊防止施設
	海岸	海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門及び樋門、排水機場、陸閘、突堤、離岸堤、砂浜等）
	下水道	下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設等）
港湾	港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設）	

	空港	空港土木施設(滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等)
	鉄道	鉄道(線路、停車場、電気設備、運転保安設備)
		軌道(軌道、線路建造物、電力設備、保安設備、通信設備)
	航路標識	航路標識(灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等)
厚生労働省	水道	水道施設(管路施設、浄水施設)
農林水産省	農業水利施設	ダム、調整池、頭首工、水路、用排水機場、ため池
	農道	農道施設(橋梁及びトンネル等)
	農業集落排水施設	
	地すべり防止施設	
	海岸保全施設	
	治山	治山台帳に記載された次に掲げる治山施設 ・保安施設事業に係る施設 ・地すべり防止施設 ・山林施設災害復旧事業及び山林施設災害関連事業により整備された施設
	林道	林道台帳に記載された次に掲げる林道施設 ・橋梁 ・トンネル ・その他重要な施設
	漁港施設	外郭施設(防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁)、係留施設(岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場)、水域施設(航路及び泊地)、輸送施設(道路及び橋)、漁港施設用地(用地護岸及び人工地盤)、漁港浄化施設(公害の防止のための導水施設その他の浄化施設)
	漁場の施設	増殖場(消波施設等(消波堤、潜堤、離岸堤及び防水堤をいう。))及び中間育成施設)、養殖場(消波施設等及び区画施設)
	漁業集落環境施設	漁業集落排水施設(排水管路施設及び終末処理施設)
海岸保全施設	堤防、突堤、護岸、胸壁、離岸堤、砂浜その他海水の侵入又は海水による侵食を防止するための施設	
経済産業省	工業用水道施設	取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設

イ インフラメンテナンスにおけるドローン利活用に向けた環境整備

【a,c,d：令和2年度措置、b：令和2年検討開始、結論を得次第速やかに措置、
e：令和2年措置、f：令和2年度検討開始】

< 基本的考え方 >

ドローンの利用に当たっては、航空法（昭和27年法律第231号）において人口集中地区での飛行や夜間飛行、目視外飛行等、一定の条件に該当する場合は、一律、機体の信頼性、操縦士の技量、安全体制の実証方法の適切性について国土交通大臣の許可・承認を受けることとされている。インフラ施設の点検において、ドローンが活用される機会が増加する中、こうした一律の手続を見直し、施設保有者が保有施設の上空において飛行させる場合や、飛行範囲を制限する機能・係留措置やプロペラガード等の安全措置が講じられている場合、また、360度監視可能なカメラの搭載により目視と同等の機能・性能が認められる場合等、ドローンの使用環境の多様化や安全性を高める技術の進展にあわせ、その適切性が認められる場合には手続を簡素化すべきである。

また、航空法における申請は、現在DIPS（ドローン情報基盤システム）においてオンラインによる効率的な手続が可能となっているが、飛行申請手続におおむね10日程度、変更申請手続にも数日要している。さらに、航空法上の申請に加え、公園や港湾、海岸上等を飛行する場合には各管理者への飛行可否の確認が必要な場合がある。各地方公共団体の条例がまちまちであることから、必要な手続の把握自体に時間や手間を要することが、事業者の負担となっている。

さらに、カバーエリアが広く、高速・大容量のデータ転送が可能な携帯電話（4G、LTE）をドローンに搭載し、長距離・広範囲のインフラ施設の損傷画像等の伝送に活用したいとのニーズが高まっている。携帯電話の上空利用については、現在、実用化試験局制度により可能となっているが、事前準備から利用までの手続に通算2か月程度要しており、より速やかな手続が求められている。

ドローンの利用価値が高まっている中、地上での利用を前提として整備された携帯電話システムを活用する場合の混信への対応、使用可能な帯域の拡大に向けた検討等、今後のドローン利用ニーズの拡大を見据えた電波行政が必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

- a 国土交通省は、関係省庁等と連携し、ドローンを利用したインフラ点検を推進するため、インフラ点検用の飛行に当たり必要となる安全対策等を取りまとめたマニュアルを作成の上、HP上で公開し、これを使用した申請については、審査を省略する等の手続の簡素化・円滑化を図る。その際、使用環境の多様化や技術の進展を踏まえつつ、事業者や機体メーカーとの意見交換を行い現状について正確に把握しながら進める。
- b 国土交通省は、使用する機体の信頼性、操縦士の技量、安全対策の実施方法によらず地上の人や航空機への影響がないことが明らかな飛行の類型（飛行範囲を制限するための係留措置を施すなど）について検討し、許可・承認対象の見直しを含めて、更なる手続の簡素化に向けた措置を講ずる。
- c 国土交通省は、航空法におけるドローン利用申請や変更申請の手続に要する期

- 間の短縮、手続の利便性向上を図るよう、DIPSの性能向上等に取り組む。
- d 内閣官房は、関係省庁の協力を得て、各地方公共団体の条例について改めて実態を調査し、その結果を国土交通省航空局のHPに反映し充実させる。
 - e 総務省は、携帯電話の上空利用について、利用手続に要する期間を1週間以内に短縮する。
 - f 総務省は、今後のインフラ点検等におけるドローン利用の拡大、将来的な目視外を含む長距離での利用を前提とし、5G用周波数を含めドローンに利用可能な帯域の拡張について、ドローン活用の動向を踏まえながら、技術的課題の解決に向けた技術的検討を行う。

ウ 遠隔監視技術の活用による大型浄化槽の保守点検頻度緩和

【令和2年検討開始、令和2年度結論】

< 基本的考え方 >

浄化槽には、建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定により、国土交通大臣が定めた構造方法を用いる「構造例示型」と国土交通大臣の認定を受けた「性能評価型」とがあり、現在、国内で新設されている浄化槽の大半が性能評価型である。性能評価型浄化槽の保守点検の回数は、構造例示型浄化槽の保守点検頻度を定めた環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第6条第2項が準用され、大型浄化槽については、処理方式等に応じて1週間又は2週間に1度とされている。

しかしながら、現在、IoT技術の活用により大型浄化槽の遠隔監視を行うことが可能となっており、万が一異常が発生しても迅速なトラブル解決ができるため、現行の頻度で保守点検を行う必要はないとの声がある。

大型浄化槽は点検頻度が高いため、遠隔監視により現地に行く作業の頻度を減らすことができれば、効率的な保守が可能となり点検業者の生産性向上につながる。更にランニングコストが低減され、浄化槽ユーザーにとってもメリットが大きい。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

環境省は、遠隔監視技術を用いた大型浄化槽の保守点検頻度の見直しについて、技術的な検証を行い、結論を得る。

(3) データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化

ア 交通分野におけるデータ活用の促進

【a, f : 令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、
b, c, d, e : 令和2年度措置、
g : 令和2年度検討開始、令和3年度結論】

< 基本的考え方 >

MaaS（Mobility as a Service）の実現は、一人一人の移動ニーズに対応し、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うことを可能とすることにより消費者の利便性を高めるものである。そのためには各交通事業者や移動サービスが持つ情報を連携可能な電子データと

して整備し、幅広く活用できる仕組みを構築する必要があるが、現状、交通事業者の保有する時刻表、運賃、運行情報、ロケーション情報等の各種データについて、整備、連携が不十分な状況である。

交通分野におけるイノベーションを促進するためにはデータの整備、連携が重要であり、オープン化も見据え国が主体的に果たすべき役割は大きい。国土交通省においては、MaaSの全国的な普及を前に連携するデータの範囲やそのルール、データの形式等について整理し、一定の方向性を提示することは、利用者及び事業者の双方にとって有益であるとの認識のもと、令和元年9月19日からMaaS関連データ検討会を4回（書面開催含む）にわたって開催し、本年3月に「MaaS関連データの連携に関するガイドライン Ver.1.0」¹ が取りまとめられ、データの整備・活用の推進、連携が促されていることを踏まえ、その実効性、効力を担保していくことが必要といった指摘があり、継続的な更新を含めたフォローアップが求められる。

また、各交通事業者が国等に提出する申請や届出等がいまだに紙であるものも散見され、オンライン申請や処理業務の効率化が進んでいない現状があり、交通業界におけるDX（デジタルトランスフォーメーション）を推進する観点からも、早急に電子化を図るべきである。

以上の基本的な考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a MaaS関連データ検討会にて取りまとめた「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」の実効性を担保するため、利用者の利便性向上のためのデータの整備、連携について、各交通分野における制度整備を含め必要な措置を検討する。その際に各交通モードの垣根を越えたデータ連携やMaaSプラットフォーム、MaaSを提供する者からのフィードバックを促すような仕組みの導入についても検討を行う。
- b 令和2年通常国会で改正法が成立した地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）の基本方針等において、データ整備、連携の重要性及び必要性について言及し、交通分野におけるデータ活用の意義を明示するとともに、改正法における新モビリティサービス事業の制度を効果的に活用する。
- c データ整備、連携の機運を高めるとともに「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」について、交通事業者のみならず、地方公共団体や関係者等に対して広く、周知徹底を図り、ガイドラインを適切に実行するためのスキルやノウハウ向上に努める。また、MaaSについては予約、決済等の個人情報や位置情報を含む情報も含まれるところ、今後の個人情報や位置情報の活用も見据え、1年程度を目安に定期的にガイドラインを更新する仕組みを導入し、データ駆動型社会に即し改訂を行う。
- d 交通分野におけるデータは様々な情報を含むものであり、その項目や内容、形式等も多岐に渡るため、データフォーマットやAPIによってやりとりされるデ

¹ 「MaaS関連データの連携に関するガイドライン Ver.1.0」本文（令和2年3月19日）
<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001333985.pdf>

ータ形式、項目等データ整備を、M a a S 全体の整合性を意識しつつ、各モビリティについて更なる標準整備を進めるための検討の場を設ける。

- e バス、フェリー・旅客船においては標準的なフォーマットによるデータ整備が進んでいるところ、更に普及が進むよう、標準的なフォーマット使用のための補助金制度の創設等、必要な措置を講ずる。また、バス以外の公共交通機関においてもバス情報フォーマットの標準化に向けた取組を参考にしつつ、データ整備、連携を進めるための具体的な方策を検討し、必要な措置を講ずる。
- f 公共交通利用環境の革新等事業等において、バスロケーションシステムを導入する場合には、標準的なバス情報フォーマットの利用を要件化しているところ、日本版M a a S 推進・支援事業等の他の補助事業においても、データ整備、連携を交付の要件化とするなど、データ整備が進むような環境づくりをさらに進めるとともに、具体的なロードマップやK P I を定め普及させていく。
- g 鉄道やバス等、各交通事業者から国等に提出する申請・届出のデジタル化や機械判読可能なデータの整備について検討を進める。

イ 不動産関連市場の活性化に向けたデータの整備・連携

【a, b, c, e : 令和 2 年検討開始、
d : 令和 2 年度措置、 f : 令和 3 年度調査・措置】

< 基本的考え方 >

我が国の不動産業界は、人口減少という大きな転換期を迎える中で、持続的な成長の実現に向けて、新たなテクノロジーを積極的に活用した、生産性や効率性を向上させるための規制改革と不動産市場の産業革命が必要である。その中で、不動産流通市場の活性化のためには、市場の透明性・信頼性の向上が不可欠であり、不動産関連データの量及び質を充実させることが極めて重要であり、個人情報やプライバシーに配慮しつつも、情報の非対称性を解消していくことが望まれる。

特に、不動産情報基盤として、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号。以下「宅建業法」という。）において、登録が義務付けられている指定流通機構²が運営する不動産流通標準情報システム（以下「レインズ」）（R E I N S : Real Estate Information Network System の略語）という。）に期待される役割は大きい。しかし、レインズにおいて、登録必須項目は価格、面積、住所、間取り・部屋数、取引形態（専属、専任、一般等）などであり、また、登録義務については売買における専属専任媒介契約及び専任媒介契約のみとなっている。レインズは東日本、中部圏、近畿圏、西日本の 4 つの不動産流通機構が運営し、4 機構で 3 つの異なるシステムを利用している（東日本と中部圏は同一システム）が、さらにデータの利活用を進めていくことが求められる。

国土交通省は、これまでもレインズが保有する成約価格等の情報の利活用や発信

² 指定流通機構制度は、昭和 63 年改正宅地建物取引業法により創設（同法第 34 条の 2）され、国土交通大臣指定により、現在、東日本、中部圏、近畿圏、西日本と全国に 4 法人設置されている。主な役割としては 宅地建物取引業法第 34 条の 2 第 5 項に基づき、専属専任媒介契約及び専任媒介契約に係る売買物件情報等をレインズシステムに登録。宅地建物取引業者間で広く情報交換し、適正かつ迅速な不動産取引の成立と流通円滑化を促進、宅地建物取引業者から通知された成約情報に基づく市況の分析情報を公開し、不動産市場の透明性向上を推進がある。

の充実について検討、実施してきているものの、その取組が十分であったとは言い難い。

そこで、情報の拡大・充実をさらに図っていくことが必要であり、このことは情報の透明性を向上させるだけでなく、不動産に関わる意思決定を高度化させ、不動産市場の活性化や資産の有効活用を促進させることができるものであり、不動産市場の成長戦略の基礎を作るものである。

以上の基本的な考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a レインズにおいて、物件登録数の増大、登録必須項目の見直し、適正な登録期間等について検討し、登録物件情報の内容の更なる充実を図る。
- b 不動産市場の活性化や資産の有効活用を図るためのレインズ情報の蓄積・利用の拡大に当たっては、登録物件情報の拡充を図るに当たり取引情報を登録する宅建業者にインセンティブを与えるための方策のあり方を検討する。また、外部学術機関、個人情報保護に関する情報加工技術に知見を有する者等と連携し、加工措置等も含めて個人情報保護への留意のあり方の検討も行う。
- c 消費者向けの不動産取引情報提供サービスである R M I (REINS Market Information) について、更なるデータ利活用を促進、使い勝手の向上を図るためにも、公開する情報の充実化の検討及び運用開始から 10 年以上経過していることから抜本的な改修・改善に向けた検討を行い、その際には、加工措置等も含めて個人情報保護にも留意する。
- d データ駆動型社会に即し、不動産業者や I T ベンダー、テック事業者等と協働でデータ分析等を行う実証実験に継続的に取り組むことにより、不動産関連データの整備・連携による社会の利便性の向上が見込めることを実証し、データの整備・連携の実現に向けた方策について外部学術機関とも連携し、検討を行う。
- e 不動産 I D としての不動産登記簿の I D の活用、その他の不動産関連データベースとの連携や、不動産登記情報、過去の取引履歴、インフラの整備状況、法令制限等、既存の不動産関連データの整備を進めるため、民間事業者によるデータ連携が進むよう、国土交通省が主体的に各種取組を進め、関係府省との連携を図る。
- f 不動産市場の活性化の観点から不動産データの利活用について米国や欧州等諸外国の事例などを調査した上で、データ利活用の意義やその効果などを広く発信する。

ウ スマートメーターのデータ活用による新たな付加価値創造

- 【a : 令和 2 年度検討、令和 4 年度措置、
- b : 令和 2 年度検討、令和 3 年度措置、
- c : 令和 3 年度措置】

<基本的考え方>

電力においても、中長期的な観点から、A I ・ I o T 等の新技術による新たな電力ビジネスの創出など、電力業界に限らず他産業との連携の必要性が高まっている。

データ利活用の観点からは、需要家の電力使用量など電力データ³の活用によって、地方公共団体の防災計画や避難計画の高度化、高齢者の見守り、商圈分析など、幅広い分野における新たな付加価値の創造が期待されているところ、そうしたデータの適切な活用を可能とする制度整備がなされていない。

以上の基本的な考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 令和2年通常国会で改正法が成立した電気事業法(昭和39年法律第170号)の内容を踏まえ、詳細な制度設計を行い、電力データを活用したい事業者等による取組を着実に進めるために必要な制度整備等を行う。なお、制度設計に当たっては、個人情報保護や情報セキュリティ対策には万全を期すこと。特に、電力データをやり取りする際には守秘義務を課すなどの措置を図る、中立的な組織や情報提供先に対しては適切なプライバシー保護水準を要件化する、情報提供先がどのように情報を運用すべきかガイドライン等にて示すなどの検討を行う。
- b 電力データのフォーマットについては、提供側である一般送配電事業者と利用者側である事業者等、双方の意見を踏まえたものとなるよう、両者が参加するワーキング・グループ等を設置して定める。
- c 資源エネルギー庁は、幅広い産業分野にて電力データの有効活用を行おうとする事業者の参入が進むよう、積極的に周知を図る。

エ データ駆動型社会に即した個人情報の利活用

【令和2年度措置】

<基本的考え方>

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成27年法律第65号)に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定(附則第12条)に基づき、自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案が令和2年通常国会に提出され、成立した。

その中で、イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を新たに創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務の緩和を図っているところ、事業者における理解促進、利活用が期待される。

また、個人情報保護については、国、地方公共団体、民間部門等における取扱いが異なるなど、規制の不均衡や不整合が存在しているため、制度の見直しを行うべきである。

³ スマートメーターは30分ごとの電力使用量を計測することができ、また、遠隔でその情報が取得することが可能な装置。2019年3月時点で5,182万台設置されており、2024年度までに全国の全世帯・全事業所に導入される予定。スマートメーターのデータは一般送配電事業者が保有しており、設備情報(スマートメーター位置情報)と電力量情報(電力データ)から構成されている。設備情報には計器ID、設置完了日時・取外完了日時、位置情報が、電力情報には計器ID、日付、潮流区分、30分ごとの電力使用量がデータ項目となっている。

<実施事項>

改正後の個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）において新たに創設される「仮名加工情報」について利活用が進むよう、匿名加工情報との違い、利活用の事例等を整理し、事業者等への周知を図るなど改正法の施行に向けた準備を進め、データ利活用に関する施策を推進する。また、地方公共団体の個人情報保護制度についても、地方公共団体等との懇談会等における、条例の法による一元化を含めた規律の在り方等に係る実務的論点の整理を踏まえ、地方側と十分調整の上、民間部門、行政機関、独立行政法人等の個人情報保護に関する法令・規定の一元化と歩調を合わせて、具体的な検討を行う。その際、国際的な制度調和の動きを踏まえつつ、個人情報保護の総合的かつ一体的な推進の観点から、地方公共団体の個人情報の取扱いに係る国の役割等についても必要な検討を行う。

(4)新型コロナウイルス感染拡大防止のための株主総会の在り方について

【措置済み】

<基本的考え方>

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新たな生活様式により、不必要な出社や三密等を控え他者との接触の機会を減らすことが求められている中、6月に開催が集中する定時株主総会に向けた決算・監査の作業が遅れているとの声が上がっている。

4月15日に公表された「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査等への対応に係る連絡協議会」による声明文⁴では、開催日程の延期に加え、継続会方式により配当金の決議・役員等の改選と決算の承認を別の日に行うことも可能であるとした。これらの取組は感染拡大防止、企業の負担軽減に資するものとして有意義なものである。

しかし、継続会方式を採用する場合、改選期にある役員（任期の末日が当該定時株主総会の終結の時までとされている取締役、会計参与及び監査役）及び会計監査人の任期について、当該継続会（例えば9月開催）の終結時までとなると、当初の株主総会（例えば6月開催）の時点において役員等が退任するためには、登記の申請書に押印された辞任届を添付すること、又は登記の申請書に添付する株主総会の議事録の内容から、役員等が辞任する旨の意思表示をしたことが判明することが必要とされる。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、当初の株主総会から継続会の開催までに相当期間を要することが考えられる中、企業経営の無用な混乱を避けるため、当初の株主総会の時点において改選期にある役員等の任期が満了するものとして、改選登記を受け付けるべきである。

他方、感染拡大防止のためのさらなる対応策・企業の選択肢の拡充として、株主総会資料のウェブ開示によるみなし提供制度の活用も考えられる。会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 437 条においては、定時株主総会を招集するときは、その招集通知に計算書類等の株主総会資料を添付して株主に提供しなければならないと定められているが、株主総会資料の一部については、招集通知の発出時から株主総会

⁴ 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業決算・監査及び株主総会の対応について」

後3か月が経過するまでの間ウェブサイトに掲載することによって、株主に提供したものとみなす、いわゆる「ウェブ開示によるみなし提供制度」が設けられている（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第133条第4項等）。株主総会に係る資料は膨大であり、書面で提供する場合には印刷等の準備期間を考えると、かなり早い段階で内容が確定していなければならないが、ウェブ開示によるみなし提供制度の活用により、提供の直前まで作成作業が可能である。

しかしながら、重要な事項、典型的に株主の関心が高いと思われる事項等については対象外とされ、例えば、計算書類（単体の決算）のうち貸借対照表及び損益計算書や事業報告の一部はウェブ開示によるみなし提供制度が適用されない。決算・監査の作業が進まない中、これらについてもウェブ開示によるみなし提供制度の対象とすることは、企業や監査関係者にとって、期限に間に合わせるための複数人でのオフィス作業の回避につながり、感染防止・負担軽減に資することから、現下の状況を踏まえた対応策として対象を拡大すべきである。

新型コロナ対策として既に示されている総会の延期や継続会方式に加え、各企業が取り得る選択肢を拡充し、時にはそれらを組み合わせることによって、この非常事態を乗り越えていかねばならない。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 法務省は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために継続会方式で株主総会を開催する場合、当初の株主総会における決議により、当初の株主総会の時点において改選期にある役員等の任期が満了するものとして、その後任を選任する方法によれば、当初の株主総会の時点で役員等を改選することができ、かつ、その旨の改選登記をすることが可能であることを示し、周知徹底を図る。
- b 法務省は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、貸借対照表・損益計算書等を含め、ウェブ開示によるみなし提供制度の適用対象を拡大し、周知徹底を図る。

(5)書面規制、押印、対面規制の見直し

【a, g : 措置済み、b : 令和2年度、できるだけ早期に措置、
c : 令和2年検討開始、早期に結論、d, f : 令和2年度上期措置、
e : 直近の法改正の機会を捉えて速やかに法案提出】

<基本的考え方>

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新しい生活様式により、不必要な出社や他者との接触の機会を減らすことが求められている中、書面のやり取りや押印等のために出社を余儀なくされるという事態ができるだけ生じないようにしていく必要がある。

民間事業者間の手続において、民間事業者が押印の廃止や他の方法による代替をする際には、それによりどのような影響があるか等の懸念が伴う。規制改革や各業界を所管する府省庁からこれらの懸念点に対する考え方を示すことで、民間事業者の押印の廃止や代替に向けた動きを促進すべきである。

また、押印の代替手段としては、メール等含め様々な電磁的手法が考えられるが、電子署名の活用も有効な一手段である。電子署名や認証サービスとして、現在、様々

な形態のサービスが生まれ利用が広がっているが、それぞれのサービスについて、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。)における取扱いが不明確である。コロナ危機への対応やデジタル技術の活用の観点も踏まえ、クラウド技術を活用した電子認証サービスの電子署名法上の取扱いを速やかに示すとともに、今後抜本的な制度改正も視野に入れた見直しが必要である。

さらに、民間事業者間における手続については、特に不動産関係、金融関係、会社法関係において書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しを求める声が多くある。これらの分野において必要な緊急対応を行うとともに、引き続き問題点の洗い出しを行い、手続の見直しを早急に行っていかなければならない。

なお、書面規制、押印、対面規制の見直しについては、感染症対策として速やかに緊急的措置を行うとともに、今回の措置が社会に与えた影響も踏まえつつ、今後、企業の生産性向上の推進や緊急時への備えとして、引き続き取り組んでいく必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 内閣府、法務省及び経済産業省は、商慣行として押印が定着している民間事業者間の商取引等について、民間事業者による押印廃止の取組が進むよう、押印に関する民事基本法上の規定の意味や、押印を廃止した場合の懸念点に応える考え方を示す。
- b 総務省、法務省及び経済産業省は、サービスの利用者が作成した電子文書について、サービス提供事業者自身の署名鍵による暗号化を行うこと等によって当該文書の成立の真正性及びその後の非改変性を担保しようとするサービスであっても、当該サービスの利用者の意思に基づきサービス提供事業者の判断を交えず機械的に行われることが技術的・機能的に担保されたものがあり得るところであり、このようなサービスに関して、電子署名法第2条第1項第1号の「当該措置を行った者」の解釈において、当該サービスの対象となる電子文書に付された情報の全体を1つの措置として捉え直してみれば、当該サービスの利用者が当該措置を行ったと評価できることについて、その考え方をQ & A等で明らかにし、広く周知を図る。
- c 総務省、法務省及び経済産業省は、電子署名に対し、民事訴訟において署名・押印同様の推定効を定める電子署名法第3条の在り方に関して、サービス提供事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービスなどについても一定の要件を満たせば対象となり得ることに関して、その考え方を明らかにする。
- d 国土交通省は、不動産取引に係るITを活用した重要事項説明について、賃貸取引においては本格運用、法人間及び個人を含む売買については社会実験を実施しているところ、社会実験における実施報告、アンケート等の参加事業者の責務について、負担軽減を図り、環境整備に努める。
- e 国土交通省は、不動産の賃貸取引における重要事項説明書等の書面の電子化について、社会実験を行っているところであり、それを踏まえつつ、不動産取引における重要事項説明書等の電磁的方法による交付等に向けて宅建業法の関連規

定について、改正措置を講じる。書面の電子化の本格運用に際しては、対面の場合とは異なり事前の電子メール等での説明が容易である等オンライン取引の特質があることを踏まえ、利便性について、総合的な判断により一定の評価を受けた手法については積極的に活用するものとする。

- f 金融庁は、金融機関における口座開廃、融資の申込み等、種々の金融関連手続について、金融業界と連携して検討を行う場を設けた上で、業界全体での慣行の見直しを行い、書面、押印、対面の不要化や電子化を促進する。
- g 法務省は、電磁的記録をもって作成された取締役会の議事録への出席取締役等による「署名又は記名押印に代わる措置」(会社法第 369 条第 4 項、会社法施行規則(平成 18 年法務省令第 12 号)第 225 条第 1 項第 6 号、第 2 項)について、電子契約事業者が利用者の指示を受けて電子署名を行うサービス等も含まれるものとし、その解釈について周知徹底を図る。

2. 雇用・人づくり分野

今期、規制改革推進会議では感染症に対する緊急対策として遠隔教育の規制緩和などに取り組む一方、雇用・人づくりWGでは期初の方針に基づき、未来を支える「イノベーション人材育成の環境整備」、「ライフステージに応じた多様な働き方や様々な働き手の就業支援」という視点の下、個別のテーマに取り組んだ。

未来を支える人材を育成するためには、一人ひとりの理解や興味に応じた教育、即ち個別最適化された学びの環境を整備すること、また各分野の専門家や幅広い経験を有する人材が教育現場へ参与できる仕組みを整えることが肝要である。さらに日本の持続的な経済成長のため、多様な働き手が労働市場に参画するよう促し、ライフスタイル等の多様化に合わせた様々な働き方を支援していくことの重要性も増している。

以上の観点から今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(1)イノベーション人材育成の環境整備

【a,c,d,e：令和2年度措置、

b：令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

< 基本的考え方 >

規制改革実施計画（令和元年6月21日）では、全ての児童生徒が最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育を受けられる環境を整備することを求め、平成30年度3月時点で全国の小・中・高等学校等において5.6人に1台の割合でしか配備されていなかったパソコン（タブレットを含む）について、令和元年度及び2年度補正予算において、児童生徒1人1台端末の実現に向けた経費が計上されることとなった。また、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備え、児童生徒等の教育機会確保のための施策を講ずるべきであるという考え方のもと、規制改革推進会議の意見書である「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際してのオンライン技術の活用について」（令和2年4月7日）を発出し、休業が続く状態でもICTを活用した学びの環境の整備を求めたところである。

規制改革推進会議では、以前より遠隔教育の推進に向けた答申を出していたが（規制改革推進に関する第1次答申（平成29年5月23日）・第4次答申（平成30年11月19日）・第5次答申（令和元年6月6日））、同時双方向型のオンライン指導を通じた家庭学習に取り組む方針である地方公共団体等の割合は、僅か5%に留まる（新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業に関連した公立学校における学習指導等の取組状況について（令和2年4月21日 文部科学省））。現実として、休業が長引き、通学出来ない児童生徒が多く存在し、また、今後とも同様の支障が生じる可能性があることに鑑み、これら学びの環境の整備は一刻も早く行われる必要がある。

さらに、将来のイノベーションを担う人材を育成するためには、更にこれを推し進め、児童生徒一人ひとりの興味や理解度に応じた個別最適化された学びの環境整備が図られなくてはならない。例えば理科は飛びぬけて優秀だが社会は苦手な生徒など、理解度や興味・関心などが多様な子供たちに対して、どのような学習環境を整備することが好ましく、どのように指導し評価することが望ましいのか、データに基づいた確かな根拠のもとで政策決定がなされる必要がある。また、児童生徒一

人ひとりの興味や理解度に応じて学年に縛られない学びが許容されることなど、多様な子供たちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの環境整備によって、将来にわたり日本があらゆる分野で世界を牽引していくためのイノベーション人材を体系的に育成する礎を築くべきである。

また、これら個別最適化された学びの環境整備を実現するためには、多種多様な専門性を有する外部人材が幅広く学校教育に参画できるようにするという観点の検討も必要である。多忙を極める現場教員が少しでも本来あるべき業務に集中できる環境を整えるためにも、各分野の専門家や幅広い経験を有する人材が教育現場に参画できる仕組みを整えるべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 多様な子供たちを誰一人取り残さず、誰もが充実した教育を受けられるように、理解度や興味に応じて学年を超えた学びが許容されることをガイドライン等にまとめ、周知する。これに先立って、「多様な子供たちを誰一人取り残すことのない個別最適化された学びの環境整備」の実現に向けて、中央教育審議会の議論も踏まえて検討し、施策の具体的方向性について結論を得る。
- b データに基づき、全国の学校に展開可能な形でどのような学びが効果的かを明らかにするため、必要な検討体制を整備した上で結論を得る。また、理科は飛びぬけて優秀だが社会は苦手な生徒など、ある一点に秀でた生徒をどのように指導し評価することが望ましいか、指導や学習評価の在り方等について研究し、結論を得る。
- c 現在、校長の判断となっている「フリースクール等において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出席扱い」について、フリースクール等の相互評価・第三者評価の在り方の検討が進んでいることを踏まえ、そのような評価の積極的な活用も奨励される旨を周知する。併せて、不登校について、これまでの原因分析を踏まえた原因究明と対策を講じるとともに、「不登校特例校の設置に向けて【手引き】」を周知する。
- d 日本だけでなく世界で生きていける力をつけることを見据えて、帰国・外国人児童生徒等を含めた、多様性のある教育を行うことを目的として、帰国・外国人生徒の日本の公立高等学校への入学・編入を促進するために、各地方公共団体で行われている取組の拡大を促すとともに、日本語指導等の充実等を促進し、優れた取組を周知する。
- e 各分野の専門家や幅広い経験を有する人材（博士号を取得した研究者、スポーツ選手等）に学校教育により深く関与し、中途からも入れるようにするために、特別免許状の授与基準の見直しや、特別非常勤講師の活用の促進により、外部人材が教育現場に積極的に参加できる環境を構築する。

(2)大学等における多様なリカレント講座の開発促進

【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

近年の第四次産業革命ともいわれる A I 等の技術革新の進展は生産性を格段に

高め、仕事の仕方や身に着けるべきスキルが従来想定されていたものから大きく変化していく可能性がある。このような変化に合わせて、学校教育終了後も生涯を通じ質の高い教育を用意し、有用なスキルや知識等を身につけられるリカレント教育の環境整備の重要性が増してきている。

そのため、学習者や企業、転職市場等のニーズに応じて教育プログラムの開発を推進すべきだが、主として先見的知見を持つ大学等において様々なニーズに応じたリカレント教育プログラムの充実を図り、その活用を促進する意義は大きい。我が国における社会人の大学等への活用が進んでいないことから、関係省庁との連携のもと、実践的な大学等におけるリカレント講座の開発や周知を含む運営の支援体制の整備は急務である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講じる。

< 実施事項 >

企業ニーズ等社会の多様なニーズやターゲットに応じた大学等におけるリカレント講座の開発をさらに推進するとともに、企業等からの評価を含めた持続可能なリカレント講座の運営モデルの検討や例えば事例の取りまとめやガイドライン化等、全国的な周知等に関する調査研究を行うなど、リカレント教育推進のための学習基盤の整備等を図ることにより、関係省庁との連携のもとリカレント教育を総合的に推進するための必要な措置を講ずる。

(3) 雇用類似の働き方（フリーランス等）に関する相談窓口充実等の環境整備

デジタル技術の進展により、インターネットを通じて個人で仕事の依頼を受け役務を提供する就業形態が増加してきている。こうしたいわゆるフリーランス等の雇用類似の働き方については、「働き方改革実行計画」（平成 29 年 3 月 28 日働き方改革実現会議決定）において、「雇用類似の働き方全般（請負、自営等）について 2017 年度以降、それぞれの働き方について順次実態を把握し、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について、有識者会議で法的保護の必要性を含めて中長期的に検討する」とされて以降、厚生労働省における「雇用類似の働き方に係る論点整理等に関する検討会」等において積極的に議論が行われ、現在まで、雇用類似の働き方に関する保護等の在り方について検討が進められてきている。

こうした議論の中でも雇用類似の働き方については、企業に雇用されている労働者と比較して紛争解決の手段が十分に整備・周知されておらず、また労働基準関係法令の保護対象となるか否かの判断が分かりにくいといった指摘があるなど、その就業環境が十分に整備されていない面がある。多様で柔軟な働き方が拡大していく中、働き手が安心・納得して働くことのできる環境整備を進めるべきである。

ア 相談窓口の充実と周知

【令和 2 年度措置】

< 基本的考え方 >

雇用類似の働き方については、トラブル等が発生した場合の相談窓口が不十分であり、その整備を求める声は多い。現状でも、個人事業主等を対象に契約トラブル等の相談に応じる中小企業庁の下請適正取引推進センターや労働基準法上の労働

者に当たる者等を対象に個別労働関係紛争の相談等に応じる都道府県労働局等の総合労働相談コーナー等が設けられているが、雇用類似の働き方の者を対象にハラスメントや発注者との契約等のトラブル等に関して幅広い相談を受け付けるワンストップの窓口を充実し、その周知を図る必要性は高い。

このことから、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

厚生労働省は、いわゆるフリーランス等の雇用類似の働き方の者を対象にハラスメントや発注者との契約等のトラブル等に関して、関係省庁との連携の下、当事者等が相談できるワンストップの窓口を整備・周知し、相談支援の充実を図る。

イ 労働基準関係法令の適用対象となる労働者性の判断基準の周知

【令和2年度措置】

<基本的考え方>

労働基準法（昭和22年法律第49号）等の労働基準関係法令が適用される「労働者」に該当するか否かは、就業の実態に応じて総合的に判断されるものとして解釈、運用されている。しかし、就業の実態が多様化するなかで、いわゆるフリーランス等の雇用類似の働き方の者にとってその判断基準や判断のあり方は分かりにくい。具体的には現状、労働基準法の解釈として、厚生労働省での研究会報告（昭和60年「労働基準法研究会報告」）が示され、それに基づき、仕事の依頼に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無、就業場所・時間の拘束性の有無、代替性の有無、報酬の労務対償性、事業者性の有無、専属性の有無等の諸事情を総合的に勘案し労働者性が判断されている。しかし、当事者がこの判断基準に基づき、直ちに自身の働き方について判断することは難しいため、当事者がその実態に応じて法令の適用関係を容易に認識できるよう、労働基準関係法令の適用対象となる労働者性の判断基準を分かりやすく周知すべきである。

このように労働者性の考え方が明確になることで、雇用類似の働き方の者が、その就業実態に応じて、適切に保護されることとなる。

以上の考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

契約形式の如何を問わず、実質的に労働者性があると判断される者については労働基準法等の労働基準関係法令が適用されるため、厚生労働省は、労働基準監督署等を通じ労働者性の判断基準を分かりやすく周知し、問題が認められる場合にはその是正を図る。

(4) 企業とのマッチングや留学生の就労支援等による外国人材の受入れ推進

ア 受入れ企業と外国人材のマッチング支援や特定技能等に関する試験や申請手続き等の整備

【a:令和2年度検討開始、令和3年度措置、
b:令和2年度措置、c:令和2年措置】

<基本的考え方>

平成 31 年 4 月には中小事業者を始めとした深刻な人手不足に対応するため、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）の改正により新たな在留資格「特定技能」が創設された。また、外国人の受入手続を円滑に行うべく、昨年 7 月より在留資格申請手続の一部オンライン化が開始され、本年 3 月には対象手続・在留資格の拡大が行われた。今後とも中長期的観点からも外国人材の受入れ・共生のための施策を整備していくことが求められている。

一方、かかる特定技能制度では開始後 5 年間の受入れ見込数（最大値）が約 34 万人となっているが、令和元年度末時点で約 4,000 人の受入れにとどまっている。こうした特定技能外国人を始めとする外国人労働者が入手することのできる本邦企業の求人情報が乏しいことが考えられ、また、地方の中小企業においては外国人材の受入れ方法や雇用管理に関する知識・ノウハウ等が十分でないものと考えられる。その結果、外国人労働者の雇用が促進されず、地方中小企業の人手不足等といった懸念が解消されない可能性がある。

また、外国人が「特定技能」の在留資格において就労するためには、特定技能に係る試験が円滑に実施される必要がある。『特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針について』（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）において、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び分野別の方針を、出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 102 号）の施行後 2 年を目途として検討を加え、必要があると認めるときは見直しを行うものとされている。かかる検討の中、例えば特定技能制度と技能実習制度との関係等が今後、議論の対象となるものと認識する一方、外国人労働者と受入れ企業とのマッチング支援及び地域中小企業の持続的発展等を促す観点に加え、試験や手続き面の実施状況等も鑑みながら、円滑な受入れ態勢を構築するべく以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

- a 厚生労働省は、特に地方中小企業における外国人材雇用支援の観点から、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）等に基づき、「地域外国人材受入れ・定着モデル事業」を実施し、その成果や得られた知見に関し、半年ごとなど定期的に実施状況を地方公共団体等へ公表すること等を検討し、必要な措置を講じる。
- b 法務省は特定技能外国人の受入れ促進のため、技能試験について、分野所管省庁等と連携の上、海外においては試験実施国・試験実施回数の拡大、国内においては、地方都市での実施・試験実施回数の拡大を検討し、結果については分野ごとに随時周知する。また日本語試験については、技能試験の実施状況や人材受入ニーズ等を踏まえて実施を推進し、試験情報については随時周知する。さらに、試験情報を分かりやすく迅速に国内外に提供する方策等を検討し、必要な措置を講ずる。
- c 法務省は、オンラインによる在留申請手続について、対象範囲等の拡大を継続的に検討し、必要に応じて地方出入国在留官署宛の通知改正等の措置を講ずる。

イ 我が国で就職する外国人留学生に対する就労支援

- 【a：令和2年度措置、
b：令和2年度検討・結論、令和3年度措置、
c：令和2年措置】

< 基本的考え方 >

外国人留学生は高度な専門性を身に着けた貴重な人材であり本邦企業に就労することによって我が国の競争力向上に資する存在であるといえる。「日本再興戦略2016」(平成28年6月2日閣議決定)においては留学生の日本国内での就職率を5割に向上させることを目指すとされていたが、平成30年度実績では3割程度にとどまる。

こうした状況下、厚生労働省がこれまで委託事業として実施してきた「外国人就労・定着支援研修事業」においては、令和元年度より内定取得済みの留学生等を対象に「外国人留学生定着支援コース」を設置し外国人留学生の国内企業における安定的な就職及び職場定着の促進を図っているところであるが、我が国の競争力向上に資する人材の確保の観点から更なる就職支援が必要である。

また、外国人留学生が国内大学等を卒業したのち、本邦企業に就職するための活動をする場合には、在留資格「特定活動」による在留が一定期間に限って可能であるが、当該在留資格取得手続に関する情報提供を充実し、外国人留学生の就職等の阻害にならないものとすべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずる必要がある。

< 実施事項 >

- a 厚生労働省は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)等に基づき実施される「外国人就労・定着支援研修事業」の対象者を、現状対象外とされている就職活動中の留学生等にまで拡大すること等、外国人留学生の本邦における就職活動を支援する施策を検討し、結論を得る。
- b 「外国人就労・定着支援研修事業」のうち、「外国人留学生定着支援コース」に関して、職場への定着状況等その成果を把握した上で、例えば講義内容の見直し等制度改善のための施策を継続的に検討し、必要に応じ措置を講ずる。
- c 法務省は「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(改訂)」(令和元年12月20日決定)に則り、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)の別表第1の5の表の下欄に掲げる活動として認めている秋卒業者等を対象とした在学中に内定を得た外国人留学生が入社するまでの在留資格(「特定活動」)の取扱について、企業のみならず外国人留学生が所属する教育機関にも周知徹底を図るべく必要な措置を講ずる。

(5) 高校生の就職支援

ア 各地方公共団体における就職あっせんの仕組みの選択状況の把握

【令和2年度措置】

< 基本的考え方 >

高卒の採用選考は、全国統一的に採用選考期日等の申合せを行った上で、都道府

県ごとの状況に応じて具体的運用がなされている。

かかる運用において、現在も広く普及している「一人一社制」と呼ばれる学校による就職斡旋の仕組みについて、高校生の就職の機会を保障しようとするあまり、かえって当事者の主体性を過度に制限しているのではないかという意見等もあり、平成 31 年 1 月より文部科学省・厚生労働省による「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム」において、高卒就職慣行の在り方等が検討され、令和 2 年 2 月に取りまとめがなされた。

本取りまとめにおいては、高卒就職者へのアンケート調査の結果、「同時に二社以上応募できたほうがよい」とする意見が 3 割程度占めたことなどが示され、一人一社制の在り方や学校の就職あっせんと民間職業紹介事業者の就職あっせんの在り方について、都道府県ごとに地域の実情に応じて選択することが妥当とされており、今後、各地域において改めてこれらの在り方を検討、必要に応じこれまでの申し合わせを見直すことが求められている。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

今般「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム報告」において、「対応の方向性」として「一人一社制の在り方」及び「学校の就職あっせんと民間職業紹介事業者の就職あっせんの在り方」について改めて選択肢が示された。かかる報告結果に基づき、各都道府県の高等学校就職問題検討会議は生徒の主体性を尊重しながら、労働市場の動向や早期離職の原因の分析等を行い、地域の実情に応じ「一人一社制の在り方」等を検討することが適切である。厚生労働省及び文部科学省は本趣旨を都道府県に十分に周知を図り、その上で選択状況について各都道府県レベルの状況把握を行う。

イ 高校における更なるインターンシップの活用など

【a,c:令和 2 年度検討開始、令和 3 年措置、b:令和 2 年度措置】

<基本的考え方>

生徒が本人の希望に沿った職種や企業を選択するためには、一人一社制の在り方を見直すとともに生徒の職業意識を高めるためのキャリア教育を推進することも重要である。中でもキャリア教育においては、高校におけるインターンシップは生徒が自己の職業適性や将来設計について考える機会となり、主体的な職業選択の能力や職業意識の育成が促進されるなどの高い教育効果が期待できる。

あわせて、生徒のニーズ等に合わせて十分な企業情報等を分かりやすく提供することも重要である。現状、ハローワークが管理する高卒求人情報については、高校においてシステム上で教師や生徒が閲覧することが可能であるものの、そのデータをユーザーが取り出し、例えば労働条件などに応じ検索ができず、教師や生徒が利用しやすいものとは言い難い状況となっている。

また高卒就職者の就職後 3 年以内の離職率は約 4 割に上り、大卒就職者の約 3 割と比較して高くなっている状況下、離職後の一層の再就職支援も重要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 文部科学省は、高校生が自己の進路や職業を主体的に選択する能力を身に付けることができるよう、高校におけるインターンシップの実施状況を調査し、その実態を踏まえ、必要な措置を講ずる。
- b 厚生労働省は、就職した高校生の定着や早期に離職した高校生の再就職について更なる支援を図るため、ハローワークにおいて、就職後も引き続きハローワークの支援を受けられることの周知を図るとともに、キャリアコンサルティング等の個別の相談支援やセミナーの開催等の実施を推進すべく必要な措置を講ずる。
- c 高校生の就職先の選択に資するよう、厚生労働省は、ハローワークが管理し、高校が閲覧する高卒求人情報に係るシステムについて、高校において教師や生徒が求職ニーズ等に合わせ、高卒求人票に係るデータの検索・抽出等が可能となるよう改修する。

(6)保育における待機児童対策協議会の活用等

ア 待機児童対策協議会の活用

【令和2年度措置】

<基本的考え方>

少子化に伴う人口減少社会を迎え、また共働き世帯が増加する中、我が国にとって、子供を持つ誰もが安心して働き続けられる環境の整備は喫緊の課題である。待機児童の解消は、共働き世帯における就労継続を実現し、労働力人口減少の抑制に、ひいては所得と消費の拡大につながる。

しかしながら、依然として都市部を中心に待機児童問題は存在し、問題解決のために、「規制改革に関する第2次答申」(平成29年11月29日)に基づき、平成30年より都道府県を中心に広域的に待機児童対策に取り組むため、地方公共団体に待機児童対策協議会が設置された経緯にある。

令和2年3月に前会議第2次答申における待機児童対策への対応状況について、厚生労働省からヒアリングを行ったところ、同協議会は現在20都府県に設置され、保育の受け皿整備等に係る財政支援の実施等、有益な仕組みとして活用されていることを確認した一方、平成30年4月比、全国待機児童数は約3,000人減少(平成31年4月)したものの、いまだ全国待機児童数は約17,000人となっており、引き続き待機児童解消に向けて一層の取組が必要であるものと認識する。

以上、現状並びに同協議会のこれまでの実績も踏まえ、同協議会における、保育所数や保育士数などのKPI達成にむけた取組状況や、同協議会設置の主眼のひとつたる広域連携の推進にあたり地方公共団体の広域連携担当者の活動内容等を把握すること、更には効果的と認められる事例を各地方公共団体に周知を図り、一層待機児童解消に向けた取り組みを促進することが重要である。また特に病児保育においては需要変動が大きい場合があること等から広域連携の意義は大きく、更なる病児保育の広域連携推進の観点から、同じく好事例を各地方公共団体に周知すべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 各地方公共団体の待機児童対策協議会におけるK P Iが待機児童の解消に繋がっているものとの確認とともにK P Iとその進捗を継続的にフォローアップする。併せてかかる体制のもと特に効果的と認められる方策を整理するとともに、当該結果を公開するとともに地方公共団体には周知する。
- b 地方公共団体の広域連携担当者の実態と活動内容についての調査を実施し、その結果と参考となる取組事例を地方公共団体に周知する。
- c 病児保育にかかる広域利用における費用負担等ルールや仕組みについて、地方公共団体の取組状況を把握し、病児保育等の好事例を地方公共団体に周知する。

イ ベビーシッターの行政手続合理化、研修機会の拡大等

【a,d:措置済み、b:令和2年措置、
c,e,f:令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

< 基本的考え方 >

認可外保育施設の質の確保・向上を図るため、全ての認可外保育施設（認可外の居宅訪問型保育事業者（ベビーシッター）も含む）について、認可外保育施設設置届出の提出や施設の運営状況の定期報告、情報の公表が児童福祉法（昭和22年法律第164号）にて規定されている。

一方、認可外保育施設設置届出様式においては、記載方法に分かりにくい点があり、また地方公共団体において電子申請を受け付けられない場合もあることから、事業者の負担となっている。以上のことから手続きの合理性向上のため、記載方法の明確化、申請のオンライン化に取り組む必要がある。またベビーシッター派遣事業割引券についてもデジタル化を図るとともに、手続の簡素化を図るべきである。

また保育の質の確保・向上のために、令和元年10月より認可外の居宅訪問型保育事業者（いわゆるベビーシッター）に関して保育士または看護師の資格を有しない保育従事者は一定の研修の受講が必須となった。更に一層の質の確保・向上を図りつつ、研修機会拡大の観点から民間事業者が実施する研修について都道府県知事が研修を認める場合の一定の要件を検討し、明らかにするとともに、オンライン研修も可能とすべく併せて検討を進めるべきである。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずる。

< 実施事項 >

- a 認可外保育施設設置届出様式の記載方法について、明確化を図り、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の改訂を行った上で、地方公共団体に対し周知する。
- b 認可外保育施設設置届出のオンライン申請が可能である旨を地方公共団体に周知する。
- c ベビーシッター派遣事業割引券のデジタルによる発行及び使用が可能となるようシステムを構築する。
- d ベビーシッター派遣事業割引券の使用に関する事業者等の申込手続きにおいてオンライン申請を可能とするとともに、実施団体への報告用半券の提出を不要とすべく、ベビーシッター派遣事業実施要綱を改訂する。
- e 認可外の居宅訪問型保育事業の研修において、保育の質の確保・向上のために、

有意な研修を行う民間事業者が実施する研修について都道府県知事が認める研修要件に係る検討を行うとともに必要な措置を講ずる。

- f 認可外の居宅訪問型保育事業の研修について、オンライン研修を可能とすべく検討し、必要な措置を講ずる。

(7) 男性の育児休業取得促進に向けたルール整備等の検討

【a: 令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、
b, c: 令和2年措置】

< 基本的考え方 >

政府は2025年までに男性の育休取得率を30%とすることを目標としているが、男性の育休取得率は6%にとどまっている。こうした状況を打開するためにも、社会の意識や企業文化の変革を後押しし、男性が育児休業を取得しやすい社会を創ることが必要である。

かかる観点から、各事業者が男性の育児休業取得率を公表し見える化を行うことに一定の意義はあると考えられ、また一部に理解が浸透していない育児休業取得についてのルールの明確化を行う必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

- a 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく「子育てサポート企業」において、男性の育児休業取得率等の公表を促進するための方策について検討し、結論を得る。
- b 育児休業取得申請期限について、希望休業開始日の1か月前の経過後であっても、労働者が育児休業取得を申し出た場合、事業者の判断により労働者の希望する日から取得可能であることを明確にした上で、事業者及び労働者に対し周知徹底する措置を講ずる。
- c 育児休業取得申請内容の変更回数について、1回目は労働者の申出により変更可能とされているが、2回目以降は労働者と事業者の合意により、育児休業の開始予定日の繰り上げ変更及び終了予定日の繰り下げ変更ができることを明確にした上で、事業者及び労働者に対し周知徹底する措置を講ずる。

(8) 福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討

【令和2年検討開始、速やかに結論・措置】

< 基本的考え方 >

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）において、福祉及び介護施設において、看護師が行う業務について労働者派遣事業を行うことは可能とされる一方、同法第35条の4において日雇派遣は原則として禁止されている。

こうした状況下、離職中の看護師の中には多様化するライフスタイル等に合わせるなど日雇派遣で働くことを求める声もあり、「規制改革推進に関する第5次答申」（令和元年6月）において「看護師、福祉及び介護施設等の事業者、派遣事業関係者に対して、福祉及び介護施設等における看護師の日雇派遣に関するニーズ、派遣

労働者として働いている看護師の雇用管理上の課題等の実態調査を行う。」とされた。

それを受け、令和2年4月、実態調査の結果と公表状況について厚生労働省よりヒアリングを行った結果、日雇派遣に対する一定のニーズがあること等が確認、報告された。

厚生労働省はかかる調査結果を踏まえ以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

厚生労働省は福祉及び介護施設への看護師派遣について、令和元年度の調査結果を踏まえ令和2年に検討を開始する。その上で労働政策審議会での議論を行い、速やかに結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(9)雇用ルール（無期転換ルール）の周知

【令和2年度措置】

<基本的考え方>

平成25年4月、労働契約法（平成19年法律第128号）の改正により、有期労働契約が繰り返し更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるとする、いわゆる「無期転換ルール」が施行され、有期契約労働者に対して安定した雇用へのルートが制度化された。施行から5年が経つ平成30年4月1日以降、労働者からの無期転換の申込みが本格化している。

しかし、令和元年度に実施された有期労働契約者への調査では、無期転換ルールの内容を知らないとする者、また、無期転換に係る自身の権利状態が分からないとする者がそれぞれ約半数に上るとの結果が出ており、労働者に対する一層の制度周知が必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

厚生労働省は、令和元年度に実施した無期転換ルールの適用状況についての調査結果等を踏まえ、労働契約法に定められる無期転換ルールが労働者に周知徹底されるよう、有期契約が更新されて5年を超える労働者を雇用する企業から当該労働者に通知する方策を含め、労働者に対する制度周知の在り方について検討し、必要な措置を講ずる。

(10)時間外・休日労働に関する協定等の届出における電子申請の推進

【a:令和2年検討・結論、b:令和2年度措置】

<基本的考え方>

労働基準法（昭和22年法律第49号）により、時間外・休日労働に関する協定は労務管理の単位である事業場ごとに締結し、事業場を管理する地域の労働基準監督署に届け出なければならない。ただし、複数事業場を有する企業においては、本社（本社機能を有している事業場）と各事業場の協定の内容が同一である場合、これらの協定を、届出事業場一覧を付した上で、本社を管轄している労働基準監督署に

一括して届け出ることができる」とされている。本届出は、電子申請が可能となっており、電子申請システムにおいて申請する場合は、一つの様式と事業場一覧により申請が可能であり、事業者の事務負担軽減が図られている。就業規則についても、同様に電子申請システムによる本社一括届出が可能となっている。

しかし、電子申請率は2019年時点で約2%など、全体からみればごく一部にとどまっており、利用者への周知が不十分等の指摘もあることから、今後かかる手続きに関する書面主義や押印原則に関する議論の整理を進めつつ、利用者の利便性の更なる向上のためのシステム改修等により電子申請を一層推進するとともに、企業等への周知を図っていくことが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 時間外・休日労働に関する協定届出及び就業規則届出の電子申請について、その利用実態を把握した上、電子申請利用率向上のために、利用者の利便性を高めるべく、システム改修や企業等への周知も含めた効果的な方策について検討し、結論を得る。
- b aで得た結論について、措置を講ずる。なお、システム改修に当たっては、将来的な機能の拡張等も可能となるよう留意する。

(11)重点的にフォローアップに取り組んだ事項

ア 最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育の実現に向けた工程表取りまとめ

最新技術を活用した世界最先端の質の高い教育の実現に向けた工程表取りまとめについて、文部科学省よりヒアリングを行い、規制改革実施計画（令和元年6月閣議決定）において決定された「5年以内のできるだけ早期に世界最先端の教育環境の実現」に向けた工程表が取りまとめられていることを確認したが、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大による休業措置等の状況においても不安なく学習が継続できるよう、ICTを活用した学びの環境は速やかに整備すべきであり、引き続きフォローアップを行っていく。

イ 学校のICT環境整備に向けた取組状況等

学校のICT環境整備に向けた取組状況について、文部科学省よりヒアリングを行い、上記アの工程表の中に位置づけられているとともに、令和元年度及び2年度補正予算において、児童生徒1人1台のパソコン（タブレットを含む）の実現に向けた経費が計上されることになったことを確認した。

なお、当会議は「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際してのオンライン技術の活用について」（令和2年4月7日）において、学校のICT環境整備に加え、遠隔授業における要件の見直し、遠隔授業における単位取得数の制限緩和、オンラインカリキュラムの整備、オンラインでの学びに対する著作権要件の整理について提言を行った。これは、新型コロナウイルスの感染拡大により、休業が長期化し教育課程の実施に支障が生じる事態に備えて、特例的な措置として、家庭での学習支援等による児童生徒等の教育機会確保のための施策を求めたものであるが、今回実

施されたオンライン教育などのデジタル技術を活用した教育が現場でどのように行われ、どのような効果や課題があったのかを検証し、最新技術を活用した質の高い教育の実現や個別最適化された学びの環境整備に繋げるべく、フォローアップを行っていく。

ウ 高校生の就職の在り方の検討と支援の強化

高校生の就職の在り方や支援の強化に向けた検討状況について、文部科学省及び厚生労働省よりヒアリングを行い、両省による「高等学校就職問題検討会議ワーキングチーム」においてこれらが検討され、取りまとめがなされたことを確認した。今後も引き続き同取りまとめを踏まえた両省の取組を確認していく。((5)高校生の就職支援を参照。)

エ 福祉及び介護施設における看護師の日雇い派遣に関するニーズの実態調査と公表

福祉及び介護施設における看護師の日雇い派遣に関するニーズの実態調査の実施状況及び調査結果について、厚生労働省よりヒアリングを行い、日雇派遣に対する一定のニーズがあること等を確認した。今後も引き続き同調査結果を踏まえた厚生労働省の取組を確認していく。((8)福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関する検討を参照。)

3. 投資等分野

情報通信等のイノベーションによって、既成概念に当てはまらない新しい価値やサービス、ビジネスが次々と生まれており、個別分野でもデジタル技術等の導入が必須となってきた。この流れは、足下の新型コロナ感染拡大防止策の追求の中で加速されており、特定の分野に留まることを知らない。

そのような状況の中、人口減少の社会にある我が国が持続的に成長し、いかなる状況の変化にも柔軟に対応していくためには、これまで当たり前とされてきたルールの迅速かつ不断の見直しは必須である。更にいえば、イノベーションによって生まれる新しい価値やサービス、経済社会の変化により新たに必要が生じた事業等を従前の制度の中で無理に整理しようとするのではなく、制度そのものを柔軟かつ最適にするアクションにまで踏み込んで実行していくことが不可欠である。こうした考えの下、フィンテック、モビリティ、放送・通信、スタートアップ等のあまねく分野において、イノベーションを後押しするとともに、弱者の保護と利便性の確保とビジネス機会の両立につながるよう、規制や慣行の見直しを行い、スピード感を持って社会実装を行っていく必要がある。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(1) フィンテックによる顧客利便性の向上

ア 資金移動業の登録を求める収納代行規制の明確化

【令和2年度検討・結論・措置】

< 基本的考え方 >

収納代行を行う事業者は、現状、基本的には資金決済法の規制対象外とされており、コンビニでの公共料金支払やECサイトでのエスクローサービス等、多様なビジネスモデルを生み出してきた。

一方、「収納代行」と称しつつ、実質的に利用者間の送金サービスを行う割り勘アプリ等も登場し、本年6月に改正法が成立した資金決済に関する法律(平成21年法律第59号。以下、「改正資金決済法」という。)により、そうしたサービスを行う事業者には、資金移動業の登録を求める方向性が明確化されている。

しかしながら、今後の新規ビジネスの創造を阻害しない観点から、収納代行について過度な規制を設けることは適当ではなく、登録が求められるビジネスモデルは明確にする必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

イノベーションが進展する中で、事業者の創意工夫により、将来、収納代行の形式をとった新たなサービスが提供される可能性もあることから、規制対象となる収納代行の範囲については、受取人が個人であり、かつ、割り勘アプリのような単純な資金のやり取りを行う事業のみとし、エスクローサービス等の既存のエコシステムを評価しつつ、新規ビジネスの創出を阻害する制度とならないよう、措置を講ずる。

イ 資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いに関する措置

【令和2年度検討・結論・措置】

< 基本的考え方 >

資金移動事業者の事業は、昨今のキャッシュレス化の推進に大きく貢献し、コンビニや飲食店での支払やクロスボーダー送金を含む多くの決済シーンで幅広く利用されている。その利用形態の多くは、あらかじめある程度の資金を資金移動業アカウントに入金し、それを数度にわたる送金に用いるものとなっている。

このような中、資金移動業アカウントに多額の資金が滞留している例も見られ、利用者保護などの観点から、改正資金決済法により、資金移動業者が送金に用いられることがないと認められる資金を保有しないための措置が設けられることとなった。しかし、例えば、複数の者に送金を行う場合には、一時的に1件当たりの送金上限額を超える資金が入金される場合も想定される。このような場合も考慮して、資金移動業者の柔軟なビジネスモデルの展開により利用者が利用しやすい仕組みを構築する観点から、過度に制限を設けることは適当ではなく、ビジネスの実態を踏まえた規制とする必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

改正資金決済法第51条に基づく資金移動業者が利用者から受け入れた資金の取扱いについては、利用実態を踏まえつつ、利用者の利便性が損なわれないように留意し、資金移動業者のビジネスモデルに応じた柔軟な取扱いが可能となるよう、措置を講ずる。

ウ 金融サービス仲介業者の取扱商品範囲の柔軟な規制

【令和2年度検討、結論を得次第速やかに措置】

< 基本的考え方 >

仲介業者に対する現行の規制は、銀行・証券・保険というように機能ごとに分けられた規制でなっているところ、本年6月に改正法が成立した金融サービスの提供に関する法律(平成12年法律第101号。旧法律名：金融商品の販売等に関する法律)では、横断的に商品・サービスの仲介を行うことのできる金融サービス仲介業という新しい業態を創設し、顧客にワンストップで多種多様な商品・サービスを提供することを容易とする内容が盛り込まれている。

金融サービス仲介業者が取り扱うことのできる商品・サービスについては、商品設計が複雑な商品・サービスを仲介するニーズは大きくないといった議論もあるが、利用者のニーズや商品・サービスに対する理解度は様々であり、利用者の選択を過度に狭めないよう、幅広い商品・サービスについて仲介できるようにする必要がある。

なおその際、不適切な勧誘、不当な説明の防止等にも留意し、顧客保護の観点に関しても留意する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

金融サービス仲介業者が取り扱うことのできる銀行・証券・保険の金融サービス・商品の範囲については、顧客保護を図りつつ、イノベーションや利用者利便等を促

進する観点から、銀行法・保険業法において投資性が強いものとされている契約(特定預金等契約・特定保険契約)や、金融商品取引における二種外務員の職務の範囲等を参考にし、過度な制限により金融サービス仲介業への参入が阻害されることのないよう柔軟な範囲とすることを検討し、措置を講ずる。

エ 金融サービス仲介業者に供託を求める保証金の水準

【令和2年度検討、結論を得次第速やかに措置】

< 基本的考え方 >

仲介業者に対する現行の規制は、銀行・証券・保険ごとに分けられた規制になっており、横断的な商品・サービスの仲介を行おうとする仲介業者にとっては、必ずしも最適化された規制とはなっていないかった。

一方、金融サービス仲介業は、そうした仲介業者の参入を念頭に新しく誕生した業態であり、今後多くの事業者が新規参入し、切磋琢磨しながら顧客利便性を高め、将来性のあるビジネスモデルになることが期待されている。

よって、顧客保護の観点に留意しつつも、事業者の参入によるイノベーションの促進及び利用者利便の向上の観点を十分考慮した上、保証金の供託が過度な参入障壁とならないようにする必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

金融サービス仲介業者に供託を求める保証金の額については、新規事業者による参入が阻害されず、多様なサービスが生み出されるような制度とするため、必要最低限となるよう検討し、措置を講ずる。

オ クレジットカード事業者の審査における性能規定とリスクベース・アプローチの導入

【令和2年度検討、結論を得次第速やかに措置】

< 基本的考え方 >

今までの割賦販売法制では、消費者保護の観点から、与信審査において、指定信用情報機関の使用義務の徹底や支払可能見込額調査のような硬直的な審査方法による規制がかけられており、柔軟な審査方法が認められていなかった。

本年6月に改正法が成立した割賦販売法(昭和36年法律第159号)により、リスクベース・アプローチや性能規定の考え方に基づき、少額分割後払い規制の導入や審査手法の高度化への対応が可能となる。

一方、審査手法の高度化や業務の効率化について引き続き改善に向けた取組が必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

割賦販売法制について、顧客利便性向上のため、リスクベース・アプローチや性能規定の考え方に基づく技術革新の進展に沿った制度を着実に実施し、審査手法の高度化や業務の効率化について必要に応じて見直しを図る。その際、見直しが更な

る制度改善につながるよう、改正法における事業者の業務の状況等必要な情報を収集する体制を整備する。

(2)自動運転の実装に向けた環境整備

ア 自動運転の公道走行試験を促進するための制度等の利活用

【令和2年検討開始、結論を得次第速やかに措置】

< 基本的考え方 >

我が国では、恒常的な物流分野の人手不足や高齢化への対応として、物流の生産性向上や高齢者の移動手段の確保という観点等からも、自動運転の社会実装が、自動車産業の発展のみならず、経済成長を促すことが期待されている。

自動運転技術の進展とその実装に向けていち早く対応するために、公道において、自動走行システムを用いて自動車を走行させる実証実験を実施するにあたって、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン（以下、本項において「ガイドライン」という。）」（平成28年5月）及び「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準（以下、「許可基準」という。）」（令和元年9月）が策定されている。また、安全な自動運転車の開発・実用化を促進するため、道路運送車両の保安基準の一部緩和を可能とする、自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度も平成29年2月に創設されている。

許可基準については、交通参加者の安全に配慮しつつ、公道実証実験を促す目的を達成するために警察庁が策定し、地域の実情に明るい警察署長が個別具体の申請に応じて運用するとされているが、実証実験の実施を希望する事業者等から、許可基準は実証実験の許可を受ける上で事実上の従うべき基準となっており、柔軟性に欠けるとの指摘もある。また、基準緩和認定制度は、手続の煩雑さや申請に当たりどのような事項について認定を得られるかの情報が不足しているとの声もある。したがって、これらの制度等は、自動運転技術の発展とその実装に向けて、担うべき役割を着実に果たせるようにすることが不可欠である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

- a ガイドラインの「6 テストドライバーに関連する自動走行システムの要件」の趣旨は、実験車両の自動走行システムが道路交通法をはじめとする関係法令を遵守することが確保できない開発段階のものであることを前提に、システムでは対応できない場面（緊急時、故障時及びシステムが機能限界に達する時）においてテストドライバーが必要な操作を行うことを求めるものであることを適切な方法で公表・周知する。
- b 許可基準の「2 許可期間」について、同一場所等での実証実験を再度申請する者に対しては、過去の実証実験等により確認できる事項については、過去の申請書類の写しの提出を認める等、手続を円滑化するよう周知する。また、無人自動運転移動サービスの事業化等の場合で許可の対象となる内容が明確であれば、許可期間が6か月を超える範囲とすることも可能である旨を明確化し、周知する。
- c 多様な自動運転車の研究開発及び実証実験の促進に資するよう、自動運転の実証実験に係る基準緩和認定制度を活用して認定された実証車両の実例について、

認定を受けた事業者の権利等に配慮しつつ、公表し、取組の展開を促進する。

イ 自動運転技術の進展に対応した新たな運転免許の検討

【引き続き検討を進め、結論を得次第速やかに措置】

< 基本的考え方 >

人手不足の常態化が喫緊の課題となっている旅客・貨物運送事業への対応は社会的急務である。今般、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）が改正され、申請により、対象車両を安全運転サポート車に限定する等の条件付免許を与える制度が導入されることとなる。現時点では、現在普及している衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した自動車を想定し、運転に不安を覚える高齢運転者がより安全な自動車に限定して運転を継続する選択肢を設けるものであるが、今後の技術の開発、普及状況も踏まえつつ、限定免許の対象車両の追加等の制度の見直しを不断に行う必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

自動運転技術の開発動向を踏まえた自動車やサービスとそれに応じた免許の在り方について引き続き研究するとともに、令和 4 年に予定される安全運転サポート車等限定免許制度の導入後、自動車を運転する際に一時停止や信号遵守といった特定操作の省略等が可能となる安全支援機能が実用化された場合には、その状況を踏まえ、今般改正された道路交通法の規定に基づく限定免許の対象車両として追加することを検討する。

(3) 多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて

【a：令和 2 年度新事業の実施、結論を得次第速やかに措置

b：令和 2 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

< 基本的考え方 >

経済社会の環境の変化や技術革新によって、新たな移動手段（マイクロモビリティ）が登場し始めている。例えば、いわゆる電動キックボードは、海外で利用されている一方、我が国では、その利用について社会的な理解・合意が進んでおらず、利用が進んでいない。

いわゆる電動キックボード等のマイクロモビリティは、急増するインバウンド旅行者の新たな移動手段や渋滞の回避、地球温暖化をはじめとする環境問題等の解決に資する可能性があり、安全面に留意し、かつ、普通自転車、原動機付自転車等の他のモビリティとリスクを比較分析して、利用者や他の交通主体にとって合理的な規制となるよう留意しつつ、海外における活用の在り方及び我が国における社会的理解を踏まえた早急な検討が求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

a 現在「原動機付自転車」と分類されている、いわゆる電動キックボードに関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、令和元年度に実施した規制のサンドボックス制度に基づく実証実験や国際的な動向等を踏まえ、歩行者を含む様々な交

通主体の安全性及び快適性を十分に確保することに留意しつつ、走行場所や車両保安基準について検証するための新事業を行う。

さらに、新事業の結果を踏まえ、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含め検討する。特に、国家戦略特別区域法（平成 25 年法律第 107 号）に基づく運転者の要件等の特例措置について、令和 3 年前半目途に結論を得る。

- b a の検証・措置に加えて、マイクロモビリティ全般に関し、将来の移動を担う新たな交通手段として、実証実験や国際的な動向、利用者のニーズ等を踏まえ、歩行者を含む様々な交通主体の安全性及び快適性を十分に確保しつつ、走行場所や車両保安基準に加えて、運転者の要件や、安全確保措置、車両の区分等の交通ルールの在り方について、制度見直しの要否を含め検討する。

(4) タクシーの利便性向上

【a：令和 2 年検討・結論・措置

b：令和 2 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置

c：令和 2 年度措置】

< 基本的考え方 >

人口減少、少子高齢化が進展する中、地域における公共交通手段の維持・確保が重要な課題となっている。また、デジタル技術の進展により、タクシーの配車アプリ等の導入・普及が進むにつれて、利用者の利便性を高める様々な取組を推進することができるような状況も生まれている。こうした実情を踏まえ、地域の公共交通機関として重要な役割を担うタクシー事業者が、それぞれの地域の有する課題に柔軟に対応することが重要であり、もって利用者が質の高いサービスを持続的に享受することが可能となるような制度の整備等が不可欠である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

- a 地域の交通手段を持続的に確保するため、国土交通省は、事業者の営業区域外運送の柔軟化に取り組む等、より多くの利用者が利便性の高いタクシーサービスを楽しむことができる環境整備に向けた施策を推進するとともに、公共交通の供給が困難な地域において行う交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度について、その実効性を高めるため、導入を希望する地域において関係者間の協議が円滑に進むよう環境整備を図ること等を通じ、着実に制度を運用する。
- b 国土交通省は、タクシーの利便性向上に資する事前確定運賃や変動迎車料金等の制度を着実に実施する。また、タクシーのきめ細かな走行実態の的確な把握及び地域、曜日、時間帯、天気等様々な状況下におけるタクシーと利用者との需給・マッチングデータの取得とそれらを通じた配車アプリの活用等による、事前確定運賃等の仕組みの柔軟化を始めとした利用者の利便性を高める新たな運賃サービス等を実現するため、国土交通省は、タクシー事業者間の連携や変動料金制の導入も視野に入れつつ、アプリ事業者が有するタクシーの輸送データがタクシーサービスの高度化に還元されるよう推進するとともに、事業者の自主的な取組を一層加速させる方策を検討及び実施する。

- c 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成 21 年法律第 64 号、タクシー特措法)が、タクシー事業の業務の適正化を図り、もって輸送の安全及び利用者の利便の確保に資する目的を有することに鑑み、国土交通省は、その趣旨が確実に達成されるよう、事業の適正化及び活性化に不可欠なデータの適時把握を行うためのタクシー事業者の取組を推進しつつ、国がデジタルで情報を収集、把握できる環境整備を進める。また、国土交通省は、事業者自らが利用者の利便性を高める新たなサービス等に健全かつ持続的に取り組むことが可能となるよう、制度を着実に運用する。

(5)電波・通信制度改革

ア 電波制度改革

【a：令和 2 年度以降に実施される新規割当時に措置、
b,c：令和 2 年度措置】

< 基本的考え方 >

規制改革推進に関する第 2 次答申(平成 29 年 11 月 29 日)において、IoT や 5 G 等の普及による電波利用ニーズの高度化・拡大に対応するため、有限希少な国民共有の財産である電波の更なる有効利用に資する取組として、周波数の利用状況の見える化、周波数の経済的価値を踏まえた割当の導入、帯域確保に向けた対応として周波数の返上や共用、共同利用型の公共安全 L T E の創設等を求めた。

昨年、電波法の一部を改正する法律が成立し、周波数の経済的価値を踏まえた割当の導入等が盛り込まれたが、周波数割当の比較審査における「周波数の経済的価値の評価額」の配点は告示で定められることになっており、評価全体における配点や順位付けなどその基準次第では、価格競争が実質的にはあまり意味を持たないことになりかねない。

また、周波数共有を機動的に行う仕組みとして異なる無線システム間において地理的・時間的に柔軟な周波数の共有を可能とするダイナミック周波数共用システムの構築や公共部門の周波数有効利用促進に資する共同利用型の公共安全 L T E の創設に向けた検討が進められているが、電波利用ニーズの飛躍的な拡大を踏まえれば、実現に向けスピード感を持った措置が必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

- a 周波数の経済的価値を踏まえた割当手続について、新たに特定基地局の周波数を割り当てる際には、周波数割当の比較審査において、収益をあげる観点からの創意工夫による電波の有効利用度を適切に審査できるよう、その配点に当たっては、「周波数の経済的価値の評価額(特定基地局開設料の額)」が重点的な評価項目となるよう措置を講ずる。
- b 警察、消防・救急、国土交通、防衛、防災などの関係省庁・関係機関が共同で利用できる公共安全 L T E について、具備すべき機能要件や非常災害時等における迅速な通信エリア拡大の検討結果を踏まえ、早期実現に向けた実証試験を着実に進行。
- c 異なる無線システム間において地理的・時間的に柔軟な周波数の共有を可能と

するダイナミック周波数共用システムが着実に実用化されるような措置を講ずる。

イ 通信制度改革

【引き続き検討を進め、早期に結論。令和3年度措置】

< 基本的考え方 >

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、企業におけるテレワークの取組が促されるとともに、学校休校に伴う遠隔教育など ICT 等を活用したリモート・サービスへのニーズが増し、基幹的インフラとしてのブロードバンドの重要性が高まっている。一方、ブロードバンドの整備が進められる中、依然として整備状況の地域間格差が生じている。光ファイバの世帯カバー率は、平成31年3月末時点で98.8%まで整備されているが、離島や山間地等を多く有する地域において整備が遅れており、未整備エリアの解消が課題となっている。また、民間事業者の参入が見込めない辺地等の条件不利地域においては、地方自治体等の負担によりブロードバンドの整備及び運用を行っているが、地方自治体等に大きな財政負担が生じていることが指摘されており、民間事業者が担い手となってサービスを持続的に提供していくモデルの構築が必要とされている。

令和2年4月から、総務省においてブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討が開始されたが、ブロードバンドを全国あまねく普及させるため、その制度整備が急務である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

テレワーク等の経済活動のリモート化の動きの定着やデジタル時代におけるあまねく質の高い教育を受ける機会確保等のため、我が国の基幹的な通信手段であることが定着し、全国あまねく合理的方法でのブロードバンドアクセスが確保されるよう、ブロードバンドのユニバーサルサービス化に向けた検討を加速し結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

(6) 放送を巡る規制改革

ア 放送事業者によるインターネット配信の推進

【令和2年度措置】

< 基本的考え方 >

技術革新と、通信と放送の更なる融合は、放送事業の未来像を描く上で重要な要素である。通信での動画配信は飛躍的に拡大しており、更に今後、5Gの普及に伴い、大きな変革が見込まれる。その中で、映像コンテンツの流通は国境を越え、従来の通信・放送・コンテンツといった事業領域を超え、国際競争の時代を迎えている。今後、国際競争が激化する中で、我が国の映像コンテンツにおいて、放送事業者が中核的役割を有してきたこと、今後さらに映像コンテンツの発展に重要な役割が期待されていることを踏まえ、放送事業者が放送と通信が融合した成長分野に踏み出すために、必要な政策的支援を実施する必要がある。

NHKは、放送法（昭和25年法律第132号）上、「公共の福祉のために、あまね

く日本全国において受信できるように豊かで、かつ、良い放送番組による国内基幹放送を行う」ことが義務付けられており、また、国内基幹放送に加え、インターネット活用業務等を行うことも認められている。インターネット活用業務については、令和元年の放送法改正によりNHKによるインターネット常時同時配信が可能となり、令和2年4月より正式に開始された。しかし、NHKのインターネット活用業務実施基準（以下、「実施基準」という。）において、インターネット常時同時配信は、「放送を補完してその効果・効用を高め、または国民共有の財産であるこれらの放送番組等を広く国民に還元するなど」を目的とする、「放送の補完」として位置付けられ、「地方向け放送番組については、技術面及び費用面で合理的に可能な範囲で、当該放送番組の放送対象地域に限定して提供する」と定められている。しかし、利用者の利便性の観点からは、配信エリアを放送対象地域に限定すること（以下、「地域制御」という。）は、放送法に基づき放送事業者の認定に当たって指定される放送対象地域という考え方をインターネット配信の世界に持ち込むことであり、適当ではない。地方向け番組は現在関東ローカル向け番組のみが全国配信されているが、利用者の利便性の観点から、敢えてコストをかけて地域制御などを行うことは不適切であり、様々な地方向け番組を積極的に全国配信することが望ましい。今後、NHKにおいて、インターネット常時同時配信への地域制御の導入に向けた技術面・費用面での検討が進められる中、会議として、地域制御の行方について、極めて高い関心を有しており、引き続き注視していく必要がある。

民間放送事業者によるインターネット同時配信の実施には、費用面・技術面での課題はあるものの、在京民放キー局をはじめとした民間放送事業者による実証実験が進められている。例えば、民放公式テレビポータルサイト「TVer」において、令和2年1月に在京民放5社が共同で、平日の夕方の報道番組等を同時時間帯に横並びで配信する実証実験を実施した。なお、この実証実験では、地域制御は設けられていない。民間放送事業者によるインターネット同時配信の実施は、各社の経営判断に拠るところが大きい。利用者の利便性やローカル局の番組を全国展開する機会を潰さないためにも、地域制御をかけない方向でのビジネスモデルの展開は評価に値する。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、経済社会情勢の危機が差し迫った局面において、公共放送であるNHKに期待される役割は大きい。学校休校中の子供向けに提供される「NHK for School」は社会的要請に応えた取組として高く評価することができるが、Wi-Fi等の通信環境がない場所でも視聴可能となるよう、コンテンツのダウンロード機能の追加や素材を容易に活用できるものとする等、より国民の利便性の高いものとするのが期待されている。また、ポストコロナの社会情勢を見据え、家庭での通信環境に関わらず、子供たちの教育機会等を確保するためにも、Eテレにおける学校放送番組の拡充等のニーズは高い。さらに、新型コロナウイルス感染症収束後の経済回復に必要な取組として、観光振興に資する映像素材などを積極的に開放することが期待されている。

本来、NHKの番組は、国民が負担する受信料により制作されたものであることに鑑みると、教育や観光に限らず、幅広く有効活用することが求められる。平成30年度末時点で、100万4000件の番組映像及び799万1000件のニュース映像がアーカイブ情報システムに保存されており、そのうち、アーカイブポータルでイン

ターネット公開されているのは、わずか約2万3000件の番組及びニュース映像であり、NHKオンデマンドでインターネット配信されているのは、わずか約7000件の番組映像に過ぎない。その他一部は埼玉県川口市をはじめとしたNHKの施設で見ることができる番組及びニュース映像もある。また、インターネット配信される番組の選定基準は、実施基準において「広く一般に提供することに公益上の意義」があるものと定められているのみで選定基準は明確ではない。選定基準を、透明性の高い指標等とともに明確化し、計画的にインターネット配信を加速すべきである。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a NHKによるインターネット常時同時配信等について、地域情報の発信の重要性に鑑み、地方向け番組の提供の計画を具体化する等、現行の全国配信の枠組みのもと、地方向け放送番組の配信を積極的に行うよう、NHKに対して促す。
- b NHKが保有する映像資産について、無料配信される番組数及び有料配信される番組数や配信対象の選定基準や考え方を明確化し公表することに加え、無料配信される番組を充実させる取組を、NHKに対して促す。
- c 新型コロナウイルス感染症への対応として、教育機会の確保に資する取組として、例えば、NHKが新たに著作権処理を必要としない映像資産について、「NHK for school」へのコンテンツのダウンロード機能を追加する等のニーズを踏まえた提供に向けた取組の実施や、観光等の経済回復に資する映像素材の積極的な充実を、NHKに対して促す。

イ ローカル局の経営基盤強化とNHKによる協力の在り方

【a：令和2年度措置、
b,c：令和2年度検討開始、早期に結論】

<基本的考え方>

地方の人口減少やインターネットの普及に伴うメディアの多様化等が進む中、引き続きローカル局が地方の情報発信機能を担い続けるため、ローカル局の経営基盤の強化は喫緊の課題である。

民放連研究所によれば2025年のローカル局の営業収入は18年の88%にまで減少すると予測されている。昨今の経済情勢を踏まえると、民間放送事業者による放送事業外収入の拡大や既存の放送業務の効率化等による経営合理化に向けた対策を講ずる必要性は高い。放送事業外収入の拡大に資する取組の一つとして、一部のローカル局では自社制作番組のインターネット配信が行われているが、配信基盤構築に当たっては費用面、技術面等での課題がある。一方、NHKには、放送法上、インターネット常時同時配信を含むインターネット活用業務の実施に当たり、民間放送事業者との連携・協調の努力義務が課されていることから、NHKはローカル局がインターネット配信基盤を構築できるよう協力し、放送業界全体のネット進出を後押しする役割が求められている。

あわせて、ローカル局の収益力向上の観点から、新たな広告モデルへの門戸を開くことも重要である。例えば、韓国ではドラマを見ながら出演している俳優の装着品をテレビ画面上で購入できる。日本においても、視聴情報を広告、商品・サービスの

提供と連携するための情報利活用が推進されるべきである。

また、現行の認定放送持株会社制度によりローカル局等の資本提携が可能となったものの、従来のキー局との縦系列だけでなく、所在都道府県の場所にとらわれないローカル局同士の横系列での連携等、ローカル局が取り得る経営の選択肢を増やすため、より柔軟な規制の在り方を検討するべき。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 放送業界全体のネット進出を後押しする観点から、民放ローカル局のネット進出を円滑化するため、民放ローカル局のインターネット配信基盤を含む要望を把握し、NHKに対し、必要な協力を促す。
- b 関係者からの具体的な要望を把握し、ローカル局の経営基盤の在り方について、放送事業者の経営の自由度を高める規制・制度改革を資本に関する取扱いを含め、幅広く検討する。
- c 関係者からの具体的な要望を把握し、ローカル局の収益力向上及びコスト削減を促す取組が強化されるよう、既存の放送業務に関わる設備の共用化を更に進めるために必要な方策を検討する。

ウ インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備

- 【a：1、3については、令和2年8月末まで要望を取りまとめ、令和2年10月末までに検討・結論、令和2年12月末までに制度設計及び法案概要を作成した上で、令和3年通常国会での法案成立を目指す
2については、1、3を優先的に措置した上で、令和3年中に改めて要否を明らかにする
b：令和2年度措置
c：令和2年度調査・検討・結論、令和3年度措置
d：令和2年度検討・結論】

<基本的考え方>

コンテンツ産業の振興は、我が国の成長戦略に資するのみならず、魅力あるコンテンツをソフトパワーとして活用することで、我が国が世界でのプレゼンスや影響力を維持し続けるために極めて有効な手段である。特に放送業界は今なおコンテンツの有力な供給源であり、高品質なコンテンツ製作のための適正な対価受払を基盤とした環境整備、そして視聴環境の多様化やグローバル化に対応したインターネット配信の強化といった喫緊の課題は、政府が重要な政策として取り組むべきものである。その基礎として、運用面の改善とともに、放送番組のインターネット配信を円滑に行う上での課題となっている著作権制度の在り方を見直すことが不可欠である。

しかしながら、平成30年6月の閣議決定「規制改革実施計画」において、「著作権制度の在り方についての必要に応じた見直しは平成31年度措置」とあるところ、具体的な措置がなされていないことは遺憾である。既に在京民放キー局5社が令和2年1月に実施した生放送の報道・情報番組における同時配信実験では、番組本体全体の14%で権利処理ができなかったことによる映像・音声の差替え、いわゆる「ふたかぶせ」が発生し、NHKが令和2年4月より本格実施するNHKプラス（同時配信と見逃し配信サービス）でも、総合で7%程度、Eテレで36%程度ものフタが生じている

状況（令和2年4月）である。放送番組のインターネット進出に対応した制度見直しは差迫った課題である。

現状の著作権制度では、放送番組のインターネット配信に当たって、著作権については、例えば、放送用に使用が認められている借用素材（写真など）について、放送事業者によると、契約上は同時配信等についての利用が明示的には除外されていないケースであっても、同時配信等について許諾が確実に得られているか一つ一つ確認する必要があり、権利処理が大きな負担となっている。また、著作隣接権についても、レコード実演家及びレコード製作者から放送では不要な許諾を得る必要があるとともに、映像実演家からは放送とは別に改めて許諾を取り直す必要があり、権利処理が大きな負担となっている。また、現状の著作権制度における権利制限規定の中には、国会審議の同時配信等、放送で可能なことがインターネット配信では不可能となっている規定も存在している。少なくとも、放送番組のインターネット同時配信は、利用者からみて放送波で視聴する場合も、インターネットで視聴する場合も、同じ情報を受けるサービスであることから、著作権法（昭和45年法律第48号）上、放送と同等に扱われるべきであり、ふたかぶせの問題を解決するにはこの制度改正が必須であるとの見解である。更に、このときの放送番組のインターネット同時配信には、類似のサービスとして、いわゆる追っかけ再生や一定期間の見逃し配信も含むべきとの見解である。

また、集中管理団体に所属していないアウトサイダーの存在は、その検索に係るコストが膨大であるため、その著作物等の利用を困難にしている。英国や北欧で導入されている拡大集中許諾制度は、平成29年7月の文化庁資料「拡大集中許諾制度の検討について」において、検討に当たっての課題が洗い出されており、更に平成30年6月の「規制改革実施計画」でも、「例えば、拡大集中許諾制度など、放送に関わる著作権制度の在り方について、（中略）必要な見直しを行う。」とされている。規制改革推進会議でヒアリングを行った権利者団体⁵や放送事業者からの反対は無いところ、拡大集中許諾制度を導入して、アウトサイダー問題に対処する必要があるとの見解である。

また、連絡が取れない不明権利者が発生した場合や、放送での利用に当たっての協議が成立しなかった場合には、著作権法上で裁定制度が設けられているが、前者については民間放送事業者の利用実績はごく少数であり、後者について、制度が設けられた1970年以降制度自体の利用実績が無い。これは、電子化が進んでいないなどの手続の煩雑性や、案件の発生から利用開始まで1か月以上を要する時間的制約等の課題もあり、放送事業者が実際の番組制作で活用できていないためであると考えられる。そこで、放送事業者のニーズを踏まえた上で、不明権利者に係る裁定については、全面的な電子手続化や、日刊新聞紙・指定のホームページへの掲載等を伴う「相当な努力」要件についての抜本見直し、その額の決定通知に2週間近く要する補償金・担保金の供託の民間放送事業者による事前支払の免除、放送に当たって利用の協議が整わない場合の裁定については、全面的な電子化等に加え、インターネット同時配信・追っかけ再生・見逃し配信（以下、「同時配信等」という。）も対象にすることや、現行

⁵ 一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構、公益社団法人日本芸能実演家団体協議会、一般社団法人日本レコード協会に対してヒアリングを実施。

は著作権のみの適用であるところを著作隣接権にも準用すること、といった法改正を含めた抜本的な制度の見直しが求められるとの見解である。

なお、文化庁より「補償金付き権利制限規定」が示され、「アウトサイダーの権利」（レコード実演・レコード）について放送と同様に同時配信等についても報酬請求権化に類した取扱いを行うことが提示された。しかし、詳細な制度内容が明らかになっていないこと、対象とする範囲が同時配信等に係るレコード実演・レコードのアウトサイダーのみと狭いこと、「ふたかぶせ」の根本的な解決のためには、著作権・著作隣接権ともに検討が必要であるとの放送事業者の意見もあり、会議として現時点では、これだけでは同時配信等を放送と同等に扱うことや、拡大集中許諾制度を導入することの代案にはならず、不十分であると考えられる。

このほか、権利処理の実務においても、ローカル局ではインターネット配信に係る契約のノウハウに乏しい事例があり、インターネット配信強化に向けた課題が存在している。そこで、ローカル局の権利処理業務については、実態を把握したうえで、例えば、相談窓口の設置、人材支援等の適切な支援を行うことにより、インターネット配信への進出に対する垣根を撤廃することが求められる。

また近年、インターネット同時配信以外のその他ウェブキャストが拡大している。これは放送波を用いずにインターネット上のみで番組を配信するサービスであるが、他のインターネット配信同様に許諾を取る必要があることに加え、権利の集中管理が進んでいないため、権利処理に多大な費用が掛かっている。利用者からすればその他ウェブキャストは、放送と同じく、広く一斉にコンテンツを伝達するサービスであるため、これについての権利処理の円滑化のための方策についても併せて検討するべきである。

このような権利処理の円滑化に向けた制度整備によって、放送コンテンツのインターネット進出が飛躍的に進展し、コンテンツ産業として大幅に成長することが期待される。権利処理の円滑化による成長の果実を権利者にも着実に均霑することが、放送事業者と権利者がWin-Winの関係となるために重要である。適正な対価の権利者への配分が担保されるよう、政府が放送事業者と権利者間の議論を促す必要がある。これによって、活発なコンテンツ制作とその利活用が促進され、文化芸術の発展にも貢献すると考えられる。

インターネットにおける放送コンテンツの円滑な流通に向けた制度整備に向けて、以下の措置を講ずるべきである。

その際、放送のインターネット同時配信等、拡大集中許諾制度等、孤児著作物（権利者が不明である場合）の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度に関する検討を行う際には、国際条約との整合性、放送法との関係（放送法上の放送の定義等）、放送のインターネット同時配信等の範囲明確化（同時配信、追っかけ配信、見逃し配信）、「ふたかぶせ」の現状とその原因の追究（著作権者の意見聴取を含む）、改革実施後の権利者の権利の尊重、これまでの当会議・文化庁の議論に十分配慮を行うべきである。

< 実施事項 >

- a 1．放送のインターネット同時配信等、2．拡大集中許諾制度等、3．孤児著作物の裁定制度及び協議が整わない場合の裁定制度の3点について、総務省は、

ローカル局を含めた放送業界としての現状の課題とその原因を基に、要望を具体的に取りまとめる。その上で、総務省とりまとめ案について、総務省及び文化庁が共同して、アウトサイダーを含む権利者や関係者等から意見聴取を行った上で、1、2、3のそれぞれについて検討、結論を得る。各々の結論については、文化庁において再度権利者や関係者等からの合意を得たうえで、著作権等に係る法的な検討を行い、優先度の高いものから順次制度設計を行い、法案概要を作成する。特に、放送のインターネット同時配信等を著作権法上、放送と同等に扱うことについては丁寧に議論を行う。

- b インターネット配信まで見据えた、放送事業者と権利者が Win-Win の関係となる契約を促す観点から、放送事業者が権利者に支払うべき適切な使用料について議論を行うよう、放送事業者と権利者の間で検討の場が設けられるよう、必要な措置を講ずる。
- c ローカル局によるネット配信の促進に向け、いかなる支援を必要としているかについて、総務省において調査・検討を行い、その結果を踏まえて、例えば、相談窓口の設置、人材支援等、必要な支援策を講ずる。
- d インターネット同時配信以外の、その他ウェブキャストにおける権利処理の在り方について、総務省においてウェブキャスト事業者の権利処理における課題・要望を整理し、文化庁がその検討状況を踏まえつつ、集中管理の促進による権利処理の円滑化を図る。

エ 放送コンテンツの製作取引適正化

【令和2年度措置】

< 基本的考え方 >

優越的地位を背景とした放送コンテンツの製作取引上の不当な行為等の問題は、過去に何度も問題とされ、総務省による放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン（以下、本項において「ガイドライン」という）の整備等が行われてきた。令和元年に、書面交付、取引価格の決定、著作権の帰属等に関する事前協議の重要性を強調し推奨すること等を盛り込んだガイドラインの改定が行われ、関係者に対し周知が図られている。しかし、ガイドラインは、適切・不適切な事例の列挙に留まっており、不適正な取引慣行の根絶を図るためには、法的措置の検討をはじめ、ルールやその執行の強化が必要である。

< 実施事項 >

放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの遵守状況を調査の上、取引の透明性向上や更なる適正化に資する法的措置を含む取引ルール策定やその執行の強化についての検討を踏まえ、ガイドラインを改訂し、制作会社への著作権の帰属や対価について情報成果物作成委託（完全製作委託型番組、その他放送素材）、役務委託の契約形態別に類型化し、雛型の充実を図る等、必要な方策を講ずる。

オ 放送のユニバーサルサービスの在り方

【a：令和2年度措置

b：令和2年度検討開始、早期に結論】

< 基本的考え方 >

放送法上、NHKには、番組を放送波で「あまねく日本全国において受信できるよう」とするという義務が、民間基幹放送事業者には「放送対象地域において当該基幹放送があまねく受信できるよう努める」とこととされ、いわゆるユニバーサルサービスとして、その提供が行われている。

現在、地上波4K放送を含めた地上波の高度化方式に関する技術的検討が総務省において進められているが、現時点では具体的な方向性は示されていない。そもそも、4Kのような高画質な放送を地上波で行うためには、相当の帯域を要することから、現在の放送帯域だけでは実現が難しいとも言われており、いずれにせよ、地上波4K放送を含めた地上波の高度化には、多大な設備投資を要することが見込まれる。

一方、通信分野では、ユニバーサルサービスの対象を固定加入電話等からブロードバンドへ広げる検討がなされている。今後、ブロードバンドがユニバーサルサービス化され、ブロードバンドを経由してインターネット同時配信が全国あまねく届けられるようになった時、地上波4K放送を含めた地上波の高度化に当たって、放送ネットワークだけでなく、ブロードバンドでも伝送できる可能性が高い。このため、放送波でサービスが全国民に届けられる必要があるのか検証する必要がある。放送のユニバーサルサービスの整備や維持には多大な費用を要する。また、NHKについては、受信料などの国民負担も行われている。放送サービスのインターネット進出が進み、伝送路による垣根が無くなりつつある中、4K放送をはじめとしたサービスの高度化を図るため、放送波による全国網を、ブロードバンドのユニバーサルサービス化と並行して別途整備する前に、上記の国民負担との関係や放送事業者の経営環境や投資余力にも配慮しつつ、コストとベネフィットをしっかりと比較考量し、国民に説明する責務がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

- a 地上波4K放送を含めた地上波の高度化方式に関して、今後の技術的検討のスケジュールを明らかにする。
- b 今後、ブロードバンドのユニバーサルサービス化の検討も踏まえ、放送ネットワークをブロードバンドにより代替する場合のコストベネフィットの比較考量を行うことを含め、検討を行う。

(7) スタートアップを促す環境整備

ア プロ私募の要件

【令和2年度調査開始、調査結果を得次第、令和3年度検討・結論】

< 基本的考え方 >

現在我が国ではリスク性資産を1億円以上持っている個人が100万人以上いると言われている。しかしながら、一部の制度を除き、非上場株式等についてはアクセス不可能となっている。

また、いわゆるプロ投資家を対象とする開示規制が柔軟化された私募制度として、適格機関投資家私募や特定投資家私募が制度として存在するものの、非上場株式等

への活用は非常に限定的との声もある。

投資家保護の観点から、特殊詐欺等については十分留意する必要があるものの、企業の資金調達が多様化や国民のリスク特性に合わせた投資商品の選択肢の拡大の観点から、私募制度や開示規制について、企業のそれぞれの成長フェーズに合わせた有効な制度活用ができるよう見直す必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

特例業務対象投資家や特定投資家の定義等を参考にしつつ、自身で適切な資産管理とリスク管理ができる投資家をプロ投資家とする等、有価証券の私募に適用される開示規制の弾力化に関する検討を行い、私募取引へのアクセスを容易にするための必要な措置を講ずる。

イ 株式型クラウドファンディングの金額上限の関連規制の見直し

【令和2年度・3年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

現在、証券会社より登録要件等が緩和された第一種少額電子募集取扱業者が取り扱える株式型クラウドファンディングは、過去1年以内の資金調達と合算して調達額1億円未満、投資家1人当たりの投資額が50万円以下と定められている。

年々、株式型クラウドファンディングの制度を利用した資金調達額は増加しているものの、上記の制度要件により、さらなる普及については難しいという声もある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

非上場企業の資金調達の円滑化と手段の多様化のため、発行事業者側の利便性向上が必要であるとの認識の下、投資者保護の視点にも留意しつつ第一種少額電子募集取扱業者が取り扱えるクラウドファンディングの制度上限額等の金額要件(他の資金調達との合算要件を含む)について検討を行い、結論を得次第、必要に応じ措置を講ずる。

ウ 非上場株式等の流通市場の見直し

【令和2年度・3年度検討、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

現在、我が国の証券取引所には、ベンチャー企業にとって主要国の中では極めて投資資金にアクセスしやすい新興市場(マザーズやJASDAQ等)や、参加者をプロに限定する代わりに発行者の開示義務を緩和し、時価総額や利益に関する数値基準がないプロ向け市場(TOKYO PRO Market)が存在する。証券会社による非上場株式の投資勧誘については、日本証券業協会の規則において原則禁止されているが、その例外として、従来、日本証券業協会が運営するJASDAQやグリーンシート銘柄制度が存在した。しかしながら、前者は2004年に証券取引所に移行し、後者は新興市場の登場により存在意義が低下し、株主コミュニティ制度に一部機能を承継しつつ、2018年に廃止された。

一方、米国では証券取引所の上場基準が我が国よりも厳しくなっている一方で、非上場株式等の市場での取引は、募集・流通市場とも活発であり、ユニコーン企業を多く創出している等、我が国と海外では資金調達環境に差が生じている。

今後、我が国でもスタートアップ企業が大きく成長するためには、海外制度も参考としながら、企業の成長状況の各段階において資金調達がしやすい環境を整える必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

株主コミュニティ制度、私設取引システムを含めた非上場株式等の取引に関して、米国等の取引所外の市場を含めた各市場の状況も参考としつつ、課題を整理した上で、非上場株式の勧誘制限の見直しを含め、その在り方について、日本証券業協会等関係者とともに検討を行い、結論を得次第、必要に応じ、措置を講ずる。

(8) 老朽化や被災した区分所有建物の再生の円滑化

【a：令和2年度検討、結論を得次第速やかに措置

b：令和2年度検討開始、できるだけ速やかに結論を得次第、措置

c：令和2年度検討開始、できるだけ速やかに結論を得次第、措置】

< 基本的考え方 >

全国のマンションストック数は約 655 万戸（平成 30 年末時点）であり、そのうち築 40 年超のマンションは現在の約 81 万戸から 10 年後には約 2.4 倍の約 198 万戸、20 年後には約 4.5 倍の約 367 万戸と、今後、高経年マンションが急増することが見込まれている。一方、マンションの建替えの実績は 244 件、約 19,200 戸（平成 31 年 4 月時点）にとどまっており、老朽化したマンションの再生が円滑に進んでいるとは言い難い状況にある。

今般、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）が改正され、マンション敷地売却事業の対象及び容積率の緩和特例の適用対象の拡大、団地における敷地分割制度等が措置されたが、制度の対象となる除却の必要性に係る認定の具体的基準については、今後、告示等で示されることとなるため、その基準の策定に当たっては、老朽化マンションの再生がより円滑に進むよう、明確かつ適切な基準とする必要がある。

建物の区分所有等に関する法律（昭和 37 年法律第 69 号）における区分所有建物の建替え決議要件については合意形成が難航するケースがあり、従来より規制改革推進会議でもその見直しの必要性について議論されてきたが、これまで、決議要件の水準について見直しは行われていない。建替えに反対する者の所有権の保護が重要である一方、今後、更に高経年マンションが急増することが見込まれることや、区分所有者の多様化・高齢化や相続による区分所有者の所在不明・所有者不明等により、合意形成がより難しくなっていくことが想定される中で、今日的な合意形成の在り方について、検討する必要がある。また、区分所有建物が被災した場合の再建等に係る合意形成については、より難しさが増すことが懸念されるとともに、一部大規模滅失とされた場合は政令による指定から 1 年以内に決議を行わねばならない等、被災時の円滑な復興の際に障害となる可能性があり、昨今の気候変動によ

り水害等も増加し、かつ、南海トラフ地震発生の切迫性が高まっている中で、被災区分所有建物の再建等に関する特別措置法（平成7年法律第43号）における、合意形成の在り方についても検討が必要である。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 今般のマンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に関し、除却の必要性に係る認定対象の具体的基準については、今般の法改正により老朽化したマンションの再生が円滑に進むよう、適切な基準とする。
- b 今後老朽化したマンションが更に増加していくこと、相続により所有関係が複雑化していくこと、区分所有者が多様化・高齢化していくこと等も踏まえ、建替え決議において集会に不参加の者（意思表示をしないもの）については、所有者不明である等、一定の要件・手続のもとで分母から除くこと、建替え決議に必要な5分の4以上の賛成という要件の緩和、強行規定とされている同要件を任意規定とすること等の方策も含めて、建替え決議の在り方について、見直しによって得られる政策効果やマンションの管理に与える影響を踏まえるとともに、建替え決議による区分所有者への影響の重大性にも配慮しながら、法務省、国土交通省を中心とする関係省庁等、法律実務家、研究者、都市計画の専門家、事業者等幅広い関係者を含めた検討の場を設けた上で検討する。
- c あわせて、今後大規模な災害が想定されていることも踏まえ、被災した区分所有建物の再建、取壊し等の決議に必要な5分の4以上の賛成という要件の緩和、区分所有建物の一部が大規模滅失した場合の敷地の売却等についての決議可能な期間延長等も含めて、被災した区分所有建物の再建をより円滑に進める方策についても検討する。

(9)水素スタンド関連規制の見直しについて

【令和2年度検討開始】

<基本的考え方>

我が国は「脱炭素社会」を実現すべく、2050年までに80%の温室効果ガスの削減を目指しており、水素は非常にポテンシャルを有する技術の1つであることから、利活用拡大に向けた取組が官民一体で推進されている。

水素利活用拡大の鍵となる燃料電池自動車及び燃料の水素を燃料電池自動車に供給する水素スタンドの普及拡大を進めているが、これらは高圧の水素を取り扱うことから、経済産業省所管の高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）により災害の発生防止を目的とした規制がなされている。

令和元年度末時点において、日本国内では既に117箇所の水素スタンドが整備済みとなっているが、今後の更なる普及拡大や事業の自立化に向けて、規制見直しの観点からは、安全の確保を前提に海外の知見や規制状況及び国際標準化の動向も踏まえつつ、技術的検証等の取組を通じて、水素スタンドの整備費の低コスト化や設備修理時の休業期間の短縮等によるユーザーの利便性向上を図ることも必要である。

以上の基本的考え方を踏まえ、以下の検討を行うべきである。

<実施事項>

- a 蓄圧器等の高圧化を念頭に、事業者において行う安全性に関する技術的検証を踏まえ、対応可能な設計圧力の範囲内で常用圧力の上限值（現行 82MPa）の見直しを検討し、結論を得る。
- b 水素スタンドの敷地境界に対し所定の距離を確保できない場合の代替措置として敷地境界に設置する障壁について、歩行者及び建築物の安全確保を図りつつ、隣地の状況に応じた障壁の高さの設定方法や、高圧ガス設備と敷地境界との距離が一定以上である場合における障壁の構造の見直しを検討し、結論を得る。
- c 水素スタンドの充填容器等（カードル・トレーラー）について、技術基準で定める上限温度（現行 40 ）の見直しを含め、管理及び措置の在り方について、事業者と協力して検討し、結論を得る。
- d 水素スタンド設備の故障・修理時に予備品を代用する場合において、特に、修理済み品の再設置や、安全管理措置を前提とした予備品の繰り返し使用に関して、一連の手続の合理化に向けて事業者と協力して検討し、結論を得る。

(10)重点的にフォローアップに取り組んだ事項

ア 電波制度改革

公共部門の割当状況の見える化、電波の利用状況調査の見直し、電波利用料制度の見直し、技適未取得無線設備の国内持込みに係る規制緩和について、総務省よりヒアリングを行い、規制改革実施計画（平成 30 年 6 月閣議決定）に沿った検討が行われていることを確認した。今後とも実施状況を注視していくこととした。

イ 放送を巡る規制改革

放送大学の地上放送跡地及び V-High 帯域の活用方策について、総務省にヒアリングを行い、これらの活用方策が取りまとめられ、V-High 帯域に周波数の経済的価値を踏まえた割当てを含む電波法改正法案が今国会に提出されたことを確認した。引き続き改正電波法の施行の状況や放送用周波数の割当における対応等について注視していくこととした。

4. 医療・介護分野

我が国が超高齢社会に突入して久しい。いわゆる団塊の世代の全てが後期高齢者となる「2025年」、団塊ジュニア世代の全てが高齢者となり、高齢者人口がピークを迎えるとされる「2040年」を前に、世界に冠たる日本の医療制度を維持し、機能させるためには、従来の枠にとらわれない新たな取組が必要である。

上記の課題認識の下、医療・介護ワーキング・グループでは、「持続可能な社会保障制度の基盤整備」及び「健康づくり・高水準の医療サービスの創出」を大きな柱に掲げ、主要課題を抽出し、これらについて重点的に議論を行ってきた。については、持続可能な医療・介護提供体制を確保する観点から「医療・介護関係職のタスクシフト」や「介護サービスの生産性向上」を、については国民一人ひとりが自らの健康に責任を持ち、セルフメディケーションの実践を促す観点から「一般用医薬品(スイッチOTC)選択肢の拡大」を取り上げた。また、過去に規制改革推進会議で取り上げた「医療等分野におけるデータ利活用の促進」や「オンライン医療の普及促進」、「社会保険診療報酬支払基金に関する見直し」等についても重点的にフォローアップを行ってきた。さらに、上記及びに関連する課題として「ICTの利活用」についても議論を行い、これについては、中長期的な課題として引き続き検討を行う予定である。

以上を踏まえ、医療・介護分野における規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

なお、本ワーキング・グループでは、医療・介護分野では法令等に定める規制のみならず、診療報酬・介護報酬、施設基準、地方公共団体や医療関係者等の自主規制や業務慣行も実質的な規制と考え、こうした取扱いが医療・介護サービスの提供に大きな影響を与えたとの視点に立ち、検討してきた。今後の各課題の検討に当たっても、中央社会保険医療協議会等において、医療提供者等の視点に止まらず、国民・社会全体のニーズに合致したサービスの提供を可能とする報酬上の取扱い等が行われるようにするため、エビデンスの収集・活用の在り方等を含め制度全体の改革を促していく必要がある。

(1)医療・介護関係職のタスクシフト

ア 看護師の専門性の更なる発揮に向けた取組

【a,b:令和2年度措置(aの検証・検討事項については令和2年度以降継続的に検討)、
c:令和2年度検討・結論、令和3年度措置、d,e:令和2年度検討・結論
f:令和2年度以降継続的に検討、g:令和2年度検討開始、令和3年度結論・措置、
h:令和3年度検討・結論】

<基本的考え方>

高齢化が進み、医療需要がますます増大すると考えられる我が国において、質の高い医療サービスを安定的に提供するための対策を図ることは急務である。特に、2024年度には医師の超勤時間の上限規制が適用されることを踏まえれば、それぞれの医療関係者がその能力や専門性を最大限に発揮できる環境を形成する必要がある。

「特定行為に係る看護師の研修制度」は、2025年に向けて在宅医療等の推進を図っていく中で、医師の判断を待たずに一定の診療補助行為を行うことができる看護師を養成することを目的として2015年から施行された制度である。同制度の施行当初、2025年までに10万名の研修修了者を養成することを目的としていたにもかかわらず、2019年3月現在の研修修了者は1,685名となっており、当初の目標を達

成することは極めて困難な状況にある。こうした中、研修内容と研修時間の見直しに加え、まとめて研修した方が現場での活用に資すると考えられる5領域を対象として研修のパッケージ化が進められ、2024年度までに当該研修修了者を1万名養成する目標を掲げているが、こうした取組にとどまらず、今後の医療需要、とりわけ在宅医療需要の増大に備えて更なる対応を迅速に行う必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 「特定行為に係る看護師の研修制度」について、チーム医療の推進と働き方改革の観点で設定された「2024年度までにパッケージ研修修了者数1万人」の目標の達成に向けて、パッケージ研修の対象となる5領域に従事する看護師や、今後当該領域に従事する可能性のある看護師の受講を推進する観点から、制度の周知をはじめとした具体的な推進策を示す。併せて、医師の不足が見込まれる領域などにおいて、当該研修を修了した看護師の更なる活用を促進すべく、当該5領域以外でパッケージ化に適する領域の有無、現行のパッケージ研修修了者数目標の妥当性について引き続き検証・検討する。
- b 医師や病院経営者等医療関係者に対し、「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修修了者(以下「特定行為研修修了者」という。)が具体的にどのように活用されているか等の好事例を示し、継続的に制度の周知を行う。
- c 特定行為研修修了者数の伸び悩み及び特定行為研修修了者就業者数の地域差の背景・要因を掘り下げて検証し、効果的な方策を講ずる。
- d 上記原因の分析に当たっては、特に在宅医療領域において特定行為研修修了者数が伸び悩んでいる原因を徹底的に分析し、当該領域特有の課題の解決に向けて、在宅医療領域に特化した仕組みを検討する。
- e 指定研修機関となるための申請書類の簡素化等を通じて、指定研修機関を増やすための対応を検討する。
- f 平成31年4月の研修内容の見直し後の状況を踏まえつつ、発生し得る様々な事態における状況判断から必要な手技までトータルで行う能力付与に力点を置く観点から、「臨床推論」のウエイトを抜本的に高めるなど、研修内容の見直しについて引き続き検討する。
- g 本研修制度の利用を十分に拡充するため、特定行為研修修了者の配置等に対する診療報酬上の評価を含めた促進策をさらに実施する。
- h 特定行為研修修了後も、医療の進歩に合わせた技能の習得・向上が必要不可欠であることを踏まえ、特定行為研修修了者の活動の場で行われる症例検討、手順書の見直し等の特定行為研修修了者の研鑽に向けた取組に対する支援策を検討する。

イ 救急救命士の活用

【a：令和2年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置、b：令和3年度検討開始】

<基本的考え方>

救急出動件数及び搬送件数は年々増加し、救急医療現場の負担が増大する中、人手不足の解消等、救急医療現場の負担軽減に向け対応を早急に図る必要がある。

救急救命士は、医師の指示の下に救急救命処置を行うこととされているが、その活動場所は、救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）により、傷病者が病院又は診療所に搬送されるまでに限定されており、医療機関内で救急救命処置を行うことは認められていない。救急救命士が活動場所の制限なくその専門性を発揮して救急救命処置を実施できるようになることは、救急医療現場の負担軽減につながるのみならず、救急医療提供体制の充実化の観点から望ましいと考えられる。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

- a 救急救命士が医療機関内でも救急救命処置を実施できるよう、救急救命士法改正法案の国会提出に向けて対応するとともに具体的な活動場所を明らかにする。
- b a に基づく拡大後の実施状況を踏まえつつ、必要なメディカル・コントロール体制の在り方を検討した上で救急救命士の活動場所をさらに拡大すること及び特定行為の拡充についても継続的に検討を行う。

ウ 有料老人ホームにおける医療行為の看護職員による円滑的な実施

【a: 令和 2 年度措置、b: 令和 2 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

< 基本的考え方 >

高齢化が進み、有料老人ホームなどの需要はますます高まりを見せている。このような状況において、入居者がどこに住まうかを自ら選択し、心身の状態が変化する中でも自らが望む生活を送ることができるようにするためには、有料老人ホームなどにおいて一定程度の必要な医療サービスを受けられるようにすることが重要である。平成 24 年には、「有料老人ホームを対象とした指導の強化について」（平成 24 年 5 月 17 日厚生労働省老健局高齢者支援課長通知。以下「平成 24 年通知」という。）が発出され、看護職員が「有料老人ホームにおいても、医師の指示下で一定の医行為を行うことが可能」とした上で、「有料老人ホームにおいても、医療・介護を切れ目なく提供するという観点から、医療ニーズを有する高齢者の生活を支えるための役割を果たすことが求められて」とされており、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）上の特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホーム（以下「介護付きホーム」という。）においては、常勤の看護職員が配置され、介護報酬上の夜間看護体制加算などの単位が付与されている。しかしながら、介護付きホームでは、医療行為が看護職員により十分に実施されておらず、医療ニーズを持つ高齢者の入居が制限される、それらの行為を行うために医師が訪問する、救急搬送の必要性が低い搬送ケースがあるとの指摘もある。その背景には、医師不在下での医療行為の実施に伴うリスクと責任の所在の問題、看護技能を学ぶ機会が得にくいという問題がある。看護職員の不足が叫ばれる昨今の状況を踏まえれば、看護職員の配置強化ではなく、上記の課題を解決し、介護付きホームで必要とされる医療行為を、現に活躍する看護職員が安心して円滑に実施できる環境を形成することが必要である。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

- a 有料老人ホームに対し、平成 24 年通知の「4 . 有料老人ホームにおける看護職員の医行為等について」に示された内容について改めて周知徹底する。
- b 介護付きホームにおける医行為の実態を把握した上で、例えば、医行為の実施に当たっての介護報酬上の課題の有無や、医師の指示の在り方に係る考え方の整理及び介護付きホームに所属する看護職員に対する研修の必要性の検討等、介護付きホームにおいて看護職員が安心して円滑に医療行為を実施できるようにするための対応を検討する。

エ 介護現場における介護職員によるケア行為の円滑的な実施

【令和 2 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

< 基本的考え方 >

介護現場において、酸素マスクのずれを直すことや、膀胱留置カテーテルのバッグからの尿廃棄などの行為は、医行為に該当するか否かが判然とせず、介護職員が実施を躊躇してしまうことが多いとの指摘がある。平成 17 年には、「医師法第 17 条、歯科医師法第 17 条及び保健師助産師看護師法第 31 条の解釈について(通知)」(平成 17 年 7 月 26 日厚生労働省医政局長通知。以下「平成 17 年通知」という。)が発出され、血圧測定や点眼薬点眼等の医行為ではない行為が整理され示されたものの、通知の発出から 15 年が経過し、当該通知に記載されていない行為についても医行為への該当性を改めて整理し、医行為でない行為については介護職員が安心し、かつ、円滑に実施できるようにする必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

平成 17 年通知に記載のない行為のうち、介護現場で実施されることが多いと考えられる行為を中心に、医行為ではないと考えられる行為を整理した上で、当該行為は介護職員が実施できる旨を関係者に周知する。その上で、介護職員がそれらの行為を安心して行えるよう、ケアの提供体制について本人、家族、介護職員、看護職員、主治医等が事前に合意するプロセスを明らかにする。

(2) 介護サービスの生産性向上

ア 介護事業者の行政対応・間接業務に係る負担軽減

【a, b: 令和 2 年度措置、c, f: 令和 2 年度検討開始、結論を得次第速やかに措置、d: 令和 2 年度検討・結論、e: 令和 2 年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置】

< 基本的考え方 >

高齢者をサポートする介護職は 2025 年に約 38 万人もの不足が生じることが見込まれており、介護の質を確保しながら今後とも必要なサービスを提供するためには、オンライン化によるペーパーレス等のデジタル・ガバメントへの取組を進めることにより、対行政・事業者間で必要となる文書の作成・保管などにかかる事務負担は思い切って削減し、限られた介護人材が利用者のケアに集中できる環境を整え

る必要がある。しかしながら、従来の政府方針⁶において、行政が求める帳票等の文書量の半減に取り組むことが示されているものの、介護現場における負担感は依然解消されていない。

具体的には、行政が求める帳票や介護現場で必要とされるケアプラン等の実施記録において、ローカルルールにより地方公共団体ごとに異なる様式・添付書類の作成・提出が求められていること、地方公共団体と介護事業者との間や介護事業者間でやり取りする文書が紙で行われており電子化が進んでいないこと、及び、統計調査書類の作成において介護事業者プロフィール情報が調査の都度求められていること等が介護事業者の事務負担となっているとの指摘がある。

また、e-文書法⁷に基づく厚生労働省令⁸において、電磁的記録による保存が認められている書類が定められているが明確ではないこと、さらに、サービス提供等の記録の保存期間は2年間とされているものの起算日の解釈が明確に示されていないため、事業者は保守的に長期間保存する傾向にあり、管理の煩雑さや保存場所の確保が負担となっているとの指摘がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 行政への提出書類及びケアプラン等の事業所が独自に作成する文書における介護事業者の負担感と原因について現状を把握した上で、利用者への影響等も踏まえつつ、文書量の半減に向けて簡素化・標準化・ICT活用等の目標・対策・スケジュールを具体的に示し、生産性向上に資する取組を引き続き行う。また、対策についての地方公共団体への周知を徹底する。
- b ローカルルールによる介護事業者の負担を軽減するため、国が定める標準様式においての見直しを行うとともに、地方公共団体が独自に過剰な記載を求めることがないように行政提出文書の取扱指針をガイドライン等で示す。
- c ICTの活用に向けて、介護事業者とベンダーとの検討の場を設け、介護データの項目を標準化し、利便性の高い全国共通の電子申請・届出システム及び介護事業者等間でのデータ連携が可能となる環境の整備に取り組む。
- d 署名・捺印で行われている介護利用者のケアプランへの同意については、原本性を担保しつつ、電子署名などの手段による代替を可能とすることも含めて、介護支援専門員の業務負担軽減について検討する。
- e 介護事業者に統計調査資料の作成を求める場合、情報公表システムの活用により、事業者プロフィールなどについて何度も同じ情報を求める重複をなくし、書類を簡素化する。
- f 電磁的記録による保存が可能な文書及びサービス提供等の記録の保存期間に係る定義を明確化し、周知を徹底する。

⁶ ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月閣議決定）

⁷ 「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）」と「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第150号）」の総称

⁸ 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）

イ ICT・ロボット・AI等の導入推進

【a,c,d:令和2年度措置、b:令和2年度検討・結論】

<基本的考え方>

介護職人材を確保することが厳しくなる中、人手によることを前提とされてきた業務を補完する手法としてICT・ロボット・AI等の活用が注目され、一部の介護事業者においては有効に活用する取組が見られてきている。しかしながら、介護サービスの実施・報酬請求等に係る規則や行政上の取扱いにおいては最新の技術が反映されておらず、こうした手法の活用が、対面での会議開催、巡視などの従来からの手法に代替可能であることは、いまだ明確にされていない。また、こうしたツールの活用は、各地で個々に行われている実証実験や一部の先進的な事業者独自の取組の域を出ておらず、標準的な規格を備えた製品の生産・提供が行われるには至っていないこと、導入を通じて得られる効率化効果に見合った介護報酬上の取扱いがなされていないことから、介護事業者全体への本格的普及には程遠い現状にある。以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 介護利用者の安否確認の方法として、センサーや外部通信機能を備えた見守り支援機器の活用によって定時巡視が効率化されることについて周知し、施設基準において、ICT・ロボット・AI等の活用によって人が行う業務の効率化を積極的に認めていく。また、介護施設におけるテクノロジーの導入の有無による比較対象を設定した効果検証を実施し、当該検証結果を踏まえながら、介護報酬等への評価につなげる。
- b 介護支援専門員のモニタリング訪問、サービス担当者会議については、テレビ会議、ビジネスチャット等のICT活用による訪問等の代替を含めた業務負担軽減について検討する。
- c ICTの普及を促すため、標準仕様の活用を要件としたICT導入支援事業について、引き続き推進する。
- d 効率的なICT・ロボット・AI等の普及のため、効果の高いICT・ロボット・AI等の効果的なテクノロジーの活用モデルを構築する。

ウ 介護アウトカムを活用した科学的介護の推進

【令和2年度措置】

<基本的考え方>

介護サービスの提供・利用とそれを支える介護保険制度の効率的運営を確保するためには、サービスの提供・介入による要介護状態の予防・改善効果が最大限に図られるサービス提供のかたちが不可欠である。2020年度に本格運用を開始した高齢者の状態・ケアの内容等の情報(以下「CHASE情報」という。)を収集するシステムは、科学的に自立支援等の効果が裏付けられた介護の実現に大きく寄与するものであり、収集・蓄積された広範なデータ等を活用することで、各事業者においては適切な評価指標の下に自らのサービスの評価・改善を進めるとともに、今後の介護報酬についても、かけた手間や体制等を評価するストラクチャー評価やプロセ

ス評価に加えて、高齢者の自立支援効果に応じて報酬上のアウトカム評価がより行われるような見直しが不可欠となっている。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a CHASE 情報を収集するシステムについて、入力するデータ形式の共通化、アウトカム指標の標準化を行い、収集データを用いた経年分析や事業者間の比較によってアウトカムベースでの介護報酬の検討や事業者自らのサービスの改善が可能となるようなデータベースの構築に引き続き取り組む。
- b レセプト情報・特定健診等情報データベース⁹（以下「NDB」という。）及び介護保険総合データベース（以下「介護DB」という。）¹⁰と通所・訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業のデータ¹¹（VISIT情報）、CHASE 情報を連結し、更に充実した経年分析や事業者間の比較等により、患者・介護利用者が継続性のある適切な医療・介護を受けることを可能とする。

エ 介護事業経営の効率化に向けた大規模化・効率化

【法律の施行までに措置】

<基本的考え方>

介護事業者の安定的な経営を確保するためには、事業の連携・協働化が有効な手段であり、一部地域においては、設備の共同購入、人材確保・育成などで複数の法人が連携して効果を上げている事例も見られる。本年通常国会で成立した、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）における社会福祉連携推進法人制度は、こうした連携・協働化の新たな選択肢として広範な活用が期待されるものであるが、これまで独立して事業経営を行ってきた参加法人が、1社員1議決権という原則ルールの下で、事業連携に必要となる共通的意思決定を円滑に行うことは容易でないとの指摘もある。同制度の活用を含めて広範な法人間連携が促進されるよう、新制度が円滑に施行されることが望まれる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

介護事業者の連携に当たって社会福祉連携推進法人制度が積極的かつ有効に活用されるよう、議決権に係る定款上の別段の定めに関する考え方を整理するなど、同制度を円滑に施行する。

(3)一般用医薬品（スイッチOTC）選択肢の拡大

ア スイッチOTC化の促進に向けた推進体制について

【令和2年度措置】

⁹ レセプト（診療報酬明細書）データ、40歳以上を対象に行われている特定健診・保健指導データからなる国保有の匿名データベース。

¹⁰ 介護レセプト（介護給付費明細書）データ、要介護認定データ等からなる国保有の匿名データベース。

¹¹ 通所・訪問リハビリテーション事業所から収集されたりハビリテーション計画書等の情報。

< 基本的考え方 >

医療機関を受診することなく入手可能なOTC医薬品¹²の提供は、医療機関任せの医療から脱却し、自己の認識する病気や症状を治療するために個人が薬を選択し使用するというセルフメディケーションの実践を促すとともに、一般用医薬品の開発・販売の活性化によりグローバルでの医薬品市場獲得を目指す上でも重要な柱であり、累次の規制改革実施計画等に基づき、その拡大に向けた仕組みが導入されてきた。

一般用医薬品への転用の促進については、「『日本再興戦略』改訂2014」、平成27年6月の規制改革実施計画を受けた新しいスキームとして、平成28年4月に「医療用から要指導・一般用への転用に関する評価検討会議」（以下「評価検討会議」という。）が新設された。また、一般用検査薬への転用の促進についても、平成26年6月の規制改革実施計画に基づき、平成26年12月に「一般用検査薬の導入に関する一般原則」（以下「一般原則」という。）が見直された。

しかしながら、これら新たな仕組みの下でのスイッチOTC化の取組は、専ら医薬品等の審査を行う厚生労働省の担当部局において行われていることから、一般用医薬品等の安全性・有効性の視点に加えて、セルフメディケーションの促進、医薬品産業の活性化などの視点も含めた取組が十分に行われていないという指摘がある。また、これまでの間、平成29年からセルフメディケーション税制¹³が導入されているが、利用者2万6千人にとどまっており、OTC医薬品の活用を通じたセルフメディケーションの促進に十分な効果をあげるものとはなっていない。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

厚生労働省は、一般用医薬品の安全性・有効性の視点に加えて、国民の健康の維持・増進、医薬品産業の活性化なども含む広範な視点から、スイッチOTC化の取組をはじめとするセルフメディケーションの促進策を検討するため、同省における部局横断的な体制構築を検討する。

また、上記体制において、経済性の観点も含め、スイッチOTCの推進策を検討する。具体的には、業界団体の意見も聞きながらスイッチOTC化の進んでいない疾患領域を明確にする。上記に基づき、スイッチOTCを促進するための目標を官民連携して検討・設定し、その進捗状況をKPIとして管理する。促進されていない場合は原因（ボトルネック）と対策を調査し、PDCA管理する。

イ 一般用医薬品への転用の促進

【令和2年度措置】

< 基本的考え方 >

評価検討会議は、一般用医薬品への転用の促進に向けて、従来の個別の製造販売業者からの申請に基づく承認審査とは別に、消費者など多様な主体の意見を反映さ

¹² OTC（over the counter）医薬品：薬局・薬店・ドラッグストア等で処方箋なしに購入できる医薬品。医薬品医療機器等法上、一般用医薬品又は要指導医薬品として区分される。

¹³ 医療費控除の特例として、健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う個人が、スイッチOTC医薬品の購入費用について、一定限度額内の所得控除を受けることができるもの。

せるとともに、開発の可能性に関する予見可能性を向上させることを目的として設置されたものである。

しかしながら、同会議のメンバーは医師が大多数を占め、スイッチOTC化された場合のリスク等に議論が偏り、セルフメディケーションの促進という視点から本来されるべき必要性や国民の利便性等のベネフィットについて考慮されているとは言えない状況がある。

また、同会議の検討で可とされたものは、全て既存のOTC医薬品と同種同効のものであり、新規の作用・効能がある新しい分野でのスイッチは進展しておらず、PPI（プロトンポンプ阻害薬）や緊急避妊薬など海外の多くの国でOTC化されている成分が日本では承認されていない。

そのような状況において、以下のようなことが課題として挙げられる。

OTC医薬品の製造販売については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）の規定により、製造販売業者たる製薬企業が厚生労働大臣に申請し、薬事・食品衛生審議会での議を経て取扱いが決められることとなっている。しかしながら、スイッチOTCについては、製薬企業にはあらかじめ評価検討会議に要望を提出することが求められ、評価検討会議においてスイッチ可との見解を得るまで厚生労働大臣に直接申請することが事実上困難な取扱いがなされるなど、評価検討会議がスイッチOTC化の可否の決定の機能を担う実態にあり、薬事・食品衛生審議会との二重審査が指摘されている。また、明確な規定がないにもかかわらず、会議の運営に関わる議論の中で、合意形成にあたり全会一致が原則とされている。

加えて、スイッチ可とされ、製造販売承認に至った場合も、他のOTC医薬品には存在しない様々な条件が課されることがあり、スイッチOTCの開発及び普及・促進が進まない要因となっている。

上記の結果、平成28年の評価検討会議設置後、本会議でスイッチOTC化について可とされた成分のうち、現在に至るまで承認に至ったスイッチOTCは以前より検討されていた2成分のみである。さらに、消費者や製薬企業等からの要望自体も減少傾向にあり、セルフメディケーションの促進の本来の目的は果たせていない。

以上の基本的考え方に基つき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

a アにおいて検討された方策を踏まえつつ、セルフメディケーションを更に促進し、消費者等の多様な主体の意見の反映、製薬企業の予見可能性向上という評価検討会議の本来の設置目的に資するよう、以下の対応を行う。

- ・評価検討会議の役割は、提案のあった成分のスイッチOTC化を行う上での課題・論点等を整理し、薬事・食品衛生審議会に意見として提示するものであり、スイッチOTC化の可否を決定するものではないことを明確化する。
- ・消費者等の多様な主体からの意見が反映され、リスクだけでなく必要性についても討議できるよう、消費者代表を追加するなどバランスよく構成されるよう評価検討会議のメンバー構成を見直す。
- ・スイッチOTC化するにあたって満たすべき条件、スイッチOTC化が可能と考えられる疾患の領域、患者（消費者）の状態や薬局・薬剤師の役割につ

いても議論・検討し具体化する。

- ・全会一致が原則とされている評価検討会議の合意形成の在り方を見直し、賛成、反対等多様な意見があり集約が図れない場合は、それらの意見を列挙して、薬事・食品衛生審議会に意見として提示する仕組みとする。
- b 製薬企業が、別途、医薬品医療機器等法の規定により直接厚生労働大臣へ製造販売の承認申請を行うことも可能であることを明確化する。
- c スイッチO T Cの製造販売承認時等に課すことのできるセルフチェックシートの作成、販売実態調査の実施などの販売条件設定についての考え方を明確化し、真に必要なものに限る。

ウ 一般用検査薬への転用の促進

【令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに措置】

< 基本的考え方 >

一般用検査薬への転用については、平成26年の一般原則の見直しにより検討手順などが示されたが、検体については採取に際して侵襲性がないものが適当であるとされており、検体測定室事業¹⁴やその類似サービス事業¹⁵における検査では自己採血による穿刺血が認められていることと整合していないとの指摘がある。このほか、検査結果が定性ないし半定量数値のものに引き続き限定されていることなどから一般原則の見直し等以降も、スイッチO T C化が可とされたものは排卵日予測検査薬1種類のみには止まっている。

スイッチO T C化の検討に当たっては、製薬業界が業界統一のガイドライン案を作成することを前提とされており、個別製薬企業による承認申請が法の規定に即して取り扱われるかは明らかでない。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

- a アにおいて検討された方策を踏まえつつ、近年の技術進歩も踏まえ、スイッチO T C化が可能と考えられる検査薬の種類とそれに応じた患者（消費者）の状態や薬局・薬剤師の役割について議論・検討の上で具体化する。その際には、自己管理が期待される領域の検査薬について、使用後の医療機関への受診勧奨を、検査項目に応じて適切に行うこと等の方策を検討する。また、検査薬のうち、低侵襲性であるもの、定量の数値で判定されるもの、血液検体を用いたもののO T C化の可否も含めた一般原則の見直しについて期限を定めて検討する。
- b 検査薬のO T C化に当たっては、関係業界全体としてガイドライン案の提案が行われるのとは別に、個別製薬企業からの医薬品医療機器等法の規定により直接厚生労働大臣に承認申請が行われた場合の取扱いを明確化する。

¹⁴ 薬局等において利用者が自己採取した検体について、その場所で検査、測定が行われ、直ちに検査結果を受け取るもの。

¹⁵ 自宅等において利用者が自己採取した検体について、検査センター（衛生検査所）に検体を搬送し、検査、測定が行われ、後日、検査結果を受け取るもの。

(4)医療等分野におけるデータ利活用の促進

【a:令和2年度措置、b,c,d:令和2年度検討開始、結論を得次第措置、e,f:令和2年度以降逐次実施】

<基本的考え方>

公的機関によってデータベース化されているレセプトなどの医療等分野におけるビッグデータは、民間企業も含む多様な主体により活用されることで、医療の実態把握による患者ニーズの高い分野の新薬開発や医薬品の安全対策の向上などの質の高い医療・介護サービスのイノベーションに繋がり得るリソースの宝庫であり、令和元年5月に「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和元年法律第9号)の成立により、令和2年10月にNDB及び介護DBについて各DBの連結解析を可能とするとともに、公益目的での利用を前提とした民間へデータ提供されることになった。

しかしながら、省令で定められることとされている上記DBの利用条件等については、統計法(平成19年法律第53号)の下での要件に倣ったルール化が検討されているが、民間へのデータ提供については求められる安全管理措置などの要件が厳しく、民間企業主体の利活用が促されているものとは言い難いとの指摘もある。また、ビッグデータを活用した広範なイノベーション創出のためには、連結解析が可能な範囲を上記以外の4つのDB¹⁶(以下「4DB」という。)にも拡大することが求められる。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 民間企業などの第三者がデータを利用する場合に求められる省令で定められる公共性の要件については、民間主導による患者ニーズの高い分野の新薬開発や医薬品使用における更なる安全性対策の向上など様々なサービス開発可能性を汲み上げつつ、それが可能である旨の判定基準を省令において示すとともに、第三者提供の実績について公表すること等を通じて、多様な主体による利活用をPDCAサイクルの下で継続的に促進する。
- b 小規模ベンチャー企業等にとっても過度な負担を要することなくデータの利活用が行えるよう、データの分析・解析を安全な環境で行えるクラウド環境の解析基盤を整備する。オンサイトリサーチセンターの拡充及びリサーチセンターのコンサルティング機能の強化について検討する。また、利活用の状況を踏まえたPDCAにより、技術の進歩に合わせて、省令に定める安全管理措置義務を含めた利用に当たっての基準等を継続的に見直す。
- c 多様な主体・目的によるデータ利活用を促すべく、NDB・介護DBを連結したデータのサンプルデータの公表を検討し、医療機関の属性等の情報保護の観点から問題のないデータについてはニーズに応じて開示する。また、第三者から医療機関単位での名寄せ可能なデータ、個票データについて利用申出がある場合、情報保護の観点から問題なく正当な利用目的であるものについてデータを提供

¹⁶ MID-NET(電子カルテ、レセプト等の匿名データベース)、DPCDB(包括医療費支払い制度に基づく匿名データベース)、がん登録DB(がんの罹患、診療等の顕名データベース)、難病・小慢DB(指定難病患者及び小児慢性特定疾病児童等の顕名データベース)。

- する。
- d 医療・介護施設間の情報連携、医療・介護分野の研究開発、資源配分の最適化政策等におけるデータ利活用を促すべく、NDB・介護DBの連結に引き続き、4DBとの連結に向けた具体的検討を進めるとともに、被保険者番号等を用いて、当該連結における名寄せ・連結精度の向上が可能となる仕組みを構築する。
 - e 本来NDBは、医療費適正化計画のために収集されるデータベースであることから、今後もエビデンスに基づく指標の作成等、医療費適正化に向けたNDBの更なる活用を図る。
 - f さらにゲノム医療を始めとする質の高い医療の実現に資するようなデータベースの整備・活用を戦略的に進める。

(5) 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

【a,e,f:令和2年度措置、b,c:令和2年度中間報告・令和3年度上期措置、
d:令和4年度以降継続的に措置】

< 基本的考え方 >

社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)については、累次の規制改革実施計画等に基づき、ICTの活用による審査基準の明確化・統一化などの業務・組織の抜本的見直しが進められ、当面の取組として、(1)審査支払新システムの稼働(令和3年9月予定)(2)各都道府県に設置された現行支部の業務・組織の集約化(令和4年度以降)などが予定されており、当会議においても、その進捗をフォローアップしてきた。

令和元年度末には、「審査事務集約化計画工程表」や「審査支払機関改革における今後の取組」が策定されるなど、取組が前進しているところであるが、今後、取組を確実に進めていく上では以下の課題が残されており、当会議としても引き続きその取組をフォローしていく必要がある。

上記新システムについては、「レセプトの9割程度をコンピュータチェックで完結」という目標を実現させるための対応・工程は必ずしも明らかとされておらず、上記新システムの稼働までに、特にAIを活用したレセプトの振分機能や自動的なレポート機能の詳細が明らかにされる必要がある。

支部の業務・組織の集約化について、令和元年度末時点で示された計画が、今後なし得る最大限の業務効率化を前提としたものであるかは必ずしも明らかとなっていない。

国民健康保険中央会等との審査支払機能の効率的な在り方について、支払基金において先行して行われた取組の成果を踏まえ、システムの共有化などに向けた具体的な検討が行われる必要があるが、いかなる将来像を描いているかは未だ明らかにされていない。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

< 実施事項 >

- a 令和3年9月予定の新システム導入に向けて、システム開発においては特に進捗管理・設計・開発・運用全体の品質確保には十分な注意を払ってプロジェクト

管理を徹底するとともに、以下 ~ についての具体的な進捗状況と対応・工程を示す。併せて、その着実な実施・成果を期するため、支払基金においては必要なICT人材の確保と関係機関からの参画を得る。

コンピュータチェック9割完結を可能とする振分機能の設計・実運用化

各支部で設定しているコンピュータチェックルールの本部チェックへの移行・廃止

コンピュータチェックに適したレセプト形式の見直し（摘要欄における選択方式の拡充）

手数料の階層化

保険医療機関等のシステムに取り込みやすい形式でのコンピュータチェックルールの公開

保険医療機関等において事前にコンピュータチェックが行える仕組み

- b 新システムにおけるAIを活用したレセプトの振分機能については、フィードバック機能を組み込み、定期的に新たなレセプトの審査結果を学習させて機能の改善を図るとともに、具体的な機能の詳細と学習メカニズムを明らかにする。
- c 自動的なレポート機能については、審査支払機関における事務点検、審査委員会というプロセスのそれぞれにおいて、審査結果の差異を網羅的に見える化し、どのような要因で差異が生じ得るのかを把握できるよう、具体的なレポート内容を明らかにする。
- d 職員によるレセプト事務点検業務の実施場所を全国10か所程度の審査事務センターに集約する計画に関しては、10年間を目途に設置が予定される審査事務センター分室について、新システム稼働後の効果検証や機能強化、集約後の審査実績、ICT活用による審査委員会運営の見直しなどの業務効率化の状況を踏まえながら、その廃止を検討するとともに、その後においても当該計画を最終目標とすることなく、業務・体制等を継続的に見直す。
- e 職員を介して行う審査委員会の補助、レセプト事務点検などの業務については、令和4年度からスタートする新組織の下での業務フローを具体化し、職員の審査事務と審査委員の審査が効率的で安全に行われることを踏まえつつ、在宅審査の仕組みについても検討する。
- f 国民健康保険中央会等も含めた審査支払機能の在り方については、令和6年予定の国保総合システムの更改に向けて、厚生労働省・支払基金・国保中央会は定期的に情報連携等を行い、審査基準の統一化、審査支払システムの整合的かつ効率的な運用を実現するための具体的工程を明らかにする。

(6)重点的にフォローアップに取り組んだ事項

医療・介護ワーキング・グループにおいては、これまでの規制改革実施計画から「ア 医療等分野におけるデータ利活用の促進」「イ オンライン医療の普及促進」「ウ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し」「エ 日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化」を今期の重点的フォローアップ事項に選定し、集中的な議論を重ねた。

ア 医療等分野におけるデータ利活用の促進

健康・医療・介護に係るビッグデータの民間開放、PHRの推進に向けた取組を中心にフォローアップを行い、規制改革実施計画どおりの進捗を確認した。今後も、質の高い医療サービス創出等のデータ利活用の促進に向けて、引き続きフォローアップを行っていく。

イ オンライン医療の普及促進

オンライン診療については、規制改革実施計画に従い、令和2年度診療報酬改定において一部の要件緩和や対象疾病の拡大等が行われ、一定程度診療報酬上の評価が拡充されたことを確認したが、患者目線に立ったオンライン診療の更なる拡充に向けて、次期診療報酬改定の動向を引き続きフォローしていく。

オンライン服薬指導については、オンライン服薬指導の実施を認めることなどを内容とする「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第63号)が令和元年11月に成立し、令和2年9月に施行予定であることを確認しており、今後も施行後の状況をフォローしていく。

電子処方箋については、「電子処方箋の運用ガイドライン」が改定され、紙媒体の電子処方箋引換証を必要とする運用の見直しが行われた。今後も改定後のガイドラインに基づく運用状況をフォローしていく。

なお、当会議は「新型コロナウイルス感染症患者の増加に際してのオンライン技術の活用について」(令和2年4月7日)において、新型コロナウイルス感染症が収束するまでの時限的な対応として、対象となる疾患を限定せず、受診歴のない患者も含めてオンライン・電話による診療・服薬指導を可能とする仕組みを導入するとともに、対面診療の場合と比較して較差のある診療報酬上の取扱いを是正すること等の提言を行った。

オンラインを活用した診療・服薬指導は、様々な理由で受診が困難な患者の受診機会を確保するとともに、地域の医療資源に限りがある中、医療サービスの効率的な提供に資する点でも極めて有効な手段である。新型コロナウイルス感染症が拡大する中で導入された今回の仕組みについては、実用性と実効性確保、医療安全等の観点から、原則として3か月ごとに検証が行われることとされており、今後、当該検証の結果も踏まえつつ、オンライン診療・服薬指導の拡充に向けて引き続きフォローアップを行っていく。

ウ 社会保険診療報酬支払基金に関する見直し

レセプト事務点検業務の集約化及びコンピュータチェックルールにおける「支部間の不合理な差異の解消」に向けた取組を中心にフォローアップを行い、規制改革実施計画どおりの進捗を確認した。今後も、審査支払新システムの稼働(令和3年9月予定)及び現行支部の業務・組織の集約化(令和4年度以降)に向けて工程どおりの取組が進められるよう、引き続きフォローアップを行っていく。

エ 日本医療研究開発機構の研究開発に係る各種手続の簡素化

e-Radの機能向上等の改修による統一申請様式でのオンライン入力への全面

的な移行に向けた取組を中心にフォローアップを行い、規制改革実施計画どおりの進捗を確認した。今後も、研究開発に係る各種手続の簡素化に向けた実効性のある措置がなされるよう、引き続きフォローアップを行っていく。

5．農林水産分野

農業従事者の高齢化や人手不足など、我が国農業を取り巻く環境は厳しさを増している。スマート技術の活用を始めとする生産性向上や付加価値拡大を通じた農業者の所得向上により、農業を成長産業化させることが重要であるが、食料安全保障の関心が強まる中、農業の成長産業化、競争力の強化の重要性はより強まっている。競争力強化に当たっては、TPP11や日欧EPAの発効を踏まえ、農業者の国際競争力を高め、国内市場にとどまらず海外市場への進出を促進することが重要である。

基幹的農業従事者140万人の7割を占める約100万人の65歳以上の多くが10～20年後には農業の現場からいなくなってしまうことが想定される中、ドローン、自動走行トラクター、ICT等の先端技術を最大限に活用し、農業者が創意工夫を発揮して生産性の飛躍的な向上を実現できる環境の整備を図る。

また、49歳以下の新規就農者数は平成27年の2.3万人をピークに3年連続で減少し、直近では2万人を切っている中、農業の存続を維持するためにも、多様な農業者が創意工夫を発揮し、事業を発展させることが可能な環境を整備することが急務である。制度の透明性を高めるとともに、手続のデジタル化を加速することが求められており、EBPMの観点からも現行制度の不断の検証と見直しが重要である。

水産業については、世界の水産物需要が拡大し続ける中、我が国においては、水産資源の減少等により生産量や漁業者数が減少する傾向にあり、このような情勢にあって、適切な資源管理の下で、水産業の成長産業化を図るため、平成30年12月、約70年ぶりに漁業法（昭和24年法律第267号）の抜本改正が行われた。

水産改革を実現するためには、令和2年度中に施行される改正漁業法が、その趣旨に即して適切に運用される必要がある。

また、水産業の成長産業化に向けて、水産物及び漁業生産資材の取引が適正に行われ、漁業者の所得の向上が図られることが不可欠である。

さらに、適切な資源管理のためには、水産物のトレーサビリティの出発点となる漁獲証明制度を実効性のある制度として創設するとともに、水産業の成長産業化に向け、養殖業の生産性を高めるべく魚病対策の迅速化を図る必要がある。

以上の観点から、今後取り組むべき規制改革項目を以下のとおり取りまとめた。

(1)若者の農業参入等に関する課題について

【a,b,d,e：令和2年度措置、c：令和2年度上期措置】

<基本的考え方>

基幹的農業従事者数は平成27年の175万人から平成31年には140万人に減少し、65歳以上が97.9万人（70%）を占める一方、49歳以下はわずか14.8万人（11%）にとどまっている。また、49歳以下の新規就農者数は平成27年の2.3万人をピークに3年連続で減少し、直近では2万人を切っている。このまま若者を始めとした新規就農者の数を拡大することができなければ、農業の成長産業化はおろか、我が国の農業の存続すら危ぶまれる状況である。

新規就農のために農地を借りようとする際に、条件が不利な農地を紹介されることが多いとの声がある。令和元年5月14日、第198回国会、参議院農林水産委員会において、農林水産大臣が「新規就農者への農地あっせんが更に円滑に行われるよう、私ども農林水産省といたしましても昨年十月に通知を発出をいたしまして、

農地バンクに対して、新規就農相談センター等の関係機関からの情報収集を常に行い、研修生の意向を踏まえながら、あらかじめ農地を確保するよう指導をいたした」と答弁しているが、農地中間管理機構が中心となって新規就農者に対する農地の確保を支援する仕組みは十分ではない。担い手の農地利用面積シェアを8割とする目標の達成に併せて、将来的に地域の農業を担うことが有望な者に対し、新規就農時の農地を確保するための方策が検討されるべきである。

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号で定める農地の下限面積は都府県で50aであるが、若者を始めとする新規就農者が当該面積を超える農地を確保、維持するのは容易でなく、新規就農促進の観点から下限の引下げが期待される。67%の農業委員会が農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第17条に基づき、別段の面積を定めており、若者の新規就農者の農地取得を促進する観点からは更なる引下げが求められる。一方、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づく農用地利用集積計画に位置付けられた場合は、農地法の下限面積要件の適用を受けずに農地を確保することが可能であることから、各市町村の実情に応じて、新規就農促進の観点から活用されることも期待されている。また、各地域の下限面積を横断的に確認することができず、就農を検討する際の基礎情報として活用できるようになっていない。

日本政策金融公庫による青年等就農資金の融資審査において、青年等就農計画の実行可能性を判断するに当たり、農業経営改善関係資金基本要綱では「農業者の経営能力及び研修実績等からみて、経営改善のための計画は適切であり、実行可能か」について判断することとなっているが、民間の研修機関で受講した者が融資の相談に行くと、融資が認められない、農業大学校で受講した者と異なる取扱いをされる場合があるなどの声がある。

都道府県段階に設置されている農業経営相談所では、農業系団体、商工系団体などが連携し、認定農業者や新規認定就農者等の相談内容に応じて税理士、中小企業診断士等の専門家から構成される支援チームが経営改善を支援する伴走型支援の取組が行われているが、農業経営の知見を有し、各専門家を適切につなぐことができる人材が必ずしも支援チームに入っておらず、効果的な支援となっていない場合があるとの声がある。

新規就農者の定着状況についての統計についても整備が不十分であり、既存の各種支援施策の効果について検証が十分に行われていない。

若者を始めとする新規就農者数を拡大し、農業の持続可能性を確保するため、農林水産省の政策の一つの柱として新規就農支援を据え、抜本的な政策の見直しを行うことが必要である。

< 実施事項 >

- a 市町村、農地中間管理機構や農業委員会等が連携し、地域の実情に応じ、49歳以下の新規就農者のうち農地の確保を支援すべき者を特定し、その者に優先的に農地を斡旋するなど、若者の新規就農者に対して積極的に農地の確保を支援する措置を講じ、成果を検証することにより、新規就農者をより増加させる。
- b 農地の下限面積要件について、各市町村の実情に応じ、農業経営基盤強化促進法の活用と併せて、若者の新規就農者増加のために下限の更なる引下げを行うこ

とを促すとともに、各市町村の下限面積の設定状況を一元的に集約し、新規に就農を検討する者が容易に確認できる形で公開する仕組みを設ける。

- c 青年等就農資金の融資審査において、民間の研修機関と農業大学校とで差別的に取り扱うことのないよう、農業経営改善関係資金基本要綱に明記し、研修機関、農業者、地方公共団体等の関係者に周知徹底する。
- d 都道府県に対して、農業経営相談所の支援チームに農業経営者など、農業経営の実態に精通した人材を積極的に配置するよう促す。
- e 農業次世代人材投資事業及び農の雇用事業を活用した新規就農者の就農継続状況について、毎年、都道府県ごとに調査、公開し、新規就農支援制度の効果について検証を行うとともに、新規就農者全体の就農継続状況を把握するための手法を検討、確立する。

(2) 農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化

【令和2年度検討・結論】

< 基本的考え方 >

農業従事者数の減少による農業の存続自身が危ぶまれる中、意欲ある若者を惹きつけ、農業の多様な担い手を確保するためには、農業者が成長段階に応じて必要な資金調達を円滑に行うことができる環境が整備され、将来の展望を見通しながら農業経営を進められることが重要である。

資金調達は融資、出資等多様な手段が存在するが、現在は融資が中心的に活用されている。一方で、出資に関しては、農地法第2条第3項において、農地所有適格法人としての要件が規定されており、株式会社のうち会社法（平成17年法律第86号）上の公開会社は農地を所有することが認められておらず（法人形態要件）、総議決権の過半を農業関係者が保有しなければならない（議決権要件）など、農地を所有できる法人に制限がある。

このような現行資本規制の下、例えば、過半の資金を出資し農業分野で起業した若者が、事業拡大の段階に至り、設備投資のために株式発行による資金調達をしようとする、議決権要件を満たすためには、過半の資金を実質的に自らが拠出しなければならず、事業拡大のための資金調達のハードルが極めて高いという声や、法人形態要件により株式の譲渡が制限されるため、IPOやM&Aといった柔軟な出口戦略が描けず、農業者個人以外からの資金の呼び込みが困難であるとの声、また、法人設立時に一定の制限を設ける場合であっても、一定期間ある地域に溶け込み、農業で実績を残した法人による増資などの場合には、農業関係者以外が議決権の過半を保有することを認めて欲しいなどの声がある。さらに、農業分野への投資を検討する投資家にとっても、これらの規制により投資インセンティブが他産業と比較して劣後し、結果として、農業者の資金調達を困難としている面があるとも考えられる。

現状資本規制の下でも、無議決権株式の発行は可能であるが、収益性が低い農業法人が多い中、リスクをとって資金を出している以上は、経営に主体的に関与し成長に貢献したいといった意欲ある投資家のニーズに応えられていない可能性もある。そもそも、資金調達的手段については、経営者が自らニーズに応じた経営判断を行うべき性質のものであり、農業の成長産業化を目指すならば、人材と資本を積

極的に農業に呼び込み、設備投資を通じた生産性の向上を図るべきである。

意欲的な若者による農業ベンチャー等の起業や、事業の拡大を企図する農業者による資金調達手段の柔軟な選択を阻害しないよう、農地法を含む現行制度の検証を行った上で対応策の検討が必要である。

<実施事項>

農業で起業する若者が将来展望を持てるよう、農業法人が円滑に資金調達を行い農業経営を発展させていくための方策について、現行制度の検証を行った上で、現場の実態、新規参入を目指して研修を受けている若者や資金提供者のニーズ等を踏まえて更に検討を進め、今年度中に結論を得る。

(3) 農業用施設の建設に係る規制の見直しについて

【a：令和2年度検討、令和3年上期結論、令和3年度措置
b～f：令和3年度措置】

<基本的考え方>

法人経営の増加や農業経営の多様化が進展し、農業法人に雇用されている者を含む農業従事者が働きやすい環境の整備が求められているなど、以前よりも柔軟に農業用施設を設置する必要性が高まっている。

現在、農地法施行規則第29条第1号に基づき、2a未満の農地を農業用施設に供するために転用する際は、農地転用許可が不要となっているが、1戸当たり耕地面積が昭和35年1.0haから平成27年2.1haと2倍以上に拡大しているにもかかわらず、昭和45年以降この特例について見直しは行われていない。令和元年6月の規制改革実施計画に基づき行われた農林水産省調査においても、そもそも876件の農業者(49%)は、この特例自体を「知らなかった」と答えており、1,839件の農業者のうち、556件の農業者が「面積2aが小さすぎる」と答えている。

「農地法の運用について」(平成21年12月11日農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知)において、農業用施設については、「農業生産活動に必要不可欠」とされ、2a未満であれば農地転用の許可不要とされる一方で、農畜産物の加工・販売施設については許可が必要とされる。しかし、例えば、いちご農家が顧客を畑に呼び込み、いちご狩りの提供や加工品のお酒の直売をすとなれば、駐車場に加え、加工施設、販売施設等が必要となるように、6次産業化や農家レストランを始め、農業者が農畜産物を生産するだけでなく、加工・販売施設を整備することが必須である。同調査においても、農業者の40%(737件)が農畜産物の加工・販売施設を特例の対象として「認めるべき」と答えている。

農業用施設の円滑な整備のために、農地利用者が土地所有者から農業用施設を建設することについての了解を得るのが困難であるとの声がある。農地の有効活用の促進の観点からは、施設の円滑な整備のための所有者と利用者の合意形成が円滑に進むよう、国としても施策を講ずるべきである。

また、6次産業化を推進する上では、都市農業を中心に、農地転用制度の他にも税制や都市計画制度等が農業用施設や加工・販売施設を整備する際の課題になることもあり、6次産業化に取り組む際の必要な手順及び相談窓口等が分かりにくいとの声がある。

さらに、同調査では 625 件の農業者が、農業用施設の取扱いについて、地域や地方公共団体で運用等にばらつきがあると答えており、633 件の地方公共団体が、添付書類が多いことについて農業者からの意見があると答えている。運用や解釈のばらつきを解消するとともに、不要な添付書類を求めないように周知徹底が必要である。

<実施事項>

- a 新たな食料・農業・農村基本計画（令和 2 年 3 月 31 日閣議決定）に沿って農林水産省が行う長期的な土地利用の在り方の検討と併せて、農業者が転用許可を受けずに設置できる農業用施設の面積（現行 2 a 未満）の拡大や、農畜産物の加工・販売施設への拡大について検討を行い、必要な措置を講ずる。
なお、上記措置については、営農や 6 次産業化のための加工・販売という施設の目的を明確化し、目的外への施設の利用や周辺農地への支障が生ずることがないように検討を行い、必要な担保措置があれば講ずるものとする。
- b 農業経営の類型ごとの差異があるかも含め、農地の所有者と利用者の合意形成の実態を踏まえ課題を整理し、合意形成に向けた所有者と利用者の協議が円滑に進むような対応を検討する。
- c 税制や都市計画制度等を含め、農地を転用して農業用施設や加工・販売施設を設置する際の留意点、6 次産業化に取り組む際の必要な手順及び相談窓口などを手引きにまとめ、農業者に周知する。
- d a, c に係る見直し内容や手引き等の周知に当たっては、地域によって農業者の認知度にばらつきが出ることをないように、地方公共団体に加え、農業団体等も通じて、農業者に広く周知を行う。
- e 農業者からの意見や苦情が多い運用のばらつきについては、現状を具体的に調査し、対応を検討する。
- f 申請の際に提出を求められる農地法施行規則第 30 条に定める添付書類について、e に併せて実態を調査した上で、不要な添付書類が求められることがないように、提出を求めてはいけないものを明確化するなどの見直しを検討し、地方公共団体及び農業委員会に通知する。

(4)スマート農業の普及促進

ア 自動走行トラクターの普及促進

【令和 2 年度措置】

<基本的考え方>

耕起整地は全ての農業に共有する作業であり、そのためのトラクターは農業現場でも最も普及した農業機械であることから、その生産性向上の農業全体に与える影響も大きい。近年の戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）では、自動走行トラクターの圃場間移動や遠隔監視による自動走行に取組み、技術の確立を令和 2 年としている。しかし、市場投入の時期は明らかでなく、またこれに向けた制度整備もなされていない。

農林水産省では、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」を公表して、トラクターの自動走行に関する安全性確保の指針を示している。しかしな

がら、圃場内の自動運転であってもICTによる遠隔監視は規定されておらず、有人目視による監視が必要とされており、省力化の効果が限定されている。

また、農道が一般交通の用に供する道路（公道）に該当する場合には、自動運行装置の保安基準を満たさないトラクターの自動走行は近距離の隣接圃場間であってもできない。そのため、「農道における車両の交通に関する措置について（平成31年2月19日 農林水産省農村振興局整備部地域整備課長 事務連絡）」、「農業用道路における車両の通行に関する措置について（平成31年2月19日 警察庁交通局交通規制課長 警察庁丁規発第8号）」が発出され、農道を一般交通の用に供しない形にした上で自動運転トラクターが走行するために、農道管理者及び都道府県公安委員会等がとるべき措置が示された。しかし、農業者にとっては、具体的にどのような申請を行い、また、農道に対してどのような交通の禁止又は制限の措置が行われればよいのか、明らかでない。

これらを踏まえて、以下の措置を行うべきである。

<実施事項>

- a 農林水産省は、「農業機械の自動走行に関する安全性ガイドライン」を改訂し、圃場内のトラクターなど農業機械の自動走行について、遠隔監視による自動走行を可能にするために、農業者及び農機製造者が考慮すべき安全管理措置を明らかにする。
- b 農林水産省は、警察庁と協力して、圃場間のトラクターの自動走行のために、必要な農道上の措置を検討する。検討にあたっては、農業者の負担の軽減と共に、自動走行農機の普及を促進するため実用性や通行量などの農道の特性を十分に考慮して、通行制限の具体的な措置が農業者にとって簡素で分かりやすいものとするに配慮する。
- c 農林水産省は、bと併せて、圃場間のトラクターの自動走行のために、農業者から農道管理者への申請手続を検討し、その内容を「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」に反映する。

イ 小型農業ロボットの普及促進

【a：令和2年度措置、

b：令和2年度実証実験・検討開始、令和3年度結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

小型農業ロボットについては、高齢化する農業者の収穫・運搬・農薬散布の負担を軽減する比較的安価な補助機械として農業者からの期待も大きく、農業ベンチャーからの市場投入も間近に控えている。しかしながら、小型農業ロボットを対象とするガイドラインがなく、圃場内外で必要な安全性確保措置が明らかでないために、メーカーにとって市販化の障害となっている。

さらに、自動走行機能を備える小型農業ロボットについては、道路交通法（昭和35年法律第105号）及び道路運送車両法（昭和26年法律第185号）上、歩行補助車もしくは軽車両に該当せず、自動車もしくは原動機付自転車に該当する場合も保安基準を満たすことができないことから一般交通の用に供する道路（公道）を走行できない。そのため、現在は、農業ベンチャーが小型農業ロボットを現場で活用し

ようとする、圃場間を移動する際も別途トラックで運搬せざるを得ず、農業者に大きな負担が生じているとの声がある。

これらを踏まえて、以下の措置を行うべきである。

<実施事項>

- a 農林水産省は、警察庁及び国土交通省と協力して、小型農業ロボットについて、圃場内及び圃場外（一般交通の用に供することを取りやめた農道を含む、公道を含まない）の走行や作業のために、農業者及び農機メーカーが考慮すべき安全性確保措置を検討し、ガイドラインとして公表する。
- b 農林水産省は、警察庁及び国土交通省と協力して、近接で監視・操作する小型農業ロボットの道路走行に向けた実証実験を実施する。実証実験の結果を踏まえ、警察庁及び国土交通省は、農林水産省と協力して、近接で監視・操作する小型農業ロボットが公道を走行するために必要な措置について検討する。

ウ 農業データの利活用

【a, d : 令和 2 年度措置、

b : 令和 2 年度検討・結論、令和 3 年度措置、

c : 令和 4 年度措置】

<基本的考え方>

ドローン・トラクター・コンバインや、水田・ビニールハウス等に設置する計測機器などを通じて、位置データ・気象観測（気温・湿度・気圧等）・航空画像・作業記録など大量の農業データが生み出されている。農業者は、これら農業データを使って、圃場ごとの耕作・農薬散布・収穫等の作業を効率的に計画管理することが可能になった。さらに、センシング・AI・ビッグデータ解析等の特定分野に強みを持つ新規参入事業者も数多く出てきており、自らの農業データや技術を組み合わせることで生育分析・病虫害分析等の新しいサービスへの農業者の期待も高まっている。

農林水産省も、スマート農業加速化実証プロジェクト、強い農業・担い手づくり総合支援交付金等により、これらの取組を支援している。また、「農業分野におけるデータ契約ガイドライン（平成 30 年 12 月 農林水産省）」を公表し、第 3 条（当初データ等の利用権限等）において「データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された当初データ等を提供しなければならない」と規定し、農業者自身のデータ利用の促進を図っている。

しかし、当ガイドラインは必ずしも十分に活用されておらず、農機メーカー等の既存事業者は、農業者から提供される農業データを自社内で保管し自社サービスとして活用する一方、システムをまたぐデータの積極的な利活用は必ずしも進んでいない。そのため、農業者はメーカーの異なる複数のトラクター等を通じて取得した圃場地理・作業履歴等の農業データを、各メーカーのシステムでばらばらに管理せざるを得ず、大きな不便が生じている。

また、取得された農業データについて、第三者に提供する際にはデータ提供者の同意が必要になる。そのため、鳥獣害、災害、救急、はいかい者捜索、農道陥没等に関して公共の目的のために公共機関等との連携をする場合であっても、その都度

データ提供者の同意を確認する必要があり、農業データを活用しにくいとの課題がある。

これらを踏まえて、以下の措置を行うべきである。

<実施事項>

- a 農林水産省は、補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)の補助金等に限らず、その他の交付金、委託費を含む)によりトラクター、農業ロボット、ドローン、IoT機器等の導入支援を行う際は、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」に従って、システムサービス提供者が保管することとなるデータは、農業者が希望すれば農業者に提供するとの条項を契約に盛り込むことを要件とするよう公募要領等に明記する。また、都道府県の単独事業についても同様の要件を課すことが望ましい旨、技術的助言を行う。
- b 農林水産省は、農機メーカーに働きかけ、位置、作業記録等のデータを取得するトラクター、コンバイン等の農機の使用に当たり、農業者がこれらのデータを当該農機メーカー以外の作ったソフトでも利用できる仕組み(オープンAPI)の整備を行う。
- c 農林水産省は、令和4年度予算から農機メーカー以外の作ったソフトでも位置、作業記録等のデータを利用できることを、トラクター、コンバインなどの農機の導入支援の補助金等の要件とする。また、都道府県の単独事業についても同様の要件を課すことが望ましい旨、技術的助言を行う。
- d 農林水産省は、鳥獣害、災害、救急、はいかい者捜索、農道陥没等の公共機関等との連携など公共性が高く、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合には、事前に農業者から包括的な承諾を得れば農業者から提供を受けたデータを農機メーカーから関係当局に提供することを可能であることを明らかにした通知を発出する。

エ 農作物栽培施設に係る立地規制の見直し

【令和2年度上期措置】

<基本的考え方>

農作物栽培施設(いわゆる「植物工場」)は、光や温度等が管理された高度な環境制御下で作物を栽培するスマート農業であり、農業の生産性向上だけでなく農作物の高付加価値化に大きく貢献することが期待されている。しかしながら、建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条の用途規制の適用に当たっては、「工場」と扱われ、農産物の育成や品質管理を行うために必要な空調設備・灌水設備が「原動機」として扱われることが一般的であるため、結果、「原動機を使用する工場」として、住居地域や商業地域に建設することが事実上認められていない。

令和元年6月の規制改革実施計画では、国土交通省が、日本建築行政会議に対して農作物栽培施設に関する用途規制に係る許可の考え方及び工場としての扱いの考え方について検討を促し、その結論を踏まえて技術的助言を発出することが決定され、同年11月の日本建築行政会議全国会議部会検討結果報告では、「新たな農業生産施設は建築確認・許可実績がまだ少ないため、当該建築に当たり周辺に対しど

のような影響があるのか実態を把握する必要がある」、「定量的な判断が困難であり、周辺への影響等をふまえて個別に判断する必要性があるものは、特例許可により対応する必要がある」とされ、「手続きの円滑化を図るためには、基準の明確化が望まれる」と結論付けられた。

農作物栽培施設で使用される空調設備は事務所で使用される設備であり、灌水設備は一般住宅の海水魚の水槽の循環等で使用されるポンプと異なることから、用途規制上、一般的な農作物栽培施設が「原動機を使用する工場」と取り扱われることは不適切である。農作物栽培施設の建設を促進するためには、一般的な農作物栽培施設を用途規制上「原動機を使用する工場」とする解釈を変更する必要がある。

< 実施事項 >

国土交通省は、農作物栽培施設において一般的に使用される空調設備・灌水設備の具体的事例を調査し、これら設備について「原動機を使用する工場」の「原動機」として取り扱う設備を限定した上で、その基準を明確化し、一般的な農作物栽培施設が「原動機を使用する工場」に該当しないということを明らかにした上でその旨、特定行政庁等に対して技術的助言を発出する。

(5) 農協改革の着実な推進

【a：令和2年度検討・結論、令和3年度措置、b,c：改正農協法施行後5年（令和3年4月）を目途に検討・結論、必要に応じて速やかに措置】

< 基本的考え方 >

農協改革については、平成26年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合の見直し」及び平成27年6月の規制改革実施計画に記載された「農業協同組合改革の確実な実施」を踏まえ、令和元年5月末までの「農協改革集中推進期間」における自己改革が進められ、一定の進捗が見られた。

しかしながら、いまだ課題は残されており、引き続き自己改革を進めていく必要がある。

まず、農業所得の向上に向け、一層の資材価格の引下げを図るとともに、農業者が生産を持続し得る適正な価格を維持するための価格交渉力を確保するための方策を講じる必要がある。

次に、長期間にわたり低金利が続く中、信用事業の健全な持続性の確保に向け、単協の信用事業を見直して総合農協から代理店化を行うなどの取組が必要である。また、農林中金は市場運用資産の12%にあたる7.9兆円を、コロナ禍では想定以上の金融機関に損失を与えるリスクが懸念され得るローン担保証券(CLO)に投じている反面、2018年度末の国内農業融資は、農林中金(5,481億円)、信連(8,060億円)、農協(1兆2,083億円)の全てを合計しても2兆5,624億円にすぎず、三者の総貸出残高の5.3%にとどまっており、JAバンクグループの資金を農業者のために還流するメカニズムの構築が必要である。

さらに、組合員の事業利用調査(令和元年9月公表)によれば、平成30年の信用事業における貸出金額の47%が准組合員、18%が員外に対するものであり、正組合員に対するものは35%に過ぎない。准組合員の意思を経営にいかん反映するか検討される必要がある。

また、農業委員会については、平成 27 年に農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）が改正され、農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進）が業務の重点として明確化されるとともに、農業委員の選出方法が変更され、農地利用最適化推進委員が新設された。農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれだけ貢献したのかが明確になるよう、詳細な実績データの開示が求められており、開示されたデータに基づき、今後農業委員会が機能を発揮しより成果を出すために必要な措置について検討することが必要である。

<実施事項>

- a 農林水産省は、農林中央金庫などを活用して国内の農業への資金提供を強化するための出融資の仕組みを、農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化に併せて検討する。
- b これまでの自己改革の進捗を踏まえ、引き続き取組を促すとともに、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 63 号）附則第 51 条第 2 項に基づき、農業協同組合及び農業委員会について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。
- c 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律附則第 51 条第 3 項に基づき、農協の自己改革の中で准組合員の意思を経営に反映させる方策について検討を行い、必要に応じて措置を講ずる。

(6) 農産物検査規格の見直し

ア 農産物検査規格の総点検と見直し

【令和 2 年度検討開始、令和 3 年度上期結論、結論を得次第速やかに措置】

<基本的考え方>

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）は、農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、農家経済の発展と農産物消費の合理化に寄与することを目的に、農産物検査制度を定めている。コメに関しては、農産物検査法に基づく農産物検査規格に検査方法及び品種・産地・産年・等級等の規格が規定されている。食糧管理制度のもと創設され、食糧管理法（昭和 17 年法律第 40 号）廃止の後も、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成 6 年法律第 113 号）に基づき計画流通米について国による検査を義務としていたが、流通や食の多様化を背景に検査機関は食糧庁より民間による登録検査機関制度に移行し、受検は任意とされ現在に至っている。

食糧管理法の下で定められた農産物検査規格により、生育不良、病害、砕けなど、玄米から精米にする際の歩留まりの目安のために「1等」、「2等」、「3等」といった等級で格付けが行われている。この等級は、消費者や外食・中食事業者の食味や食感などのニーズを踏まえたものではないため、それらの品質要求に応じたものでなく、コメの付加価値向上にはつながっていない。

日本社会の人口減少・高齢化を受けて、コメの消費は今後も減少することが予測される。日本の農業者の所得を向上し、日本の農地・農村を維持していくためにも、コメの海外輸出拡大は喫緊の課題である。

このような状況を踏まえると、消費者、外食・中食事業者の求める食味などのニーズに対応した付加価値の向上を通じて農業者の所得向上に貢献し、日本のコメを海外に向かってアピールするためには、消費者、外食・中食事業者をはじめとした民間のステークホルダーが主導する形で、付加価値の向上を図ることのできるような新しい規格を国際規格に準拠した JAS（日本農林規格）を活用して策定し、これを積極的に国際基準とすべく取り組んでいくことが求められている。

一方、現在の農産物検査制度については、令和元年 11 月に 18 年ぶりに鑑定方法を改定して、穀粒判別器の部分的な導入や乾燥調製貯蔵施設等から直接包装する際の試料採取の改善等が行われたものの、技術革新や消費者ニーズなどの社会環境変化に十分対応できていない。60 キログラム当たり 200 円以上の検査費用を要しているという生産者が 26.8% という調査結果があり、検査のための輸送に係る人件費なども含めるとコスト削減に向けた取組として全く十分ではない。以下の課題も踏まえて、農産物検査規格を見直す必要がある。

農産物「検査」という名称が原因となって、単に精米の歩留まりを示す等級が、あたかも食味などに関する格付けであるかのような誤解が存在するという意見がある。このような状況の下、1 等米中心に生産が行われているが、1 等米と 2 等米の価格差が 1 等米生産のコストに見合うのか疑問視する声もある。

検査に用いる試料のサンプリング方法についても、コメ袋 100 袋中 18 袋、乾燥調製貯蔵施設等から直接包装されるコメについて重量の 10,000 分の 1 といった生産者一律な抽出数方法となっており、一定期間問題がなければ抽出回数や抽出量を軽減するなど国際的に行われる手法を取り入れて合理的な柔軟化策を講じる余地がある。

「農産物検査に関する基本要領」の「国内産農産物の検査実施マニュアル」等における、整粒、形質、水分、被害粒、着色粒、異種穀粒及び異物の判定を、目視及びその他の人の主観に基づく鑑定に頼っており、画像認識技術の導入等により客観化・省力化すべきである。

試料抽出の対象とならないコメ袋にも一律に、正味重量だけの検査を行わず、コメ袋重量を含んだ皆掛重量について検査を行っている結果、30 k g コメ袋の場合 270 g 程度、1 t のフレコンの場合 7 ~ 9 k g 程度の追加封入(いわゆる「余マス」)を前提とした、不合理かつ無駄の多い検査制度となっている。多収穫米や特定の料理に最適化された米等の特色ある様々な品種銘柄の開発・栽培が試行されている中、農業者は農産物検査規格における県ごとに指定された品種銘柄以外の品種銘柄を包装表示することはできない。たとえば、温暖な環境でも品質の劣化が少ない温暖地向け多収穫品種として「にこまる」があるが、温暖化が進む中、栽培したいとの農業者の要望も強い。しかし、品種登録されていない徳島県などの都道府県では、検査を受けたとしても品種の表示が認められない。また、県ごとの品種登録についても約 2 年間という長期の時間を要することから、農業者の負担が大きい。

麻・樹脂といったコメ袋の素材ごとに容量(量目)や、麻袋の網目数等の形状、袋口の折り曲げ方法等の包装方法までを過度に規定しており、農業者にとって専用コメ袋の購入費用が負担となっている。

これらを踏まえて、以下の措置を行うべきである。

<実施事項>

農産物検査規格については、多様化する米の流通形態に対応し、それぞれの流通ルートや消費者ニーズに即したのに見直すことで、農業者の所得向上につなげていく必要がある。このため、現在の農産物検査規格の在り方について以下の4つの観点から見直しを行う。

- 農業者の創意工夫がより発揮されるようにすること
- 農業者に多様な選択肢（自主検査含む）が提供されるようにすること
- 農業者の所得向上に資するよう、現行の農産物検査規格については、より合理的で低負荷、低コストでの検査が行われるよう見直しが行われること
- 農業者の所得向上に資する新たな規格が構築されること

具体的な見直しの進め方は以下の通り。

a 農産物検査規格および商慣習の総点検・適正化

農産物検査規格の合理化及び科学化、商慣習の適正化を図るため、以下を含む農産物検査規格と商慣習の総点検を行う。

（なお、農産物検査の受検はあくまで任意であり、登録検査機関の検査を受けることなく、機械的手法により自主的に農産物検査規格相当の適合性を判断して取引を行うことは可能である。）

総点検に基づき、現行の技術水準で対応可能な規格と商慣習の早期見直しについて結論を得るとともに、並行して穀粒判別器の普及と精度向上・開発を推進する。

1等、2等区分の等級区分と名称の見直し

検査方法、サンプリング方法の徹底した合理化による生産者、検査者双方の負荷軽減と検査コスト低減

目視及びその他の人的(主観的)鑑定項目の客観化と穀粒判別器、水分計、計量機械、画像分析等の機器による現在の技術でも可能な機械的計測への早期の変更（その後も技術の進展成果は積極性に活用）

皆掛重量についての検査やいわゆる余マスの見直し

都道府県ごとの「産地品種銘柄指定」の見直し、全国的な「品種銘柄」設定等手続の迅速化・簡素化など、銘柄設定等手続の見直し

量目、荷造り及び包装規格の簡素化

穀粒判別器等科学的検査の普及とさらなる精度向上に向けた技術開発の推進

b 新 JAS 規格の制定

コメの国際競争力の強化を通じた輸出市場の開拓、高付加価値化を通じた農業者所得の向上に貢献すべく、安全性、食味など消費者、ユーザーのニーズを取り込んだ JAS 規格を民間主導で制定する。農林水産省は規格制定を積極的に支援する。

c 検討会の構成と工程

上記で示した農産物検査規格と商慣行の総点検・適正化及び新 JAS 規格の制定について、農業者、流通事業者、外食・中食事業者などのユーザー、国際規格の有識者・実務家を中心とした検討会において実施し、概ね 1 年程度で結論を得る。検討に際しては、現場の農業者の要望を十分に踏まえ農業者がやりがいを感じる将来価値を高めるものとするとともに、最先端の国際規格の知見を活かし国際市場でのイニシアティブを取れるものとする。

イ 農産物検査を要件とする補助金・食品表示制度の見直し

【令和 2 年度措置】

< 基本的考え方 >

生産者が自主的な検査を行い、自らの責任のもとに製品の品質保証を行うことが品質保証の基本的な在り方である。消費者に向けて、自らが品質保証を行うことで生産者自身の信頼性をアピールすることが可能となり、製品の付加価値向上を通じた生産者の所得向上につながる。しかし、コメについては、食品表示法に基づく食品表示基準（平成 27 年内閣府令第 10 号）において、登録検査機関による農産物検査の証明を受けなければ、農業者は、消費者向けの精米の包装に産地・品種・産年という最も基本的な品質表示すらできない。食品表示基準上、公的検査によらなければ、食品表示すら許されないのは、全ての食品のなかでもコメのみである。

また、米穀を対象とする収入減少影響緩和交付金（ナラシ交付金）及び、飼料用米・米粉用米を対象とする水田活用の直接支払交付金は、農業者にとって、農業収入の大きな割合を占める死活的な補助金制度である。「経営所得安定対策等実施要綱（農林水産事務次官依命通知 平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号）」は、これら補助金について、農産物検査を交付申請要件としており、コメ生産者にとって農産物検査の受検が事実上強制されている状況にある。

これらを踏まえて、以下の措置を行うべきである。

< 実施事項 >

農業者に農産物検査法に基づく検査以外の選択肢を可能にするため、下記の事項について、卸取引を含む取引につき、農産物検査によるものに加えて、その他の品質確認による場合も可能とする。

a ナラシ交付金、水田活用交付金等、数量品質の確認が必要な補助金

農産物検査に代わる手法により助成対象数量を確認することにより支援対象とする。

b 産地、品種、産年などの食品表示

食品表示基準上、検査米、未検査米双方を対象に表示義務のある産地に加え、品種、産年、生産者、検査・品質確認を行った者などの一定の事実情報の任意表示を可能とする（例：品質確認 JA〇〇（登録検査機関名）、品質確認 〇〇ライス（農業者名））。農産物検査済みのものについては、「農産物検査証明による」旨の表示ができるようにするとともに、農産物検査を受検しない場合についてその旨の表示を義務付けることはしない。

また、根拠が不確かな表示がなされた米が流通することを排除し、消費者の信頼を損ねるようなことがないようにするため、検査や取引に関する記録の保存方法など必要な措置は食品表示基準等やその運用で担保する。

以上のことを、消費者委員会の意見も踏まえ、結論を得る。

(7) 畜舎に関する規制の見直し

【a:令和3年上期措置、b:令和4年措置、c:令和2年措置】

< 基本的考え方 >

T P P 11 や日欧 E P A の発効等を受け、国内の畜産業は国際市場に向けて進出する必要があり、国際競争力をより高めることが急務である。

現在の畜産業の用に供する畜舎等（飼養施設、搾乳施設、堆肥舎）は、建築基準法に基づく建築基準に適合する必要があるが、建築基準が建築コストの引き上げ要因となっており、畜産業の成長産業化に向け更なる緩和が必要である。

延べ面積が木造 500 m²、木造以外 200 m²を超える建築物については、建築基準法上、建築確認の手続が義務付けられているが、閾値の面積を拡大する又は建築士による届け出制とするなど、手続の簡素化を図るべきである。

また、搾乳ロボット、自動給餌機等の省力化機械など、技術の進展を踏まえ、現場の畜舎等の利用実態に応じた適切な安全対策の下、畜舎建設費、飼養管理の効率化を通じた人件費など経営コストを引き下げることが必要である。

令和元年6月の規制改革実施計画においては、畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法を検討することとされた。また、「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」が立ち上げられ、令和2年5月に「中間取りまとめ」が取りまとめられた。

また、畜舎における消火設備など、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく規制については、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第32条に基づき、消防長又は消防署長によって現場の状況（畜舎の位置、構造又は設備の状況）に応じて消防用設備等の特例の適用の可否が判断されており、ある地域における畜舎の状況で認められた特例が他の地域における畜舎の状況では認められないなど、畜舎建設に係るコストが予見できないとの声がある。畜舎における消防用設備等の取扱いについても、畜産業の国際競争力強化に向けたコスト削減の観点から、必要な措置について、検討すべきである。

さらに、新法の検討に当たっては、新制度の下で地方公共団体の認定を受けて建設された畜舎が利用基準に適合しなくなった場合に、当該畜舎が安全性の観点から周囲に影響を及ぼすことのないようにするための措置に関して、財政力の低い地方公共団体にしわ寄せが行くことのないようにするなど、適切な支援の在り方などについても検討が必要である。

< 実施事項 >

- a 農林水産省は、国土交通省と連携して、市街地から離れて建設される畜産業の用に供する畜舎等を建築基準法の適用の対象から除外する特別法について、令和元年6月の規制改革実施計画に基づき設けられた「新たな畜舎建築基準等のあり方に関する検討委員会」の以下の事項を始めとした令和2年5月の「中間取りま

とめ」の内容を実現するため、所要の法律案を整備する。

- ・ 新制度はソフト基準とハード基準の組合せにより一定の安全性を確保した上で建築基準法の特例として措置し、事業者が新築・増改築の際に新制度の活用を選択できる仕組みとすること。
 - ・ 対象は、市街化区域と用途地域等を除いた地域に建築される平屋の畜舎、たい肥舎及び搾乳施設で建築士が設計したものとする。
 - ・ 手続は、事業者による畜舎の利用及び設計に関する計画について行政がソフト及びハード基準への適合性を確認する仕組みとし、ハード基準の確認手続は簡素化。JIS部材でない部材等は、強度試験等を踏まえ使用する方向で検討。また、法律案の整備に当たっては、以下の点に留意する。
 - ・ 畜舎等の建築コストの削減、ソフト基準による人件費の削減を始めとする経営コストの実質的な削減について試算を行い、法律案により、畜産業の国際競争力の強化が図られることを明らかにすること。
 - ・ 農業者の意見を十分に踏まえること。
 - ・ 新制度の下で建設された畜舎が利用基準に適合しなくなった場合の措置など地方自治体に対して適切な支援を講じるなどの対応を検討すること。
- b 法律案の整備と並行して、法律案に含まれるソフト基準及びハード基準の具体的内容について、以下の事項を始めとした「中間取りまとめ」の内容を実現するため検討を行い、結論を得る。
- ・ 新制度を選択した事業者は、次のA基準又はB基準を選択可能。
 - ・ A基準は、安全面のソフト基準（滞在密度の規制等の簡易な基準）と現行基準に準じたハード基準を組み合わせ、現行基準と同等の安全性を確保。
 - ・ B基準は、安全面のソフト基準（作業効率化による畜舎内滞在時間の削減などを十分加味した滞在密度の規制等）と現行よりも緩和された新ハード基準を組み合わせ、畜舎に必要な最低限の安全性を確保。
- また、ソフト基準及びハード基準の具体的内容の検討に当たっては、「中間取りまとめ」に記載された「検証すべき事項」に留意する。
- c 農林水産省は、総務省の協力も得ながら、aの法律案に含めるか否かにかかわらず、消防法に基づく各地域の規制の実態を調査し、これに基づき畜産業の国際競争力の強化を図るために規制の見直しを行う必要があるか検討を行う。

(8)改正漁業法の制度運用

ア 資源管理

【a：令和2年度以降順次措置、b：令和2年度措置】

< 基本的考え方 >

平成30年12月に「漁業法等の一部を改正する等の法律」(平成30年法律第95号)が成立し、新たな資源管理システムの導入、漁業許可制度の見直し、海面利用制度の見直し、漁獲報告の義務化という四つの柱を持つ改正後の漁業法(以下、本項において「法」という。)が令和2年度中に施行される予定である。

世界的に水産物の需要が拡大するにもかかわらず我が国の漁業生産量が減少傾向にある中、約70年ぶりに漁業法が改正されたことは、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化に向けた改革のスタートに過ぎない。改革の実現のためには、

法改正の精神が現場の隅々まで徹底されるよう具体的かつ綿密な制度運用の姿が透明に示される必要がある。

改正漁業法は、資源管理について、科学的知見による資源評価に基づき資源管理目標を設定し、管理手法は産出量規制（アウトプットコントロール）を基本とする等、資源の維持・増大による安定した漁業を実現するための新たな資源管理システムを構築することとしている。

具体的には、新たな資源管理のサイクルとして、資源調査を受けた資源評価により資源量を正確に把握し、資源管理目標や漁獲シナリオを設定し、漁獲可能量（Total Allowable Catch；TAC）、個別割当（Individual Quota；IQ）などの産出量規制を講じるというメカニズムの構築を図ることとされている。

国内の資源状況について、そもそも資源評価が行われている魚種が一部にとどまっている中、このような資源管理のサイクルを早期に立ち上げ、上記産出量規制の対象魚種を計画的に拡大することで資源量を持続可能な資源水準に維持・回復させる必要がある。そのため、規制改革実施計画（令和元年6月閣議決定）では、「魚種ごとの資源回復に向けたスケジュール、具体的対策等を定めたロードマップの策定を行う。なお、当該ロードマップの策定を行う対象については、目標管理基準値を下回る全ての魚種とする。」とされているところである。目標管理基準値を下回る全ての魚種に対して、管理目標の設定と漁獲シナリオの決定にとどまらず、産出量規制の導入などの具体的な対策とスケジュールをロードマップとして示すべきである。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 資源回復に向けたロードマップには、管理目標の設定と漁獲シナリオの決定にとどまらず、以下を始めとする具体的な対策を盛り込む。
 - ・大臣管理と都道府県知事管理の漁獲可能量の配分方法
 - ・都道府県ごとの漁獲可能量の配分方法
 - ・漁獲割当（IQ）導入の時期
 - ・関係者（都道府県、漁業者）間での調整方法
- b 今後のロードマップ策定の工程を明らかにすべく、魚種ごと（優先的に検討する資源、現行TAC魚種、現行非TAC魚種、国際資源など）に、また必要となるプロセスごとに（資源調査の実施、資源評価の実施、資源管理目標案等の公表など）、着手、完了等の時期を明確化する。

イ 許可漁業

【a,b:措置済み、c:令和2年度措置】

<基本的考え方>

改正漁業法は、漁業許可制度について、随時の新規許可を推進し、許可を受けた者には生産性向上に係る責務を課す等、漁船漁業の生産性の向上に資する制度への見直しを行うこととしている。

改正漁業法は、許可漁業における許可又は起業の認可の適格性について生産性の有無を判断基準にしている（法第41条第1項第6号）。また、公示した隻数を超え

る隻数の申請があった場合には、「申請者の生産性を勘案して」決定することとされている（法第 42 条第 5 項）。これらの生産性に関する判断基準はいずれも透明かつ明確でなければならない。例えば、既存の漁業者は過去の生産実績を用いて判断できる一方で、新規の漁業者は過去の生産実績がないことや、許可漁業の漁業種類や魚種によって漁獲量や漁獲金額等が大きく異なること等を踏まえた、きめ細かな基準を設ける必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 「法第 41 条第 1 項第 6 号に該当する者」の基準について、生産性に係る適格性の基準を示すに当たり、漁業種類別の「漁業者の責めに帰すべきではない事情」の列挙をするにとどまらず、漁業を適確に営む生産性の判断基準を漁業種類・魚種ごとに明確化する。
- b その上で、既存の漁業者の申請であって、複数の漁業種類を営む場合は、その経営体全体の生産性ではなく、漁業種類・魚種ごとに生産性を判断すべきことを定める。
- c 新規の許可又は起業の認可に当たり、新規参入者と既存の漁業者とを公平な生産性基準で判断すべく、法第 42 条第 5 項に規定する、公示した隻数を超える隻数の申請があった場合には、「申請者の生産性を勘案して」許可又は起業の認可をする者を定める際の生産性について、審査基準の策定方針を明確化する。

ウ 漁業権制度の運用

【a:措置済み、b:令和 2 年度措置】

<基本的考え方>

改正漁業法は、海面利用制度について、海区漁場計画の策定プロセスを透明化し、漁業権を付与する者の決定における法定の優先順位を廃止する等、養殖・沿岸漁業の発展に資する規模拡大や新規参入が円滑に行われるための制度への見直しを行うこととしている。

漁場の「適切かつ有効」な活用

養殖業を始めとする漁業権漁業についても、生産量は漁業生産量全体の傾向同様に、逡減の傾向にある。漁業権漁業の持続性確保のため、改正漁業法においては、漁業権者は漁場を「適切かつ有効」に活用するように努めるものとされており、最新の漁場マップ等の情報公開により、意欲と能力ある者が漁業権漁業への新規参入を行う機会を得るとともに、既存の漁業者も生産性の向上を図ることができるような環境を整備する必要がある。

また、海区漁場計画の要件として、「適切かつ有効」に活用されている漁業権が設定されていることが挙げられているとともに（法第 63 条第 1 項第 2 号）、同一の漁業権に対し複数の免許申請がある場合、満了漁業権を有する者が漁場を「適切かつ有効」に活用している場合はその者に免許をするとされている（法第 73 条第 2 項第 1 号）。

改正漁業法においては、許可漁業と異なり、漁業権者の適格性の判断基準として「生産性」は殊更挙げられていないが、「適切かつ有効」と言えるためには、

漁業生産を目標に基づき計画的に遂行することにより、生産性の向上を図ることが必要であることはいうまでもない。

令和2年3月13日から令和2年4月11日までパブリックコメントを実施した「海面利用制度等に関するガイドライン(案)」においては、「法第91条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後にそのことが改善された場合は、『適切かつ有効』に活用されているものと考えられる」とされている。

改正漁業法の当然の解釈として法第91条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合が直ちに「適切かつ有効」となるわけではない。

仮に、「海面利用制度等に関するガイドライン(案)」に記載されているように、「指導又は勧告が行われなかった場合は、『適切かつ有効』に活用されている」という制度とするためには、「適切かつ有効」でない場合には、指導又は勧告が必ず行われるメカニズムとすることが必要である。

都道府県知事による指導又は勧告がない限り漁場が「適切かつ有効」に活用されていると判断するためには、毎年の資源管理の状況等の報告が確実に行われ、足下の状況も把握可能な仕組みの構築が必須である。またその判断は、正確な情報に基づいて公正に行われるべきであり、正確な報告が行われることが重要である。

また、現場で漁場が「適切かつ有効」に活用されているという判断を行うことを可能とし、制度の的確な運用を図るためには、透明性の高いルールを定めてマニュアル化し都道府県に示すことが必要である。担当者の裁量に過度に依存せず、担当者が躊躇せずに適切な執行を行うことができる仕組みを構築すべきである。

団体漁業権として区画漁業権を設定する場合

改正漁業法では、「団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として漁業権が設定される」とされている(第63条第1項第4号)。このような場合は、団体漁業権として区画漁業権を設定する必要性が客観的に認められる場合に限るべきである。「海面利用制度等に関するガイドライン(案)」に列挙された、多数の組合員に個別に免許することにより漁場の細分化や漁場利用の固定化を招き、漁業生産力の発展に支障を及ぼす場合、

複数の区画漁業権が重複して設定される際に利用者間を調整し、水面の立体的利用を可能とする場合以外については、地域経済の発展に資することが具体的に見込まれる場合に限定すべきである。

漁協組合員からの行使料の徴収、沿岸漁場管理

団体漁業権を有する漁業協同組合又は漁業協同組合連合会(以下「漁協等」という。)は、今般の法改正により沿岸漁場管理や漁業者の所得向上等の公的な役割を担うことが明確化されており、組合員に対し、当該漁業権の管理上必要な経費として行使料を徴収する場合、漁協等の収益を目的とすることは望ましくない。また、行使料の算定にあたっては、合理的な金額設定とするべきであ

る。

沿岸漁場管理団体とは、海区漁場計画において設定された保全沿岸漁場ごとに、漁協等を始めとする団体を都道府県が指定したものである（法第 109 条第 1 項）。沿岸漁場管理団体の定める沿岸漁場管理規程については、都道府県知事の認可を受けなければならない（法第 111 条第 1 項）。したがって、都道府県は、沿岸漁場管理団体の保全活動の内容の妥当性や収支状況についても確認を行う必要がある。

その他

反社会勢力の排除は漁業のみならず全ての局面において求められる重要な課題であり、都道府県知事による海区漁業調整委員の任命や海区漁場計画の作成、漁業権の設定・免許は、反社会的勢力等が関与することなく、公正・透明に実施されなければならない。また、都道府県は、密漁の防止・取締を進めるべく、警察、海上保安庁などの関係行政機関と連携を進めるべきである。

<実施事項>

- a 令和 2 年 3 月 13 日から令和 2 年 4 月 11 日までパブリックコメントを実施した「海面利用制度等に関するガイドライン（案）」に、別紙に記載された事項を盛り込む。
- b 「海面利用制度等に関するガイドライン（案）」に付属する「漁業法第 91 条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート」の各項目の該非を判断するための根拠として記載すべき指標と証票類の例については、「海面利用制度等に関するガイドライン（案）」とは別に都道府県に通知する。

エ 漁業者による漁獲報告や都道府県による行政手続が電子的に可能となる制度の構築

【a：漁獲報告に関するシステムの構築については、令和 2 年度に開発に着手、令和 3 年度に 200 市場を目途に漁獲量の収集体制を整備、令和 4 年度措置。都道府県知事による漁業許可などの手続に関するシステムの構築については、令和 2 年度に開発に着手、令和 4 年度措置、b～d：令和 2 年度措置】

<基本的考え方>

改正漁業法は、漁獲情報の収集について、大臣許可漁業に加え、知事許可漁業及び漁業権漁業にも漁獲報告を義務付けることにより、漁獲データの充実と資源管理の高度化を図ることとしている。

漁獲報告は、科学的な資源評価の出発点であり、資源管理プロセス上極めて重要である。改正漁業法では、従来の T A C 対象魚種、大臣許可漁業に加えて、知事許可漁業、漁業権漁業についても、漁獲報告の対象へと拡大され、網羅的な漁獲情報の収集が可能となった。漁業就労者数が減少し、労働時間の削減による生産性の向上が求められる中、かかる漁獲報告を適時に行い、資源管理に反映させるためには、I C T を活用し漁業者が責任を持って漁獲報告を行うことが可能となる制度・システム構築が欠かせない。行政コスト削減のためにも、都道府県による漁業の許可を始めとした手続について、全国統一されたフォーマットにて電子的に行うことがで

きる制度・システムを構築する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 法第 26 条（漁獲割当管理区分における漁獲量等に係る報告）法第 30 条（漁獲割当管理区分以外の漁獲量等に係る報告）法第 52 条（大臣許可漁業に係る資源管理の状況等の報告）法第 58 条で準用する法第 52 条（知事許可漁業に係る資源管理の状況等の報告）法第 90 条（漁業権者に係る資源管理の状況等の報告）に規定する漁獲報告については、様式を定める場合はフォーマットを共通化し、国や都道府県に対する漁業者からの報告データを国が一元的に集約し、管理することが可能となるシステムを構築する。また、法第 57 条の都道府県知事による漁業の許可などの手続について、データ様式を統一し、電子的に行うことができるシステムを農林水産省として構築する。

システムの運用に当たっては、報告の方法などについて漁業者に対して十分な周知を図る。

- b 上記の報告について、漁協の代理報告を認める場合であっても報告の責任は漁業者にあることを明確にする。
- c 法第 58 条で準用する法第 52 条に基づく報告について、国が統一的に把握できるよう一定の事項について国が都道府県から報告を受けるよう手当てする。
- d 上記の報告事項について、漁業者に記録を残すよう求める。

「海面利用制度等に関するガイドライン(案)」に盛り込むべき事項について

1. 漁場の「適切かつ有効」な活用

- (1) 漁業権者は生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動に取り組むこと。
- (2) 「適切かつ有効」に活用されていない場合として、指導又は勧告を受けたにもかかわらず改善が見込まれない場合が例示されているが、それに加えて、判断の時点では「適切かつ有効」に活用されていても、改善前の状況に戻ることが見込まれる場合や一旦「適切かつ有効」に活用されていると判断されても、その後改善前の状況に戻った場合も含めること。
- (3) 漁場が「適切かつ有効」に活用されていない場合、指導又は勧告が必ず行われるメカニズムを構築するべく、都道府県は、漁場が「適切かつ有効」に活用されているか検討するに当たり、漁業権者から毎年資源管理の状況等について報告を受け、報告を受けた場合には法第91条の規定による指導の必要性につき検討を行うこと。また、都道府県は、免許申請時点において、前回の資源管理の状況等の報告以降の資源管理の状況等の報告事項のうち、必要な事項(事業計画書、事業報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)についての報告を求めること。
- (4) 漁場が「適切かつ有効」に活用されていない場合、指導又は勧告が必ず行われるメカニズムを構築するべく、漁業法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシートに加えて、都道府県が法第63条第1項第2号、法第73条第2項第1号にそれぞれ規定する「適切かつ有効」か否かを客観的に判断することができるよう、以下a)~c)の要件を満たすチェックシートをそれぞれ作成し、都道府県に対し示すこと。また、チェックシートの活用方法については以下を明記すること。
 - ・ 法第63条第1項第2号、法第73条第2項第1号のチェックシートの運用においては、原則として全てのチェック項目を満たす場合には、「適切かつ有効」と判断する。また、法第91条のチェックシートの運用においては、チェックの結果、チェックが欠けている場合には、原則として改善されるよう法第91条に基づく指導を行う。
 - ・ チェックの結果、1つ以上空欄があるにもかかわらず「適切かつ有効」もしくは「問題なし」の判断をする場合には、必ずその判断理由を評価理由の欄に記載する。
 - ・ チェック項目への該非を判断するための根拠として、確認した証書類(資源管理の状況等の報告、事業計画書、事業報告書、販売伝票、漁場改善計画、水産用医薬品の使用記録等)や、実施した調査・聞き取り内容等について記述す

る欄を設ける。

- ・ 法第 91 条のチェックシートについては、チェック項目のみならず、過去の指導や勧告の履歴が確認できるよう「指導の状況」(指導日、指導内容、改善状況、評価とその理由等)「勧告の状況」(勧告日、勧告内容、改善状況、評価とその理由等)を記載する欄を設けること。

a) 資源管理の状況等の報告

- ・ 漁業権の免許以降、法第 90 条第 1 項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている。
- ・ 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等の報告事項のうち、必要な事項についての報告を行っている。(法第 73 条第 2 項第 1 号)(なお、報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第 176 条に基づき漁業権者に対して記録の提出を含む報告徴収を行うこと。)
- ・ 前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等について把握している。(法第 63 条第 1 項第 2 号)(なお、都道府県としては、日頃から漁場の利用状況を把握・確認すべきであるとされており、海区漁場計画の策定時において、漁業権者の前回の資源管理の状況等の報告以降の期間の資源管理の状況等を改めて確認する必要がある。把握・確認をしていない場合、法第 176 条に基づき漁業権者に対し報告徴収を行うなどの措置を講じ把握・確認を行うこと。)

b) 適切な判断基準・法第 91 条第 1 項第 1 号の判断基準

- ・ 漁業関係法令を遵守している
- ・ 法第 72 条に規定する「免許についての適格性」を有している
- ・ 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- ・ 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる
- ・ 漁場改善計画に基づく取組が行われている(区画漁業権の場合)
- ・ 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない
- ・ 過密養殖や過剰給餌等により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない
- ・ 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない
- ・ 甚大な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている

c) 有効の判断基準・法第 91 条第 1 項第 2 号の判断基準

- ・ 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している(「操業や養殖が可能な期間」とは、当該操業又は養殖の一般的な漁期から合理的な理由により利用していなかった期間を除いた全期間である。「相当程度」とは概ね 2 / 3 程度である。)
- ・ 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明で

きる（区画漁業権の場合）

- ・漁場の全てを利用している（漁場の使用状況については、資源の回復や漁場の潮通しを良くする等の漁場環境の改善を目的とするときのほか、漁船の修理や漁具の補修を行っている、操業を主に行う者が病気やけがのために一時的に操業できない、台風や赤潮等の自然災害のために一時的に操業できない等の理由の有無を確認し、その内容を記述する。）
- ・漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている

（５）資源評価や資源管理の充実を図る上で正確な「資源管理の状況等の報告」が適切なタイミングで行われることが重要であることを踏まえ、都道府県は、漁業権者からの資源管理の状況等の報告につき、報告内容に疑義がある場合又は報告期限が遵守されない場合は、指導等により是正させるとともに、是正されない場合には法第 176 条に基づき漁業権者に対し記録の提出を含む報告徴収を行うこと。

（６）都道府県は、漁業権者に対し、報告の根拠となる、水産物の漁獲・販売に関する記録の作成と保存を求めること。例えば、漁獲・販売内容が分かる伝票又は出荷データの記録の保存を求めることが想定され、適切なデータ集計に資するため、組合員行使権者においても、行使状況の基となる各自のデータの記録を残すよう努めること。

（７）都道府県は、団体漁業権の場合の区画の使用状況と組合員行使権者の行使状況、行使料について、漁業権者から報告を受け、適切に管理すること。

２．団体漁業権として区画漁業権を設定する場合

（１）団体漁業権として区画漁業権を設定することが、「漁業生産力の発展に最も資する」と認められる場合として、ガイドラインの例として記載のある場合を「多数の漁業者が共同して販売する場合、養殖業に参画しようとする新規就業者に技術の普及を図ろうとする場合その他経営問題に精通した中立的な有識者が関与した具体的な実行計画により地域経済の発展に資することが明らかである場合」と修正すること。

（２）また、個別漁業権の取得を希望する者を妨害する目的で申請を行う場合等については、当該漁協は、「漁業生産力の発展に最も資する」と認められないと想定されることを明記すること。

３．漁協組合員からの行使料の徴収、沿岸漁場管理

（１）漁協等は、組合員から行使料を徴収する場合、団体漁業権を管理する上で必要とされる費用に限って徴収すること。都道府県は、漁協等が漁業権の管理目的以外に徴収している場合には、水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に基づく賦課金等として適切に対応するよう指導すること。

- (2) 都道府県は、漁業権行使規則の認可に当たって、特に魚類養殖については行使料が理由なく周辺地域と比して著しく高い設定が行われている場合は、認可しないこと。
- (3) 沿岸漁場管理団体について、都道府県は保全活動の内容や実施状況について1年に1回以上の報告を受ける際、当該活動内容や実施状況を確認し、必要な修正を求めると指導を行うこと。あわせて保全活動の収支状況についても根拠資料等を確認し、必要に応じて保全活動の適切な実施を確保するための指導を行うこと。また、都道府県は、期日までに沿岸漁場管理団体が保全活動の実施状況の報告を行わない場合は、指導等により是正させるとともに、必要な場合には法第176条に基づき報告徴収を行うものとする。
- (4) 沿岸漁場管理団体が受益者から徴収することが想定される保全活動に要する費用の例として、赤潮のモニタリング活動における採水や分析等に要する経費、漂流物及び漂着物の除去活動における人件費や処分等に要する経費、干潟の保全活動における人件費や機器・資材等に要する経費等を示すこと。

4 . その他

- (1) 海区漁場計画の作成や漁業権の免許における手続きにおいては、反社会的勢力やそれに関連するものが不当に関与することを排除する必要があること、手続の中で関係者との紛争が生じた場合には紛争の解決を図る必要があることを明記すること。
- (2) 都道府県は、密漁など、水面の総合的な利用の推進並びに水産動植物の生育環境の保全及び改善について漁業関係法令に違反する行為を行う者に対しては、関係行政機関と連携して取締りを進めるべきである。

(9)水産物及び漁業生産資材の流通に関する総点検

【a～d：令和2年措置、e：令和2年度措置、
f：令和3年措置、g：措置済み、h：令和2年措置】

< 基本的考え方 >

水産物及び漁業生産資材の流通に関して、一部の流通業者が、流通上に役割が存在していないにもかかわらず、商流に介入し、口銭の提供を求められた上で、要求に応じなければ、他の取引を止めることをほめめかすといった行為が指摘されている。また、養殖資材の購入に関して、養殖に新規参入をしようとする者に対し、餌問屋等の養殖資材取扱業者が取引に応じないといった行為も指摘されている。これらの行為は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）等に抵触するおそれがあるだけでなく、漁業者の所得向上や、漁業への新規参入を不当に阻害する要因ともなることから、これらの不適正行為の実態を調査し、類型化した上で、「取引適正化のためのガイドライン」を国として示すことで、不適正な取引を未然に防止する必要がある。

漁業者の所得を向上させるためには、流通業者による不当な圧力により水産物の価値が不当に評価され、漁業者の手取り収入が縮小することがないように、「取引適正化のガイドライン」の策定のみならず、販路を過度に流通業者に依存しないビジネスモデルを普及する必要がある。特に、養殖生産において、養殖業者が、コストの大半を占める餌料の仕入先である餌問屋に販路を過度に依存することなく、養殖業者が需要家と直接契約をし、生産を受託するといった安定したビジネスモデルを確立させる必要がある。

< 実施事項 >

- a 水産物及び漁業生産資材の流通に関する実態を網羅的に調査すべく、卸売業者（荷受人）、仲卸業者（仲買人）、商社等の流通業者、漁業者及び水産加工業者に対し直接アンケート調査を行う。特に、水産物については、天然漁獲物と養殖水産物で流通形態が異なることを考慮し、それぞれ別に調査を行う。
- b aの調査において、養殖資材に係る産地問屋の機能について実態を明らかにする。
- c aの調査の結果、独禁法上問題のある実態があった場合は、公正取引委員会と連携して是正を図る。
- d 不適正な取引を未然に防止するため、法律家などの専門家、漁業者を加えた検討体制を構築し、水産物・水産加工品と種苗・餌料の取引を含む養殖業のそれぞれについて、「取引適正化のためのガイドライン」を策定する。「取引適正化のためのガイドライン」には、aの調査で明らかになった不適正事案や、規制改革推進会議農林水産ワーキング・グループ等において指摘のあった「実際に流通に関与していない者による、合理的理由のない口利き料・仲介手数料の徴収行為」、「養殖業に新規参入をしようとする者に対し、餌問屋等の養殖資材取扱業者が合理的理由なく取引に応じないといった行為」、「餌問屋が養殖業者に対して、他社（当該餌問屋以外）からの餌の購入を禁止する行為」、「餌問屋が養殖業者に対して、他社（当該餌問屋以外）への養殖魚の販売を禁止する行為」等の不適正事案について盛り込む。また、「取引適正化のためのガイドライン」は随時改訂を行

う。

- e 漁網・漁船などの漁業生産資材については、価格低減を推進すべく、海外の漁業生産資材の価格、流通構造について調査し比較をするとともに、規制改革推進会議農林水産ワーキング・グループ等で指摘のあった「漁協や漁連による漁業資材発注取りまとめによる価格の硬直化」などの不適正事例の発生を未然に防止するため、引き続き実態を調査した上で、水産業協同組合法に基づく措置等の必要な措置を講ずる。
- f 「取引適正化のためのガイドライン」の周知徹底を図るため、策定後1年以内に、該当の取引がある全都道府県の漁業者及び水産加工業者、流通事業者などを対象とした説明会を開催する。
- g 以下の養殖生産の需要家からの委託生産のビジネスモデルが漁業法上問題ないという解釈を明確化し、都道府県に文書で通知する。
 - ・ A漁業協同組合に免許された区画漁業権の範囲内において魚類養殖業を営むB（A漁業協同組合の組合員）と、組合員以外のC（法人）が委託契約を結び、Bが、その所有する生簀において、C所有の魚を一定期間養殖する。（Bは養殖に要する全ての餌料をCから提供を受けるとともに、契約の範囲内において養殖方法に関するCの指示を受ける。また、Cはこの対価として、毎月、契約に定める額をBに支払う。）
 - ・ D漁業協同組合に免許された区画漁業権の範囲内において魚類養殖業を営むE（D漁業協同組合の組合員）と、組合員以外のF（法人）が委託契約を結び、Eが、Fの指定する一定品質の養殖魚を生産する。このとき、Eは契約の範囲内において養殖方法に関するFの指示を受ける。契約上、養殖の結果、養殖魚が契約に定める一定品質以上となった場合に、Fは契約に定める単価で養殖魚を買い取る義務があるが、養殖魚が一定の品質に満たなかった場合には、Fは養殖魚の買取りを行わないことができることとなっている。
- h 養殖生産の需要家からの委託生産のビジネスモデルについて、産地商社が実施を推進・協力するよう、dで作成のガイドラインに記載する。

(10)漁獲証明制度の創設について

【a：令和3年度上期以降継続的に措置、ただし魚種指定のロードマップとスケジュールの明確化に係る部分については令和3年度上期措置、b：令和2年度措置、c,d：令和3年度上期措置】

< 基本的考え方 >

世界の水産物需要が増加する中、我が国漁業の成長産業化を図るためには、国内水産物の付加価値向上に併せて国内外のIUU（Illegal Unreported Unregulated：違法・無報告・無規制）漁業の排除に向けた取組を早急に行い、国内外で高まっている水産資源の持続的な利用の要請に応える必要がある。これを踏まえ、令和元年6月の規制改革実施計画において、「輸入水産物のトレーサビリティの出発点となる漁獲証明制度の創設に向けて必要な措置を講ずる」とこととした。

国内において漁獲証明を義務付ける指定水産動植物の魚種は、農林水産省における制度の検討会（以下、本項において「検討会」という）の中で、主として、

国内での密漁が問題となっているナマコとアワビが想定されている。しかし、ナマコとアワビのみが制度の対象魚種とされ、当面の間、新たに対象魚種が指定されないとすれば、水産物のトレーサビリティの出発点となる漁獲証明制度の目的を達成することができない。資源管理の観点からは、全ての魚種をトレーサビリティの対象とすることが望ましく、このような指定水産動植物に加え、輸出する水産物（指定輸出水産動植物）、輸入する水産物（指定輸入水産動植物）のいずれにおいても、違法又は過剰な採捕の実態をデータで把握し、これに基づき対象魚種の指定基準を明らかにした上で、違法又は過剰に採捕が行われるおそれが少ない魚種を除く全魚種を対象とする必要がある。

また、制度の実効性を担保するためには、偽装表示等の問題が起こった際に問題の発生源を特定するための事後的なトレースを効率的に行う必要がある。検討会においては、電子的な方法により、漁獲証明や、取引事業者における取引記録の保存と漁獲証明書番号の伝達を行い、問題が生じたときには、取引記録をトレースし、問題の発生源を特定する方法が検討されているが、広く電子的な方法により記録・伝達ができる環境を整える必要がある。

漁獲証明を実施する登録証明機関については、組織体制や知識・技能、経理的基礎等の要件を満たす者として検討されている。例えば、制度の効率的な運用のため漁協が登録証明機関となることが想定されるが、制度の信頼性を確保するためには、漁協であってもこれらの要件を充足するものかどうかについて審査すべきである。また、一旦これらの要件を充足すれば当然に登録証明機関として存続し続けるというのは妥当でない。制度の信頼性を確保すべく、要件充足に係る判断基準の明確化を図るとともに、事後的なモニタリングの仕組みを構築する必要がある。

指定輸入水産動植物については、輸入に際し、漁船の所属国発行の漁獲証明書を確認する仕組みが検討されている。しかし、検討会において、証明書が偽造されるなど、証明の信頼性が失われた場合に、我が国がどのような措置を取るかについては明らかにされていない。例えばEUでは、このような場合においては、信頼性に欠ける漁船の所属国に対し、EUがイエローカード（警告）やレッドカード（貿易停止）を発出することによって、証明の真正性を担保している。こうした諸外国における措置も参考としつつ、我が国においても、その真正性を担保する具体的な措置を構築する必要がある。

以上の基本的考え方にに基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 国内で流通する水産物（指定水産動植物）、輸出する水産物（指定輸出水産動植物）、輸入する水産物（指定輸入水産動植物）のいずれにおいても、違法又は過剰な採捕の実態をデータで把握し、これに基づき、対象魚種の指定基準を明らかにした上で、違法又は過剰に採捕が行われるおそれのある魚種について順次対象を拡大する。そして、その指定に関するロードマップとスケジュールを明確化する。
- b 漁獲証明や取引記録の保存、漁獲証明番号の伝達を簡易かつ適切に行うことができる電子的な方法の具体像とその導入に向けたスケジュールを明確化する。
- c 漁獲証明を実施する登録証明機関となるための要件とされる「組織体制や知識・

技能、経理的基礎等の要件を満たす者」という基準を具体的かつ透明な基準として明らかにする。また、これらの要件を継続的に充足しているかモニタリングする仕組みを構築する。

- d 指定輸入水産動植物については、輸入に際し、漁船の所属国発行の漁獲証明書
の真正性を担保する具体的な措置を明確化する。

(11)魚病対策の迅速化に向けた取組

- 【a：令和2年度措置、b：令和2年度以降継続的に措置、
c：令和2年度検討・結論、令和3年度措置、d：令和2年度以降継続的に措置、
e：令和2年度検討開始、結論を得次第速やかに実施】

< 基本的考え方 >

海外における水産物需要は今後も拡大していくとみられている。そのような中、我が国の養殖業が高い国際競争力を備えていくためには、養殖業の生産性を高めていくことが必要である。対策の一つとして、養殖魚の魚病防止が重要であるが、養殖業は畜産などに比べ、疾病が短期間で蔓延しやすいことから、魚病発生時には、蔓延防止のために一刻も早く投薬等の対策を講ずることが重要である。

魚病に対応する際には、水産用医薬品は、現行の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）に定める基準（以下、「使用基準」という。）に基づいて使用しなければならないが、魚病対策の情報の共有化が図られていないため、例えば、魚体の大きさや症状によっては薬浴で対応したいなどの場合があるにもかかわらず、使用基準では経口投与での使用に限られている事例があることや、稚魚は医薬品の効果や残留性が成魚とは異なるにもかかわらず、使用基準が成魚・稚魚別に区分されていないなど、使用基準の見直しが必要であることは明らかである。また、ブリにおけるII型レンサ球菌のように、感染症のように一気に広まり被害が大きくなる魚病については、対処療法や任意のワクチン接種にて対応するのではなく、ノルウェーの事例も参考に、ワクチン接種の義務化などの対策についても検討する必要がある。

また、新たな疾病が発生した場合、獣医師の診療に基づき、当該基準以外での処置（適用外使用）が可能であるが、魚病に詳しい獣医師は、全国で20人程度と極めて少なく、魚病対策のニーズに対して不足していることは明らかであり、地域的にも偏在しており、迅速な対応ができる体制となっているとは言い難い。

これらを踏まえて、養殖業の成長産業化を推進するに当たり、魚病対策が十全に行われうる人的リソースとネットワークの確保に加え、養殖魚の食の安全を確保することを前提とした使用基準の見直しによる魚病対策の充実化と迅速化に向けた取組が必要不可欠である。

< 実施事項 >

- a 適用外使用による魚病対策の迅速化のため、令和元年6月の規制改革実施計画に基づいて作成された、魚病に詳しい獣医師のリスト（以下、本項において「獣医師リスト」という。）について、特に、魚病の診断ができる獣医師が不在又は不足している都道府県に対して、緊急時に獣医師の診療を必要とする際に速やかに獣医師と連絡を取れるようにする（オンラインによる診療も含む。）など、獣医

師が魚類の診断を迅速に実施できる体制を早急に構築する。

- b 獣医師リストについて、常時アップデートをし、掲載獣医師を拡充する。
- c 使用基準について、成魚・稚魚別の用量や経口投与に加えて薬浴による用法について、養殖業者のニーズを調査し魚病対策促進協議会での検討を経て、必要な追加を行なう。
- d 使用基準について、毎年養殖業者のニーズを確認し、見直しを行う。
- e 感染症のように一気に広まり被害が大きくなる魚病の対策については、ワクチン接種の義務化などの対策のあり方について、ノルウェー等の諸外国の取組も踏まえ、魚病対策促進協議会にて検討をする。

6. デジタルガバメント分野

(1) 行政手続コスト 20%削減等

(経緯)

平成 29 年 3 月の規制改革推進会議において、安倍総理の出席の下、「事業者目線での規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」という観点から、9 の重点分野を選定し、原則として 2020 年 3 月までに「行政手続コスト（事業者の作業時間）20%以上削減」が決定された。あわせて、行政手続コスト削減の 3 原則として、行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト）、同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー）、書式・様式の統一等に取り組むこととされた。

この決定に基づき、各府省は基本計画を策定し、約 3 億 2 千万時間の行政手続コストについて、2020 年 3 月までに 20%以上削減を行うべく取組を進めてきた。

令和元年 11 月に規制改革推進会議に設置されたデジタルガバメントワーキング・グループは、2020 年 3 月までに事業者の行政手続コストを 20%以上削減するとの目標が確実に達成されるよう、ヒアリング等を通じて、各府省の取組の点検を行った。

(「行政手続コスト 20%削減」の結果)

各府省から提出された行政手続コストの削減状況をみると、2020 年 3 月を期限としていた手続について、重点分野ごとの目標達成状況はいずれも 20%超の削減率であり、目標の 20%を上回った。また、電子申告利用率に係る数値目標が設定された国税・地方税について、大法人については、法律改正で電子申告の義務化が法制化されるとともに、義務化の円滑な施行に向けた環境整備の取組が実施されており、中小法人については、積極的な利用勧奨の実施等により、目標は達成されている。

(「行政手続コスト 20%削減」について)

行政手続コスト 20%削減の取組においては、規制改革推進会議の取組・チェックの下で、デジタル化など行政手続コスト削減に向けた多様な取組が展開された。

各府省の取組を概観すると、オンライン手続の場合、窓口への往復等の時間だけでなく、自動転記や入力支援等により申請書作成等の時間も削減されることなどから、行政手続コストの削減にオンライン利用率の向上が大きな効果をあげた。各府省においては、当該手続の課題に応じた環境整備（BPR（ワンスオンリーの拡大など））やシステムの使い勝手の改善などに取り組み、オンライン利用率向上に努めたが、オンライン利用率の上がりやすさは、申請者等の属性や手続の内容により大きく異なった。また、郵送手続の導入、編集可能な形での書式の公表、プレプリントの導入などで、行政手続コスト削減に大きな効果を上げたものもある。このように、行政手続コスト 20%削減の取組は大きな成果を上げたが、簡易に計測した「時間」を基準としたために、一部に、取組内容について事後的な検証が難しいなどの課題もみられた。

(引き続き実施すべき事項)

「行政手続コスト 20%削減」等の取組は、2020 年 3 月までの 3 年間の取組が原則であるが、2022 年 3 月が期限のものなど、一部の取組は、現在も継続中である。コロナ危機

への対応が喫緊の課題となる中、行政手続コストの削減及びデジタル化の推進については、これまで以上に強力に推進することが求められており、下記ア～オ記載事項を含め、2020年3月までに終了していない取組については、確実に、かつ、可及的速やかに実施されることが必要である。

ア 商業登記等

【a：遅くとも令和3年度措置、
b：令和2年結論、可及的速やかに措置、
A P I公開については遅くとも令和2年度措置】

< 基本的考え方 >

商業登記等は、多くの事業者が負担を感じている手続であり、行政手続コストを速やかに削減することが必要。情報システムの構築に時間を要することから、行政手続コスト20%削減の期限は2022年3月までとされているが、法務省においては、取組の前倒し等を行い、当該目標を可及的速やかに達成することが必要である。

商業登記等の行政手続コスト削減に当たっては、特に本人申請の高い補正率（平成30年の本人申請の補正率は約30%）の引下げ及び低いオンライン利用率（平成30年に1%未満）の引上げに取り組むことが必要である。

補正率については、これまでの取組が成果を上げたかモニタリングし、成果が十分でなければ更なる取組が必要である。本人申請の場合のオンライン利用率については、専門家以外の者にとっても使い勝手の良いオンライン申請システムを構築することで、まずは、従来からの目標である25%以上に速やかに引き上げるべき。

< 実施事項 >

- a 商業登記等に係る事業者の行政手続コストを可及的速やかに平成30年度の計測値から20%以上削減する。
- b web上でのA P I公開、I D・パスワード方式の導入などにより、使い勝手の良いオンライン申請システムを実現する。

イ 行政への入札・契約に関する手続

【a：令和2年措置、
b：登記事項証明書については令和3年度措置、
納税証明書については遅くとも令和4年度措置、
財務諸表については令和2年度検討開始、早期に結論、
c：令和2年度検討、遅くとも令和4年度措置】

< 基本的考え方 >

行政への入札・契約に関する手続は重点分野とされなかったが、中小企業からの簡素化の要望は多く、令和2年4月30日に提出された経済四団体からの緊急要望（以下、「緊急要望」という。）においても、入札や契約手続のデジタル化・簡素化が求められている。令和2年12月までの行政手続コスト20%削減を確実に、かつ、可及的速やかに達成することはもとより、バックオフィス連携やデジタル化の推進など、行政手続コストの更なる削減に資する取組を可能なものから速やかに実施すべきである。

<実施事項>

- a 行政への入札・契約に関する行政手続コストを可及的速やかに 20%以上削減する。
- b バックオフィス連携を図ること等により、調達総合情報システムにおける競争参加資格申請時に必要な添付書類のうち、登記事項証明書（写し）及び納税証明書（写し）の削減を実現する。財務諸表についても、関係機関と削減に向けた検討を進め、必要な措置を講じる。
- c 経営事項審査申請について、早期のオンライン化を実現するとともに、オンライン化に当たっては、BPRを徹底して、申請書類の簡素化、ワンスオンリーの徹底等を行い、行政手続コストの更なる削減を実現する。

ウ 保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減

- 【a：令和2年度上期措置、
b：令和2年に工程表を策定し、令和3年度中に措置、
c：令和2年度以降継続的に措置】

<基本的考え方>

保育所入所の際の就労証明書について、地方公共団体ごとに様式がバラバラであるとともに、一部ずつ紙に押印して作成する必要があることが、事業者にとって大きな負担になっている。関係府省は、平成29年8月に標準的様式、令和元年8月には大都市向けの標準的様式を作成し、地方公共団体に利用を促しており、一定程度、成果を上げたものと考えられる。

しかしながら、依然として、事業者にとって、就労証明書の作成が大きな負担となっており、緊急要望においても、就労証明書の押印不要化、様式の統一及びデジタル化について強く求められている。引き続き、各地方公共団体における活用状況を確実に把握した上で、標準的な様式の普及について地方公共団体に強力に働きかけを行うとともに、押印不要化を含めた、手続の全体を通じた(エンドツーエンド)デジタル化の取組を一層推進する必要がある。

以上の基本的考え方に基づき、以下の措置を講ずるべきである。

<実施事項>

- a 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、就労証明書の押印の省略が望まれることについて、地方公共団体に対し分かりやすい通知等を発出する。
- b 令和4年度にデジタルで完結する仕組みが普及していくよう、工程表を策定の上、必要な措置を講じる。
- c デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について、各地方公共団体における活用状況(独自様式と並行して標準的な様式の提出を認める場合を含む)等について調査を実施し、更なる普及に向けた取組を推進する。

エ 個人事業主の事業承継時の手続簡素化

- 【a：令和2年措置、b：遅くとも令和3年度措置】

< 基本的考え方 >

個人事業主の高齢化が進み、早期の事業承継が喫緊の課題となる中、個人事業主の事業承継時の手続については、相続の場合と同様に簡素な届出で許認可等が承継できるよう、必要な見直しが進められてきた。飲食店等の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に定める 34 業種、理・美容業、クリーニング業、旅館業（これら業種で個人事業主全体の約 3 分の 1 を占める）等についても、添付書類の削減等、簡素化する方針が示されているが、事業承継時の手続を相続の場合と同等に簡素化する観点からは、更なる措置を講じるべきである。

< 実施事項 >

- a 飲食店等の食品衛生法に定める 34 業種、理・美容業、クリーニング業及び旅館業における個人事業主の事業承継について、省令改正等を実施することにより、提出書類の簡略化・削減を行うとともに、営業施設の構造設備に変更がない場合の検査・確認の不要化、手数料の額の引下げなどについて地方公共団体に働きかけを行うなど、事業者負担軽減の観点から、手続の簡素化を実施する。
- b 上記 a の分野に係る個人事業主の事業承継時の手続に関し、更なる簡素化を実現するために法律案を国会に提出し、相続の場合と同等の簡素化を実現する。

オ 地方公共団体における書式・様式の改善

【a：令和 2 年度以降、速やかに措置、b：令和 3 年度措置、c：令和 2 年度措置、d：令和 2 年度以降、順次措置】

< 基本的考え方 >

各地方公共団体で申請、届出の書式・様式が異なっていることが、地域をまたいで活動する事業者の大きな負担になっていることを踏まえ、規制改革実施計画（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）に基づき地方公共団体における書式・様式の改善につき、取組が進められている。

これまで、標準様式の策定、地方公共団体等への働きかけが実施されているが、事業者負担軽減の観点からは、実際に各地方公共団体において標準様式が採用されることが重要である。こうした観点からは、画一的な標準様式を一方的に作成し、その利用を地方公共団体に求めるのではなく、地方公共団体及び事業者双方に使い勝手の良い様式となるよう、各地方公共団体における標準様式の活用状況等をよく把握し、標準様式の使い勝手を向上させる等、実情を踏まえた働きかけを行っていくことが重要である。

また、こうした取組に際しては、オンライン化に必要な統一的なプラットフォームを国が整備することを含め、完全オンライン化へと至る道筋を見通して取組を行うことが重要である。

< 実施事項 >

- a 競争入札参加資格審査申請書について、令和元年度に取りまとめた案をベースに、各地方公共団体や事業者の意見を聴取しつつ、標準書式を取りまとめる。また、各地方公共団体の状況に応じて電子申請システムへの反映が実施されるよう促す。

- b 納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請書用）の統一様式について、全地方公共団体で受付可能となるよう取組を進める。
- c 地方公共団体における標準様式の普及率、標準様式の加工状況など地方公共団体における様式の活用状況や、地方公共団体において独自の様式を定めている場合における標準様式の受理状況等について、規制所管府省は適切に実態を把握し、その結果を踏まえ更なる標準様式の普及に向け取り組む（注1）。
- d 地方公共団体における実情を把握しつつ、申請手続の完全オンライン化及びオンライン利用の普及に向け取り組む（注2）。

（注1）認可保育所等の施設型給付費等にかかる加算（調整）適用申請・実績報告書、保険契約照会様式、給与等照会様式、事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書、法人設立等届出書、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書、給与支払報告書（総括表）特別徴収切替申出書、危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書、危険物保安監督者選任届出書、卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書、毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書、麻薬小売業者の役員の変更届出書、指定訪問介護事業者・指定訪問看護事業者・指定通所介護事業者・指定特定施設入居者生活介護事業者等及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請書、屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書、道路工事施行承認申請書、道路占用許可申請書、沿道掘削施行協議書、臨時運行許可申請書、産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理計画実施状況報告書、産業廃棄物管理票交付等状況報告書（注2）自動車保管場所証明申請書・自動車保管場所届出書、競争入札参加資格審査申請書、個人事業税・自動車税・軽自動車税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書等、自動車税の申告書、事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書、法人設立等届出書、給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書、給与支払報告書（総括表）特別徴収税額通知書、特別徴収切替申出書、産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理計画実施状況報告書、産業廃棄物管理票交付等状況報告書

(2)新たな取組

今般のコロナ危機において、対面・書面を前提とした我が国の行政運営スタイルの脆弱性があらわになった。デジタル化が十分に進んでいなかったこともあり、窓口の混雑も見受けられ、また給付金や助成金等の支給が遅れる面があった。また、押印や書面・対面の行政手続が求められることが、テレワーク等の実施の妨げとなっている。

加えて、コロナ危機を境に、我が国の経済社会は、大きく変化しており、行政サービスはこれまでとは違う次元でデジタル対応が求められる。

行政手続のデジタル化は、下記に示すように、行政手続コストの削減、行政の効率化、データの利活用等を通じた行政サービスの高度化などに大きな効果を発揮する手段であり、社会全体のデジタル化が推進される中で、行政手続のデジタル化を推進することは、国・地方を通じた責務と言って過言ではない。デジタルデバインド対策を図りつつ、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）に定める基本原則（デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結）、ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出を不要）、コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現））の徹底に向けた取組の加速が必要である。

コロナ危機への緊急対応及びデジタルガバメントの早期実現のため、全ての行政手続がオンライン化されるために必要な取組を速やかに実施するべきである。規制改革推進会議は、IT総合戦略本部、行政改革推進本部その他の関係機関と連携して、コロナ危機においてテレワークを推進するための書面規制・押印、対面規制の見直しに直ちに取り組むほか、デジタルガバメントの実現に向けた取組を進める。

（デジタル化によって実現すべき効果）

【行政手続コストの削減】

国際的な競争にさらされつつ、我が国の産業を支える企業・事業者にとって、対面主義・書面主義の行政手続により、他の諸国と比べて、本来は不要な事業コストが膨らむことはあってはならない。また、単身世帯の増加等により、行政サービスを受けるために、窓口において、開庁時間に、書面を提出して行政手続を行うことに困難をきたす国民も増えてきている。

オンライン申請やワンスオンリーの徹底などにより、国民、事業者等は、窓口に赴くことなく、自分の都合の良いときに、最小限の入力で申請等ができるようになり、行政手続コストは大きく減少する。申請者は、削減された時間を他の活動に振り向けることで、生産性や生活の質の向上ができる。行政手続コストの大きい対面主義・書面主義とは決別を図るべきである。その際、単に特定の手続だけをデジタル化するのではなく、利用者目線で手続の前後を含めて（エンドツーエンド）デジタル化することにより、一層の行政手続コスト削減が可能となる。

【行政運営の効率化・行政サービスの高度化】

人口構造の変化やグローバル化などに伴い、国・地方を通じて、対応すべき行政課題は増大する一方、厳しい財政事情の中での行政運営が求められており、限られた行政資源を配分し、必要な行政サービスを提供するため、デジタル化が不可欠である。

デジタル化により、行政運営を効率化しつつ、国民、事業者等に必要な行政サービスを迅速かつ円滑に届けることが可能となる。また、デジタル化されたデータを、相互運用性を確保しつつ活用することで、国民、事業者等の実情に応じたきめ細かな行政サービスの提供や政策の高度化も可能となる。

例えば、新型コロナウイルス感染症の発生届を医師が手書きの上 FAX で送付し、行政機関の職員が取りまとめるというやり方は、緊急対応に尽力すべき関係者に大きな作業負担を強いただけでなく、国民等への迅速な情報提供も困難であった。緊急に実施されたデジタル化によって、関係者の業務負担を大幅に減らすだけでなく、統計情報の迅速な提供や、関係者の即時の情報共有が可能となり、効果的な対策の検討に生かせるようになった。

【緊急時に強靭さを発揮する政府の構築】

今回のコロナ危機の下では、緊急の支援を要する者が、支援を得るために、数多くの紙の書面を準備して、混雑した窓口に並ばざるを得ないなど、対面主義・書面主義という旧態依然とした我が国の行政運営スタイルがいかに緊急事態に対して脆弱なものであるのかをリアルに国民の前に示した。

デジタルガバメントの実現は、今回の事態の克服という直近の課題への対応のために必要であるのみならず、台風・地震等、自然災害の多い我が国において、今後、国・地方の政府が緊急時に対して強靭な対応力を発揮していくために、必須の課題である。

【社会全体へのインパクト】

デジタルガバメントの実現によって、日本の社会全体のデジタル化を促すことが可能となる。また、対面主義・書面主義の下での行政運営は、事業所等の立地にも影響を及ぼしてきたと考えられ、デジタルガバメントの実現は、大都市圏への人口・産業の集中を緩和し、我が国が災害にも強靭な多極分散型の国土に移行していく上でも推進力となると考えられる。

ア 行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

【可及的速やかに緊急対応措置、
制度的対応については令和2年措置、
令和2年中に措置できないものは、令和3年以降速やかに措置】

< 基本的考え方 >

新型コロナウイルスの感染を防止し、コロナ危機を収束させる観点からは、テレワークの推進が喫緊の課題である。行政に提出する書類に押印するために、あるいは、行政窓口に行く必要があるためにテレワークができないといったことを生じさせてはならない。

規制改革推進会議は、経済4団体からの緊急要望（以下「緊急要望」という。）を受け、各府省に対して見直しの考え方を示して緊急対応及び制度的対応を求めたところである。

こうした緊急対応については、新型コロナウイルスの感染が終息するまでの間、引き続き、拡大・継続するとともに、制度的な見直しについても、優先順位を付して進めていくことが求められる。この場合、行政手続において、書面・押印・対面

を求めるすべての法令や慣行について、次のとおり全面的に見直しを行うべきである。

- ・書面規制については、オンライン利用の円滑化のため様式の簡素化や添付書類の削減、オンライン化（電子メールでの提出や簡易な申請ウェブサイトによるオンライン提出を含む）を推進する。
- ・押印原則については、押印を求める行政手続等について押印の必要性を検証し、真に必要な場合を除き、押印を廃止。押印を残す場合にも、電子的に代替できる方策を明確にする。
- ・対面手続については、デジタル技術を活用したオンライン対応を検討する。

さらに、こうした取組は、今後、デジタルガバメントを実現していく上での環境整備というべきであり、各府省は、単に法令や慣行の見直しにとどまらず、利用者目線のデジタルガバメントの実現に向けた取組を可及的速やかに推進することが求められる。

<実施事項>

各府省は、緊急対応として、所管する行政手続等のうち、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの（以下「見直し対象手続」という。）について、優先順位の高いものから順次、規制改革推進会議が提示する基準に従い、必要な措置を講じるとともに、その周知を行う。

各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。この場合において、年内の対応が困難なものについては、見直しの方針を明らかにした上で必要な取組を行う。

また、各府省及び独立行政法人は、会計手続、人事手続その他の内部手続について書面・押印・対面の見直しを行い、行政改革推進本部事務局は、見直し結果について年内を目途にフォローアップを行う。

イ 個別分野のオンライン利用率の大胆な引上げ

【令和2年度 目標の設定・計画の策定、可及的速やかに必要な措置】

<基本的考え方>

これまで、行政手続のオンライン化等に係る取組は行われていたが、実際のオンライン利用率については、輸出入等関連手続や知財など一部の手続において高いオンライン利用率となっているものがあるものの、年間10万件を超えるような手続にあっても、多くがオンライン利用率20%未満又はオンライン化自体行われていない状況にある。

上記取組を進める観点から、事業者から要望の強いものなど優先度の高い手続について、それぞれの手続の実情に即して、大胆にオンライン利用率を引き上げる目標を設定し、取組を進めるべきである。

<実施事項>

各府省は、それぞれの所管する行政手続のうち、事業者から要望の強いものなど優先度の高い手続について、それぞれの手続の実情を踏まえ、オンライン利用率を大胆に引き上げる目標を設定し、可及的速やかに取組を行うべきである。この場合において、取組の対象は、当該手続単体ではなく、前後の手続を含め、エンドツーエンドでデジタル化が図られるよう、対象となる手続に係る事業全体とする。

取組に当たっては、目標オンライン利用率を定めるだけでなく、オンライン利用率を引き上げる上での課題を分析した上で、必要な取組を明らかにし、課題解決のための中間的な指標をKPIとして設定した上で、各府省自ら、定期的に取り組の進捗状況等をチェックし、取組の見直しを行うことにより、PDCAサイクルを確立するものとする。その際には、利用者目線からの第三者的なチェックを受ける機会を設けることも原則とする。また、取組の進捗状況、デジタル技術の進展、社会の変化等を踏まえ、目標オンライン利用率の引上げや目標期間の短縮等の措置を取るものとする。

規制改革推進会議は、各府省に対し、優先順位が高い手続の選定及び現在のオンライン利用率を踏まえた高い目標設定を求めるとともに、各府省の取組内容及び他のKPI等をチェックし、デジタル化を妨げる要因について、その解決を求めるものとする。

ウ オンライン利用率を大胆に引き上げるための環境整備

【令和2年度検討開始、結論を得られたものから速やかに措置】

<基本的考え方>

個別分野のオンライン利用率を大胆に引き上げるためには、単に情報システムを構築してオンライン化すればよいというものではなく、デジタルを利用する上での環境整備を進めることが不可欠である。

あわせて、速やかにデジタルガバメントの実現を図る観点から、優先順位を明確にしつつ、必要なデジタル環境と基盤の整備を進めていくべきである。

環境整備については、オンライン利用率の引上げを図る手続について、制度の趣旨に立ち返った見直しや業務プロセスの見直しを行うほか、オンライン化を進める際の共通となる基盤の整備が含まれる。

<実施事項>

オンライン利用率の大胆な引上げを図る各種手続の実情に応じて、必要な取組を行う必要があり、少なくとも、以下の取組の必要性については検討を行い、必要な措置を講じるべきである。

関連する規制について、最新のデジタル技術等の活用を前提に、利用者目線での行政サービス改善を図る観点から、制度の趣旨に立ち返った見直しを行うこと

業務のやり方について、最新のデジタル技術等の活用を前提に、見直しを行うこと（BPRの徹底）

手続、申請項目、様式などを含め、オンライン申請のためのインターフェースの標準化

国民、事業者等がすでに公表している情報や行政機関において別途把握可能な情報に係る書類の提出廃止

法人番号を活用した、GビズIDの横断的導入など認証（本人確認）の共通化やデータ連携等

エ 地方公共団体のデジタル化

【令和2年度検討開始、結論を得られたものから速やかに措置】

< 基本的考え方 >

地方公共団体が受け手となる手続については、国等の手続と比べてもオンライン利用が進んでおらず、申請項目、書式、添付書類に係る取扱い等が地方公共団体ごとにバラバラであることとあいまって、特に、地域をまたいで活動する事業者にとって大きな負担となっている。また、国民への迅速かつ的確な行政サービスの提供という観点からも、地方公共団体がバラバラにシステム開発を行う現状の見直しが必要である。国が統一的なプラットフォームを整備していれば、今回のコロナ危機のように行政サービスを迅速に提供しなければならない場合においても、より、的確に対応することができたと考えられる。

国民、事業者等が求めるデジタルガバメントを実現する上で、地方公共団体の手続をオンライン化することは重要な課題であり、IT総合戦略本部と連携しつつ、地方公共団体の手続のオンライン化のボトルネック解消に向けた取組を進めるべきである。

地方公共団体の手続をオンライン化する上では、地方公共団体自体のデジタル化が不可欠である。総務省では、IT総合戦略本部等と連携しつつ、上記の取組と並行して、地方公共団体のデジタル化を促進し、複数の地方公共団体が参加する自治体クラウドの普及等の取組が進められている。また、地方公共団体における業務プロセス・情報システムの標準化を推進するとともに、国が主導して情報システムの標準化を進めるため、関係府省が連携して、法制上の措置も視野に入れた検討も進んでいる。

新型コロナウイルス感染症の事態等を踏まえ、国・地方を通じた行政のデジタル化が日本全体の課題であることが明らかになった今日、国と地方公共団体が連携して取組を進める必要性は高まっており、規制改革推進会議としても、関係機関・組織の取組と連携・協力して地方公共団体のデジタル化の推進を図っていく。

< 実施事項 >

地方公共団体と事業者等との手続に係る法令を所管する府省は、手続の性格や申請者の構成等を踏まえ、入力データ等の標準の設定や情報システムの整備等を通じて、地方公共団体と事業者との手続のオンライン化を抜本的に推し進めるためのプラットフォームを国が統一的に整備することについて、地方公共団体のデジタル化等を推進するIT総合戦略本部、総務省等と連携をしつつ、検討を進めるべきである。

プラットフォームの統一的な整備を進めるに当たって、地方公共団体と事業者等との手続に係る法令所管府省は、既存の制度・運用を機械的にオンラインに移し替えるのではなく、最新のデジタル技術を前提として、事業者等の意見も踏まえ、制

度の趣旨に立ち返って業務の在り方の見直しを行うべきである。

あわせて、法令所管府省は、プラットフォームの統一的な整備を行うことを前提に、申請項目や書式・様式などを含め、地方公共団体と事業者との間のインターフェイスを標準化する取組を推進すべきである。この場合に、標準化が進まないときは、インターフェイスに関して、一定の法的拘束力のある基準の策定についても取り組むべきである。その際、地方行政のデジタル化に関して国が果たすべき役割について地方制度調査会が示した考え方も参考にすべきである。

規制改革推進会議は、事業者等の要望がある手続等に係る分野において、法令所管府省に検討を促すとともに、デジタル化を阻む制度や運用の見直しや、事業者の負担にもなる、バラバラのインターフェイスの標準化等を求めていく。また、その際には、IT人材の育成を含めて地方公共団体のデジタル化を総合的に推進していく視点から、関係機関・組織と連携・協力し、取組を進めるものとする。

デジタルガバメント分野 答申別紙
行政手続コスト削減の取組結果取りまとめ

1. 行政手続コスト削減の取組経緯

民間事業者は、申請書の作成・準備や、行政窓口との往復等を含め、行政手続に相当の時間（コスト）をかけている。世界に先駆けて本格的な人口減少社会に突入した我が国が、持続的な成長を図るためには、事業者が経済活動を行う際に直面する行政手続コストを削減し、事業者の生産性向上を図ることが必要である。このため、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）において、行政手続コストの削減目標を定めて、計画的な取組を推進することとされた。

その具体的な内容について、規制改革推進会議の下に設置された行政手続部会において検討が行われ、平成 29 年 3 月の規制改革推進会議において、安倍総理の出席の下、「事業者目線での規制改革、行政手続の簡素化、IT 化の一体的推進」という観点から、9 の重点分野（注 1）を選定し、「2020 年 3 月（注 2）までに行政手続コスト（事業者の作業時間）の 20% 以上の削減（注 3）」が決定された。また、行政手続コスト削減の 3 原則として、行政手続の電子化の徹底（デジタルファースト）、同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー）、書式・様式の統一等に取り組むこととされた。

この決定に則り、平成 29 年 6 月に各府省が基本計画（簡素化計画）を策定するとともに、行政手続コストを計測（国税・地方税を除く重点 7 分野で約 3 億 2 千万時間）して、その削減に取り組むこととなった。行政手続部会は、各府省の計画及び計画に基づく取組の進捗状況等を点検し、必要に応じ、新たな取組の導入等を要請することで、各府省の取組を強力に後押しした。行政手続部会の取組等については、令和元年 7 月 29 日の同部会取りまとめ（行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針））にまとめられている。

（注 1）「営業の許可・認可に係る手続」「社会保険に関する手続」「国税」「地方税」「補助金の手続」「調査・統計に対する協力」「従業員の労務管理に関する手続」「商業登記等」「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」の 9 分野。なお、その後、重点 9 分野のほかに、「行政への入札・契約に関する手続」についても、行政手続コスト 20% 以上削減の取組（期限は 2020 年 12 月まで）を行うこととなっている。

（注 2）大規模な情報システムや法改正等に期間が必要なもの（商業登記など）については、例外的に 2022 年 3 月までの取組とされている。

（注 3）国税及び地方税については、行政手続コストの削減ではなく、電子申告利用率が数値目標となっている。

令和元年 11 月に規制改革推進会議に設置されたデジタルガバメントワーキング・グループは、「デジタルガバメントの取組を一層推進し、利用者目線で、政府の提供する行政サービスの効率化を図る。国だけでなく地方公共団体の行政サービスをも含め、様式の標準化や手続の電子化を進める」との方針の下、2020 年 3 月までに事業者の行政手続コストを 20% 以上削減するとの目標が確実に達成されるよう、ヒアリング等を通じて、各府省の取組の点検を行うとともに、各府省の取組について検証し、結果の取りまとめを行った。

2．行政手続コストの削減結果等

(1) 20%削減目標の達成状況

各府省から提出された行政手続コストの削減状況をみると、2020年3月を期限としていた手続について、重点分野ごとの目標達成状況はいずれも20%超の削減率であり、目標の20%を上回った。この結果、2020年3月までに行政手続コスト20%削減を目標とした6分野の合計では、取組初年度に3億2165万時間であった行政手続コストが8187万時間(25.5%)削減されたことになる(各府省の達成状況は「3．各重点分野の取組」において記載)。

なお、「商業登記等」(取組初年度の作業時間276万時間。2022年3月が取組期限)及び重点分野以外の取組対象である、「行政への入札・契約に関する手続」(取組初年度の作業時間115万時間。2020年12月が取組期限)については、「4．継続中の取組」に記載している。

表1 分野別の行政手続コストと削減結果

	総手続件数 [計測対象] (手続項目数)	作業時間 [取組初年度]	削減時間	⁴ 削減率
営業の 許認可	555万1051件 (329本)	1億4167万時間 ¹ (1億2935万時間)	4151万時間 ¹ (3870万時間)	29.3% ¹ (29.9%)
社会保険	5240万8784件 (28本)	1億2334万時間	2576万時間	20.9%
調査・統計 ²	633万3570件 (95本)	2185万時間	552万時間	25.2%
労務管理	315万1384件 (15本)	1633万時間	440万時間	26.9%
補助金	29万682件 (51本)	1290万時間	355万時間	27.5%
就労証明書	246万件 ³ (1本)	556万時間	113万時間	20.4%
計	7019万5471件 (519本)	3億2165万時間	8187万時間	25.5%

- 1 「都道府県知事の漁業の許可」(農林水産省)について、取組初年度における計測方法に誤りがあった。()内に計測方法を修正した推計値を記載。
- 2 取組期限が2020年4月以降である調査の各種数値は算入していない。また、同分野の「総手続件数」には基本計画における調査対象数を1年当りに換算した数字(概数)が含まれる(例:調査周期が5年の調査は「調査対象者数÷5」)
- 3 保育等を利用する子供の数。なお、全ての子供が就労を理由に保育認定を受けているわけではない。
- 4 行政手続コストの計測時期は、それぞれの業務の状況等に応じて各府省が決めており、必ずしも2020年3月時点の状況を示したものではなく、一部手続は、2020年3月より前の時点で行政手続コストの計測を実施している。

(2) 国税・地方税の電子申告利用率

国税については、我が国では、多くの諸外国と異なり、税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局側にあるとされている。消費税軽減税率制度・インボイス制度の実施、国際的租税回避への対応等に伴い、今後、事業者の事務負担の大幅な増加が不可避であるとの事情に留意し、電子申告利用率に係る数値目標が設定された(表2)。地方税についても、国税と類似の事情を踏まえ、電子申告利用率に係る数値目標が設定された(表3)。

いずれも、大法人については、法律改正で電子申告の義務化が法制化されるとともに、義務化の円滑な施行に向けた環境整備の取組が実施されており、中小法人については、積極的な利用勧奨の実施等により、目標は達成されている(表2及び表3)。

表2 国税に係る数値目標及びその達成状況

数値目標	達成状況											
電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-Tax)の利用率100%	<p>法改正により、大法人を対象に、令和2年4月1日以後に開始する事業年度について、法人税・消費税等の申告に当たり、申告書等の提出を電子的に行わなければならないこととなった。</p> <p>財務省では、義務化の円滑な施行に向け、e-Taxの送信容量や受付時間の拡大等の環境整備を実施したほか、義務化対象と見込まれるほぼ全ての法人に対し、個別訪問等の勧奨を行った。</p> <p>【大法人の電子申告利用率】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税申告</td> <td>66.1%</td> <td>73.1%</td> </tr> <tr> <td>消費税申告</td> <td>69.2%</td> <td>70.2%</td> </tr> </tbody> </table>				H29年度	H30年度	法人税申告	66.1%	73.1%	消費税申告	69.2%	70.2%
	H29年度	H30年度										
法人税申告	66.1%	73.1%										
消費税申告	69.2%	70.2%										
中小法人の法人税・消費税の申告について、電子申告(e-Tax)の利用率85%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(e-Tax)の利用率100%	<p>令和元年度の法人税申告に係るe-Taxの利用率については年度途中であることから、確たることは言えないが、平成30年度の利用率が法人税申告84%、消費税申告83%であること、平成31年4月から令和2年2月までの利用件数が前年比いずれも104%であることを踏まえると、3月の利用件数が前年に比べ、大幅に落ち込むようなことがない限り、「中小法人の法人税・消費税の電子申告(e-Tax)利用率85%」という目標は達成している。</p> <p>中小法人の将来的な電子申告(e-Tax)の利用率100%については、大法人の電子申告義務化の履行状況等を踏まえて、将来的に検討するとして、国税庁としては中小法人も含め、引き続き電子申告が推進するよう利用勧奨に取り組むこととしている。</p> <p>【電子申告利用率(大法人含む)】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税申告</td> <td>80.0%</td> <td>84.3%</td> </tr> <tr> <td>消費税申告</td> <td>81.6%</td> <td>82.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 大法人も含めた電子申告利用率であるが、大法人の割合は法人全体の1%程度であり、大勢に影響はない。</p>				H29年度	H30年度	法人税申告	80.0%	84.3%	消費税申告	81.6%	82.6%
	H29年度	H30年度										
法人税申告	80.0%	84.3%										
消費税申告	81.6%	82.6%										

表3 地方税に係る数値目標及びその達成状況

数値目標	達成状況								
<p>電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（eLTAX）の利用率100%</p>	<p>法改正により、大法人を対象に、令和2年4月1日以後に開始する事業年度について、法人住民税・法人事業税の申告に当たり、申告書等の提出を電子的に行わなければならないこととなった。</p> <p>総務省では、義務化の円滑な施行に向け、eLTAXの送信容量や受付時間の拡大等の環境整備を実施したほか、義務化対象と見込まれる法人に対し、個別訪問等の勧奨を行った。</p> <p>【大法人の電子申告利用率】</p> <table border="1" data-bbox="512 607 1161 707"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方法人二税申告</td> <td>54.4%</td> <td>61.7%</td> </tr> </tbody> </table>				H29年度	H30年度	地方法人二税申告	54.4%	61.7%
	H29年度	H30年度							
地方法人二税申告	54.4%	61.7%							
<p>中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（eLTAX）の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告(eLTAX)の利用率100%</p>	<p>平成30年度において、電子申告（eLTAX）利用率70%の目標は達成している。</p> <p>なお、中小法人の将来的な電子申告（eLTAX）の利用率100%については、大法人の電子申告義務化もまだ適用が開始されておらず、その履行状況等を踏まえて、将来的に検討するとして、引き続き、地方団体と連携しながら、電子申告が推進されるよう利用勧奨に取り組むこととしている。</p> <p>【中小法人の電子申告利用率】</p> <table border="1" data-bbox="512 1093 1161 1193"> <thead> <tr> <th></th> <th>H29年度</th> <th>H30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方法人二税申告</td> <td>66.6%</td> <td>70.4%</td> </tr> </tbody> </table>				H29年度	H30年度	地方法人二税申告	66.6%	70.4%
	H29年度	H30年度							
地方法人二税申告	66.6%	70.4%							

3. 各重点分野の取組

(1) 営業の許可・認可に係る手続

表4 営業の許認可に関する主な取組と実施された手続数

実施された取組	手続数 (営業許認可全体で 329 手続)
提出書類・情報のスリム化(添付書類含む)	123
過剰な本人確認の見直し	47
申請様式のデジタル化	211
申請様式の記載方法等の見直し	106
相談対応体制の充実	117
書式・様式の統一	106
ローカルルールの解消	58
提出方法のデジタル化等(郵送含む)	205

最も多く実施された取組は「申請様式のデジタル化」である。ホームページでオンライン入力フォームを構築する等の取組や、編集可能なファイル形式(word, excel 等)で提供することで、事業者の作業時間の短縮に効果がみられた。

「提出方法のデジタル化等」も多くの手続において取り組まれた。オンラインで申請書類の提出等が完結する仕組みを構築すること、また、オンラインシステム構築に至らない手続についても、郵送による提出を可能化、促進することで、役所までの往復時間や窓口での待ち時間の削減につながった。

表5 営業の許認可に関する各省庁の主な取組

省庁名 (手続項目数)	作業時間 [取組初年度]	削減率	所管する手続の削減方策(一部抜粋)
警察庁 (6本)	61万時間	55.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・郵送による届出等を各都道府県警察において推進することにより、警察署窓口までの移動時間を削減 ・届出自体の廃止
金融庁 (10本)	10万時間	21.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・計測対象の10手続について全て電子的な受付を可能化し、紙ではなく、電子的な手続に移行するよう所管業者に協力依頼を发出 ・銀行法施行規則を改正し一部手続を廃止
総務省 (2本)	0.4万時間	22.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・届出様式の制定や、提出手続の簡素化等を実施 ・申請様式を改正し、記載方法の一部を記述式から選択方式とするなど記載の簡略化を実施
法務省	0.5万時間	24.3%	<ul style="list-style-type: none"> ・作成負担の大きい記載項目の削減や、記

(4 本)			述式から選択式への見直し等、様式の見直しを実施
財務省 (4 本)	154 万時間	24.4%	・直近 3 年間に於いて、所轄の税務署長に損益計算書及び貸借対照表を提出している場合には、免許申請時の添付を不要とするバックオフィス連携 ・一の許可により全国で業務を行えるよう営業区域制限を廃止
文部科学省 (2 本)	0.1 万時間	33.1%	・申請書類の提出部数削減 ・かがみ文書以外の押印廃止
厚生労働省 (142 本)	2,112 万時間	24.0%	・営業許可申請等(地方公共団体事務)に関するオンラインシステムの開発(食品衛生申請等システム)
農林水産省 (4 本)	1,361 万時間 (129 万時間)	23.3% (28.4%)	・電子メールを利用した事前相談の導入 ・電子ファイルによる申請書様式の提供 ・各都道府県で把握可能な情報が記載された添付書類の廃止
経済産業省 (130 本)	1,914 万時間	27.9%	・電子申請システム(保安ネット)運用開始 ・申請時の入力ミスを軽減するシステム改修を実施
国土交通省 (21 本)	8,436 万時間	31.9%	・取得すべき情報を精査し、許可更新時に提出を求める申請書類の枚数を半減 ・許可を取り直すことなくシームレスに事業を引き継げるよう事業承継についての規定を新設
環境省 (4 本)	117 万時間	20.3%	・申請様式を地方公共団体間で統一 ・合併等に伴い許可手続が必要になる場合の手続の簡素化

「都道府県知事の漁業の許可」(農林水産省)について、取組初年度における計測方法に誤りがあった。
() 内に計測方法を修正した後の推計値を記載。

個人事業主の事業承継手続の簡素化

事業開始時・継続時の許認可に加えて、事業承継時の許認可手続の簡素化も重要である。特に、個人事業主の高齢化が進む中で、早期の事業承継は喫緊の課題となっている。

建設業については、令和元年の建設業法改正によって建設業許可の承継制度が新設され、建設業の許可手続全体における提出書類の削減や、大臣許可における標準処理期間の短縮化(120日→90日程度)も実施された。許可申請時等に既に提出済の書類については、承継の認可の申請時に再度求めないことや、事業承継時の標準処理期間の設定のあり方など、具体的な認可申請の手続について引き続き検討することとしている。

酒類業については令和2年度税制改正により、生前の事業譲渡の場合も、相続の場合と同

様の簡素な手続によって免許を受けたものとみなされるようになった。

また、飲食店等の食品衛生法に定める 34 業種、理・美容業、クリーニング業及び旅館業については、省令改正により、提出書類の記載事項や添付資料の省略を可能とする等の措置を講ずるとともに、営業施設の構造設備に変更がない場合の検査・確認の不要化、上記の取扱いにより事務を省略等した場合に手数料の額の引下げが行われるよう、地方公共団体に対して技術的助言を行うこととしている。

(2) 社会保険に関する手続

社会保険分野においては、原則として、企業からの重複する書類の提出手続を不要とすることを旨とし、大法人の電子申請義務化、マイナンバー制度等の活用による手続の省略等、オンライン申請システムの使い勝手の向上、署名・押印の省略など利便性向上に取り組んだ。

大法人の電子申請義務化

大法人（資本金又は出資金の額が1億円超の法人等）について、令和2年4月1日以降に開始する事業年度より、電子申請が義務化された。

表6 電子申請の義務化の対象となる手続

社会保険の種類	届出等の種類
厚生年金保険	被保険者賞与支払届
	被保険者報酬月額算定基礎届
	70歳以上被用者 算定基礎・月額変更・賞与支払届
	厚生年金被保険者報酬月額変更届
健康保険	被保険者賞与支払届
	被保険者報酬月額算定基礎届
	健康保険被保険者報酬月額変更届
労働保険	労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書・石綿健康被害救済法一般拠出金申告書
雇用保険	雇用保険被保険者資格取得届
	雇用保険被保険者資格喪失届
	雇用保険被保険者転勤届
	高年齢雇用継続給付支給申請
	育児休業給付支給申請

マイナンバー制度等の活用による手続の省略等

マイナンバー制度等を活用し、厚生年金保険に係る住所変更届及び氏名変更届の省略を実現した。また、日本年金機構において、基礎年金番号による手続に加えてマイナンバーによって各種手続を実施できるようになった。

オンライン申請システムの使い勝手の向上

令和2年3月には、日本年金機構のシステム改修により、電子申請の届出書に係る申請結果の早期通知、取下げ機能が追加され、事務処理期間の短縮が図られるなど、利便性が向上した。また、同年1月には、新たなハローワークシステムの運用が開始され、処理の迅速化等が実現するなど、システム改修等を通じて使い勝手の向上が図られた。

また、令和2年4月には、法人・個人事業主等が行う社会保険の採用・退職時等の手続について、法人共通認証基盤（GビズID）を活用したID/パスワード方式によるオンライン手続が実現した。

署名・押印の省略など利便性向上

従業員本人の押印・署名を求めている届出のうち、事業主と従業員の利益が相反する可能性があり、従業員本人の意思を確実に確認する必要がある手続等を除き、厚生年金保険5手続（平成31年4月～）、健康保険5手続（令和元年8月～）及び雇用保険3手続（平成30年10月～）について、事業主が「本人が当該届出を提出する意思を確認しました」と記載する等、一定の要件を満たした場合には本人の押印・署名は省略できることとなった。

また、オンライン利用の促進を図っても、なお一定程度残ると考えられる紙媒体の届出について簡素化を図る観点から、厚生年金保険、健康保険（健保組合除く）、労働保険及び雇用保険の各手続において、届出契機が同じ4手続について、令和2年1月から、統一様式を適用するとともに、年金事務所、労働基準監督署及びハローワークにおいて、それぞれ一括して受付可能とした（ワンストップ受付窓口の設置）。

（3）国税 （4）地方税

電子納税の一層の推進

国税（国税庁）においては、従前から、ダイレクト納付やインターネットバンキングなどの電子納税、クレジットカードによる納付など多様な納付手段を提供するほか、納税者のニーズを踏まえた機能改善を行ってきており、行政手続コスト20%削減の取組においても、ダイレクト納付において、複数の金融機関の預貯金口座の登録を可能とするなど機能改善が図られた。

地方税（総務省）においては、令和元年10月からは地方税共通納税システムが稼働し、全ての地方団体においてダイレクト納付やインターネットバンキングによる電子納税が可能となった。

e-Tax、eLTAXの使い勝手改善

提出情報等のスリム化、データ形式の標準化、提出方法の拡充などの取組が行われた。また、利用者アンケートの結果も踏まえ、受付時間や送信容量の拡大、利用可能なブラウザにMicrosoft Edgeを追加するなどの取組が行われた。

【国税・地方税間の情報連携】

国税と地方税の情報連携について、以下の取組が行われた。

開廃業・異動等に係る提出の電子的提出の一元化

法人の開廃業・異動等に係る届出内容を e-Tax ソフトに入力すれば、国税及び地方税双方の届出書を自動作成し、納税者はそれらを e-Tax に送信すれば、地方税に係る届出書は e-Tax から eLTAX に自動送信する仕組みが、令和 2 年 3 月に導入された。

法人税及び地方法人二税の電子申告における共通入力事務の重複排除

法人税申告情報を e-Tax ソフトで入力した場合には、eLTAX における重複情報に係るデータを eLTAX ソフト（PCdesk）にエクスポートする機能が令和 2 年 3 月に導入された。

財務諸表の提出先の一元化

e-Tax により法人税の申告を行う際に、財務諸表を電子的に提出している場合には、eLTAX に自動送信する仕組みについて、令和 2 年 4 月に導入された。

（ 5 ）補助金の手続

多くの補助金において、メールや郵送による受付を含め、窓口での手続を不要とする取組が行われた。また、補助金申請を簡易に行うことができる補助金申請システムの開発が行われた（後述）。

また、一度提出を求めた情報については再度提出を求めないようにするワンスオンリーの取組も行われた（表 7 各府省の主な取組参照）。

表 7 補助金の手続に関する各府省の主な取組

府省名 (手続項目数)	作業時間 [取組初年度]	削減率	所管する手続の削減方策（一部抜粋）
内閣府 (1本)	3万時間	20.0%	・従来は開示していなかった交付要綱（案）について事前周知することで、地方公共団体から事業者への早期案内を可能化
文部科学省 (4本)	155万時間	22.3%	・独自の電子システム等を活用した資料等の提出方法の見直し
厚生労働省 (12本)	78万時間	29.5%	・押印が必要な書類等を除き、原則提出書類を電子メール等の方法で提出・補正することを認める
農林水産省 (6本)	5万時間	20.2%	・申請書類の記載事項について、提出済の書類の記載事項から変更がないものについては記載を省略できるよう様式を見直す
経済産業省 (21本)	831万時間	27.7%	・同一補助金において、補助金公募段階と交付決定段階の書類様式を原則統一 ・公募段階で提出を求めた書類は、原則交付決定段階で再提出を求めない

国土交通省 (6本)	60万時間	40.6%	<ul style="list-style-type: none"> ・軽微な修正については、再提出を求めず、担当者の職権修正で対応 ・事業専用のポータルサイトからの交付申請書ダウンロードにより、複数回申請する場合の共通事項は自動記載される ・一度提出された添付書類を地方運輸局等間で共有することにより、添付書類を削減
環境省 (1本)	158万時間	26.4%	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書、届出書及び報告書等の簡素化、重複事項の排除 ・審査基準等の明確化

補助金申請を簡易に行うことができる補助金申請システムの実現

各種の補助金を申請する際に同じ情報を重複して記載しなければならないことが中小企業等の負担となっていることを踏まえ、各種の補助金等の申請に共通して利用可能な補助金申請システム（Jグランツ）の開発が行われ、令和元年12月より、Jグランツの運用が開始された。Jグランツにおいては、法人共通認証基盤（GビズID）を活用したID・パスワード方式によるオンライン申請が可能であるほか、一部項目について一度入力した情報の自動転記によりワンスオンリーが実現した。あわせて、財務書類等の申請書類の簡素化も実施された。

令和元年・令和2年度においては、8省庁が所管する計77補助金に加え、28の地方公共団体が、所管する補助金について、Jグランツを導入予定。

(6) 調査・統計に対する協力

表8 調査・統計に対する協力に関する主な取組と実施された手続数

取組の分類	削減方策	実施数 (調査・統計全体で96手続)
電子化	オンライン利便性向上	64
	電子化導入	13
ワンスオンリー	プレプリント	36
	重複排除	1
簡素化	記入要領充実	39
	調査事項の限定	18
	報告者数(調査対象)の縮減	22
	定義等改善	15
	調査周期見直し	3
	統計調査の廃止	12
	公開情報代替	3
	調査票統廃合	3

調査・統計に対する協力においては、電子化導入やオンラインの利便性向上など電子化に係る取組が多く見られた。また、プレプリントによる記入者負担の軽減や、記入要領を充実して分かりやすくすることで作業時間削減を図る取組も多かった。また、調査の必要性を見直し、調査そのものの廃止、または調査対象数を縮減することで行政手続コストを大きく削減した事例もあった。

表9 調査・統計に対する協力に関する各府省の主な取組

府省名 (調査項目数)	作業時間 [取組初年度]	削減率	所管する調査の削減方策(一部抜粋)
人事院 (1本)	2万時間	36.8%	・調査員への事前説明をより適切に行うことで、調査に要する時間を短縮 ・企業の情報等共通事項をプレプリント
総務省 (6本)	417万時間	30.5%	・新たに把握した事業所など一部の事業所のみ調査票を配布し、調査票記入を必要とする事業所を大幅に縮減
財務省 (2本)	20万時間	45.1%	・ICTを活用し、源泉徴収票のデータを調査票に転記するツールを提供 ・他の統計調査と重複する調査項目を削減
文部科学省 (6本)	610万時間	23.4%	・調査項目の定義の明確化 ・エラーチェック機能の導入
厚生労働省 (30本)	377万時間	22.4%	・「労働者」の複雑な定義を簡素化 ・記入要領の充実 ・入力支援ソフトによるプレプリントの導入

農林水産省 (6本)	63万時間	21.1%	・他調査結果や行政記録情報などの活用による調査事項の代替 ・調査周期見直し
経済産業省 (32本)	358万時間	29.4%	・回答形式をPDF形式からExcel形式に変更 ・不要になった調査の廃止
国土交通省 (11本)	338万時間	20.2%	・調査項目の削減 ・記入要領の充実 ・プレプリント化
環境省 (1本)	0.4万時間	100.0%	・不要になった調査の廃止

(7) 従業員の労務管理に関する手続

オンライン化に向けた取組が行われたほか、申請様式の簡素化など手続の簡素化等が実施された。

表 10 労務管理の手続に関する各省の主な取組

府省名 (手続項目数)	総コスト	削減率	所管する手続の削減方策(一部抜粋)
厚生労働省 (14本)	1579万時間	27.2%	・社労士が提出代行する際の使用者の電子署名及び電子証明書の省略 ・公的個人認証サービス(個人のマイナンバーカード)による電子証明書を利用した電子申請を可能化 ・時間外労働・休日労働に関する協定届の本社一括届出の簡素化(労働基準法に基づく手続) ・助成金の整理・統合 ・支給要件の見直しによる手続削減 ・申請様式の簡素化・ホームページ掲載 ・申請に係る相談業務の効率化(雇用関係助成金等)
国土交通省 (1本)	54万時間	21.0%	・手続マニュアルの作成による、窓口での訂正・書類不備の削減 ・PCでの届出書作成時間短縮のため、届出様式のホームページ掲載

(8) 従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行 (就労証明書)

保育所等の利用に必要となる就労証明書については、地方公共団体ごとに様式が異なることが事業者の負担となっていたため、平成 29 年 8 月に、電子的な記載が可能な標準的様式を策定し地方公共団体に利用を促した。しかし、待機児童問題を抱える大都市での導入が進んでいない状況であったことを踏まえ、令和元年 8 月には、大都市向け標準的様式を新たに作成し、地方公共団体に利用を促した。その結果、令和元年 8 月末時点で、令和 2 年 4 月入所分から約 6 割の市区町村において標準的な様式を活用している旨の回答を得ている。

4 . 継続中の取組

(1) 商業登記等

商業登記等については、システム改修等に時間を要することから、行政手続コスト 20% 削減に係る計画は、令和 4 年 3 月までの 5 年計画とされており、登記手続の完結までに非常に時間がかかる、他の行政手続と比較して顕著に補正率が高い (本人申請の補正率は約 30%)、本人申請によるオンライン利用率がゼロに近い等の課題に対する取組が行われた。

規制改革推進会議の取組は、オンラインによる法人設立登記の 24 時間以内の処理等に向けた「法人設立手続オンライン・ワンストップ化検討会 (日本経済再生総合事務局)」の取組と重複を排除しつつ、進められた。

【主な取組】

- ・補正となった申請について分析し、申請人が誤りやすい部分に関して注意喚起やチェックリストを追加する等、ホームページの記載例を改善。また、添付書類のセルフチェック機能や入力支援機能等を実装したソフトウェアを提供。

- ・本人申請を含むオンライン利用率の向上を図る観点から、登記・供託オンライン申請システムの A P I の公開について検討が進められ、遅くとも令和 2 年度中にホームページ上で「 A P I テクニカルガイドブック」に基づき、公開可能な A P I 仕様を公開することとなっている。

さらに、オンライン申請における I D ・パスワード方式の導入に関して検討が進められている。

- ・このほか、登記情報システムについて、行政機関間の情報連携の運用が開始される予定 (令和 2 年 10 月以降、情報連携の準備が完了した行政機関との間で、登記情報連携の運用を開始する予定) であり、この取組により、事業者が登記事項証明書を取得し、関係官署に提出する時間の短縮が図られる。

(2) 行政への入札・契約に関する手続

重点9分野に加えて、特に中小企業からの簡素化の要望が多い「行政への入札・契約に関する手続」についても、20%以上削減の対象とされ、取組を行うこととされた。ただし、取組開始の時期が遅れたこともあり、20%以上削減の期限は2020年12月までとなっている。

物品・役務について（総務省）

システムの改善

- ・調達総合情報システムについて、半角・全角カナの自動入力変換や入力エラー箇所の的確な表示等のシステム改善を実施。
- ・政府電子調達システムについて、添付ファイル上限サイズの拡大（3MB 10MB）及び提出済書類のオンラインによる差し替えを可能とした。

競争参加資格申請時における添付書類の省略

- ・営業経歴書及び誓約書・役員等名簿については、平成30年11月から申請書本体への一本化を実施
- ・登記事項証明書（写し）については、法人番号等を活用した行政機関間（法務省）とバックオフィス連携による提出不要化を行うこととして、令和2年度中にシステム改修を行い、遅くとも令和3年度には登記事項証明書（写し）を省略。
- ・納税証明書の写しについては、国税庁が納税情報の添付の自動化を実現するための仕組みを提供することで、提出を不要とする方向で、令和3年度のシステム改修予算要求に間に合うようIT総合戦略室及び国税庁と調整中。令和4年度中の実施を目指す。
- ・財務諸表については、EDINETとの連携等を含め、令和2年度から、添付省略に向けて検討を開始する。

普及啓発

政府電子調達システムの電子応札率は令和2年2月末において62.1%となっている。当システムを利用する各府省等に対し、利用促進を働きかけるほか、令和元年度には、個別ヒアリングも実施。令和2年度には民間事業者へのヒアリングも行い、ニーズの整理を行う予定としている。

建設工事・測量について（国土交通省）

経営事項審査申請書類等の簡素化・電子申請化

建設業者や行政書士へアンケート及びヒアリングを行い、作成負担の大きい書類（工事経歴書、技術職員名簿）を特定。工事経歴書について、確認書類となる工事の請負契約書等の提出対象範囲を縮小する予定。技術職員名簿について、有効期限がない資格の有資格者については、過去提出を受けていれば以降の提出は不要とする運用を検討。

電子申請システムについては、令和4年度より運用できるよう準備中。

中央公共工事契約制度運用連絡協議会における取組

新たに同連絡協議会に加入した機関に対し、競争参加資格申請において統一様式を使用するよう要請。追加書類を求めている機関については、必要性を再確認の上、追加書類を不要とする方向で検討するよう要請。その結果平成31年度より統一様式を使用するとともに、一部の機関では追加書類を不要とした。令和2年11月以降は、加入している全機関において追加書類を求めないこととする予定。

競争参加資格申請のインターネット一元受付システムについて、未参加の機関に対して、メリット等を説明しつつ引き続き参加を働きかける。

地域発注者協議会を活用した入札契約手続の簡素化に向けた取組

ブロックごとに国の機関や都道府県が中心となる「協議会」と市区町村が中心となる「県部会」を組織しており、入札契約手続の簡素化については、国土交通省直轄の取組の紹介を行っている。令和2年1月に公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」が改正されたことも踏まえ、引き続き、入札契約手続の簡素化に向けた取組についても積極的に情報共有を行っていく予定。

提出資料簡素化の取組（簡易確認型）

競争参加資格における「簡易確認型」については、各地方整備局において試行を実施。令和2年度には、試行の結果を踏まえ、全ての地方整備局において毎年作成している入札・契約に関するガイドラインに、簡易確認型を本格導入するための運用方法が規定されるよう指導をしていく。

（3）地方公共団体における書式・様式の改善

各地方公共団体で申請、届出の書式・様式が異なっていることが、地域をまたいで活動する事業者の大きな負担になっていることを踏まえ、規制改革実施計画（平成30年6月15日閣議決定）に基づき、書式・様式の改善を図る取組が推進された。標準様式の策定、地方公共団体への働きかけ等、閣議決定に具体的に記載された措置は、概ね実施されているが、事業者負担軽減を実現する観点からは、実際に、地方公共団体において標準様式等が活用されることが必要である。このため、各府省においては、引き続き、利用率や標準様式の加工状況等を把握した上で、完全オンライン化へと至る道筋も見通しつつ、取組を行っていくこととしている（詳細は別添参照）。

5 . 行政手続コストの計測方法について

行政手続部会では「金銭コスト」は計測に時間を要すること等を考慮し、作業時間を削減対象の行政手続コストとした。また、コスト計測に多大な労力、費用、時間をかけるべきではないとして、「簡易」な手法で計測することとされた。

「コスト計算に多大な労力、費用、時間をかけることは適切ではなく、簡易な推計方法を検討すべき。」

「削減対象は、「時間（事業者の作業時間）」とする。計測については、以下のように行う。

各分野の主要な手続について、所管省庁が企業内部でどの程度の時間を要しているかを把握・計測し、公表する。その際、大規模なヒアリングやアンケート調査までは求めない。また、計測時に一定の仮定を置くことも許容する。

取組の起算点（開始時）は、平成 29 年度とし、その上で、コスト計測を年度中の計測に最も適切な時期に行う。初回に手続コストを計測したのと同時期に、翌年度以降も手続コストの計測を行い、削減の取組の進捗を管理する。」

（「行政手続部会取りまとめ」平成 29 年 3 月 29 日行政手続部会）

作業時間の把握に当たって必要となる事業者へのヒアリングを行う際には、適切な事業者数を各省庁が選定する。代表的又は標準的と考えられる事業者を数者選定することが考えられる。

（「基本計画策定のための作業方針」平成 29 年 4 月 21 日行政手続部会）

時間で計測した「行政手続コスト」という一元的な指標を用いたことで、各府省に様々な取組を促し、一定程度のコスト削減の成果を得たことは間違いないが、簡易に計測した「時間」を基準とすることで、次のような課題も明らかになった。

例えば、特段の見直し等を行っていないにもかかわらず、行政手続コストが増加した事例（サンプル数が少ないため、アンケート調査のブレ、特異事例の影響などが生じた）や、地域毎に取組が行われている場合に議論が生じた事例（添付書類や書式・様式等、実態が地方公共団体ごとにバラバラである手続の計測）などがあった。さらに、簡易な計測の結果（例えばアンケート調査結果）を基準としたため、具体的に何が変化したことによって行政手続コストが削減されたかが明らかではないなど、事後的な検証が難しい事例もあった。

このほか、処理期間の短縮等の取組が反映されないなど、「行政手続コスト」を一元的な指標としたことに伴う課題があった。

6.まとめ

規制改革推進会議（行政手続部会、デジタルガバメントワーキング・グループ）の取組・チェックの下で、デジタル化など行政手続コスト削減に向けた多様な取組が展開された。その結果、各府省から報告された行政手続コストは約 25%の削減となり、2020 年 3 月までに 20%以上削減するとの目標は達成された。

今回の取組においては、多くの府省がオンライン利用の促進を図る取組を行っており、これらが、行政手続コストの削減に大きな効果を有することが明らかになった。すなわち、オンライン申請を利用することにより窓口への往復等の時間が削減されるだけでなく、自動転記・入力支援等の仕組みにより、申請書作成等の時間も削減された。なお、オンライン利用率を引き上げるためには、当該手続の課題に応じた取組（BPRの徹底（ワンスオンリーの拡大など）やシステムの使い勝手の向上）が必要であり、単にオンライン化をしても、オンライン利用が進まない手続も多かった。

また、オンライン利用促進に資する取組以外にも、郵送手続、書式の公表、マニュアルの作成、プレプリント等の取組を行った府省も多く、こうした取組によっても行政手続コストの削減が実現している。

行政手続コスト削減は、事後的な検証が難しいという課題も一部にあったが、簡易に計測した「時間」という分かりやすい指標を用いたことで、取組が進んだ面も多いと考えられる。また、国税・地方税のように、「時間」ではなくオンライン利用率目標等を設定した取組においても、行政手続コスト削減の観点から成果があった。

行政手続コストの削減は、引き続き重要な課題であるとともに、コロナ危機を経て、更なる行政のデジタル化の必要性が強く認識されるようになってきている。2020 年 4 月以降の新たな取組においては、「行政手続コスト 20%削減」の成果及び課題も踏まえつつ、コロナ危機を境に大きく変化した我が国の社会経済のニーズに対応した取組を推進することが求められる。

書式・様式名 (府省名)	規制改革実施計画(平成30年6月15日)での 閣議決定事項	令和元年7月以降の 取組及び今後の予定
(1) 認可保育所等 の施設型給付 費等にかかる 加算(調整)適 用申請・実績報 告書(内閣府)	施設型給付費等の請求(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条・附則第6条第1項)については、子ども・子育て支援新制度に係る給付事務の実態等に関する調査研究事業の結果等を踏まえ、市区町村及び事業者から意見を聴きつつ、基本部分に係る請求を含め、「特定教育、保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について」(平成28年8月23日内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)において示されている「施設型給付費等にかかる加算(調整)適用申請・実績報告書」について必要な見直しを行い、平成31年4月分の請求から適用することができるよう、市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	請求書様式について、平成31年に通知した様式の各地方公共団体における利用率、加工状況、使われなかった事例、事業者が標準様式を提出してきた際の地方公共団体の取扱い状況等を把握するとともに、どのような様式であれば普及できるのか、標準様式としてどのような様式が適切か等について調査研究を行う(令和2年度中を目途に結論)。
(2) 自動車保管場 所証明申請書・ 自動車保管場 所届出書(警察 庁)	a 自動車保管場所証明申請(自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)第4条第1項)及び自動車保管場所届出(同法第5条)並びに自動車の所有者が当該申請又は届出に係る場所を保管場所として使用する権原を有することを疎明する書面(自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第1号)第1条第2項第1号)については、 ・都道府県警察が作成している様式を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データでそれぞれの都道府県警察のホームページに掲載すること ・申請又は届出を受ける都道府県警察以外のいずれの都道府県警察の様式であっても当該申請又は届出に使用することができることを全ての都道府県警察のホームページに掲載し、かつ、都道府県警察の申請又は届出に係る全ての窓口で周知すること	自都道府県警察以外の様式であっても受理することについて、ホームページへの掲載等を行っていない県警察に対しては窓口、ホームページ等で早急に広報を実施するよう事務連絡文書を発出し、全都道府県においてホームページへの掲載が完了した。引き続き、普及に向けた取組を継続する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・他の都道府県警察の様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付けて処理すること ・申請又は届出を行う者の住所と自動車の使用の本拠の位置が異なることについての理由書は提出を求めないようにすること <p>について、平成30年中に都道府県警察に通知する。</p>	
	<p>b 自動車保管場所証明申請については、全国統一フォーマットによるOSS（自動車保有関係手続のワンストップサービス）を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県警察は、平成31年度中に43都道府県警察に拡大見込みであるが、残りの4府県警察についても早急に導入するよう助言する。</p>	<p>令和2年4月時点でOSSの導入に至っていない3府県警察については、令和4年のシステム更改時期に合わせて導入を目指し、その予算確保に向けて、助言を継続する。</p>
	<p>c 自動車保管場所届出については、全国統一フォーマットによるOSSを利用した電子的提出が可能となるよう、関係省庁や団体と連携し、都道府県警察で組織されるOSS推進警察協議会において検討を行うよう指導する。</p>	<p>次期システム（令和4年予定）において、自動車保管場所届出に対応可能となる見込みであり、引き続き、関係省庁や団体と連携して、適切に対応する。</p>
<p>(3) 競争入札参加資格審査申請書（総務省）</p>	<p>競争入札参加資格審査申請（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5、第167条の5の2等）については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、地方自治体における審査に最低限必要とされる項目及び添付書類を整理して、標準書式の作成及び電子入札システムにおける標準化に向けて、平成30年度中に工程表を定めて検討を進める。</p>	<p>令和2年3月に作成した標準書式の案をもとに、各地方公共団体や必要に応じて事業者側からの意見を聴取し、標準書式を作成する。また、地方公共団体の状況に応じ、紙媒体による申請から順次電子申請システムへの反映が実施されるよう取組を進める。</p>
<p>(4) 納税証明書の交付申請書（競争入札参加資格審査申請用）（総務省）</p>	<p>競争入札参加資格審査申請用の納税証明書の交付申請（地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10）については、競争入札参加資格審査に当たり証明が必要となる税目等が地方自治体によって異なっている状況にあることから、競争入札参加資格申請に係る審査事項及び添付書類の統一化・標準化についての検討状況を踏まえ、地方自治</p>	<p>令和元年度に作成された統一様式について、令和3年度には全地方公共団体において統一様式による申請の受付が可能となるよう準備を進めるとともに、統</p>

	体及び関係業界の意見を聞きつつ、標準書式の作成について検討する。	一様式をホームページ等にて公表する。
(5) 保険契約照会様式(総務省)	<p>a 保険契約照会(地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和34年法律第147号)第141条)については、規制改革実施計画(平成26年6月閣議決定)に基づき、平成27年度に地方自治体間で構成する協議会(全国地方税務協議会)に検討を要請し作成された標準書式「契約内容の照会について(生命保険・共済用)」を使用するよう、地方自治体に助言するとともに、平成30年度中に地方自治体における普及状況の把握を行う。</p> <p>b 地方自治体において当該書式の使用が進まない場合は、地方自治体及び生命保険協会等における実態把握及び意見聴取を踏まえ、促進策を検討する。</p>	統一様式について、各地方公共団体が追加で必要な項目を記載できる欄の状況も含め、様式の使用状況について調査し、普及に向けた取組を継続する。
(6) 給与等照会様式(総務省)	給与等照会(地方税法第68条第6項等によりその例によるものとされる国税徴収法第141条)については、地方自治体間で構成する協議会(全国地方税務協議会)に対し、平成30年度中に地方自治体に助言できるよう、事業者の意見を聴取しながら標準的な書式をとりまとめることを要請し、取りまとめが行われ次第、速やかに地方自治体に助言する。当該書式については、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	統一様式の加工状況に係る調査結果も踏まえ、普及に向けた取組を継続する。
(7) 個人事業税・自動車税・軽自動車税・不動産取得税・固定資産税・都市計画税の納税通知書・納付書等(総務省)	<p>a 個人事業税、自動車税、軽自動車税、不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の納付については、平成30年度から、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、全国統一フォーマットによる納税通知書及び課税明細書の電子的な送信並びに電子納付が可能となるシステムの導入に向けて、関連するシステムの整備・改修時期を見据え、事業者の負担が大きい税目を考慮して、優先順位を付けて検討を進める。</p> <p>b あわせて、口座振替、コンビニ納付、クレジットカード納付等の普及促進を図っていくことで、紙の納付書の使用が減るよう努める。</p>	<p>個人住民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割について、令和3年10月1日以後の申告及び納入から地方税共通納税システムの対象となる。更なる拡大について引き続き検討する。</p> <p>各税目や個人又は法人の納税者によって収納手段のニーズが異なること等を踏まえ、各種納付手段の拡充等、納税者が納付しやすい環境について、各地域の</p>

		実情等に応じて引き続きその整備を図る。
(8) 自動車税・自動車取得税の申告書(総務省)	自動車税及び自動車取得税に係る申告については、全国統一フォーマットによるOSS(自動車保有関係手続のワンストップサービス)を利用した電子的提出が可能であり、これが可能な都道府県は、平成31年度中に43都道府県に拡大見込みであるが、残りの4府県についても早急に導入するよう助言する。	未導入の3府県について、予算の制約がある中で、基幹税務システムの更改時期を踏まえ、引き続き導入を依頼する。
(9) 事業所税・法人の都道府県民税・法人の市町村民税の申告書・納付書(総務省)	a 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税に係る申告については、全ての地方自治体において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、地方自治体に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	eLTAXを活用した電子申告が進むよう、引き続き、利用の促進の取組を行う。
	b 事業所税並びに法人の都道府県民税及び市町村民税の納付については、平成31年10月に全国統一フォーマットによる電子納付が可能となる共通電子納税システムを導入する。	
(10) 法人設立等届出書(総務省)	a 法人設立等の届出(地方税法第317条の2第8項)については、eLTAXシステムを改修して、平成31年9月から全国統一フォーマットによる複数の地方自治体への一元的な電子的提出を可能とする。電子的提出に対応していない4地方自治体に対して、早急にこれに対応するよう助言する。	令和2年1月から法人設立に係る申請等の手続(登記後の手続)をオンラインかつワンストップで行う法人設立ワンストップサービスを開始。また、eLTAXを活用した電子申告が進むよう、引き続き、利用の促進の取組を行う。
	b また、平成31年度中に国及び複数の地方自治体への一元的な電子的提出も可能とする。	
(11) 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書(総務省)	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書(地方税法第317条の6第2項)及び特別徴収に係る給与所得者異動届出書(同法第321条の5第3項)については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	eLTAXを活用した電子申告が進むよう、引き続き、利用の促進の取組を行う。
(12) 給与支払報告書(総括表)(総務省)	給与支払報告書(地方税法第317条の6第1項)については、全ての市区町村において全国統一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言す	eLTAXを活用した電子申告が進むよう、利用の促進を引き続き実施する。また、行政苦情救

	るとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	済推進会議の意見を踏まえたあっせんを踏まえ、総括表に係る市区町村の事務の運用実態等について調査を実施し、改善につなげる。
(13) 特別徴収税額通知書(総務省)	a 特別徴収税額通知書(地方税法第321条の4第1項/特別徴収義務者用)については、eLTAXを利用した電子的通知が可能であり、電子署名を行った電子的通知に対応していない市区町村に対しては、これに対応するよう、平成30年度上期中に、対応時期に係る進捗目標を定めて、助言する。	特別徴収税額通知の電子データによる送付に対応している地方公共団体が、令和元年度は846団体(48.6%)にとどまっていることに鑑み、更なる対応の推進を依頼する。
	b 特別徴収税額通知書(納税義務者用)については、引き続き、全ての市区町村におけるeLTAXを利用した電子的通知の実現に向けて検討し、結論を得る。検討に当たっては、市区町村間での取扱いに差異が生じないよう留意する。	電子的通知の実現に向け、地方公共団体、関係機関及び企業担当者を変えて、実務上の課題及びその対応策について検討を進める。
(14) 特別徴収切替申出書(総務省)	特別徴収への切替申出(地方税法第321条の4第5項)については、全ての市区町村において全国统一フォーマットによるeLTAXを利用した電子的提出が可能であり、その活用に向けて、市区町村に助言するとともに、事業者団体、税理士会等に働きかけを行う。	eLTAXを活用した電子申告が進むよう、利用の促進を引き続き実施する。また、マイナポータルAPIを活用したオンライン・ワンストップ化を令和2年11月頃から開始できるよう取組を進める。
(15) 危険物仮貯蔵・仮取扱承認申請書(総務省)	危険物仮貯蔵・仮取扱の承認申請(消防法(昭和23年法律第186号)第10条第1項ただし書)については、全国消防長会等及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体(消防本部及び消防署)に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	地方公共団体における標準様式の使用率や使用状況、地方公共団体が独自様式を使用している際の標準様式による申請の有無等について調査した上で、普及促進に向けた取組を継続する。
(16) 危険物保安監督者選任届出書(総務省)	危険物保安監督者選任の届出に添付する必要がある実務経験を証明する書類(危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第48条の3)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「危険物規制事務に	

	<p>関する執務資料(給油取扱所を除く)の送付について」(平成元年7月4日消防庁危険物規制課長通知)において示されている「実務経験証明書」について必要な見直しを行い、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	
<p>(17) 卸売販売業・高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請書・変更等届出書、薬局開設の変更等届出書(厚生労働省)</p>	<p>a 卸売販売業の許可申請(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第34条)及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の許可申請(同法第39条)並びに薬局開設の変更等届出(同法第10条)、卸売販売業の変更等届出(同法第38条)及び高度管理医療機器等販売業及び貸与業の変更等届出(同法第40条)については、平成30年度上期中に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則(昭和36年厚生省令第1号)に規定されている様式第86号「卸売販売業許可申請書」及び様式第87号「高度管理医療機器等販売業・貸与業許可申請書」並びに様式第6号「変更届書」及び様式第8号「休止・廃止・再開届書」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えることがないようにするよう地方自治体に助言する。</p> <p>b 当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成30年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>地方公共団体において独自の様式を定めている場合に、省令様式でも差替えを求めない対応を実施しているか、また利用状況や省令様式を使用しない理由等を調査し、普及に向けた取組を継続する。</p>
<p>(18) 毒物劇物一般販売業の登録申請書・変更等届出書(厚生労働省)</p>	<p>a 毒物劇物一般販売業の登録申請(毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第4条第3項)及び毒物劇物一般販売業の変更等届出(同法第10条)については、平成30年度上期中に、毒物及び劇物取締法施行規則(昭和26年厚生省令第4号)に規定されている別記第2号様式「毒物劇物一般販売業・農薬用品目販売業・特定品目販売業登録申</p>	

	<p>請書」及び別記第 11 号様式「変更届」を電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載し、当該様式で申請又は届出が行われた場合には、当該申請又は届出を適切に受け付け、当該申請又は届出を行った者に、その後の処理を含め、不利益を与えることがないようにするよう地方自治体に助言する。</p>	
<p>(19) 麻薬小売業者の役員の変更届出書(厚生労働省)</p>	<p>b 当該申請又は届出に添付する必要がある書類については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、統一が可能なものについて標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p> <p>a 免許を受けている麻薬小売業者の役員の変更届出(麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号)第 3 条第 3 項第 7 号)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載するとともに、その後速やかに麻薬及び向精神薬取締法施行規則(昭和 28 年厚生省令第 14 号)で規定する。</p> <p>b 当該届出に添付する必要がある役員の診断書については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、標準書式を作成し、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データで厚生労働省のホームページに掲載する。</p> <p>c 麻薬小売業に係る業務を行わない役員については、診断書の添付を不要とすることについては、診断書の添付が不要となる役員の範囲を明確にして、平成 30 年度中に地方自治体に通知する。</p>	
<p>(20) 生活保護の決定・実施に係る照会文書(厚生労働省)</p>	<p>生活保護の決定・実施に係る照会(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 29 条)については、平成 30 年度中に、「生命保険会社に対する調査の実施について」(平成 27 年 2 月 13 日厚生労働省社会・援護局保護課長通知)を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、「調</p>	<p>令和 2 年 4 月より生命保険会社への照会に係る本人同意書の写しの添付を省略する運用を開始した。</p>

	<p>査日の指定」ができるような書式にすることを含め、地方自治体及び生命保険協会等と協議の上、必要に応じ、見直しを行う。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	
<p>(21) 指定訪問介護事業者・指定訪問看護事業者・指定通所介護事業者・指定特定施設入居者生活介護事業者等及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請書(厚生労働省)</p>	<p>指定訪問介護事業者、指定訪問看護事業者、指定通所介護事業者、指定特定施設入居者生活介護事業者等の指定申請(介護保険法(平成9年法律第123号)第70条)及び指定認知症対応型共同生活介護事業者等の指定申請(同法第78条の2)については、平成30年度中に、「指定居宅サービス事業所等の指定等に関する参考書式(案)について」(平成18年2月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡)において示されている第1号様式「指定居宅サービス事業所・指定介護予防サービス事業所・指定居宅介護支援事業所・介護保険施設指定(許可)申請書」及び「地域密着型サービス事業所の指定に係る規則等の参考例について」(平成18年2月20日厚生労働省老健局計画課事務連絡)において示されている第1号様式「指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所指定申請書」並びに当該申請書に添付する必要がある帳票等を、地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該申請書及び帳票等について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該申請書及び帳票等は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>標準様式の使用状況等(地方公共団体において独自様式を使用している場合において標準様式を受理しているかどうか等についても、調査することを検討)について調査し、様式例に即した様式の使用を推進する。</p> <p>また、「介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会」の中間取りまとめに沿って、介護保険分野において行政が求める文書について、簡素化(様式、添付書類や手続きの見直し)、標準化(自治体毎のローカルルールの解消)及びICT等の活用(ウェブ入力・電子申請)の推進等を進める。</p>
<p>(22) 森林経営計画書(農林水産省)</p>	<p>森林経営計画(森林法(昭和26年法律第249号)第11条第1項)については、平成30年度中に、「森林経営計画制度運営要領」(平成24年3月26日林野庁長官通知)において示されている「森林法施行規則第34条の森林経営計画書の様式」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体及び事業者における支障の実態を把握した上で、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>森林経営計画書の様式(模範例)について、地方公共団体と事業者の利便性の両立が図られるように、引き続き対応する。</p>
<p>(23)</p>	<p>屋外広告業の登録申請及び登録事項の変更届出</p>	<p>標準様式の普及率、地</p>

<p>屋外広告業の登録申請書・登録事項変更届出書(国土交通省)</p>	<p>(屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第9条)については、地方自治体及び事業者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、「屋外広告業登録規則参考資料(案)」(平成16年12月17日国土交通省都市・地域整備局公園緑地課長通知)において示されている様式第1号「屋外広告業登録申請書」及び様式第4号「屋外広告業登録事項変更届出書」について必要な見直しを行い、平成30年度上期中に地方自治体に通知する。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。当該申請又は届出に添付する必要がある書類についても併せて見直しを行う。</p>	<p>地方公共団体における様式の加工状況についてフォローアップを行い、その結果を踏まえて今後の対応を検討し、継続的に普及に向けた取組を行う。 独自様式を使用している地方公共団体において、標準様式に定める申請があった場合に差替えや情報の追完を求めない運用が行われているかどうか、調査を実施する。</p>
<p>(24) 道路工事施行承認申請書(国土交通省)</p>	<p>道路工事施行承認申請(道路法(昭和27年法律第180号)第24条)については、平成30年度中に、「道路工事施行承認申請書の様式について」(平成28年3月29日建設省道路局路政課長通達)において示されている様式を道路管理者(都道府県、市町村)に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	<p>地方公共団体における標準様式の利用率、加工状況、地方公共団体で独自の様式を使用している場合における標準様式の受理状況について、適切な時期にフォローアップを行い、継続的に普及に向けた取組を行う。</p>
<p>(25) 道路占用許可申請書(国土交通省)</p>	<p>道路占用許可申請(道路法第32条第1項)については、平成30年度中に、道路法施行規則(昭和27年建設省令第25号)に規定されている様式第5「道路占用許可申請・協議書」を道路管理者(都道府県、市町村)に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、道路管理者における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。</p>	
<p>(26) 沿道掘削施行協議書(国土交通省)</p>	<p>沿道掘削施行協議については、事業者による任意の協力の下で行われるものであり、事業者の負担とならない形での実施について東京都及び特別区と協議を進めるとともに、その他の地方自治体における沿道掘削施行協議の実態把握等を進め、平</p>	<p>都区市内町村に対する様式の統一状況調査を実施しており、その結果を踏まえ、東京都と対応を行う。</p>

	成 30 年度中に、標準書式を作成し、東京都及び特別区その他関係する地方自治体において標準書式が用いられるよう周知その他の所要の措置を講ずる。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	
(27) 臨時運行許可申請書(国土交通省)	臨時運行許可申請(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第34条第1項)については、市区町村における実態把握を踏まえ、処理基準(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の9第3項)として統一書式を定め、平成30年度中に市区町村に通知する。当該書式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	地方公共団体における統一様式の利用率、加工状況、統一様式による申請への対応状況について、実態調査を行った上で今後の対応を検討し、普及に向けた取組を行う。
(28) 産業廃棄物処理計画書・産業廃棄物処理計画実施状況報告書(環境省)	a 産業廃棄物処理計画(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第12条第9項)及び産業廃棄物処理計画実施状況報告(同条第10項)については、平成30年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)に規定されている様式第2号の8「産業廃棄物処理計画書」及び様式第2号の9「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。 b 特別管理産業廃棄物処理計画(同法第12条の2第10項)及び特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告(同条第11項)についても同様とする。	平成30年度末に発出した様式の統一を求める通知を踏まえ、なお省令様式を利用しない地方公共団体については、省令様式での申請があった場合の差し替えや情報の追完の指示の有無等について調査し、その結果を踏まえ今後の対応について本年夏頃を目処に検討する予定である。また電子データでの受付をしていない地方公共団体にその理由も含めて確認する調査を行い、結果を踏まえて、今後の対応について本年夏頃を目処に検討し、引き続き更なる電子化の促進を検討していく。
(29) 産業廃棄物管理票交付等状況報告書(環境省)	a 産業廃棄物管理票交付等状況報告書(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項)については、平成30年度中に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に規定されている様式第3号「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を地方自治体に通知その他の方法で周知する。当該周知に当たっては、地方自治体における実態把握及び意見聴取を踏まえ、当該様式について検討を行い、必要に応じた見直しを行う。当該様式は、電子計算機による作成に適したファイル形式による電子データとする。	

	b あわせて、電子マニフェストを使用した場合は産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出が不要になるため、電子マニフェストの普及に努める。	
--	---	--

規制改革推進会議委員及び専門委員名簿

規制改革推進会議 委員名簿 (令和 2 年 7 月 2 日時点)

議長	小林 喜 光	株式会社三菱ケミカルホールディングス取締役会長
議長代理	高 橋 進	株式会社日本総合研究所チェアマン・エメリタス
	岩 下 直 行	京都大学公共政策大学院教授
	大 石 佳能子	株式会社メディアヴァ代表取締役社長
	大 槻 奈 那	マネックス証券株式会社執行役員、名古屋商科大学大学院教授
	大 橋 弘	東京大学公共政策大学院院長
	佐久間 総一郎	日本製鉄株式会社顧問
	佐 藤 主 光	一橋大学経済学研究科教授
	菅 原 晶 子	公益社団法人経済同友会常務理事
	高 橋 滋	法政大学法学部教授
	武 井 一 浩	西村あさひ法律事務所弁護士 (パートナー)
	竹 内 純 子	NPO 法人国際環境経済研究所理事・主席研究員
	谷 口 綾 子	筑波大学システム情報系教授
	中 室 牧 子	慶應義塾大学総合政策学部教授
	南 雲 岳 彦	三菱UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社専務執行役員
	夏 野 剛	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科特別招聘教授
	新 山 陽 子	立命館大学食マネジメント学部・教授
	水 町 勇 一 郎	東京大学社会科学研究所教授
	御手洗 瑞子	株式会社気仙沼ニッティング代表取締役

規制改革推進会議 専門委員名簿（令和2年7月2日時点）

成長戦略ワーキング・グループ

落合孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士
玉城絵美	H2L, Inc., 創業者、早稲田大学創造理工学研究科特任准教授
村上文洋	株式会社三菱総合研究所デジタル・イノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員

雇用・人づくりワーキング・グループ

石戸奈々子	特定非営利活動法人 CANVAS 理事長、慶應義塾大学教授
宇佐川邦子	株式会社リクルートジョブズ ジョブズリサーチセンター センター長
島田陽一	早稲田大学法学学術院教授

投資等ワーキング・グループ

石岡克俊	慶應義塾大学大学院法務研究科教授・産業研究所所長
井上岳一	株式会社日本総合研究所創発戦略センター シニアスペシャリスト
鷓瀨恵子	東洋学園大学現代経営学部特任教授
落合孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業パートナー弁護士
増島雅和	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
村上文洋	株式会社三菱総合研究所デジタル・イノベーション本部 ICT・メディア戦略グループ主席研究員

医療・介護ワーキング・グループ

印南一路	慶應義塾大学総合政策学部教授
高橋政代	株式会社ビジョンケア代表取締役社長
武藤正樹	国際医療福祉大学大学院教授 (医療福祉経営専攻、医学研究科公衆衛生学専攻)
安田純子	PwC コンサルティング合同会社シニアマネージャー

農林水産ワーキング・グループ

有路昌彦	近畿大学世界経済研究所水産・食料戦略分野教授
泉澤宏	有限会社泉澤水産代表取締役
齋藤一志	株式会社庄内こめ工房代表取締役
花岡和佳男	株式会社シーフードレガシー代表取締役社長
林いづみ	桜坂法律事務所弁護士（創立パートナー）
藤田毅	有限会社フジタファーム代表取締役
本間正義	西南学院大学経済学部教授
三森かおり	有限会社ぶどうばたけ取締役

デジタルガバメントワーキング・グループ

川田順一	ENEOSホールディングス株式会社理事
田中良弘	新潟大学法学部教授
堤香苗	株式会社キャリア・マム代表取締役
濱西隆男	尚美学園大学総合政策学部教授
八剣洋一郎	株式会社ワークスアプリケーションズ取締役副社長、 株式会社 Works Human Intelligence エグゼクティブ・アドバイザー

規制改革推進会議及びワーキング・グループの審議経過

規制改革推進会議

第1回	R1.10.31	<ul style="list-style-type: none"> ・議長互選、議長代理指名 ・内閣総理大臣の諮問 ・規制改革推進会議運営規則について ・今後の審議に向けての意見交換
第2回	R1.12.2	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の重点事項について ・規制改革ホットラインの運営について
第3回	R2.2.12	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル時代の規制のあり方について (世界経済フォーラム 第四次産業革命日本センター センター長 須賀千鶴氏からヒアリング) ・各ワーキング・グループの進捗について ・規制改革実施計画のフォローアップについて
第4回	R2.4.13	<ul style="list-style-type: none"> ・各ワーキング・グループの進捗及び書面議決を行った意見書の報告について ・インフラメンテナンスにおける新技術・データ利活用に向けた意見について ・デジタル時代の規制のあり方について
第5回	R2.4.28	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護分野における重点的フォローアップ事項に関する意見 データ利活用の促進、社会保険診療報酬支払基金に関する見直し について ・書面規制、対面規制の見直しについて
第6回	R2.5.18	<ul style="list-style-type: none"> ・一般用医薬品(スイッチOTC)選択肢の拡大に向けた意見について ・書面規制、対面規制の見直しについて
第7回	R2.6.22	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル時代の規制のあり方について ・書面規制、押印、対面規制の見直しについて ・規制改革推進に関する答申の構成案について
第8回	R2.7.2	<ul style="list-style-type: none"> ・答申取りまとめ

成長戦略ワーキング・グループ

第1回	R1.11.22	<ul style="list-style-type: none"> ・成長戦略ワーキング・グループの運営方針について
第2回	R1.12.11	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検 <インフラメンテナンスにおける新技術・データ利活用> (オリックス・レンテック株式会社、国土交通省からヒアリング)
第3回	R1.12.19	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検 <インフラメンテナンスにおける新技術・データ利活用> (パシフィックコンサルタンツ株式会社、国土交通省からヒアリング) ・データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化 <交通分野におけるデータ活用の促進> (一般社団法人 JCoMaaS / 株式会社 MaaS Tech Japan、シリコンバレーD-Lab からヒアリング)
第4回	R2.1.17	<ul style="list-style-type: none"> ・データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化 <交通分野におけるデータ活用の促進> (東京大学伊藤特任講師・株式会社トラフィックブレイン、ジョルダン株式会社からヒアリング)

		<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検 <ul style="list-style-type: none"> <インフラメンテナンスにおける新技術・データ利活用> (株式会社センシンロボティクス、国土交通省からヒアリング)
第5回	R2.2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検 <ul style="list-style-type: none"> <インフラメンテナンスにおける新技術・データ利活用> (国土交通省からヒアリング) <遠隔監視技術の活用による大型浄化槽の保守点検頻度緩和> (クボタ浄化槽システム株式会社からヒアリング) ・データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化 <ul style="list-style-type: none"> <不動産関連市場の活性化に向けたデータの整備・連携> (一般社団法人不動産テック協会からヒアリング)
第6回	R2.2.21	<ul style="list-style-type: none"> ・データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化 <ul style="list-style-type: none"> <交通分野におけるデータ活用の促進> (国土交通省からヒアリング) <スマートメーターのデータ活用による新たな付加価値創造> (佐川急便株式会社、ホームネット株式会社からヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について ・デジタル時代の規制のあり方について (学習院大学小塚教授からヒアリング)
第7回	R2.3.11	<ul style="list-style-type: none"> ・データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化 (内閣官房 IT 総合戦略室、個人情報保護委員会からヒアリング) ・デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検 <ul style="list-style-type: none"> <遠隔監視技術の活用による大型浄化槽の保守点検頻度緩和> (環境省からヒアリング) ・インフラメンテナンスにおける新技術・データ利活用に向けた意見について
第8回	R2.3.19	<ul style="list-style-type: none"> ・データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化 <ul style="list-style-type: none"> <不動産関連市場の活性化に向けたデータの整備・連携> (国土交通省からヒアリング) <スマートメーターのデータ活用による新たな付加価値創造> (資源エネルギー庁からヒアリング) ・デジタル技術の進展を踏まえた規制の総点検 <ul style="list-style-type: none"> <インフラメンテナンスにおける新技術・データ利活用> (総務省、内閣官房小型無人機等対策推進室からヒアリング)
第9回	R2.4.23	<ul style="list-style-type: none"> ・データ駆動型社会に向けた情報の整備・連携・オープン化 <ul style="list-style-type: none"> <交通分野におけるデータ活用の促進> (国土交通省からヒアリング) <不動産関連市場の活性化に向けたデータの整備・連携> (法務省からヒアリング) ・株主総会に係る書類のウェブ開示拡大 (法務省、経済産業省からヒアリング)
第10回	R2.5.12	<ul style="list-style-type: none"> ・電子署名について (日本組織内弁護士協会、株式会社帝国データバンク、弁護士ドットコム株式会社、法務省、総務省、経済産業省からヒアリング) ・押印についての考え方 (法務省からヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について ・株主総会に係る書類のウェブ開示拡大について
第11回	R2.5.22	<ul style="list-style-type: none"> ・書面規制、押印、対面規制の見直し <ul style="list-style-type: none"> <不動産分野> (国土交通省からヒアリング)

		<金融分野> (金融庁からヒアリング) <会社法関連> (法務省からヒアリング)
--	--	---

雇用・人づくりワーキング・グループ

第1回	R1.11.15	・雇用・人づくりワーキング・グループの運営方針について
第2回	R1.12.18	・教育における最新技術の活用(フォローアップ) (文部科学省からヒアリング) ・イノベーション人材育成の環境整備 (経済産業省からヒアリング)
第3回	R1.12.26	・雇用類似(フリーランス)の働き方に関する検討状況について (厚生労働省、一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会からヒアリング) ・男性の育児休業促進に向けた取組について (厚生労働省、株式会社ワーク・ライフバランスからヒアリング)
第4回	R2.1.20	・外国人材の受入れ推進について (出入国在留管理庁、厚生労働省、日本商工会議所、一般社団法人新経済連盟からヒアリング) ・個別最適化された学びの環境整備について (NPO法人東京コミュニティスクール、NPO法人東京シュールからヒアリング)
第5回	R2.2.4	・個別最適化された学びの環境整備について (文部科学省からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針について
第6回	R2.2.25	・ジョブ型正社員の雇用ルールの明確化の検討(フォローアップ) (厚生労働省からヒアリング) ・36協定の本社一括届出の手続きの簡素化について (一般社団法人日本経済団体連合会、厚生労働省からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針について
第7回	R2.3.9	・待機児童対策協議会の活用について (厚生労働省、山梨県からヒアリング) ・ベビーシッターの利用促進 (厚生労働省、内閣府子ども・子育て本部、株式会社ネクストビート、株式会社キッズラインからヒアリング) ・イノベーション人材育成の環境整備 (公益社団法人経済同友会からヒアリング)
第8回	R2.3.16	・外国人材の受入れ推進について (出入国在留管理庁、厚生労働省からヒアリング) ・高校生の就職の在り方の検討と支援の強化(フォローアップ) (厚生労働省、文部科学省からヒアリング)
第9回	R2.4.9	・福祉及び介護施設における看護師の日雇派遣に関するニーズの実態調査と公表(フォローアップ) (厚生労働省からヒアリング) ・新しい時代の変化に対応する社会人向け教育 (リクルート進学総研 乾主任研究員、文部科学省、経済産業省からヒアリング) ・個別最適化された学びの環境整備および教育現場への外部人材の柔軟な登用・活用 (文部科学省からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針について

第10回	R2.4.22	・個別最適化された学びの環境整備 (文部科学省からヒアリング)
------	---------	------------------------------------

投資等ワーキング・グループ

第1回	R1.11.20	・投資等ワーキング・グループの運営方針について
第2回	R1.12.10	・フィンテックによる多様な金融サービスの提供(フォローアップ) (金融庁、警察庁、法務省、消費者庁からヒアリング)
第3回	R1.12.20	・フィンテックによる顧客利便性の向上 (新経済連盟、日本IT団体連盟、Fintech協会からヒアリング)
第4回	R2.1.21	・電波制度改革(フォローアップ等) (総務省からヒアリング) ・放送を巡る規制改革(フォローアップ等) (総務省からヒアリング)
第5回	R2.1.30	・多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて (マイクロモビリティ推進協議会からヒアリング) ・老朽化マンションの再生 (不動産協会、経団連からヒアリング)
第6回	R2.2.12	・放送を巡る規制改革(フォローアップ) (GALAC副編集長 氏家氏、映像コンテンツ権利処理機構、日本芸能実演家団体協議会、日本レコード協会、日本放送協会、日本民間放送連盟、テレビ東京ホールディングス、総務省、文化庁からヒアリング) ・スタートアップを促す環境整備 ・規制改革ホットライン処理方針について
第7回	R2.2.28	・放送を巡る規制改革(フォローアップ) (総務省、文化庁からヒアリング) ・タクシーの利便性向上 (国土交通省からヒアリング)
第8回	R2.3.4	・通信制度改革 (総務省からヒアリング) ・老朽化マンションの再生 (戒弁護士からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針について
第9回	R2.3.10	・フィンテックによる多様な金融サービスの提供(フォローアップ) (警察庁、経済産業省、厚生労働省、内閣府、金融庁、法務省、消費者庁からヒアリング)
第10回	R2.3.16	・放送を巡る規制改革(フォローアップ) (慶應大学大学院 中村教授、菊池特任教授、Netflix、NTTドコモ、NTTぷらら、NTT東日本、スカパーJSATからヒアリング) ・多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて (Wind Mobility Japan、千葉市からヒアリング)
第11回	R2.4.3	・自動運転時代を見据えた規制の改革 (名古屋大学 未来社会創造機構 モビリティ社会研究所 森川教授からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針について
第12回	R2.4.7	・放送を巡る規制改革(フォローアップ) (日本放送協会、日本民間放送連盟、在京5社配信ビジネス検討会からヒアリング)

第13回	R2.4.10	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化マンションの再生 (国土交通省、法務省からヒアリング) ・自動運転時代を見据えた規制の改革 (京阪バス、BOLDLY からヒアリング) ・フィンテックによる顧客利便性の向上 (金融庁、経済産業省からヒアリング)
第14回	R2.4.13	<ul style="list-style-type: none"> ・タクシー事業に係る提言について (経済同友会からヒアリング) ・スタートアップを促す環境整備 (金融庁からヒアリング)
第15回	R2.4.16	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な移動ニーズを満たすマイクロモビリティについて (警察庁、国土交通省からヒアリング)
第16回	R2.4.21	<ul style="list-style-type: none"> ・放送を巡る規制改革(フォローアップ) (総務省からヒアリング) ・自動運転時代を見据えた規制の改革 (警察庁、国土交通省からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針について
第17回	R2.5.11	<ul style="list-style-type: none"> ・水素スタンド関連規制の見直し (経済産業省、FCCJ(燃料電池実用化推進協議会)からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針について
第18回	R2.6.9	<ul style="list-style-type: none"> ・放送を巡る規制改革(フォローアップ) (文化庁、総務省、日本放送協会、テレビ東京ホールディングス、サイバーエージェントからヒアリング)

医療・介護ワーキング・グループ

第1回	R1.11.19	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護ワーキング・グループの運営方針について
第2回	R1.12.12	<ul style="list-style-type: none"> ・医療・介護ワーキング・グループの運営方針について (第2回規制改革推進会議決定事項の報告等) ・医療等分野におけるデータの利活用の促進について (厚生労働省からヒアリング)
第3回	R1.12.18	<ul style="list-style-type: none"> ・保険外医薬品(スイッチOTC等)選択肢の拡大 (印南専門委員からヒアリング) ・オンライン医療の普及促進(フォローアップ) (厚生労働省からヒアリング) ・社会保険診療報酬支払基金に関する見直し(フォローアップ) (厚生労働省からヒアリング)
第4回	R2.1.21	<ul style="list-style-type: none"> ・介護現場でのAI・ICT・ロボットの活用の可能性と課題 (社会福祉法人善光会、厚生労働省からヒアリング) ・介護事業者の事務負担の軽減などによる効率化 (厚生労働省からヒアリング)
第5回	R2.1.27	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師の専門性の更なる発揮に向けた取組 (恵寿総合病院 神野理事長、厚生労働省からヒアリング) ・救急救命士の活用 (平成立石病院 猪口理事長、厚生労働省からヒアリング) ・救急医療が真に必要な患者に提供される仕組み

		(聖マリアナ医科大学救急救命センター長 / 救急医学講座教授藤谷茂樹氏及び同 救急救命センター医長 / 救急医学講座助教遠藤拓郎氏からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針
第 6 回	R2.2.13	・医療用医薬品から一般用医薬品への転用 (スイッチ O T C 化) の促進 (日本 O T C 医薬品協会からヒアリング) ・体外診断用医薬品から一般用検査薬への転用 (スイッチ O T C 化) の促進 (一般社団法人日本臨床検査薬協会、日本 O T C 医薬品協会からヒアリング)
第 7 回	R2.2.20	・介護事業者の事務負担の軽減などによる効率化 (日本商工会議所 (有限会社ケア・プランニング)、厚生労働省からヒアリング) ・介護現場での AI ・ ICT ・ ロボットの活用の可能性と課題 (北九州市、厚生労働省からヒアリング) ・介護事業者の大規模化・協働化を通じた効率的な事業経営・運営を促進する仕組み (厚生労働省からヒアリング)
第 8 回	R2.3.10	・オンライン医療の普及促進 (フォローアップ) (医療法人社団鉄祐会、株式会社 M I C I N からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針
第 9 回	R2.3.18	・介護職員等によるケアの円滑な実施に向けた取組 (高齢者住まい事業者団体連合会、医療法人社団悠翔会からヒアリング)
第 10 回	R2.4.7	・医療現場の負担軽減と I C T の利活用 (株式会社アルム、株式会社 T - I C U からヒアリング) ・オンライン医療の普及促進 (フォローアップ) (厚生労働省からヒアリング)
第 11 回	R2.4.15	・保険外医薬品 (スイッチ O T C) 選択肢の拡大 (厚生労働省からヒアリング) ・社会保険診療報酬支払基金に関する見直し (フォローアップ) (厚生労働省、社会保険診療報酬支払基金、内閣官房情報通信技術 (IT) 総合戦略室 からヒアリング) ・医療等分野におけるデータ利活用の促進 (フォローアップ) (厚生労働省からヒアリング)
第 12 回	R2.4.22	・医療等分野におけるデータ利活用の促進 (フォローアップ) (厚生労働省からヒアリング) ・規制改革ホットライン処理方針 ・意見書について

農林水産ワーキング・グループ

第 1 回	R1.11.20	・WGにおける重点事項に向けたフリーディスカッション
第 2 回	R1.12.6	・畜舎に関する規制の見直しについて (農林水産省、国土交通省からヒアリング) ・漁業法改正関連政省令等について (農林水産省からヒアリング)
第 3 回	R1.12.18	・農業機械の自動走行に係る規制の見直しについて (事業者からヒアリング) ・新規就農支援について (事業者からヒアリング)
第 4 回	R2.1.22	・水産物及び漁業生産資材の流通総点検について (事業者、農林水産省からヒアリング)

第5回	R2.1.31	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物検査に係る規制について (事業者からヒアリング) ・農業機械の自動走行の普及促進に向けた取組状況について (農林水産省、警察庁、国土交通省からヒアリング) ・農業データの利活用促進に向けた取組状況について (農林水産省からヒアリング)
第6回	R2.2.10	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農者に対する経営安定及び拡大に向けた支援施策の取組状況について (農林水産省からヒアリング) ・魚病対策の迅速化に向けた取組について (農林水産省からヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について
第7回	R2.3.10	<ul style="list-style-type: none"> ・農産物検査制度の見直し状況について (農林水産省、消費者庁、財務省からヒアリング)
第8回	R2.4.9	<ul style="list-style-type: none"> ・農業用施設の建設に係る課題について (農林水産省からヒアリング) ・農作物栽培施設に係る立地規制の見直しについて (国土交通省からヒアリング)
第9回	R2.4.21	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲証明制度の創設について (農林水産省からヒアリング) ・農産物検査について (有識者、事業者、農林水産省からヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について
第10回	R2.5.14	<ul style="list-style-type: none"> ・農業者の成長段階に応じた資金調達の円滑化について (農林水産省からヒアリング) ・JAグループによる自己改革の実行状況等について (農林水産省、JAグループ、単位農協からヒアリング) ・規制改革ホットラインの処理方針について
第11回	R2.5.26	<ul style="list-style-type: none"> ・畜舎に関する規制の見直しについて (農林水産省、国土交通省からヒアリング) ・農業委員会改革の進捗状況について (農林水産省からヒアリング)

デジタルガバメントワーキング・グループ

第1回	R1.11.26	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタルガバメントワーキング・グループの運営方針について
第2回	R1.12.10	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業主の事業承継時の手続簡素化について (財務省、厚生労働省からヒアリング) ・「行政手続コスト20%以上削減」に向けた各省取組のフォローアップ <ul style="list-style-type: none"> - 重点分野「従業員からの請求に基づく各種証明書類の発行」(就労証明書)について (内閣府、厚生労働省からヒアリング) - 重点分野「社会保険に関する手続」及び「調査・統計に対する協力」について (厚生労働省からヒアリング)
第3回	R1.12.20	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政手続コスト20%以上削減」に向けた各省取組のフォローアップ <ul style="list-style-type: none"> - 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」について(その1) (国土交通省からヒアリング) - 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」について(その2) (農林水産省からヒアリング)

		<ul style="list-style-type: none"> - 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」について（その3） （経済産業省からヒアリング） ・新しい目標設定の在り方に係る検討の進め方について
第4回	R2.1.14	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政手続コスト20%以上削減」に向けた各省取組のフォローアップ - 重点分野「調査・統計に対する協力」について （総務省からヒアリング） - 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」について（その1） （警察庁からヒアリング） - 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」について（その2） （金融庁からヒアリング） - 重点分野「営業の許可・認可に係る手続」（その3）及び「商業登記等」について （法務省からヒアリング） ・デジタル・ガバメント実行計画（令和元年12月20日閣議決定）について （内閣官房IT総合戦略室からヒアリング） ・中小企業・小規模事業者の長時間労働是正・生産性向上と人材確保に関するワーキンググループについて
第5回	R2.1.27	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続コスト削減に向けた各省取組のフォローアップ - 重点分野「国税」「地方税」について - 規制改革実施計画「地方の書式・様式」（地方税関係）について （財務省、総務省からヒアリング） ・地方自治体への働きかけについて ・規制改革ホットラインの処理方針について
第6回	R2.2.19	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続きの不便を無くす デジタルからサービスへ。行政手続きリデザインの視点 （株式会社アスコエパートナーズからヒアリング） ・経済産業省による事業者手続のデジタル化について （経済産業省からヒアリング） ・行政手続コスト20%以上削減の取組について ・規制改革ホットラインの処理方針について
第7回	R2.3.17	<ul style="list-style-type: none"> ・欧州におけるデジタルガバメント推進方法 ・新しい取組に係る意見交換
第8回	R2.3.23	<ul style="list-style-type: none"> ・「行政への入札・契約に関する手続」について（フォローアップ） - 建設工事・測量に係る取組について （国土交通省からヒアリング） - 物品・役務に係る取組について （総務省からヒアリング） ・規制改革ホットラインの処理方針について
第9回	R2.5.11	<ul style="list-style-type: none"> ・地方の書式・様式の改善について（フォローアップ）
第10回	R2.6.5	<ul style="list-style-type: none"> ・就労証明書について （内閣府子ども・子育て本部、厚生労働省からヒアリング） ・書面規制、押印、対面規制について（行政手続等関係）
第11回	R2.6.18	<ul style="list-style-type: none"> ・書面規制、押印、対面規制について（行政手続等関係） （厚生労働省からヒアリング）

新型コロナウイルス感染症対策に関する特命タスクフォース

第1回	R2.4.2	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン診療・服薬指導について
-----	--------	---

		(厚生労働省からヒアリング) ・遠隔教育について (文部科学省からヒアリング)
第2回	R2.4.3	・オンライン診療・服薬指導について (厚生労働省からヒアリング)

デジタル時代の規制・制度について
(令和 2 年 6 月 22 日規制改革推進会議決定)

経済社会のグローバル化が急速に進展し、デジタル技術の進歩が経済社会を大きく変容させている。我が国経済の成長力を将来にわたって維持・強化し、我が国の社会生活環境を維持・改善するためには、グローバル化、デジタル化への対応に遅れがあってはならない。

こうしたデジタル化の流れを加速するため、デジタル技術の活用を阻害する規制・制度を見直すのは当然として、デジタル時代に必要なイノベーションを促す成長加速型の規制・制度への変革が求められる。これまでの規制・制度のあり方全般についても大きく変革が求められる。

デジタル技術の活用は、少子高齢化や人口減少、人口構造の変化による潜在成長力の低下、社会保障制度の効率化の要請、地方における人手不足や地方の活性化等の我が国が直面し、今後ますます困難化する諸課題を解決するために必要不可欠である。

現在、新型コロナウイルス感染症の拡大への対応が、国としての最重要課題となっている。新型コロナウイルスの感染防止のためには、人と人との接触を最小限にする必要があり、デジタル技術を用いたオンライン等の活用が有効である。このような観点から、当会議からの提言を踏まえ、オンライン診療や遠隔教育について、コロナ対応での特別措置が実施されることとなった。

新型コロナウイルスとの戦いは我が国にとっての試練ではあるが、デジタル技術の進歩を最大限活用することなどによって乗り越えなければならない。そのうえで、完全な終息が難しく、コロナとともに歩むウィズコロナの時代になるにせよ、コロナ危機が終息した後のポストコロナの時代になるにせよ、いずれにせよ、我が国は世界でもトップクラスのデジタル国家となることを目指すことによって、経済社会の再構築をしていかななければならない。

このような問題意識のもとで、デジタル時代の規制・制度のあり方について、基本的な考え方をまとめるとともに、改革の方向性を示す。

1 . デジタル時代の技術進歩

デジタル技術は既に様々な分野で使われている。産業のあらゆる分野でコンピュータが用いられ、インターネットで世界中が繋がっている。スマートフォンは持ち運び型コンピュータとして、人々の生活に欠かせないものとなった。

しかしながら、第 4 次産業革命で想定されるデジタル技術の進歩は、これまでの技術進歩のスピードを凌駕するのみならず、幅広い分野に及び、その質も大きく変わっていく。

特に、カメラ等を含む高精度で安価・大量のセンサーによる多種多様なデータ取得の容易化、IC・メモリーの更なる進歩、クラウドサービス利用等によるビッグデータの高処理、ディープラーニングの進展によるAIの高度化、超高速通信(5G、6G)の実現、あらゆるモノがネットワークとつながるIoTの進展は、経済社会活動にこれまで以上に大きな影響を及ぼす。

こうしたデジタル技術の進歩が相互に作用し、現在、人が行っている活動の多くが電子的に処理され、AI やロボット等によって補完・代替される時代が来る。こうしたデジタル技術

の普及に加え、個人・企業の経済社会活動に関する膨大なデータの収集・分析がなされることにより、事業活動の徹底した効率化、新しいビジネスモデルの開発・波及、消費者利便性の向上、社会保障制度や教育なども含めた公共サービスの質の向上・効率化が可能となる。

技術進歩の速度は、今後ますます早くなる。現在、遠い未来像として思い描いているデジタル時代の本格的な到来はそれほど遠いものではない。将来を見据えて、我が国の規制・制度のあり方を未来志向で見直し、デジタル時代に相応しい規制・制度を築き上げていくことが求められる。

2. デジタル化のもたらす便益・社会的価値の向上

経済・社会のデジタル化の進展は、企業の事業活動、消費者に対して、どのような便益・社会的価値の向上をもたらすのだろうか。また、公共サービスの分野で国民に対してどのような便益をもたらすのだろうか。少し整理してみたい。

(1) 事業活動の生産性向上、消費者利便向上

企業の事業活動のうち、製造業では、AI・ロボットの活用やデータに基づく工程の最適化などによって企業内やサプライチェーン連携での効率化が行われ、生産性が向上する。自動運転の実現は、物流システムを根本的に変革する。サービス業においては、無人店舗の活用やオンラインサービスの充実などにより、提供者側の効率化・省力化が進む。

デジタル技術を活用することによって、新たなビジネスモデル（プラットフォーム型、シェアリングエコノミー型、データ活用型、AI型等）が生まれ、製造業、物流・サービス業といった業態の垣根も曖昧になっていく。その結果、これまで以上に多様なサービスが提供され、多様なビジネスが展開される。事業分野の横断化、事業者間の連携推進、消費者間取引の円滑化等による新たな事業創出も見込まれる。

また、AIが人の判断を代替する分野が多数出てくる。自動運転は段階的に実現し、多様な種類のモビリティ手段がシームレスにつながっていく。人が実施している各種点検、確認といった作業も、将来的にはAIとロボットで代替されてくる。

こういった先進技術を用いた事業展開や、新しいビジネスモデルを携えた企業の出現は、ビジネスモデル間の競争や新陳代謝を通じて、既存市場の拡大や新たな市場の創出を促し、経済成長に繋がっていく。新たなビジネスモデルでは、個人間で自律的な取引の成立が可能となるなど事業コストが著しく低下し、これまで事業化が難しかったビジネスが可能となるとともに、既存のビジネスモデルから排除されていた人たちの事業参画やサービスの受益が可能となる。

デジタル技術を通じたサービスや事業活動の多様化は、消費者の利便性を向上させる。自動運転をはじめとするデータやAI、ロボットといった新技術を用いたモビリティは、新たな事業を生み出しつつ、ヒトやモノの移動を画期的に容易にする。テレワークなどのデジタル技術を活用した新たな働き方の広がりや、時間の使い方の柔軟化や効率化を通じて、生活の質の向上に繋がる。新旧ビジネスモデル間の競争や新陳代謝を通じた我が国経済の競争力強化は、消費者に還元される。

(2) 公共サービスの利便性向上

デジタル技術の進展は、人々の価値観や行動様式を変え、公共サービスの提供の仕方にも

影響を与える。

国・地方公共団体の提供する行政サービスは、手続のオンライン化が原則とされることで、国民・住民・事業者は行政の窓口に行く必要がなくなる。オンライン化は、利用者にとって使いやすく、情報の連携、利活用を見据えたシステム設計が前提となる。

行政からの情報や行政相談もオンラインで提供される。遠隔地の国民・住民の利便性が向上するとともに、一人一人のニーズに応じたサービス提供が可能となる。デジタル技術が行政サービスに活用されることで、事業者は、行政手続コストを大幅に削減することができる。とともに、データの利活用も可能となる。国・地方公共団体は、デジタル時代に合わせた行政組織の再編成・効率化を行うことで、将来的な人手不足社会に対応するとともに、社会からの行政改革の要請に応えることができる。

国・地方公共団体は、手続のオンライン化等により電子化されたデータを収集・管理し、オープンデータ化を進めることで、これまで提供できなかった高度な行政サービスを提供できる。例えば、行政と事業者とが連携した MaaS の取組や医療・介護等における連携・機能強化など新たなサービスの提供を行うことが可能となる。行政データのオープン化により、事業者はそれを前提とした施設やサービス、まちづくりを提案するようになり、行政がこうした取組をスマートシティとして推進することなどにより、地域生活の質を高めることも可能となる。

医療・介護、教育等の公共サービスの分野では、AI・ロボットの活用、高度な通信技術の活用、データの利活用、オープンシステムやシステム連携などの先進技術の活用によって、質の高いサービスを低コストで提供することが可能となる。医療の分野では、医師の行う診察や画像診断を AI で高度化できるようになり、データの蓄積によってより正確な診療が可能となる。効率化・質の向上だけでなく、大きな成長分野として国民に還元される。オンライン診療・服薬指導は患者の利便性の向上に資する。また、遠隔教育等の教育分野でのデジタル技術の活用は、教育の質を高めるとともに、地域格差の解消に資するものである。

(3) 我が国の直面する諸課題を解決する手段としてのデジタル技術

我が国は、人口減少・超高齢化社会を迎えている。人口減少の加速により、潜在成長率はさらに低下する。勤労世代の減少と高齢者の増加により、医療・介護を始めとする社会保障制度の効率化は喫緊の課題である。人手不足問題は、将来的には、日本経済の成長のボトルネックとなる。地方の活力維持は、人口減少、高齢化が急速に進行する地方において、待たなしの課題である。インフラの老朽化・維持更新も大きな課題である。

我が国がこうした諸課題に対応し、明るい未来像を描けるようにするためには、デジタル技術が最大限活用される経済社会を実現し、(1)(2)で示したデジタル社会を世界に先駆けて実現していく必要がある。徹底した効率化・省力化や新たなビジネスモデルによる事業の創生は、潜在成長率を底上げし、事業者間の切磋琢磨を通じて経済競争力を高める。社会保障制度の質の向上、効率化のためには、デジタル技術の活用が不可欠である。人手不足への対応として、AI・ロボットの活用によって人が果たしている機能の高度化を進めなければいけない。エネルギーインフラについては、デジタル技術等も活用して徹底的に効率化し、同時に、デジタル社会を支えるインフラとしての強靱性を高めていく必要がある。地方の活力の維持のためには、自動運転の活用やデジタル技術を活用した省人化が必要である。AIを活用した画像認識・診断やドローン等の活用は、老朽インフラの効率的な維持管理のために必須である。

3. デジタル化の進展によって生じる新たな課題（現行の規制・制度での対応の限界）

デジタル化の進展は、経済社会に対して様々な影響を与える。それに伴い新たに生じてくる課題・問題に対する現行の規制・制度での対応には限界がある。新たな課題・問題と現行規制・制度の限界を認識した上で、規制・制度の見直しを考える必要がある。

（1）取引の重点の変化によって生じる課題（従来と異なる対象・主体・方法）

デジタル時代には、これまでのヒト、モノを中心とする取引が変容する。取引対象が、モノからサービスへ、モノからソフトウェアやデータへと変化する。取引の主体・方法が、ヒトがヒトと対面で直接行うものから、いわゆるコードやアーキテクチャといった技術的な仕組みに依存するものへと変化する。ヒトが果たしている機能はAI、ロボット等によって補完・代替され高度化していく。使用される技術は高度化し、技術の重点はハードウェアからソフトウェアへと移っていく。

従来型の規制・制度は、個人・法人を行為主体として前提としている。また、所有・支配の概念が前提となっており、データ、AI、ロボット等を適切に捉えられない。このような規制・制度では、時代の変化についていけない。対面主義や書面主義を前提とする規制は、オンラインでの処理を阻害する。技術進歩に追いついていない規制・制度や特定の技術・手法の使用を義務付けている規制・制度は、新たなデジタル技術の導入・活用を阻害する。

労働の方法も、テレワークが導入され、兼業が推進されるなど一律の就業形態が変化する中で、これまでの雇用関係法制のあり方について見直しが求められる。

また、従来の業に対する規制・制度は、事業者が主体であることを前提としている。事業形態が多様化し、個人と個人とをマッチングさせるプラットフォーム型ビジネスのような経済活動が出てくる中で、規制・制度が新たな形での事業展開を阻害する場面（過剰規制）が出てくる。他方で、個人（消費者）がいわゆるプラットフォーマーを通じてサービス提供主体となる場合など、従来の規制・制度では規制目的を達成できない場面も出てくる。

（2）デジタル技術の進展がもたらす課題

デジタル技術が急速に進展する中、高度なデジタル技術については、立法府・行政府の持つ情報・理解が、規制対象となる事業活動を行う民間の持つ情報・理解に追いつかず、情報の非対称性が生じるケースが増えてくる。ディープラーニングによってAIが更なる進歩を遂げていく中で、その思考回路のブラックボックス化が進む。また、ビジネスプロセスを処理する主体がヒトからAI・ロボットへと変化していく。サイバー空間での多数の個人と事業者とが連携して構築したサービスについては、その責任関係が問題となる

いわゆるコードやアーキテクチャといった技術的な仕組みが事実上法規範としての機能を果たしていく場面が増えてくる。プラットフォーマーのビジネスモデル自体が経済社会に対して事実上の制約を与えることがある。このようなコードやアーキテクチャに対して、法令による規制・制度がどのように対応していくのかという点が問われている。

デジタル技術の進展によって生じる問題点・課題を踏まえ、規制・制度を現実的、実効性のあるものとして構築しなければならない。自動運転やAIの活用に対応した責任分配、有体物と無体物、紙に化体された権利の帰属と移転の規律に関する民商法規定のあり方など、一般法についても見直しが必要となる。

(3) データの利活用がもたらす課題

今後、データがビジネスの核心としての重要性を持つ。データの活用の円滑化のためには、質の高いデータを収集し、利活用できる仕組みを整えることが必要となる。プラットフォーム型ビジネスモデルでは、プラットフォームが相当な量の個人情報を集積し、データベース化する。また、AIがディープラーニングを通じて進歩し能力を発揮するには、構造化された良質で大量の情報・データが不可欠となる。

大量のデータの収集が容易になり、その利活用が必然となる中で、プライバシーをはじめとする人権侵害の問題に対する十分な配慮が必要となる。データの利活用は情報セキュリティの確保を前提としつつ、セキュリティを過大に評価することによって利活用の促進が困難とならないよう、その調和を図る必要がある。また、巨大プラットフォームによるデータ収集の寡占化の問題もある。データの収集・利活用とプライバシー保護等の権利保護との調和をどのように図っていくかは大きな課題である。

(4) グローバル化によって生じる課題

経済社会のデジタル化は、グローバルな現象である。デジタル技術を活用した企業活動は容易に国境を超える。規制・制度は、国際的な動向も考慮したものである必要がある。他国の規制・制度の下ではできることが、我が国の規制・制度が原因となってできないということがあってはならない。また、企業に適用される規制・制度の相違が、我が国企業の競争条件を国外企業に対して不利にする影響も考えられる。

また、デジタル化とグローバル化が組み合わさることによって、いわゆるコード、アーキテクチャといった国民の行動を規律する新たな仕組みが、国境を越えて国内に入ってくるのが容易になり、これまでの規制・制度では対応できない面がでてくる。

データについても、その利活用を進めるためには、国際的なデータ移転・利活用の仕組み(トラスト等)が問題となってくる。

(5) その他の新たな課題

SDGsなどの環境保護・持続可能性の確保や気候変動への対処、AIやロボット等のデジタル技術が雇用・労働に与える影響、格差問題等を踏まえ、新たに生じる課題への対応も必要である。また、デジタル化に対応して、経済社会の構造自体が変化していく中で、社会全体における課題解決の優先順序や資源配分のあり方の見直しが必要となる。

4. デジタル時代の規制・制度の見直しの方向性と重視すべき視点

(1) デジタル技術の活用とそれに伴う諸課題への対応

デジタル化のもたらす便益・社会的価値の向上は、2.で示したように極めて大きい。その一方で、デジタル化が遅れると、経済の効率化が著しく遅れ、我が国経済社会の国際競争力を失うとともに、国民・消費者はデジタル化による生活水準・利便性の向上を享受できない。デジタル技術の進歩を先取りし、それを活用することのメリットを最大限享受できるようにしなければならない。多くの日本企業において、デジタル技術を駆使し既存の枠組みを変革し新たな価値を生み出す、いわゆるデジタルトランスフォーメーションの取組が進められている。デジタル時代の規制・制度はこうした動きを支えるものである必要がある。

デジタル化を進める以外に我が国が生き残るための選択肢はない。

他方で、3. で示したような新たな諸課題については、的確かつ戦略的に対応していく必要がある。デジタル化の進展によって、従来の規制・制度では、十分に規制目的（個人の身体・財産の安全、プライバシー保護、国家の安全等）を達成できない事象が生じる。このような事象については、規制・制度を適切に見直す必要がある。

上記を踏まえると、今後の規制・制度については、以下の二つの方向から改革を進めていく必要がある。

デジタル化を促進する規制・制度改革

現行の規制・制度が新技術の活用を阻害している場合には、そのような規制・制度の見直しが必要。

デジタル化により生じる課題に対応する規制・制度改革

従来の規制・制度によって法益の保護が不十分な場合には、デジタル化に伴う新たな課題に対応した規制・制度への見直しが必要。

(2) デジタル時代の規制・制度見直しにあたって重視すべき視点

上記の2つの方向での規制・制度改革を進めていくにあたっては、以下の点に留意する必要がある。その際、デジタル化がデフォルトであって、デジタル化しないのが例外であるという「デジタルファースト」の姿勢で検討を進めるべきである。

デジタル技術の現実の利活用を促し、イノベーションを促進する規制・制度

デジタル技術は現実の利活用を通してイノベーションが進み、そのことによって、技術はさらに進歩していく。規制・制度は、新技術の現実の利活用を可能にし、イノベーションを促進するものでなければならない。従来の価値観に基づく規制・制度が、新たな技術の現実の利活用を阻害することのないよう、デジタル技術がもたらす付加価値やリアリティに重点を置いて、規制・制度のあり方を考えるべきである。新たな技術が導入当初は負の側面をもたらすことも想定されるが、負の側面があるから認めないというのではなく、見直しを適切に実施し、運用を改善し続ける中で規制・制度の完成度を高めるという視点も重要である。また、新技術についてのエビデンスが存在しないために認められない、認められないからエビデンスが形成されない、という悪循環を打破するため、大胆な実験ができる環境を整備することも必要である。さらに、イノベーションを促進するという観点から、新技術に対するインセンティブ付けという視点も考慮に入れるべきである。

デジタル技術の進歩に迅速・柔軟に対応できる規制・制度

デジタル技術の進歩速度は速い。これまで、規制・制度改革にあたって、立法事実の積み上げや関係者間の利害調整に多くの時間を費やしてきた結果、我が国はデジタル化に遅れをとるに至った。デジタル時代には、規制・制度改革にスピードが求められる。新しい技術の活用による結果を見極めてから規制・制度を整えたのでは、制度ができたときには時代錯誤となる。また、技術・事業環境の変化が早い分野では、一旦整備された規制について、以前にも増して早期の見直しが求められる。硬直的な規制・制度では対応できない。柔軟性のある規制・制度とし、データを活用した迅速な見直しを継続的に行い、より

適切な規制・制度としていく必要がある。

人口減少・高齢化社会を踏まえ、人口減少を前提とした規制・制度

我が国は、人口減少が始まった数少ない先進国の一つである。少子化対策の実施は必要であるが、人口減少を所与として規制・制度を考える必要がある。現行の規制・制度の中には、人口増加社会を前提に特定セクターを保護する機能を果たしてきたものがある。人口減少社会では、これまでと同じ規制・制度の下で同じ仕事のやり方をしている、あらゆるセクターで必要な労働力が確保できなくなる。人口減少を前提として、規制・制度の抜本的な見直しを行う必要がある。

新たに生じる諸課題を踏まえた規制・制度

新技術の導入によって、これまでの規制・制度が想定してこなかった諸課題が生じるが、このような新たな課題への対応を誤れば、社会全体に新技術導入への抵抗感が芽生え、デジタル化を進めることが困難になる。3. で示した諸課題について、その実情を分析したうえで、必要な対応をする必要がある。

経済社会のグローバル化を踏まえ、国際競争に耐えうる規制・制度

経済社会のグローバル化の進展は不可逆なものである。グローバル化を前提として、我が国の経済社会の国際競争力を高めるという観点から、国際競争に耐えうる規制・制度とすることが必要である。また、デジタル化の果実を獲得するためには、国際的なルールのあり方を主導していく攻めの姿勢も必要である。

5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準

以上を踏まえ、デジタル時代の規制・制度の見直しにあたっては、ある程度類型化したうえで、具体的な見直しの基準を示すことが有用である。どのような規制・制度をどのような方向で見直すべきかという、いわば見直しの切り口ともいえるべき基準を以下に示す。なお、例として示している事項は、見直しの基準を理解しやすくするためイメージとして示しているもので、具体的な見直し対象は今後検討することになる。

(1) 特定の技術・手法を用いることを義務付けた規制・制度の見直し

安全規制のリスク把握を精緻化し、リスクに応じた規制・制度へ見直し

() 施設等の安全管理については、人が目視、打音によって点検、検査等を行うことを原則としている規制が多い。高精度カメラ、ドローン、赤外線センサー等を用いて必要な情報を収集し、AI等を用いた画像認識・診断やビッグデータの分析、常時監視等によって、リスク評価の精緻化を行うことで、一律の手法による規制を見直すべきである。

例：目視、打音等を原則とするインフラ等の定期点検・検査の新技術による代替

() 点検、検査等を一定期間ごとに、特定の手法や一律の基準により義務付けている規制も多い。センサー等によるリアルタイムデータの把握やビッグデータの分析等によって、リスク評価の精緻化を行うことで、一律の基準の規制を見直すべきである。

例：浄化槽の保守点検頻度の見直し、車検制度の手続や基準の見直し

()製品検査等において、製造プロセスでデジタル技術を用いた精緻なリスク管理が行われている場合には、検査自体を不要とすべきである。また、従来から行われている検査等の中には、経済社会の変化により、規制創設時の目的が失われてきているものがある。こういった検査については、その必要性を検証し、見直すべきである。

()検査・点検等の結果を書面で記録することを求める規制は、安全管理の高度化、省力化、データ活用によるリスク評価の精緻化の観点から、確認、記録等のプロセスをデジタル化すべきである。

()安全管理を担当する責任者等を置くことや、講習、資格取得を義務付ける規制など、人が実施することを前提とした規制については、デジタル技術による補完・代替を認める観点から、義務付けの緩和等の見直しを行うべきである。

()人による行為を前提とした車両等の免許制度について、自動運転システムの技術進歩を促す観点も含め、技術進歩に合わせて、必要な見直しを行うべきである。

このような見直しにより、より高度な安全性の確保が可能となると同時に、安全規制のリスクバッファを最小化することで管理者、利用者の負担低減が可能となる。

消費者保護規制・投資家保護規制のリスク把握を精緻化し、リスクに応じた規制へ見直し

消費者保護や投資家保護に関する規制・制度の中には、消費者等の属性に応じた一律の行為規制を設けている例がある。このような一律規制について、消費者等の属性や取引の態様等のデータの収集・分析により、消費者等のリスクをより精緻化して評価し、リスクバッファを大きくとった一律の行為規制を見直すべきである。また、事業者やプラットフォームに多くのデータが集積するデジタル化時代の特性を活かし、こういったデータも活用したモニタリングを併せて活用すること検討すべきである。

例：金融（高齢者への金融商品販売、プロ投資家と一般投資家の区分などリスクマネーの拠出についての各種規制、クレジットカード発行の審査・照会等）

性能基準への移行

安全基準や技術基準を定める規制・制度については、新技術の活用促進の観点から、求められる安全性等を性能基準として示すべきである。その際、法令上の技術要件が、実質的に特定の技術の使用を前提とするものとならないよう、技術基準・技術要件の定め方を技術について中立的（テクノロジー・ニュートラル）なものとするべきである。

例：建築基準法、消防法、電気用品安全法、ガス事業法
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等

(2) デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直し
対面規制の再検証と見直し

高精度カメラをはじめとするセンサー、相互通信やこれらを通じたデータの収集・分析、A Iの活用等によって、人の果たしてきた機能を補完・代替することが可能になる。人と人の対面主義での行為を求める規制・制度については、全面的にその必要性を厳しく再検証し、見直すべきである。また、対面による受け渡しの義務付けなど、オンライン、リモートでの事業活動を阻害する規制・制度は、見直すべきである。

例：オンラインによる診療・服薬指導、A I等を用いた診療
運行管理者による点呼、クリーニング店における受け渡し
宅地建物取引業法の重要事項説明時の対面義務

書面規制の再検証と見直し

()物理的な書面の作成・交付が義務付けられている規制・制度は、オンラインでの作成・交付によって行うことができるよう、全面的にその必要性を厳しく再検証し、見直すべきである。

()書面作成が法令等で義務付けられていないとしても、交付・提出がオンライン化されていない場合や物理的な書面を前提に法的効果が付与される場合には、事実上書面作成義務が課されているのと変わらない。特に国、地方公共団体の関与する行政関係書類については、デジタルガバメントの取組を推進し、書類手続の完全オンライン化を進めるべきである。また、オンライン化手続が導入されていても現実に利用が進まないものもある。オンライン化にあたっては、物理的文書を単に電子媒体に置き換えるのではなく、デジタルでの処理・活用が進むよう、デジタルを前提とした文書作成・提供がなされる必要がある。

()また、オンラインでの提出を前提として、書類作成・交付を義務付ける規制・制度について、書類自体の必要性の検証、添付書類や記載事項の徹底した簡素化、事業所単位での書類作成の企業単位への変更など、全面的な見直しを行うべきである。

例：行政機関向けの書面手続全般（署名・押印/添付書類）

()法令等によって民間事業者等に作成・保管が義務付けられている書類についても、同様に見直すべきである。

例：不動産取引における重要事項説明、定期建物賃貸借契約
介護事業の指定・報酬関連書類の提出

()押印は、本人確認や文書の真正性担保のため、行政手続において広く求められてきた。オンライン化を前提として、本人確認のための押印については印鑑証明を求める場合など真に必要な場合、文書の真正性担保のための押印については、契約書等に限定すべきであり、その場合であっても、電子署名等の他の代替手段によることを認めるべきである。代替手段については、改ざん防止他の一定の条件の下幅広くデジタル技術での代替を認めるべきであり、従来型のICチップやシステム等の利用を前提とせず、クラウド、ブロックチェーン等の利用を許容すべきである。

例：民事訴訟法、電子署名法の証拠に関する推定規定

()行政機関向けの手続については、社会全体として、デジタルガバメントの実現に向け、

原則として、個人についてはマイナンバーカード、マイナポータルを活用すべきであり、法人については法人番号を活用すべきである。そのような観点から、マイナンバー制度の利用拡充や法人番号のあり方について検討が必要である。

特定の場所での事業・営業の義務付けの見直し

事業の実施が特定の場所での営業に限定されているもの、営業許可等が特定の地方公共団体単位で行われているもの、許可基準として距離制限があるものなど、特定の場所での事業・営業が義務付けている規制・制度は、ネットを使った事業展開が一般的になり、テレワークやサテライトオフィスの活用が進む中で、経済社会状況や安全確保のための技術の進歩などを踏まえ、合理的な規制であるか再検証し、見直すべきである。

例：弁護士、行政書士等の事務所設置規制

歯科技工士（歯科技工を歯科技工所で行うことが義務）

（３）業規制の見直し

柔軟な事業展開を阻害する縦割りの業規制の見直し

（ ）デジタル技術の進展により、他業態への進出による融合効果が高まり、事業活動のオムニチャネル化が進展していく。事業活動の手法毎に縦割りの業態別規制を行うことは非効率であり、縦割りを排除した規制・制度の見直しを行うべきである。この場合、新たな業規制の類型を創設することも考えられる。

例：金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律の金融サービス仲介業

MaaS 関連サービスを実施しようとする者のための旅行業法の新類型の整備

（ ）デジタル技術を活用した新しいビジネスモデルでは、これまでの事業展開を前提とする業規制が新事業の立ち上げを阻害している例が多く、グレーゾーン解消制度でも頻繁に照会事例がある。現在の技術環境のもと、業ごとの許認可がどこまで必要であるか、業規制の内容が規制目的に鑑み必要最小限度のものであるか規制・制度を点検し、新たなビジネスモデルを含む事業活動を阻害する過剰な規制を見直すべきである。事業者間の連携・提携の障害となっている規制・制度についても見直すべきである。また、規制にあたっては、デジタル技術を用いたより効率的な規制方法も検討すべきである。

例：金融業（銀行、証券、保険業とフィンテック）の業、代理・媒介等の定義
運送業（タクシー、バス、貨物）

オンラインでの健康助言アプリケーション（医行為、プログラム医療機器）

事業者を前提とする業規制による参入障壁の見直し

これまでの業規制は、事業者が事業主体となることを前提としているのに対し、プラットフォーム型のビジネスモデルでは、消費者も事業主体となりうる。従来事業者を対象とした規制は、事業者には様々な行為規制を課す仕組みとなっており、消費者がプラットフォームの助けを得て事業主体となる新たなビジネスモデルを想定していない。このような新たなビジネスモデルによる事業展開を可能とするため、行為規制のあり方を再検討し、規制・制度を見直すべきである。

例：旅館業法と住宅宿泊事業法（民泊新法）の関係

資格保有者の営業所等への必置規制の見直し

特定の資格保有者が営業所等に所在していることを義務付ける規制・制度について、ネットでの事業展開やテレワークによる対応が一般的になる中で、資格保有者による行為をリモートアクセス等のデジタル技術で代替することにより、資格保有者の営業所等への必置義務を緩和するよう見直すべきである。

例：建設工事現場において施工管理を行う主任技術者（建設業法）
運行管理者、旅行業務取扱管理者 等

特定の資格保有者による業務独占の見直し

デジタル技術の発展により、ネットやリモート技術を活用した事業展開が容易になってきている。特定の資格保有者しか業務ができない規制・制度についても、業務の一部をデジタル技術によって支援・補完・代替することによって、柔軟かつ消費者利便に合致した新たなサービスの提供が可能となる。業務の一部をデジタル技術によって行うことを業務独占の範囲から除外するなど、業務独占を定める規制のあり方を見直すべきである。

新規参入事業者によるデータ等へのアクセスの確保

デジタル技術を利用して新規参入を行おうとする事業者は、既にあるシステム、データ等の事業インフラを利用できない場合には、競争上著しく不利な地位に置かれることがある。このため、必要な事業インフラへのアクセスが認められるよう配慮する必要がある。また、新たなビジネスモデルが、既存業者等の持つデータや情報を活用することを前提としている場合に、公共性や競争条件の観点を踏まえ、そういったデータや情報を新規事業者に一定の条件の下で使用させる仕組みを構築することを検討すべきである。

例：全銀ネットへの資金移動業者の参入
不動産取引情報（レインズ）、MaaS（時刻表・運行情報、料金設定）
医療・介護に関するデータベース

（４） 柔軟な規制体系への見直し

デジタル時代においては、規制主体と規制対象との間の関係が大きく変化し、規制・制度のあり方についての基本的思想が変化する。既存の規制・制度については、以下の点に留意して、必要な見直しを行うべきである。これから新たな規制・制度を設けるにあたっては、以下の点を考慮した規制・制度の構築を行うべきである。

官民の情報の非対称性を前提とした、新たな規制・制度体系への見直し

規制主体と規制対象たる事業者との間の情報の非対称性が大きい分野では、規制主体が法令で詳細な規制を規定することは、規制目的の達成、事業の円滑な展開の両面から適当でない。情報の非対称性の大きい分野では、より柔軟な規制・制度とすべきである。法律で概括的な規律を行い、政省令で柔軟規定をおくほか、事業者等が持つ最新の情報を活用するため、事業者等も参加したガイドライン等による中間的な規律の導入や開示・説明の義務付け、自主的なガバナンス、インセンティブ付けを重視した制度設計など、新たな規制・制度体系へと見直すべきである。

例：自動運転のソフト、航空機の運転支援システム、ドローン

先進医療機器等の開発、情報通信分野での業界団体によるガイドライン

規制手法としてゴールベース規制への移行

情報の非対称性を前提とした規制・制度体系とするにあたっては、規制手法についても、デジタル技術の活用等の事業者の創意工夫やイノベーションが阻害されないよう、事業・行動に対する制約を事前に細かく規定するのではなく、ゴールを法益保護達成のために合理的かつ必要・最小限的な形で示し、具体的な遵守のための手法に柔軟性を持たせつつ、ゴールが確保されていることにつき社会に対してアカウンタブルな状態を維持することによりゴールの遵守を求めるといった手法に見直すべきである。

また、規制・制度の見直しにあたっては、費用対効果を可能な限りしっかりと検証し、過剰な規制とならないよう考慮する必要がある。

例：自動運転車の安全基準ガイドライン、会計原則
デジタルプラットフォーマーに対する規制

いわゆるコードやアーキテクチャへの対応

経済社会のデジタル化が進展すると、企業が事業活動に関して作成するいわゆるコードやアーキテクチャによって人の行動が制約され、これらのコードやアーキテクチャが実質的に法規範のように機能する場面が出てくる。そのようなコードやアーキテクチャは、民間企業が作成するものであるため、それを社会・政府としてどのように規律していくべきかという課題が生じる。政府としては、デジタル技術を用いた新規事業展開やイノベーション促進の視点を持ちつつ、例えば、報告義務を法令で課すといった方法のほか、コードやアーキテクチャの作成者たる企業やその他の関係者も含めた柔軟な規範の設定やセルフガバナンスの活用等、法令による規律以外の方法での対応も含めて考えるべきである。

例：ターゲット広告、経路検索、プラットフォーマー、パソコンのOS

ソフトウェアアップデートへの対応

IoTの進展やAIの活用等により、モノのソフトウェア化は今後一層進展する。モノの安全規制をする場合であっても、モノに着目した規制だけでは不十分であり、ソフトウェアも含めた規制・制度を考える必要がある。ソフトウェアはアップデートを前提とするものであるため、規制・制度もアップデートを前提としたものとする必要がある。ソフトウェアの事前規制を厳格にしたり、個別のアップデート内容をその都度審査するのではなく、定期検査・点検の実施、重大インシデントの即時報告、原因究明調査協力等の義務付け、事業者の審査体制自体のチェックによる規制の代替、事後的な責任分担等によって、事前規制を補完する仕組みを考える必要がある。

例：道路運送車両法（自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造等に係る許可制度）
薬機法におけるAIを組み込んだプログラム医療機器の認証等の制度

デジタル時代に則した権利者保護のあり方

多数の権利者が介在する著作権等について、各権利者からの個別許諾の取得が難しいため、その流通が円滑に行われない場合がある。デジタル技術による透明性向上等を活用して、利用・流通に伴う権利処理や利益分配等が円滑に行われる柔軟な仕組みを設けることによって、

権利者保護の実効性とコンテンツとしての利活用の調和を図るべきである。

例：コンテンツの円滑な利用・流通に向けた法整備

プラットフォーム型ビジネスへの対応

プラットフォーム型のビジネスモデルでは、消費者も事業主体となりうる。既存の業法とは別に、新法で新たな規制・制度体系を設けることで、プラットフォーマーを介した消費者間の取引を通じた事業展開を可能とすることも検討すべきである。この場合、規制当局がプラットフォーマーへの管理監督を行い、消費者による事業展開を管理する方法も考えられる。他方で、プラットフォーマーが消費者の義務を代替するなど、事業主体となる消費者に対する過重な規制とならないようにすべきである。

例：住宅宿泊事業法（民泊新法）

AI等の新技術の活用にあたって必要となる対応

AIは、デジタル時代を支える先進技術の大きな柱の一つである。AIが適正に利活用され、その技術進歩を促進するためには、一定の規律を設けることも必要である。統合イノベーション戦略推進会議が令和元年6月に策定した「AI戦略2019」では、AIを安全・安心に社会実装するためには、信頼できる品質のデータによりAI製品・サービスの信頼性を担保する仕組みが必要とされており、政府としても、AIの品質保証とその評価手法の策定及び国際標準化、AIの品質評価を含めた社会実装プロセス（+ガイドライン）の整備を目指している。

AI活用型のビジネスモデルでは、ディープラーニングの活用により、思考回路がブラックボックス化されていくとともに、AIによる自律的な判断が、直接、人々の生活や産業に影響を与えるようになってくる。このような場合には、アルゴリズムの設計責任を問うことだけでは、行為・結果についての責任分配の問題を解決できなくなる。AIを活用している主体が責任を負うのか、AI開発者が責任を負うのか、保険制度による対応を行うのかといった新たな規制・制度体系の設計が必要となる。

AI以外の先進技術についても、これまでの法規制の中では解決できない分野が出てくると考えられる。このような分野においても、技術開発の経済社会、法体系に与える影響も考えながら、必要に応じ、新たな対応をしていくことが求められる。

例：自動運転に向けた法的検討、AI戦略、人間中心のAI社会原則

（5）上記の類型に入らない規制・制度について

規制・制度は、その多くは、それができた時点では、規制目的と規制手段は社会通念に照らして合理的・効率的だったと考えられる。しかし、経済社会が変化する中で、規制目的の重要性・合理性、それを実現する手段としての必要性・合理性が厳しく問われるべきである。デジタル時代には、経済社会の構造が大きく変化し、社会全体における資源配分のあり方も見直しが迫られる。デジタル技術の活用は、経済分野や行政の分野だけでなく、例えば、投票方法の多様化など幅広く多くの領域で可能である。デジタル化と直接的な関連性が薄いと思われる規制・制度についても、現行の制度・規制のあり方でよいのか、不断の見直しを行うべきである。例えば、エネルギー分野については、デジタル時代を支えるインフラとして、電力システム改革が進展しているが、民間事業者の創意工夫を促進するなど更なる規制の見直しが必要である。

また、多数の権利が介在する場面で、当該多数者等から個別に事前同意等を取得することを求めている法制度(コンテンツに関する著作権等、マンション建て替え決議等)について、社会の変化を踏まえた権利者保護のあり方について検討する必要がある。

6. データの利活用とそれに伴う諸課題への対応

デジタル化による恩典を最大化するためには、経済社会活動の多くがデータ化され、データに基づいて様々な活動が行われるデータ駆動型社会の実現が必要である。このような観点から、個人情報やプライバシー保護にも留意しつつ、データが円滑に流通し、誰もが使いやすい形で活用されるよう、データ利活用の環境整備や必要なインフラ整備を迅速に進めるべきである。

(1) データの利活用の促進

データ利活用の円滑化は、経済社会のデジタル化を進める上での最重要課題である。データを経済社会の根幹となるいわば「公共インフラ」として位置づけ、官民一体の取組によって、社会全体で誰もが使いやすい形での利活用が図られるようにする必要がある。

「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(令和元年6月閣議決定。)にあるように、「データを新たな資源として活用し、全ての国民が不安なくデジタル化の恩恵を享受」できるようにすることが重要である。同計画では、データを安全・安心に利用できる環境整備や信頼性向上のためのデータ流通・利活用ルールの整備、官民データ連携の促進などが重点取組とされており、これらの取組を積極的に推進すべきである。

国・地方公共団体によるデータ収集のデジタル化とオープン化

国・地方公共団体は、現在保有しているデータのオープン化を進めるとともに、新たな分野におけるデータの収集・分析を戦略的に進め、データ・フォーマットの共通化等を通じて、誰もが使いやすい形での電子化を図るべきである。国は、積極的なデータ基盤整備の一翼を担うべきである。また、これらのデータをエビデンスに基づく政策立案(EBPM)に活かすべきである。

データ基盤の整備、データ連携の推進

民間事業者等が保有しているデータについても、国が、経済社会的に波及効果の大きいデータから優先的に、データ様式の共通規格化、データ基盤の統一化等を通じて、データ基盤の整備と事業者のデータ連携とを推進し、事業者の創意・工夫が生かされるような事業環境を整えるべきである。このようなデータ連携の例として、個人の交通移動ニーズに応じて、複数の公共交通や移動サービスを最適に組み合わせる新たなサービス(MaaS)を提供するため、交通事業者の持つデータの共有・連携させる仕組みを行政が作り、民間事業者等が活用する取組が始まっている。データのオープン化を進めることにより、新たなサービスが提供されることも期待される。データ様式の共通規格化やデータ基盤の統一化のため、共通の技術仕様やそれらを俯瞰する全体設計についても議論を進めるべきである。

データの流通及び利活用が円滑に進む自律的なシステムの構築

デジタル化が日本社会に便益をもたらすためには、多様なデータが流通し活用されるエコ

システムの構築など、データ利活用の環境・インフラの構築が必要である。また、企業が事業活動を進める上で価値が高い顧客、消費者等に関する様々なデータの収集・分析を、プライバシー保護等を確保しつつ、容易にすべきである。

例：スマートメーターのデータ活用による新たな付加価値創造、不動産関連市場の活性化に向けたデータの整備・連携

(2) データ利活用に伴う諸課題への対応

個人情報保護等との調和

デジタル時代には、個人情報とこれまでとは違う次元で把握が可能となり、プライバシー侵害のリスクも高まる。データの利活用の促進が重要との視点を持ちつつ、個人情報やプライバシーの保護、自己決定権等の保護との調和を図るべきである。他方で、個人情報の保護等の観点から情報漏洩等のリスクを過大に評価することは、デジタル技術の活用やデータの現実の利活用を極めて難しくする。個人情報漏洩やセキュリティのリスクに適切に対応するとともに、一定の行動規範を定め、事後的な規制・制度、例えば、損害賠償ルールの明確化、なりすましや詐欺等も含む悪意のデータ侵害犯の厳罰化などによって、データの利活用と個人情報の保護等との調和を図る道も早急に検討すべきである。さらに、データの利用、アクセスに関する個人、事業者のアクセスに関する権限の整備や、利用権限に関する民事法規の整理も必要になる可能性がある。

また、AIの能力は、ディープラーニングに利用されるデータの量・質に依存する。その際に利用されるデータについても、データ主体の個人情報保護や著作権等との調和が必要となるが、上記と同様の問題があり、データの利活用を図る観点から明確なルール作りが求められる。データの利活用の結果としてのAIの経済価値に対するデータの貢献をどのように評価するかなどについても検討が必要である。

その一方で、個人の情報へのコントロールビリティやポータビリティに関する論点も重要であり、情報銀行の動向等も含め、どのような形での対応が適切なのか、引き続き議論が必要である。

例：改正後の個人情報の保護に関する法律（令和2年通常国会で成立）における仮名加工情報に関する規定の創設及び仮名加工情報の円滑な活用に向けた詳細設計

データの集中と競争環境の整備

データの集中の問題については、例えば、データポータビリティを確保することによる公正な競争環境の実現や、API開放によるデータアクセスの公正性確保等、競争ルールの整備や適正な運用を図るべきである。

プラットフォーム型ビジネスには、一部のプラットフォーム事業者によるデータの寡占化が進む中、公正な競争が阻害され、個人・取引者等の権利・利益等を不当に毀損する事態が生じやすい側面がある。これらに対応するため、競争政策等の観点から、情報提供義務など必要に応じ新たな規制・制度を検討することが必要となる。

例：特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律
独禁法の優越的地位の濫用の対消費者取引への適用

セキュリティ対策等

データの取り扱いにあたっては、官民いずれであっても、セキュリティの確保が重要な課

題である。データは大量かつ容易に取得することが可能であるため、データの内容によっては安全保障上の配慮が必要となる場面もある。データの利活用を円滑にするためにも、こういった課題に対して適切に対応することが求められる。他方で、個人情報保護と同様に、セキュリティ等の課題が過大に評価されることによって、データの利活用が阻害されることにも問題は多い。に記載したのと同様に、データの利活用との調和を図るにあたって、ガイドライン等も含め新たなルール作りを検討すべきである。

その他の権利侵害

データの集積によって、フェイクニュース、コンテンツ侵害サイト等の他の権利の存立を脅かす可能性がある情報への対処も迫られてくる。また、これらによる人の行動変容に関する配慮も必要となる。

国際的な協調

データの利活用のためには、国際間での協調も重要な意味を持つ。我が国は DFFT(Data Free Flow with Trust) の議論を進めているが、国際的なデータの移転、利用を進めるために必要なトラストを構築するための枠組みについての検討を進めるべきである。域外適用、執行協力などについても、多国間での法整備の状況も見つつ、取組みを進めるべきである。

7. その他

(1) グローバル化を踏まえた対応

企業活動がグローバル化する中で、規制・制度の相違は企業に競争条件に対して大きな影響を与える。デジタル時代に対応した規制・制度の見直しは今やグローバルな共通課題である。規制・制度は、諸外国における規制・制度のあり方や国際的な動向を踏まえたものとするべきである。2019年6月に日本で開催されたG20では、デジタル経済におけるイノベーションを更に促進するため、効果的な政策と、革新的かつ機動的で柔軟性があり、デジタル時代に適応した規制アプローチ及び枠組みに関するグッドプラクティスの共有を支持することについて合意がなされた。国際的な規制・制度の協調が求められる領域においては、我が国としてもG20やOECD等の場も活用して、主体的にルール作りに関与していくべきである。

デジタル技術を活用することにより、外国企業の国内における事業展開がますます容易になる。外国企業に対する法適用(域外適用)・法執行や外国当局との協力の問題についても検討する必要がある。

また、デジタル化やグローバル化の進展を受け、企業の国際的な競争が激しさを増すなか、我が国企業は、DX(デジタルトランスフォーメーション)に対応するための事業再編や新たなコーポレートガバナンスの構築が求められている。国としてもガイドラインの策定などにより、企業のグローバルな競争力の向上に向けた取組みを支援していく必要がある。

(2) 地方公共団体におけるデジタルガバメントの推進

デジタル時代の規制・制度改革は、国だけでなく、地方公共団体が主体となる規制・制度についても、必要な見直しを行うべきである。また、地方公共団体がデジタルガバメント化を進めるにあたっては、地方公共団体間での規制・制度やその運用、書式や様式、オンライン手続のためのシステム等に違いがあることが、事業者等にとって負担となり、社会全体と

してのデジタル化を進めるうえでの障害となる。デジタル時代には、国民、事業者等の目線から、データ基盤の共通化、書式や様式の共通化、システムの相互運用等を通じて、地方公共団体が個別に対応するのではなく、国全体の取組を進めるべきである。

(3) 国民、消費者、事業者に求められる対応

デジタル時代にこれまでと異なる対応を求められるのは政府だけではない。国民、事業者、消費者もまた、従来とは異なる対応を求められる。デジタル技術を用いることは、これまでの行動様式を変えるものであり、それに抵抗を感じることもあって当然である。しかしながら、デジタル時代では、デジタルとアナログの併存は極めて非効率であり、経済社会全体としてデジタル化を推し進める必要がある。

また、デジタル時代の到来によって、商品やサービスのコモディティー化が一気に進展していく中で、事業者は非連続な構造転換への対応に恒常的にさらされていく。安定したキャッシュフローの下で新規分野への投資を大胆に行うためには、各事業者は、事業ポートフォリオの見直しを常態的に行うことができる組織構造への変革を大胆に実行していくことが求められる。

(4) 緊急時対応を念頭においた規制・制度のあり方

平時における規制のあり方だけでなく、緊急時における規制・制度のあり方についても検討が必要である。

今般のコロナ危機は、このような緊急時に規制・制度がどうあるべきかを考える契機となっている。デジタル技術の活用は、これまでも地震・津波等の災害時における本人確認、被災者支援等の迅速かつ円滑な推進にとって有効であることが確認されてきた。そして、今回、新型コロナウイルスの感染が広がる中で、経済社会活動を継続するうえで、デジタル技術の活用が必須となっていることが社会全体に共有された。緊急対応として、オンラインや電話による診療・服薬指導、遠隔教育を可能とするための規制・制度の見直しが実施されている。また、この他の対面規制や書面規制についても見直しの動きがある。テレワークは多くの企業で実施されている。

また、コロナ感染症対策の文脈で接触確認アプリの検討が進められる等、医療、交通、エネルギー等の公共の目的に関する情報について、国、自治体、医療機関、事業体等が公益のために情報を利用できる枠組みを整備することも考えられる。

デジタル技術を活用した働き方の変化や事業の仕方の変化などは、コロナ危機後の世界で元に戻るものではない。コロナ危機に伴い見直しを実施した規制・制度のフォローアップを行うとともに、コロナ危機後においても、自然災害や各種の感染症等の緊急対応を求められる事態は生じうるということを念頭において、スピード感を持ってデジタル時代の規制・制度の見直しを進めていくべきである。

8. 具体的な規制・制度の見直しの取組

以上の考え方に基づいて、今後、規制改革推進会議において、将来のあるべき姿も念頭に置きながら、デジタル時代に向けた規制・制度の見直しを進めていく。規制・制度は幅広いので、優先順位を絞って、戦略的に進めていく必要がある。

まずは、新型コロナウイルスの感染防止の観点から、早期に対応が必要な規制・制度の見直しについて引き続き議論を行う。テレワークの障害になっている書面規制、押印、対面規制について、事業者団体からの要望等を踏まえ、早期に実現を図るべき緊急対応と、制度的対応との両面から検討を行い、実現できるものから順次その実現を求める。同様の観点から、行政全体における書面主義、押印、対面主義の見直しに向けて取組を進める。これらは、デジタル時代における基本インフラの整備とでもいうべき分野であり、取組を早急に進める。これを進めるにあたり、業務プロセスを把握分析し、業務全体や個別手順の目的を明らかにし、デジタル化の効果を最大化するための業務の再設定を行うことを求める。

安全規制や消費者保護規制について、デジタル技術を用いてリスク評価を精緻化し、リスクに応じた規制に見直していく必要がある。インフラ等の点検について、新技術の活用を促進する議論を行ってきたが、他の分野についても検討を進めていく。

新しいビジネスモデルによる事業展開を容易にすることなどを目指した業規制の見直しや既存の規制・制度の柔軟な規制体系への見直しの議論については、国内外の事業展開の実態や具体的な事業者の要望を踏まえて、検討する必要がある。また、これらの改革の議論は、今後のデジタル時代に対応した規制・制度の総合的見直しに向けたモデル的な改革として、横展開に繋げていく必要がある。

したがって、まずは、事業実態や要望を踏まえつつ、各省庁の規制・制度のうち、改革の必要性が高いものを、「5. 規制・制度の類型化と具体的な見直しの基準」の項目に沿って、各省庁につき3～4程度取り上げ、来期の規制改革推進会議において重点的な見直し事項として定め、見直しに向けた議論を行う。この際、デジタル時代の改革に必要な視点をチェックリストにして点検するなど、総合的見直しに向けた横展開の議論を行う。

データについては、政府部内でも多くの部門で議論が行われている。規制改革推進会議としても、ここで示した基本的考え方のもと、今後、データの利活用のために何が必要か、政府部内の各会議等とも連携しつつ、検討を進めていく。

補論で示した個別分野（医療介護、教育、働き方、デジタルガバメント）における規制・制度の見直しについては、将来のあるべき姿を念頭に、順次議論を進め、着手できるところから規制・制度の見直しを実施していく。

また、新たに規制を設ける場合には、デジタル時代にマッチした規制・制度とすべきである。そのため、新規規制を設ける際には、デジタル化の視点を踏まえた制度設計になっているかについての評価基準を定める。また、その評価基準を満たすための事前点検を行う標準的な手続を策定し、新たな規制を設ける際には、その手続に則り作業することを求めるなど、各省庁が規制・制度にデジタル化の視点を入れるための方策を検討する。

1 医療・介護サービスの質の向上・効率化

(1) 基本的考え方

高齢化の進行により医療・介護サービスの需要増が見込まれるが、それを支える現役世代は大幅に減少する。また疾病の構造も変化している。将来的に医療・介護に投入できる人的・金銭的リソースにも限界がある中で、医療・介護サービスの質・量確保は大きな課題である。デジタル技術の活用や趣旨・目的に立ち返った業務内容の見直しなどによる抜本的な改革なくして、医療・介護の提供側がこれまでと同水準のサービスを提供することは不可能である。サービス提供サイドの問題に止まらず、国民・社会全体の視点で、新しい医療・介護サービスの形を模索していく必要がある。

医療・介護サービスは、人の行為をデジタル技術により補完・代替することで、大幅な効率化・質の向上を見込める、デジタル化によるポテンシャルの大きい分野である。例えば中国では、インターネットを介した医療プラットフォームサービスが飛躍的な普及を遂げ、数千人規模の医師を確保してオンラインでの診療サービスを提供する大手事業者まで現れている。イギリスでは、救急患者の重篤度を判別するために、オンラインのトリアージ・システムが使われている。その他の欧米各国等でも、予防、診断、治療、予後の各段階でデジタル技術の活用とデータ収集が進展し、新たな産業創出にもつながっている。

ひるがえって我が国では、「対面原則」を最重視する従来からの考え方、これまでのサービス提供に対する自信など現状維持の思考やゼロリスク志向に加えて、デジタル技術に対する認識・知識の不足とそれに起因する不安などがデジタル技術の活用を遅らせている。オンライン診療を例に挙げれば、医療保険の対象となる月当たりの診療回数は100件程度、保険診療全体の百万分の一でしかない。救急医療分野でのデジタル技術の活用も実用化には程遠い状況にある。この分野でのデジタル産業創出は、他国に大きく後れを取っている。

デジタル技術の活用やデータの収集・分析によって、サービスの質を確保しながらサービス提供体制の徹底した省力化・効率化を進めるため、これまでの人によるサービス提供を前提とした医療・介護に関する規制・制度を抜本的に見直すべきである。

(2) デジタル時代の医療・介護のあり方

デジタル技術やビッグデータの活用は、革新的な医療機器の開発・普及、人の行っている行為の補完・代替、各サービスの提供主体間や利用者との間の情報共有などを可能とし、医療機関、介護施設等における業務や、医療関係者の働き方、患者・国民のサービス利用形態を以下のような姿で大きく変えていく。

ビッグデータ、AI等の活用による診療技術の高度化

ビッグデータの収集・分析に基づく治療手法の高度化やAI等のデジタル技術を活用した予防、診断や治療支援等により、診療の質の向上と提供体制の効率化が図られる。

病院・診療所という「場」を前提としない医療サービスの提供

在宅医療、訪問看護、患者自身が行う再発・悪化防止がさらに重要となる中、病院・診療所という「場」とらわれず、画像音声等によるオンライン診療、可搬化可能な診断・治療機器をバックオフィスも含めた業務支援システムの利用と組み合わせることによって、いつでも、どこでも最適の組み合わせで効果的な医療サービスを受けることが可能となる。

デジタル技術を活用した自己の健康管理

デジタル技術を活用して自己の医療・健康関係データを収集・管理し、個別最適化した健康管理が可能となり、健康寿命の伸びが見込まれる。

健診・医療・介護関連サービス間の情報連携による効率的なサービス提供

健康診断の結果記録、他の病院での診療記録、介護事業者のケア記録、市販薬の服用や自己測定結果など、患者の健康・医療・介護に関わる一連の情報をリアルタイムで共有する仕組みが普及し、医療機関・介護事業者や患者自身が、ニーズに応じた健康・医療・介護サービスを効率的に提供できる。

先進技術の活用による医療・介護の質と効率の向上

デジタル技術による支援や外部専門家・専門職による診断支援サービスやAIの活用によって、医師、看護師、救急隊員、介護職員などの関係職種が、専門性を更に向上、活用させながら、これまでの職種の枠を超えて協力・補完できるようになる。また、デジタル技術やAI、ロボットを活用することにより、医療・介護現場において人が行っている機能の支援・代替が可能となる。これらにより医療・介護現場の質の向上・効率化が可能となる。

(3) 見直しの方向性

今後、これらの実現に向けて、対面診療が基本とされる医師法規定（無診察治療等の禁止）の解釈・運用【主に(2) 関連】、看護師などの医療関係職種に対する医師のメディカルコントロールの方法【主に(2) 関連】、患者の医療・健康情報を利活用できる仕組みの整備【主に(2)③④関連】、先進技術を使った医療・介護サービス等に関わる報酬体系・施設基準や監査制度【主に(2) 関連】、AI診断ツール等を含めた医療機器（いわゆるプログラム医療機器）の承認制度【主に(2)①②③関連】、デジタル化とともに促進されるセルフメディケーション（OTC医薬品の製造販売や保険外サービス利用）のルール【主に(2)③④関連】、⑦医療・介護現場等における個人情報保護ルールと運用【主に(2)①②③④関連】など、その前提となる規制・制度を抜本的に見直す。

2 デジタル時代に対応した教育、人材育成

(1) 基本的考え方

デジタル技術を活用した教育の質の向上

企業の事業活動や日常生活では、パソコンやスマートフォン等のデジタルデバイスは相当程度普及しており、幼少期からデジタル機器に慣れ親しんでいる子どもたちも多い。他方で、教育現場でのデジタル技術の活用は例えば米国などに比べて著しく遅れている。これは、学校等におけるデジタル環境の整備の遅れとデジタル技術の活用に対する認識・理解の低さなど、主として教育サービスの提供側の要因に基づく。

このような現状を打開するために、児童生徒一人にパソコン・タブレット等一台が用意されることとなった。教育分野は、デジタル技術の活用により質の向上が期待できる分野である。デジタル技術を活用して具体的にどうやって教育の質を高めていくのか、直ちに検討を進め、データに基づいた科学的検証も行いながら、必要な制度の見直しを行うべきである。

高等教育においても、同様に、デジタル技術を活用して、教育水準を高める取組を進めるべきである。

デジタル人材、イノベティブな人材の育成

デジタル時代には、デジタル技術やデータ活用の進歩によって、これまで人が果たしてき

た機能の一部がAIやロボット等に補完・代替されていく。これからの世代の子どもたちは、新たな役割を社会で果たすことも期待されるし、経済社会の変化を踏まえた教育を受ける権利がある。教育制度は、こうした変化に対応した柔軟な新しい枠組みのものとするべきである。

また、経済社会のデジタル化を進める上で、デジタル分野で活躍できる人材や先進技術の研究・開発を担うイノベティブな人材の育成が重要な課題となる。こういった観点からも従来の教育制度を見直していくべきである。

リカレント教育

デジタル時代の人材には、専門性や創造力がこれまで以上に求められる。デジタル技術の進歩は早く、専門性の陳腐化の速度は速い。個々人が身に付けるべきスキルは従来とは大きく変わり、これまでの一つの組織の中で人材価値を高める仕組みは機能しなくなる。個々人にとって、自己の持つ知識やスキルを伸ばして成長していくことは重要であり、また、企業やひいては経済社会全体にとっても労働者の能力を高めることは意味がある。デジタル時代には、リカレント教育の重要性がこれまで以上に高まる。デジタル技術の活用により、専門性の高い教育へのアクセスは飛躍的に向上し、働きながら学ぶことも容易になる。大学等も含めた教育機関、訓練機関等において、デジタル時代に対応した質の高いリカレント教育が提供されるよう、規制・制度の見直しを含めた取り組みを進めるべきである。

(2) デジタル時代における教育のあり方

デジタル技術を活用した教育の質の向上

これまでの教員と児童生徒の1対多の関係に基づき教室全体の平均にあわせた授業をする教育制度では、授業についていけない児童生徒や、能力に見合った教育を受けられない児童生徒が出る。デジタル技術やデータの活用によって、従来のやりかたの限界を乗り越えられる。データを活用して児童生徒ごとに個別最適化した学習プログラムを作り、理解度を確認しながら、次の教材に進むよう設計するなど、学年も超えて習熟度に応じた効果の高い教育が可能になる。音声や動画を用いたデジタル教科書の活用や、様々な知識経験を有する高い専門性を有する真の外部人材を遠隔授業等を通じて活用することによって、児童生徒に対して、高い理解度を与える方法で専門性が高く質の高い教育を容易に提供できる。

新しい教育スタイルへの変更によって、全国どこにいても高い水準の教育を受けることが可能となり、都市部と地方との格差は緩和される。デジタル技術の活用は、教員が自ら行うことによる教育効果が高い分野に集中することを可能とし、業務負荷の軽減にも資する。不登校児童生徒が、登校できない期間に自宅でオンライン教育やオンライン教材を利用することによって、個々人に応じた教育の提供が可能となる。

高等教育においても、同様に、デジタル技術やデータを活用した質の高い高等教育の提供が可能となる。知識に国境はない中で、デジタル技術を用いることによって、諸外国の教育機関・研究機関との連携も容易になる。デジタル時代の高等教育は、国内だけでなく、海外の知的リソースを最大限活用する形となる。

デジタル人材、イノベティブな人材の育成

デジタル技術を活用した幅広い教材を用いて、高い専門性を持つ外部人材を遠隔授業等で活用することによって、これまでの教育では難しかったデジタル分野における専門的な分野の教育の提供が可能になる。また、個々の児童生徒の能力に応じた個別最適化した教育制度

は、個々人の能力・適性・関心に応じた最適な教育内容を提供することによって、デジタル時代にあったよりイノベーティブな人材が生まれる土壌となる。

リカレント教育

デジタル技術の進歩により、個々人は、働きながらでも、デジタル教材の活用や高い専門性を有する者からの遠隔授業等を通じて、どこにいても個別最適化された質の高いリカレント教育を受けることができるようになる。このような教育を受けることによって、個々人の持つ能力・専門性がアップデートされ、経済社会においてこれまで以上の活躍をすることが可能となる。大学・専門学校等は、従来型でないリカレント教育プログラムの充実を図り、社会人にとっての学びの場として機能することが求められる。

(3) 見直しの方向性

デジタル技術を活用した教育の質の向上

デジタル技術を活用した学びが可能となるように、学校設置基準、教員及び単位認定の要件、カリキュラム等を見直す必要がある。最新の技術による個々の理解度に応じたオンライン学習などを活用し、習熟度に応じた効果の高い教育を可能とし、世界最先端の教育を享受できる環境を整備すべきである。コロナ対応策として可能となった自宅における遠隔教育について、その利点、改良すべき点をよく検証し、コロナ危機の終息後においても、その利点を教育現場に周知徹底するとともに、活用すべきである。

また、デジタル分野の専門性を有する外部人材が幅広く学校教育に参画できるよう教育制度を見直すべきである。エビデンスベースの教育を行うため、多様なビッグデータを活用・分析し、その結果を教育制度の改善に活用すべきである。

デジタル人材、イノベーティブな人材の育成

デジタル技術に関する教育内容の充実を図るため、デジタル教材の活用、デジタル人材育成のためのカリキュラム編成、デジタル技術についての専門性の高い教員の活用、オンライン学習の活用などを円滑かつ柔軟に行える仕組みを整えるべきである。また、小学生から社会人まで各段階における「数理・データサイエンス・AI」分野のリテラシー教育やデジタル化を支える先進人材の育成のための環境を整備すべきである。

リカレント教育

学校教育終了後も生涯を通じて切れ目なく学びなおしをすることに対する支援の仕組みを設けるべきである。デジタル技術を活用することによって、働きながらでも、高い専門性のある教育を受けることができるよう、制度を見直すべきである。また、資格、学位が取りやすくなるよう柔軟な制度とすべきである。

大学・専門学校等は、リカレント教育プログラムの充実を図り、従来型の教育システムを大きく変革することを求められる。一つの教育機関の中だけで完結して従来型の教育をするのではなく、外国も含めた他の教育機関や研究所、企業と連携して、デジタル技術を用いて専門性の高い教育を提供していくことも求められる。

3 デジタル時代に対応した雇用・働き方

(1) 基本的考え方

デジタル時代には、労働者に求められる能力・専門性は大きく変化する。デジタル技術等について高度の専門性をもった「スペシャリスト型人材」に対するニーズが飛躍的に高まるとともに、「ゼネラリスト型人材」にもデジタル技術について相当のリテラシーが求められる。AI やロボットなどの先進的技術の開発・利用、ビッグデータの収集・利活用が大きな課題となり、そういった役割を担える人材が強く求められる。

こういった専門性の高い人材を養成することは、組織内に閉じたゼネラリスト型人材の育成を基本とした従来の日本型雇用慣行の中では難しい。企業が専門性の高い人材を確保するためには、世代や国境を超えた多様な人材に働きかけ、そのニーズや価値観に対応できる柔軟で多様な働き方を提供することが求められる。これまでの日本型雇用慣行は、働き手や働き方の多様化を前提とした雇用制度へと変化していかざるを得ない。同時に、こういった専門性の高い人材を幅広く養成し、適材適所に供給できるように、リカレント教育を含む幅広い能力開発施策を講じるとともに、新たな産業や企業のニーズに即した労働移動の促進を図ることが求められる(2 デジタル時代に対応した教育、人材育成を参照)。雇用関係の規制・制度は、こうした労働者に対するニーズの変化、求められる雇用制度や労働市場のあり方を踏まえたものに見直すべきである。

(2) デジタル時代の雇用、労働市場、働き方のあり方

企業では、デジタル技術を理解・活用できる専門性の高い人材に対するニーズが高まる。そこでは、プロジェクトベースで、様々な能力・専門性を持つ者を多様な働き方を組み合わせさせて集め、高いパフォーマンスを上げるというスタイルも可能となる。専門性の高い人材は、仕事を通じて、また、様々な教育・訓練を通じて自らの能力・専門性をアップデートし、必ずしも1社内に留まることなく、サテライトオフィスやテレワークなど働く場所や働き方を選択しながら、自己実現をというスタイルも広がる。このように仕事の編成や働き方が多様化する中で、正社員の終身雇用を特徴とした日本型雇用慣行やそれを前提とした雇用制度は大きな変革を迫られ、労働市場も開放的で機動性の高いものとなる。

(3) 見直しの方向性

多様で柔軟な働き方と労働移動の円滑化を実現するため、雇用関係の規制・制度や年功序列型賃金などの従来型の雇用制度・慣行を見直すべきである。制度見直しに当たっては、生産性の向上のみならず、個々の働く人の観点からも検討が加えられるべきであり、個人の多様性や価値観を尊重し、個人が自主的に自らのキャリアを選択する自律性を育むものとなるべきである。高齢社会にも対応した長期にわたる多様なライフプランをサポートするセーフティネットの構築も含め、個人が選択可能な複線型キャリアプランを長期のスパンで用意すべきである。

企業における職務ベースでの賃金体系やテレワークの普及等に伴う適正な評価制度の確立、ジョブ型社員普及に向けた雇用ルールの特典化等の取組などに加え、多様な働き方、例えばフリーランスの健全な発展に向けた環境整備、時間・場所にとらわれない働き方や外国人・高度専門職等の就業環境整備、労働市場におけるマッチングや情報共有化機能の充実化等を推し進めていくべきである。

4 デジタル時代の行政手続のあり方

(1) 基本的考え方

デジタル時代には、国・地方公共団体は、デジタル技術の活用により、国民・利用者に質の高い行政サービスを提供するとともに、仕事のやり方や組織の効率化・省人化を求められる。デジタル時代の社会変化に即応し、事業者の行政手続コストの削減を進めることは引き続き重要な行政課題である。加えて、事業者のデジタル化対応が進む中で、行政のデジタル化が遅れることによって、経済社会全体におけるデジタル化の進展が阻害されてはならない。デジタル手続法に定める基本原則（デジタルファースト（個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結）、ワンスオンリー（一度提出した情報は、二度提出を不要）、コネクテッド・ワンストップ（民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現））が徹底された行政の実現が不可欠である。全ての行政手続がオンラインで行われるデジタルガバメントの実現を目指して、着手可能な課題を洗い出し、直ちに必要な対応を行うべきである。

また、行政サービスは、平時だけでなく、災害等の緊急時においても、適切に提供される必要がある。今般のコロナ危機を踏まえると、災害対応にも強靱なデジタルガバメントを構築し、緊急時にも行政を滞りなく進めるためにも、取組を積極的に推進すべきである。デジタルデバイドの対策は重要であり、デジタル弱者に対しデジタル技術も積極的に活用して必要な支援措置を行う必要があるが、デジタル弱者の存在を理由としてデジタル化の取組が遅れが生じてはならない。

(2) デジタル時代の行政サービスのあり方

デジタル時代には、国・地方公共団体の行う行政サービスは、すべて電子的に提供され、オンライン申請やチャットボットによる事前相談などが活用されることにより、国民・住民は行政の窓口に行く必要がなくなる。また、本年から一部の法人設立登記について24時間以内処理が開始されたが、デジタル化の徹底で、より一層迅速に行政サービスが提供される。国民・住民の情報は電子的に保存・管理され、国民・住民に必要なに応じて提供されるとともに、行政の執行やデータを活用した政策立案に用いられる。併せて災害時等におけるタイムリーな情報提供など、きめ細かい行政対応が可能となる。また、行政手続の完全電子化とワンスオンリーの徹底によって、助成金の手続や統計調査などあらゆる行政手続において、国民・住民（事業者）側、行政側双方ともに手続コストが低減される。

また、デジタル技術やデータを利用した行政サービスの中には、そのサービスの利用を選択した者がより高い利便性を享受できる仕組（いわゆるオプトインの仕組）を採用することでデジタル化の取組をさらに進めることができるものもあり、そういった取組の推進はより多様かつ個々人にマッチした行政サービスの提供につながる。さらに、国・地方公共団体は、情報のオープンデータ化を進めることで、例えば、行政と事業者とが連携したMaaSの取組など新たなサービスの提供が可能となり、スマートシティが実現する。

(3) 見直しの方向性

今般のコロナ危機においては、対面・書面を前提とした我が国の行政運営スタイルの脆弱性が露わになった。コロナ危機を境に、我が国の経済社会は大きく変化しており、行政サービスはこれまでとは違う次元でデジタル対応を求められる。コロナ危機への緊急対応及びデジタルガバメントの早期実現のため、全ての行政手続がオンライン化されるために必要な取

組を速やかに実施するべきである。

今後、新たな制度の構築に当たっては、デジタルファーストを徹底すべきであり、デジタル弱者への対応の観点から、一部に書面・対面の仕組みを残す必要がある場合も、これを例外と位置付けるべきである。

また、オンライン化された行政手続の利用率を大胆に引き上げるため、目標を設定して取組を推進すべきである。国・地方公共団体の行政サービスについて、手続、様式などを含むオンライン申請のためのインターフェイスの標準化、添付書類の削減等を進め、標準化を前提としたオンライン手続のシステム整備を進める必要がある。組織の壁を超えた行政手続のワンズオンリーを徹底するため、デジタル化した情報について、国・地方を通じた行政機関間の相互利用、連携を進めるべきである。徹底したデジタルガバメントの実現のため、すべての行政手続について、個人についてはマイナンバーカード、マイナポータルを活用すべきであり、そのためにも、約 16%（令和 2 年 4 月 1 日現在。交付枚数 2033 万枚）となっているマイナンバーカードの普及率の引上げが急務である。また、法人についても、すべての行政手続において活用できるよう、法人番号、法人番号と紐付けたポータルを活用できる仕組みを早急に設けるべきである。

また、従来のやり方をそのままデジタル化するのではなく、業務プロセスを把握した上で、最新のデジタル技術を前提に、制度の趣旨・目的に立ち返り、真の意味において利用者の目線に立った行政サービスの徹底した改善を図るべく制度の見直し（リデザイン）及び業務改革（BPR（Business Process Re-engineering））を徹底すべきである。